

法令審査事務提要(Ⅰ)

内閣法制局

端 書 き

- 一 この資料は、平成三年十月末までに当局において決定を見た法令の審査に関する文書を中心に、部内の職務参考用に、事項に応じて分類整理したものである。
 - 二 昭和二十九年一月に決定された「法令用語改善の実施要領」及び昭和五六年一〇月に決定された「法令における漢字使用等について」については、既に各種参考資料によりその内容が熟知されているので、この資料には収録しなかった。また、佐藤達夫編「法制執務提要」において取りまとめられている一般的な内容のものについても、同様である。
 - 三 この資料は、事項の内容に応じ、例規関係、主要先例関係、用字・用語関係、国会論議関係及び事務処理要領関係の五編に分類整理した。
- 平成三年十月

内閣法制局長官総務室

(注)

- 1 各項目又は資料の末尾の括弧書きは、当該項目又は資料の決裁（決定）又は作成の日付であることを示している。
- 2 右の括弧書きで例規編における次に掲げるものは、それぞれ当該下段に掲げる会議等の決定事項であることを示している。

(昭三〇・一次)―法令立案に関する協議・第一次会議(昭和三〇年一〇月一三日)

端 書 き

- 3 各項目又は資料末尾等の「備考」及び「注」は、今回の編集に当たって付けた備考であることを示している。
 - 4 各項目又は資料の表記（法令番号の表記を含む。）については、原資料のままとしたので、統一されていない。
- (昭三〇・二次) — 同第二次会議 (同年一〇月二四日)
(昭三〇・三次) — 同第三次会議 (同年一月一日)
(昭三〇・四次) — 同第四次会議 (同年二月二七日)
(昭三八) — 法令立案に関する協議会 (昭和三八年九月一〇日—二六日・決裁同年一〇月七日)

目次

端書き

第一例規編

一 一般的事項

- 1 審議会等を設置する場合の立法方式……………一
- 2 審議会等を期限付きで設置する場合の立法方式……………一
- 3 審議会等の定足数・投票数の算定と議長等との関係に関する立法方式……………二
- 4 事務・事業の施行主体の経費負担規定の要否……………二
- 5 行政機関の立入検査等の規定を設ける場合と捜査との関係についての規定の要否……………二
- 6 任意的併科規定の書き方……………三
- 7 刑罰を規定する法律案の施行日の扱い……………三
- 8 法律案の施行期日に関する規定の扱い……………四
- 9 改正法律の起案方式……………五
- 10 各省庁の定員の増加を実施するための改正の施行等の方式……………七
- 11 法令案中修正の柱書きの書き方……………七
- 12 政令において法律上の定義を引用することの要否……………八

13 条約と併せて国会の承認の対象とすべき交換公文等がある場合における「条約の締結について承認を求めるの件」及び「理由」の書き方……………九

二 制定文関係

1 制定文改正の要否……………一二

2 政令の制定文において括弧書きにより準用規定を引用する場合における当該準用規定の指示方法……………一二

3 特殊法人登記令、組合等登記令等を附則で改正する場合の制定文の書き方……………一三

4 経過措置に関する委任規定に基づき当該経過措置を政令の附則で規定する場合の制定文の書き方……………一四

5 政令の別表等について本則中の規定との関係を明らかにするための措置を講ずる場合の制定文における法律の根拠条名の掲名の要否……………一五

三 前文関係

1 前文の標題の要否……………一六

四 見出し関係

1 委任に関する見出しの統一の要否……………一六

2 経過措置に関する見出しの統一の要否……………一七

3 条建てにより同一題名の複数の一部改正法の改正を行う場合における「見出し」の扱い……………一七

五 記号関係

1 各号列記においてイロハの細分を設ける場合の記号……………一九

六 改正方式関係

1 改正法律の起案方式……………二〇

2 題名関係

(一) 題名とこれに続く第一条及び第二条を全部改める場合の柱書きの書き方……………二〇

(二) A法及びA法の一部改正法の一部を改正する法律の題名の付け方……………二〇

3 目次関係

(一) 目次を付ける方式……………二三

(二) 目次の改正の方式……………二三

4 章関係

(一) 章名を改める方式……………二四

(二) 章を加える方式……………二四

(三) 「第〇章中」の用法……………二四

5 見出し関係

(一) 見出しを付ける方式……………二五

(二) 見出しを改める方式……………二五

(三) 条中の字句と見出し中の字句とを同時に改める場合の方式	二六
6 条、項、号関係	

(一) ある条を三つの条に分ける場合の方式	二六
(二) ある条、項又は号を全部改め、その条、項又は号の直後に新たな条、項又は号を加える場合の方式	二六
(三) 二項から成るある条について、第二項を全部改めて第四項とし、新たに第二項及び第三項として二項を加える場合の方式	二七
(四) 既存の条を繰り下げ、新たな二条を追加する場合の方式	二九
(五) 二項から成る条の各項に字句を改める部分があり、かつ、第二項は一項繰り下げ、第一項の次に新たな一項を加える場合の方式	三〇
(六) 三項から成る条の各項に字句を改める部分があり、かつ、第一項及び第二項の項番号はそのままとするが、第二項にただし書を加え、第三項は一項繰り下げ、第二項の次に新たな一項を加える場合の方式	三一
(七) ある条の第二項を削り、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる場合の表現方法	三一
法	
(八) 本則及び附則の条名が通し番号になっていない場合に、本則の末尾に条を加えるときの方式	三一
(九) ただし書が各号列記を伴うこととなる場合の改正方式	三三

(一) 冒頭に、条、項又は号を加える場合の方式	三四
(二) 条、項をなくし、又は条、項を加える場合の方式	三五
(三) 条、項のうち、項だけを改める場合の方式	三六
(四) 号の各種改正方式	
(1) 号の移動の方式	三七
(2) 各号列記が既に存在する場合に、更に号を加えるときの方式	三八
(3) ある条項の各号を全面的に改正する必要があるが、しかも、改正の結果、号の数が増減することとなる場合の改正方式	三八
(4) 各号のない条(項)に各号を加える場合の方式	三九
7 その他の改正方式関係	
(一) 条、項中の一部を改めて、条、項等を移動する場合の方式	四〇
(二) 項、号中の一部を連続して改める場合の方式	四一
(三) 項、号又はただし書のみを削る(改める)等の場合の方式	四一
(四) 「前段中」、「後段中」、「本文中」、「ただし書中」、「各号列記以外の部分中」等の文言の用法	四一
(五) 句点の付いた文章を改める場合の方式	四二
(六) 読点の下に言葉を加える場合の方式	四二
(七) 後段追加の方式	四二
目次	五

七 表現 関係

- 1 条、項、号、イロハ等を引用する場合の各種表現方法 四三
- 2 「同」の用法 四六
- 3 適用関係
 - (一) 読替えの方式 四八
 - (二) 変更適用に係る条項を他で引用する場合の表現方法 四八
- 4 準用関係
 - (一) 準用規定の表現方法 四九
 - (二) 準用規定の後段の表現方法 四九
 - (三) A条を準用するB条を更にC条が準用している場合において、B条及びC条の関係を合せてA条を引用する場合の表現方法 四九
 - (四) 孫準用の場合の読替えの可否 五〇
 - (五) 異なる二以上の字句を同時に同一の字句に読み替える場合の表現方法 五〇
 - (六) 準用規定中の読替部分の規定の仕方 五二
- 5 括弧中の各種表現関係 五五
- 6 特殊な語句関係 五八

八 附 則 関 係

- 1 施行期日関係
 - (一) 一部改正法の附則において、同法により改正された規定を^セ遡及適用する場合の方式 六〇
 - (二) 条の一部について施行期日を異ならせる場合の方式 六〇
 - (三) 一部改正法の附則においてその改正規定及び附則の規定の施行期日を規定する場合における各規定の配列方法 六一
 - (四) ある法律の施行期日が附則第一条本文に規定され、当該法律中特定の条の施行期日がただし書に規定されている場合の、附則における当該法律の施行に係る規定の仕方 六一
 - (五) その他 六一
- 2 規定の順序関係
 - (一) 附則に既存の法令の廃止に関する規定を置く場合の方式 六三
 - (二) 附則において他の法令の一部を改正する場合の規定の順序 六四
- 3 各種の改正方式関係
 - (一) 附則中に本則の経過規定と他法令の一部改正規定とが含まれている場合において、後に、その本則の経過規定を改めて条項（特に項）を追加し、又は削るため、附則中の条項の繰下げ又は繰上げを行うときの方式 六五
 - (二) 附則の条名が本則の条名と通し番号になっている場合において、附則中に規定を加

えるとき的方式	六五
(三) 附則の末尾に項を加える場合の方式	六六
(四) 附則が複数の項から成り立っている場合における一部改正の方式	六六
4 条、項等の引用関係	
(一) 一部改正法の附則において、同法による改正後の条項を引用する場合の方式	六七
(二) 一部改正法の附則において、改正のなかつた当該法令の条項を引用する場合の方式	六八
(三) 附則における二以上の条又は項を引用する場合の方式	六八
(四) 略称を設けた場合における当該略称の用法	六九
5 その他	
(一) 附則の条名の付け方	六九
(二) 改正後の第○条の規定を適用する場合の方式	七〇
(三) 本則で略称を用いることとした他法令について附則において改正を行う場合における当該他法令名の附則における掲名の方式	七〇
(四) 附則において他法令の一部改正を内容とする条(項)がある場合において、後日、当該附則を改正し、新たな条(項)を追加するときの当該他法令の一部改正を内容とする条(項)の取扱い	七一

九 別表・表関係

1 改正追加の方式	七二
2 表中において名詞を列記する場合の方式	七六
3 表中の縦の区切りの取扱い	七六
4 その他の改正方式	七七
5 当該別表等について定める本則中の規定との関係を明らかにするための方式	七八
6 政令の別表等について本則中の規定との関係を明らかにするための措置を講ずる場合の制定文における法律の根拠条名の掲名の要否	八〇

一〇 理由書関係

一一 法律又は政令に署名すべき主務大臣関係	八二
-----------------------	----

一二 特殊法人関係

1 規定の表現等の統一について	八四
2 規定の整備について	八六
3 公庫等の最高代表機関の名称について	八七
4 事業団の最高代表機関として「理事長」のほか「会長」を置くことの可否について	八八

5	監事に関する規定について	九〇
6	役員の欠格条項について	九一
7	役員員に関する罰則及び設立の登記について	九二
8	現物出資規定について	九三
9	増資規定について	九四
10	特殊法人登記令を附則で改正する場合の制定文の書き方 (参考)	九六
	一 漢数字「千」の表記について	九六
	二 罰則の審査について	九七
	三 利率等の表示の年利建移行に関する法令等の規定の整備について	九八
	四 公益法人に対する監督の強化について	九九
第二 主要先例編		
	一 公式令廃止後の公文の方式等に関する件	一〇一
	二 予算関係法律案について「要綱調べ」が提出された例	一〇二
	三 規定中に引用した法律が未公布のため、その法律番号を空白にして公布された法律の 取扱い例	一〇三
	四 一部改正法と改正されるべき法律との成立時期が逆になる場合の取扱い例	一〇七

	五 公布後施行前の法令を改正した例	一〇九
	六 行政機関についてその存置期間経過後において復活させるための措置を講じた例	一一六
	七 行政機関の位置の表示の改正例(北九州市の新設に関連するもの)	一二〇
	八 法律の施行期日を他の法律に全面的に委任した例	一二一
	九 法律の施行期日を政令に全面的に委任した例	一二三
	一〇 一部改正法が既存の二法を改正するものである場合において、その題名に「等」を 用いた例	一二五
	一一 数本の法律改正が一本の法律改正(案)により行われた例	一二九
	一二 内閣総辞職の日に政令案が閣議に付議された例	一三五
	一三 予算が四月二日に自然成立となることが見込まれる場合における組織令等の施行日 の取扱い例	一三六
	一四 臨時特例に関する法律の失効に伴う経過措置を定める政令が制定された例	一三六
	一五 法律に規定されていた事項を政省令事項としたものの例	一三八

第三 用字・用語編

	一 特殊な語句に関する例規	一四一
	二 法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記方法	一四三
	三 「法令における漢字使用等について」の決定に伴い、留意すべき事項(抄)	一四四
目次		一一

四 「法令における漢字使用等について」に関する質疑応答について……………	一五二
五 「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」の実施後、いわゆる通則	
六 の「許容」又は通則7を適用して書き表した語について……………	一五四
六 その表記が問題となる用語に関する第七二回国会提出予算関係法律案における表記調	
七 べ……………	一六五
七 法令における「沖繩」の表記について……………	一六九
八 法令において使用する漢字「灯」の字体について……………	一六九
九 学術用語審査基準（昭和四八年六月一八日改正）について……………	一七〇
一〇 公用文改善の趣旨徹底について……………	一八一
一一 参考……………	
① 憲法改正草案の文体等の形式に関する説明……………	一九〇
② 各官庁における文書の文体等に関する件……………	一九一

第四 国会論議編

一 法律案等の提出関係

1 二以上の法律改正を一本の法律（案）で行うことの適否……………	一九三
2 附則における他法改正の適否……………	二一七
3 許認可事務の整理について一括整理法に入れるか単独法とするかの基準……………	二二五
4 一括法とりまとめ大臣とその法的根拠……………	二二六
5 法案一括化の法的根拠……………	二二八
6 内容による法律改正案分離の必要性の有無……………	二二九
7 関連する数個の法律案が提案され、基本となる法律案の方が成立しなかった事例……………	二三〇
8 内閣が、予算を要する法律案を予算なしで提案することの可否……………	二三二
9 予算と法律の関係……………	二三三
(参考)	
① 予算と法律の不一致の場合の行政府の対応ぶり……………	二四〇
② 予算と法律の不一致の場合の対応策……………	二四〇
10 法律案の一部を他の法律案で修正することの適否……………	二四一
11 期限の定めのある法律について、当該期限の経過後、当該期限を延長することの可否……………	二四六
12 一事不再議の原則……………	二四九
13 資料として国会に提出する条約仮訳文の審査の要否……………	二五〇
14 条約の批准と国内法の整備との関係……………	二五二
15 参考……………	
① 複数条約の一括提出……………	二五四
② 二以上の法律の一部改正を条建ての方式で一の一部改正法の形式で行い得る限界……………	二五四
③ 同一国会に改正案の提出を予定する法律の一部の改正を他委員会所管の一括法案に……………	

含めて別途の提案とすることの当否―電波法の手数料関係―	二五四
④ 二以上の委員会の所管事項に係る法律案の作成	二五五
⑤ 新産・工特地域財特法、首都圏等財特法及び公害財特法の改正を一本の法律案とすること	二五五
⑥ 地方交付税法の改正と各種手数料関係法律の改正を一本の法律案とすること	二五五
⑦ 複数の法律にかかる特別措置に関する法案を一つにまとめることの可否―特別委員会設置との関係において―	二五五
⑧ 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律を一括法とした理由―特別委員会設置と関連して―	二五五
⑨ 許認可等の整理、適用対象消滅による法律廃止に関する法律案を一括とした理由及び道路運送車両法の一部改正案等を一括としなかった理由	二五五
⑩ 法律案の一括化の基準	二五五
⑪ 法律案の一括化の基準―許認可一括法―	二五六
⑫ 同一法律（児童扶養手当法）の改正案が一括法案と単独法案に分かれて提出されたこと	二五六
⑬ 「国の補助金等の臨時特例等に関する法律案」の一括化の理由	二五六
⑭ 公用地暫定使用法による国の使用期限の到来と同法の改正案の取扱い等	二五六
⑮ 沖繩における公用地暫定使用法による使用期限後の状態についての統一見解	二五六
⑯ 沖繩における公用地暫定使用法による使用期限後における同法の改正	二五六
⑰ 条約の批准と国内法体制の整備との関係	二五六

二 法律案の形式及び内容関係

1 基本法の性格	二五七
2 特別法と一般法との関係	二五八
3 暫定（臨時）措置法で存続期間の長いものの例	二五九
4 法律の題名と内容との関係	二六一
5 目的規定の解釈とその拘束力	二六四
6 機関委任事務に関する法案審査の観点	二六八
7 国家行政組織法と「院」の名称の適否	二六九
8 各省庁の設置法が官房長の職について「命を受け」と定める理由	二七〇
9 条約と国内法における表現の差異	二七一
10 法律事項と政令事項との振り分けの基準―地すべり等防止法（案）に関連して―	二七二
11 取締法規の基準のほとんどが命令に委任されていることの法形式としての当否―電気用品取締法（案）に関連して―	二七五
12 政令への委任の範囲	二七六
13 人事院規則への委任の範囲	二七九

14	附則による政令委任の適否	二八〇
15	命令で定める事項に係る経過措置の命令委任に際し「経過措置に関する罰則」を含めて委任することの適否	二八一
16	罰則の構成要件に該当する行為の政令への委任	二八三
17	「罰則の適用に関しては」の文言の有無による意義の異同	二八四
18	罰則の準用の適否	二八五
19	一部改正法の性格	二九三
20	一部改正法が一つの単独法律として残る場合	二九四
21	枝番号による改正の適否	二九五
22	従来法律に規定していた事項を政令事項に改めることの適否	二九七
23	一部改正法附則による他法令改正の当否	三〇六
24	日切れ法案とは何か	三〇八
25	参考	
①	政省令で定めることのできる事項	三一
②	政治活動のために使用する立札及び看板の類の規制に係る政令委任の限界	三一
③	政令、条例等への委任の基準―風俗営業等取締法の改正に関連して―	三一
④	政令委任の基準	三一
⑤	政令、省令、通達の意義	三一

⑥	「刑の執行を受けることがなくなった日」の起算と刑の執行猶予	三一
⑦	行政取締り法規における過失犯について	三一
⑧	日切れ法案の提出の仕方	三一

三 特殊法人関係

1	名称による特殊法人の区分	三二
	(参考) 特殊法人の名称による区分	三二
2	特殊法人及び認可法人の法的性格	三二〇
3	認可法人と特殊法人との相違―自動車安全運転センター法案に関して―	三二六
4	設置の基準	三二九
5	法人格について定める規定に「法人」と「公法上の法人」の両者がある理由	三二九
6	役員の任命形式	三三二
7	役員の定数	三三四
8	資本金に関する規定の仕方	三三四
9	資本金の増加のための改正法を公布の日から施行することの意味	三三九
10	業務方法書の作成権	三四〇
11	定款に関する規定の特殊法人による差異	三四一
12	退職手当等の決め方	三四三

13	主務大臣の権限委任の適否	三四四
14	監事に関する規定の修正経緯	三四八
15	業務報告、財務諸表等の国会報告の要否	三五三
16	特殊法人等の最初の事業年度の期間に関する経過規定	三五三

四 法令用語関係

1	基準	三五六
2	協議・同意	三五八
3	許可・認可・特許・登録等	三五九
4	近代化・合理化・高度化	三六五
5	国・国家・政府	三六七
6	原価・生産費	三六九
7	後・以後	三七一
8	公示・告示	三七一
9	之等ノ者	三七六
10	公共の安全・秩序の保持	三八一
11	参事官・審議官	三八二
12	支出・使用・支弁	三八三

13	諮問・意見聴取	三八五
14	趣旨・目的	三八七
15	準用	三八八
16	その他	三八九
17	尊属・卑属	三九〇
18	相当の期間	三九一
19	当分の間	三九二
20	特別の事情がない限り	三九四
21	廃止するものとする	三九五
22	病院・治療院	三九九
23	付・附	三九九
24	負担(金)・交付(金)	四〇六
25	補償・報償	四〇七
26	目的・目標	四〇九
27	例による・準じて	四一〇
28	参考	
①	慣習法及び事実たる慣習の实例	四一一
②	法令用語としての「協議」の意義―電波法三八条の二第八項関連―	四一一

③ 消防法と警察法における公共の秩序及び安寧の維持の異同	四一
④ 「社会通念」の意義	四一
⑤ 実定法と自然法の意義	四一
⑥ 手数料・登録免許税の差異	四一
⑦ 電話加入資格に関する臨時特例法一条の「当分の間」の意味について	四二
⑧ 著作権法附則四条の二の「当分の間」の意味	四二
⑨ 私立学校法附則一三項の「認可」の法的性格	四二
⑩ 日本原子力船開発事業団法附則二条の「・・・廃止するものとする」という文言と同法の効力	四二
⑪ 地方交付税法六条の三第二項にいう「引き続き」及び「著しく」の解釈	四二
⑫ 国家公務員災害補償法二二条の福祉施設の意味	四二
⑬ 保安警察と行政警察の区分	四二
⑭ 公職選挙法別表の「例とする」の意義	四二

五 その他

1 法令整備の在り方	四三
2 ポツダム政令の取扱	四五
3 目的規定のある法律とこれを欠く法律との関係	四七

4 法令用語平易化の必要性	四八
5 外来語を法令用語として使用する基準	四三
6 成立又は公布の日前の日を施行日とする法律の規定の解釈—国税通則法(案)に関連して—	四五
7 法律成立後引用法律の法律番号のブランクを埋めることの適否	四六
8 参考	

① 不要になった法律の整理	四六
② 各省大臣の法令解釈の制約力	四六
③ 法律の解釈	四六
④ 領域外の区域における地方税の課税	四七
⑤ 宅地開発に関する行政指導(宅地開発指導要綱)	四七
⑥ 各省大臣の行政指導権限及び内閣総理大臣の指揮監督権限(答弁書)	四七
⑦ 各省大臣の行政指導(答弁書)	四七
⑧ 行政指導と法律的根拠(答弁書)	四七
⑨ 今次大戦の正式呼称	四七
⑩ 今次戦争の統一的呼称(答弁書)	四七
⑪ 公海におけるトンネルの管轄権	四七
⑫ 法律の公布日決定の権限	四七

第五 事務処理要領編

一 予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について	四二九
二 「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」の手續等について	四三二
三 概算要求に關係のある法律案等要綱作成要領（大蔵省主計局）	四三四
四 予算關係法律案の區別等について	四三六
五 内閣提出法律案の整理について	四三八
六 「内閣提出法律案の整理について」（昭和三八年九月一三日閣議決定）3の適用について	四三九
七 内閣提出議案中、参議院先議案の増加について	四四〇
八 法律案又は政令案の閣議請議に際しての要綱等の記載要領について	四四一
九 事務次官等會議に提出する法律案及び政令案に添付する新旧対照の記載方法について	四四六
一〇 法律の施行期日を定める政令案に対する参考資料の添付について	四四七
一一 法律案、政令案及び条約案閣議決定書類の処理方法の変更について	四四七
〔備考〕 法律案、政令案及び条約案閣議決定書類の書式及び起案例	四四九
一二 公文書の左横書きについて	四六四
一三 内閣關係事務処理要領（法律案・政令案について）（抄）	四六四
一四 自由民主党国会対策委員会からの要望事項	四八〇

一五 参議院予算委員会からの申入れについて	四八一
一六 内閣総理大臣の国会答弁資料作成要領	四八三
一七 国会答弁用想定問答集の送付依頼について	四九四
一八 官報の編集について	四九五
一九 府・省令の全文官報掲載について	四九九
二〇 法令案審議録關係	
1 法令案審議録整理保存要領	五〇三
2 法令案審議録の編集製本の方法について	五〇六

(付)

○ 内閣提出法律案の提出及び成立件数の推移	五一〇
○ 法令公布件数の推移	五一五
○ 現行法令数の推移	五一七
○ 予算關係法律案等の閣議決定期限調べ	五一九
○ 文書課長等會議前後における内閣提出予定法律案、条約案の件数調べ	五二〇

第一例規編

一 一般的事項

1 審議会等を設置する場合の立法方式

審議会、協議会その他諮問的又は調査的附属機関を新たに設置する場合には、そのための単行法を別個に制定する方式と、各省設置法等の一部を改正して、審議会等の一括設置を定めている条項の表中に当該新設すべき附属機関を挿入するに止める方式とが考えられるが、今後は、原則として、次の取扱によるものとする。

(一) 委員の構成、審議会の運営等に関する事項を挙げて政令に委任することが妥当でなく、法律自体にこれを規定する必要がある場合（たとえば、委員中に国会議員を加えるべきことを定め、又は委員を特定の団体の推薦によつて任命すべきことを定める必要がある場合のごとし。）を除いては、各省設置法等の一部改正の方式によること。

(二) 当該新設すべき附属機関が臨時的のものである場合においても、そのことのみによつては、単行法制定の方式をとらないこと。

追て、前二号の取扱によらないときは、審査関係各部長の承認を得るものとする。

（昭三三・一二・二〇、昭五〇・九・三〇）

2 審議会等を期限付きで設置する場合の立法方式

総理府及び各省庁に審議會を期限付きで置く場合には、各省設置法等の附則に、次のような規定を置くものとする。

附則中第五項を次のように改め、第六項を削り、第七項を第六項とする。

5 第十五条第一項の表に掲げる（附属）機関のうち、皇居造営審議會及び訴願制度調査会は昭和三十三年三月三十一日まで、固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで、産業災害防止対策審議會は昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（昭三四・一・二二）

3 審議會等の定足数・投票数の算定と議長等との関係に関する立法方式

委員会、審議會等の定足数及び議決要件としての賛成委員等の数に、委員たる議長、会長等が含まれるかどうかは、解釈にまかせず法定したかどうか。

〔決定〕 特に含まれないものとする場合に、法定する。

（昭三八）

4 事務・事業の施行主体の経費負担規定の要否

事務又は事業の施行主体が当該事務又は事業の経費を負担する旨の規定は、不要ではないか。

〔決定〕 原則として不要

（昭三〇・四次）

5 行政機関の立入検査等の規定を設ける場合と捜査との関係についての規定の要否

行政機関の立入検査等に関する立法には、それが犯罪捜査のために認められたものと解してはならない

旨の規定が置かれているものと置かれていないものがあるが、統一の要はないか。

〔決定〕 この種の立入検査の権限は、行政監督等の必要から、また、その限度において行使されるものであり、刑事手続的なものとして行われるものではないが、憲法第三十五条の規定との関連を考慮

し、この種の立入検査の権限を認める場合には、それが「犯罪捜査のために認められたもの」と解してはならない」旨の規定を置くこととする。

（昭四八・七・二六）

6 任意的併科規定の書き方

懲役と罰金の任意的併科の規定については、従来、

第〇条 …………… 違反した者は、〇年以下の懲役又は〇円以下の罰金に処する。

前項の刑は、情状により、併科することができる。

というように、選択刑の規定と併科の規定とを別の条項に書く慣例となっていたが、今後、これを次のように改めて、取扱いを一定すること。

第〇条 …………… 違反した者は、〇年以下の懲役若しくは〇円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（昭二四・四・一六）

7 刑罰を規定する法律案の施行日の扱い

刑罰規定が施行とともに直ちに適用されることとなる法律案は、原則として、公布即日施行とせず、「公布の日から起算して十日を経過した日から施行する」こととすること。

8 法律案の施行期日に関する規定の扱い

(一) 法律案の施行期日に関する規定については、国会審議上の立場からの要請もあるので、国会の当該会期後の確定日を施行日とする場合のほか、次のような事情があると認められる場合を除き、確定日とするのを避けるものとする。

(1) 予算関係法律案について、その実施上予算と法律との不一致を生じさせないようにするため、確定日を施行日とする場合

(2) 他の法律制度と密接な関連があつて、それとの調整を図る必要があるため、確定日を施行日とする場合

(3) 一定の時期から施行すべき格別の政策上の要請があつて、この要請にこたえるため、確定日を施行日とする場合

(二) 右の(1)から(3)までに掲げる場合に該当し、確定日を施行日とする法律案については、その国会への提出の日が当該確定日に近接するため国会審議上無理を生ずることにならないように、努めて早期に国会に提出するものとし、これがどうしてもできない場合には、確定日とするにつき、次に掲げるような調整の方途を講ずるものとする。

(例)

(イ) この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行する。

(ロ) ……(右に同じ)……ときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

(昭三九・二・一三)

9 改正法律の起案方式

(一) 同一の法律を二以上の事項にわたつて改正する場合において、その事項ごとに改正法律の施行期日が異なるときは、従来は、改正法律の本則中の単一の改正文言の下にすべての事項についての改正規定を織り込み、附則において、改正法律を分割施行し、又は一応一括して施行することとし別に必要な経過措置を設けることによつて分割施行と同一の内容を定めることとする等の方式がとられるのが一般の例であつたが、同一の法律の同一の条項を施行期日を異にして数回にわたつて改正する場合等、従前の方式による附則の規定によつて処理することが著しく困難であるか、又は附則の規定が難解となる場合には、本則中に条を起して、同一の法律を対象とする改正文言を含む規定を数回設けることとして差しつかえない(注一)。

(注一) 右の方式による改正法律の起案例

厚生省設置法の一部を改正する法律

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中……………改める。

第二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五条中……………改める。

第三条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五条中……………加える。

附 則

この法律中第一条の規定は〇年〇月〇日から、第二条の規定は〇年〇月〇日から、第三条の規定は〇年〇月〇日から施行する。

(一) 右の(一)は、法律の附則において同一の他の法律を二以上の事項にわたって改正する場合に準用すると(注二)。

(注二) これに関する前例

輸出検査法(昭和三十一年法律第九十七号) 附則第一〇条及び第二一条

(昭三三・二・五、昭五〇・九・三〇)

(備考)

〇輸出検査法(昭三二法九七)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、……附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号を次のように改める。

二十二 輸出検査の基準を定め、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第十一条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

輸出品の等級、標準及び包装
その他輸出検査に伴う重要事
項を調査審議すること。

を

輸出検査に関する重要事項を
調査審議すること。

に改め

10 各省庁の定員の増加を実施するための改正の施行等の方式

(一) 年度開始以後最初に定員が増加される時に、年度末における定員をもつて施行すること。ただし、予算上一年未満の期間について増員を認めている場合であっても、その期間を限定したことが、単に事務費を表現する方法に止まることが確認されるときは、年度開始の時から施行することを認めること。

(二) 年度の途中における定員が年度末における定員をこえる場合は、そのこえる員数については、施行の時から読み替えるものとする。

(三) 前二項は、各省については、定員を定める表に掲げられる機関別に適用すること。

(四) 各省については、(一)及び(三)の措置の結果のいかんを問わず、合計の項は、年度末の定員をもつて算定するものとする。

(備考)

昭和三八年一月二日の閣議に付された法律案について見ると本件(一)の本文の適用例として、通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部改正による中小企業庁の定員の改正が、同ただし書の適用例として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正による公正取引委員会事務局の定員の改正が挙げられる。

(昭三八・一・二二)

法令案の一部を修正する場合には、まず最初に、次例に示すような法令案を修正する旨の柱書をつけることとし、これに引き続いて、修正の内容を規定する。

例

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案中修正
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。
(以下略)

(昭三八・二・二二)

(備考)

- 1 本文の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、昭和三八年二月八日に閣議決定が行われ、二月一三日国会に提出されたが、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に関連して、二月二一日厚生大臣からその修正につき閣議諮議があり、二月三日閣議決定、同日内閣総理大臣から両院議長にその旨通知された。
- 2 当局の決裁においては、「別紙〇〇大臣諮議〇〇法律案中修正の件を審査したが、右は諮議のように閣議決定されてよいと認める」の文言により行われる。四五二ページ参照

12 政令において法律上の定義を引用することの要否

法律で一定の字句について定義規定を設けた場合、その法律に基づく政令において当該字句を用いるときに、法律上の定義を引用したものと引用しないものがあるが、いずれが妥当か。

〔決定〕

政令において法律上の定義を引用するのは、法律上の定義を引用しなければ政令上の字句の解釈に疑問を生ずるおそれがある場合に限るものとする。

(昭四八・七・一六)

13 条約と併せて国会の承認の対象とすべき交換公文等がある場合における「条約の締結について承認を求めめるの件」及び「理由」の書き方

条約の締結について国会の承認を求めめる際、当該条約と不可分の関係にあり、当該条約と併せて国会の承認の対象とすべき交換公文等がある場合においては、当該交換公文等が当該条約の不可分の一部をなすものであることが規定上明らかな場合は別として、その承認を求めると当たつては、次の例に示すように、当該条約の「締結について承認を求めめるの件」及び「理由」のいずれにおいても、当該条約名の下に括弧書きにより当該交換公文等を含む旨を明記するものとする。

(例一)

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件
ア政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件
渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(パパア・ニューギニアへの適用に関する交換公文を含む。)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

理由

政府は、日豪間の渡り鳥の保護及び絶滅のおそれのある鳥類の保護のため、昭和四十九年二月六日に東京で、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（パプア・ニューギニアへの適用に関する交換公文を含む。）に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

(例二)

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定（同協定第一条の実施についての二交換公文を含む。）……及び日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

理由

政府は、日本国と大韓民国との間の諸懸案を解決して両国間の国交の正常化を実現するため、昭和四十年六月二十二日に東京で、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定（同協定第一条の実施についての二交換公文を含む。）……に署名し、

及び日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する公文の交換を行った。よつて、これらの条約等を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

(昭五〇・二二・一一)

〔備考〕

- 1 第三回国会以前においては、条約を国会に提出する際、その条約と併せて国会の承認の対象とすべき交換公文等がある場合においても、当該交換公文等は、当該基本となる条約の中に含まれるものとして、「条約の締結について承認を求めめるの件」及び「理由」には、単に、「……条約の締結について、日本国憲法……に基づき、国会の承認を求めめる。」政府は……条約に署名した。よつてこの条約を批准することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。」と書くだけで、防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭三一条一二）及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（昭二七条八）の二つを除いては、何ら交換公文には触れないことを通例としていた。

- 2 その後、いわゆる新安保条約を国会に提出するに当たり、同条約と不可分の関係にある三個の交換公文の取扱いが問題となったのを機会に、第三回国会に提出する条約から、条約と併せて国会の承認の対象とすべき交換公文等がある場合には、「政府は……条約に署名し、……につき公文の交換を行った」等、「条約の締結について承認を求めめるの件」の理由中に、基本となる条約のほか、当該交換公文等が存在することを明示することに改められた。

- 3 更に、昭和四〇年、いわゆる日韓諸条約について国会の承認を求めめるのを機会に、条約と併せて国会の承認の対象とすべき交換公文等がある場合における「条約の締結について承認を求めめるの件」及び「理由」の書き方が本文決定のとおり改められた。

二 制定文関係

1 制定文改正の要否

政令の制定文は、政令の一部をなす（法制執務提要一四三頁）ものというからには、制定文中に引用された法律の条名等が変わつた場合は、制定文も改正して置くか、または、現在のように制定当時の政令の根拠を示すにとどめておくか。なお、政令の制定文には、その政令の本則の根拠条文のみを引用し、附則による他法令の改正の根拠条文は引用しない例であるからには、「……に基づいて、この政令を制定する。」というのは、不正確ではないか。

〔決定〕 従前どおり。なお、当該政令の本則の根拠となる法律の附則の規定の委任に基づき当該政令の附則に規定を設ける場合には、その根拠条文を制定文に引用するものとする。

（昭三八）

〔備考〕

○「法制執務提要」一四三ページ

政令の制定文は、政令の一部をなすものであるが、制定文中に引用されている法律の題名や条名が、のちに改正等の結果変わつても、制定文の改正を行わないのが、現在の取扱いである。制定文は、制定当時の政令の根拠を示すという趣旨に基づいている。

2 政令の制定文において括弧書きにより準用規定を引用する場合における当該準用規定の指示方法

政令の制定文において括弧書きにより準用規定を引用する場合における当該準用規定の指示方法に関する規定例として次の両者があるが、そのいずれによるべきか。

(イ) 内閣は、○○法（……………）第○条（同法第×条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

(ロ) 内閣は、○○法（……………）第○条（第×条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

〔決定〕 (イ)による。

〔備考〕

(イ)の例 ○都市再開発法施行令の一部を改正する政令（昭五〇政三〇四）

内閣は、都市再開発法（……………）第三条第一号、……………、第七条の十二（同法第十二条において準用する場合を含む。）、……………、第八十三條第四項及び第五項（同法第百十八條の十において準用する場合を含む。）、第八十四條第一項（同法第百十八條の十において準用する場合を含む。）、……………並びに第百三十七條の規定に基づき、この政令を制定する。

(ロ)の例 ○下水道法施行令の一部を改正する政令（昭四九政九）

内閣は、下水道法（……………）第八条（第二十五条の十において準用する場合を含む。）、……………の規定に基づき、この政令を制定する。

（昭五〇・一一・二八）

3 特殊法人登記令、組合等登記令等を附則で改正する場合の制定文の書き方

特殊法人登記令又は組合等登記令により登記すべき新法人に関する法律が制定された場合に、当該法律の施行令の附則において、これらの登記令の別表に新法人を追加する改正が行なわれることが多いが、その改正の根拠規定は制定文中に示されないのが通例である。

(例外)

地方住宅供給公社法施行令(昭和四〇年政令第一九八号)

日本勤労者住宅協会法施行令(昭和四一年政令第二九〇号)

しかし、右の根拠規定が当該法律の本則中にあること、政令の附則における他の政令の一部改正という形式をとっているが、本来は本則的事項であること等を考慮して、今後、このような場合には、^{*}制定文中に、その根拠規定を示すこととする。

* (例) 公庫の国庫納付金に関する政令(昭和二六年政令第一六二号)

公団等の恩給納付金に関する政令(昭和三四年政令第二六九号)

(昭四二・八・一八)

4 経過措置に関する委任規定に基づき当該経過措置を政令の附則で規定する場合の制定文の書き方
命令の制定又は改廃に伴う経過措置を当該命令で定めることができる旨の委任規定がある場合において、当該経過措置を政令の附則で規定する場合の制定文に当該委任条項を引用するものと引用しないものとの両者があるが、そのいずれによるべきか。

〔決定〕 引用するものとする。

(備考)

1 特殊法人登記令、組合等登記令等を附則で改正する場合には、その根拠規定を制定文に示すこととされている。

2 「当該政令の本則の根拠となる法律の附則の規定の委任に基づき当該政令の附則に規定を設ける場合には、

その根拠条文を制定文に引用するものとする」こととされている。

(参考)

(イ) 制定文に根拠規定を引用している例

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令(昭四六政一九九)―根拠規定 法第三三条の二

計量法施行令の一部を改正する政令(昭四七政二七一)―根拠規定 法第二九条の二

(ロ) 制定文に根拠規定を引用していない例

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令(昭四二政三七四)

計量法施行令の一部を改正する政令(昭四八政一六九)

(注) 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令は、(イ)、(ロ)とも罰則に関する経過措置を規定しているものである。

(昭五〇・七・三)

5 政令の別表等について本則中の規定との関係を明らかにするための措置を講ずる場合の制定文における法律の根拠条名の掲名の要否

政令において単に「別表第一」を「別表第一(第〇条関係)」に改める場合に、制定文に根拠条名を掲げるものと掲げないものとの両者があるが、そのいずれによるべきか。

〔決定〕 掲げるに及ばないものとする。

(参考)

一 根拠条名を掲げた例(―の部分)

道路交通法施行令の一部を改正する政令(昭五〇政三八)

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十条第一項ただし書、第一百二十二条第五項並びに第一百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

二 根拠条名を掲げない例（右の一の例によるときは、第四条、第六条の三、第八条の二第一項及び第二項並びに第八条の四第一項から第三項までが根拠条名として掲げられることになる。）

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（昭五〇政三五）

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（昭五〇・六・六）

三 前文関係

1 前文の標題の要否

前文には、「前文」という標題をつけてはどうか。

〔決定〕 つけることとしてもよいが、具体例が出たときにあらためて協議する。

（昭三八）

〔備考〕

本則の章に前文を置き、かつ、前文の標題を付けたものとして、海上衝突予防法（昭二八法一五一）第三章（第四章）がある。

四 見出し関係

1 委任に関する見出しの統一の要否

「〔委任規定〕」という見出しと「〔政令への委任〕」、「〔実施規定〕」等という見出しは、統一する必要があるか。

〔決定〕 通常の場合は、「〔政令への委任〕」とする。

（昭三八）

2 経過措置に関する見出しの統一の要否

「〔経過規定〕」という見出しと「〔経過措置〕」という見出しは、統一する必要があるか。

〔決定〕 通常の場合は、「〔経過措置〕」とする。

〔備考〕

1 ○民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律（昭四九法五五）附則第二項（経過措置）

○計量法の一部を改正する法律（昭四九法四二）附則第二項（経過規定）

2 「〔委任規定〕」、「〔政令への委任〕」、「〔実施規定〕」等という見出しについては、「通常の場合は」、「〔政令への委任〕」とする。「旨定められている。」

（昭五〇・八・一九）

3 条建てにより同一題名の複数の一部改正法の改正を行う場合における「見出し」の扱い

条建てにより同一題名の複数の一部改正法の改正を行う場合における「見出し」については、今後、共通見出しに準じた扱いをすることとし、各条ごとに見出しを付けることを要しないものとする。

〔備考〕

1 当該改正がいずれの一部改正法に係る改正であるかは、改正文において当該一部改正法の法律番号が示され

ることにより誤認のおそれがないこと。

2 一部改正法の題名については、長くなるものが多いこと。

(参考)

○昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(昭五一・三・一二閣議)

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 昭和四十四年以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

(略)

第六条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

(略)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(七七国会閣法二) 附則

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

第二十二条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

○恩給法等の一部を改正する法律(昭四七法八〇)

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

(略)

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

(略)

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

(略)

(昭五一・三・一二)

五 記号関係

1 各号列記においてイロハの細分を設ける場合の記号

各号列記においてイロハに更に細分を設けるときの記号は、次のいずれによるべきか。

(イ) (1) (2) (3) ……

(ロ) (一) (二) (三) ……

[決定] (イ)による。

(備考)

(イ)の例 ○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令(昭四一政三八四)第三条第二号ハ、第七号ロハ、第五条第八号ロホ、第六条第一号イロニホ等(同令では、(1)(2)の細分として(1)(2)……を用いている。)

(ロ)の例 ○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭二五法一六九)第三条第二項第三号ロ
(昭五〇・九・一〇)

六 改正方式関係

1 改正法律の起案方式 —— 五ページ参照

2 題名関係

(一) 題名とこれに続く第一条及び第二条を全部改める場合の柱書きの書き方

題名とこれに続く第一条及び第二条を全部改める場合に、題名の改正と第一条及び第二条の改正は、別の柱書を立てる必要があるか。

〔決定〕 題名の改正とこれに続く条の改正とは、別の柱書による。

(昭三八)

(二) A法及びA法の一部改正法の一部を改正する法律の題名の付け方

A法及びA法の一部改正法の一部を改正する法律の題名は、次のいずれによるべきか。

(イ) A法等の一部を改正する法律

(ロ) A法及びA法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

〔決定〕 (イ)による。政令についても、同様とする。

(備考)

一 (イ)の例

○裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(昭四五法一二二)

1 裁判官の報酬等に関する法律(昭二三法七五)の一部改正

2 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭四二法一四四)の一部改正

○地方交付税法等の一部を改正する法律(昭四六法二)

1 地方交付税法(昭二五法二二)の一部改正

2 地方交付税法の一部を改正する法律(昭四五法五一)の一部改正

○教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭四八法五七)

1 教育職員免許法(昭二四法一四七)の一部改正

2 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭二九法一五八)の一部改正

○国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭四九法八三)

1 国家公務員災害補償法(昭二六法一九一)の一部改正

2 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭四一法六七)の一部改正

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令等の一部を改正する政令(昭四九政三六六)

1 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭二八政六二)の一部改正

2 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭四二政二三〇)の一部改正

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部を改正する政令(昭四九政三六七)

1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭二七政四二九)の一部改正

2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭四二政二二九)の一部改正

○証人等の被害についての給付に関する法律施行令等の一部を改正する政令(昭四九政三六八)

1 証人等の被害についての給付に関する法律施行令(昭三三政二二七)の一部改正

2 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭四二政二一五)の一部改正

(ロ)の例

○公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令及び公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭四一政五六)

1 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭三三政二〇二)の一部改正

2 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭三九政二九六)の一部改正

○公営住宅法施行令及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令(昭四九政三九九)

1 公営住宅法施行令(昭二六政二四〇)の一部改正

2 公営住宅法施行令の一部を改正する政令(昭四四政一五二)の一部改正

二 (イ)とするのは、A法とA法の一部改正法とは実質的に一体のものと考えられること、及び(ロ)によるときは題名が長くなるだけでなく、読みにくくなることを考慮したためである。

三 今回の決定は、改正すべき一部改正法がA法等(B法等を含むA法等)の一部改正法又はA法及びB法の一部改正法であるときは、適用しないものとする。

(昭四九・一二・二七)

3 目次関係

(一) 目次を付ける方式

(イ) 題名の次に次の目次及び章名を附する。

(ロ) 第一条の前に次の目次及び章名を加える。

〔決定〕 (イ)を原則とする。ただし、政令の場合には、題名の次に制定文があるので、これを考慮して処理する。

(昭三八)

(二) 目次の改正の方式

(1) 目次中括弧内の条名だけを改める場合にも、「第〇章 ……(第〇条―第〇条)」と引用する必要があるか。

〔決定〕 改正する条名「第〇条」だけを引用すれば足りる。

(昭三〇・四次)

(2) 目次が、たとえば「郵便貯金法目次」となっている場合(昭和二十二、三年頃に多い。)に、その目次を改めるときは、次のいずれによるか。

(イ) 郵便貯金法目次中……………

(ロ) 目次中……………

〔決定〕 どちらでもよい。

(昭三八)

4 章関係

(一) 章名を改める方式

(イ) 第三章の章名を次のように改める。

第三章 ○○○

(ロ) 「第三章 △△△」を「第三章 ○○○」に改める。

〔決定〕 (ロ)を原則とするが、(イ)によつてもよい。

(昭三八)

(二) 章を加える方式

(イ) 第〇条の次に次の一章を加える。

(ロ) 第〇章の次に次の一章を加える。

〔決定〕 (ロ)を原則とする。

(昭三八)

(三) 「第〇章中」の用法

章・節等の区分のある法令中について、枝番号をつけずに条文を追加し、又は条文を削る方法は、次の例でよいか(目次の改正を除く)。

(イ) 第三章中第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第四章中第十一条から第二十条までを一条ずつ繰り上げる。

(ロ) 第四章中第十一条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第三章中第十条を第十一条とし、第九条

を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(イ) 第二章を削り、第三章中第七条を第四条とし、第八条を削り、第九条を第五条とし、第十条を第六条とし、同章を第二章とし、……………。

(ロ) 第三章中第八条を削り、第七条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

〔決定〕 設問のような疑問を避けるためには、「第〇条 削除」の形に改め、又は枝番号を用いること

もできよう。しかし、それらの方法によらない場合は、原則として、

1 ある章、節等の中だけで条文を移動させるには、「第〇章」等という必要はない。

2 ある章、節等の最初又は最後の条を加除するには、「第〇章中」等という方がよい。

(昭三〇・三三)

5 見出し関係

(一) 見出しを付ける方式

第〇条を第〇条とし、同条に見出しとして……………を加え、同条中……………

〔決定〕 第〇条に見出しとして「……………」を附し、同条中……………、同条を第〇条とし、……………

(昭三〇・三三)

(二) 見出しを改める方式

第〇条の見出しを「……………」に改め、……………

〔決定〕 「……………」は、「……………」とすべきである。

(昭三〇・三三)

(三) 条中の字句と見出し中の字句とを同時に改める場合の方式

〔決定〕 「第〇条(見出しを含む)中」……「を」……「に改める。」という方式を用いる。
(昭三〇・四次)

6 条、項、号関係

(一) ある条を三つの条に分ける場合の方式

(イ) 第〇条を次のように改める。

第〇条 ……………

第×条 ……………

第△条 ……………

(ロ) 第〇条を次のように改める。

第〇条 ……………

第〇条の次に次の〇条を加える。

第×条 ……………

第△条 ……………

〔決定〕 (ロ)を用いるのを原則とする。

(昭三〇・二次)

(二) ある条、項又は号を全部改め、その条、項又は号の直後に新たな条、項又は号を加える場合の方式
次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

(イ) 第〇条第三号を次のように改める。

三 ……………

第〇条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 ……………

(ロ) 第〇条中第三号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 ……………

四 ……………

(イ) 第〇条第三号を次のように改める。

三 ……………

第〇条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同号の前に(又は「第四号として」)次の一号を加える。

四 ……………

〔決定〕 (イ)による。

(昭三八)

(三) 二項から成るある条について、第二項を全部改めて第四項とし、新たに第二項及び第三項として二項を加える場合の方式

次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

(イ) 第〇条第二項を同条第四項とし、同項を次のように改める。

4 ……………

第〇条第一項の次に次の二項を加える。

2 ……………

3 ……………

(ロ) 第〇条第二項を削り、同条に次の三項を加える。

2 ……………

3 ……………

4 ……………

(ハ) 第〇条第二項を次のように改める。

2 ……………

3 ……………

4 ……………

(ニ) 第〇条第二項を次のように改める。

2 ……………

第〇条に次の二項を加える。

3 ……………

4 ……………

〔決定〕 (ニ)を原則とする。(ロ)、(ハ)は、用いない。

(昭三八)

(四) 既存の条を繰り下げ、新たな二条を追加する場合の方式

既存の条を繰り下げ、新たな二条を追加する場合の方式として、次の(イ)によることはどうか。

(イ) 第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

第十条 ……………

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 ……………

(ロ) 第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十条 ……………

第七条の次に次の一条を加える。

第八条 ……………

〔決定〕 (イ)によつても差し支えない。項及び号の場合にあつても、同様とする。

(備考) (イ)の例 ○薬事法施行令の一部を改正する政令(昭四三政三三二)

別表第二中第二十二号を第二十四号とし、第十八号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号を第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

十八 ……………

別表第二中第十六号を第十七号とし、第二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 ……………

○薬事法施行令の一部を改正する政令（昭四八政九〇）

別表第二中第二十八号を第三十三号とし、第二十四号から第二十七号までを五号ずつ繰り下げ、第二十三号を第二十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

二十六 ……………

二十七 ……………

別表第二中第二十二号を第二十五号とし、第十九号から第二十一号までを三号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十 ……………

別表第二中第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

十七 ……………

別表第二中第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 ……………

（昭五〇・九・一〇）

(五) 二項から成る条の各項に字句を改める部分があり、かつ、第二項は一項繰り下げ、第一項の次に新たな一項を加える場合の方式

(1) 改正の順序は、次のいずれの方式によるべきか。

(イ) 第〇条第一項中「……………」を「……………」に改め、同条第二項中「……………」を「……………」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

(ロ) 第〇条第二項中「……………」を「……………」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「……………」を「……………」に改め、同項の次に次の一項を加える。

〔決定〕 (イ)による。

なお、項番号のない法令における改正方式については、「第〇条第一項中「……………」を「……………」に改め、同条第二項中「……………」を「……………」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。」とする。

(2) 右(1)の場合において次の方式によることは、どうか。

第〇条第一項中「……………」を「……………」に改め、同条第二項中「……………」を「……………」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

〔決定〕 なるべく用いないこととする。

（昭四九・八・五）

六 三項から成る条の各項に字句を改める部分があり、かつ、第一項及び第二項の項番号はそのままとするが、第二項にただし書を加え、第三項は一項繰り下げ、第二項の次に新たな一項を加える場合の方式
改正の順序は、次のいずれの方式によるべきか。

(イ) 第〇条第一項中「……………」を「……………」に改め、同条第二項中「……………」を「……………」に改め、同

項に次のただし書を加える。

ただし、……………

第〇条第三項中「……………」を「……………」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

(ロ) 第〇条第一項中「……………」を「……………」に改め、同条第三項中「……………」を「……………」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「……………」を「……………」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、……………

第〇条第二項の次に次の一項を加える。

〔決定〕 (イ)による。

(昭四九・八・五)

(七) ある条の第二項を削り、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる場合の表現方法

次のうち、いずれによるか。

(イ) 第一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項及び第五項を一項ずつ繰り上げる。

(ロ) 第一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

〔決定〕 (ロ)による。

(注) 右の方式は、条号についても用いられる。

(昭三八)

(八) 本則及び附則の条名が通し番号になつていない場合に、本則の末尾に条を加えるときの方式

(イ) 本則中第〇〇条の次に次の一条を加える。

(ロ) 第〇〇条の次に次の一条を加える。

(イ) 本則に次の一条を加える。

〔決定〕 (ロ)又は(イ)による。

(昭三八)

(九) ただし書が各号列記を伴うこととなる場合の改正方式

各号がなく、かつ、ただし書のある条(項)について、ただし書を改めて「ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。」とし、各号を加える改正をしようとするときは、次のいずれによるべきか。

(イ) 第〇条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

— ……………

二 ……………

(ロ) 第〇条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第〇条に次の各号を加える。

— ……………

二 ……………

〔決定〕 (イ)による。「後段」の場合にあつても、同様とする。

(備考)

1 ○農地法の一部を改正する法律(昭四五法五〇)

第二十条第一項中「……」を「……」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 ……
- 二 ……
- 三 ……
- 四 ……

2 (イ)の方式は、形式的意味のただし書と各号とを一括して改正する場合に限り用いることとする(ただし書の一部を改めるとともに各号を加える改正を行う場合については、別途決定する)。

(昭五〇・八・一九)

(五) 冒頭に、条、項又は号を加える場合の方式

(1) (イ) 第一条を第一条の三とし、第一条及び第一条の二として次の二条を加える。

(ロ) 第一条を第一条の三とし、第一条及び第一条の二として次のように加える。

(ハ) 第一条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(2) (イ) 第〇条中………第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

(ロ) 第〇条中………第一号を第二号とし、同条に第一号として次のように加える。

(ハ) 第〇条中………第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

(決定) (1)及び(2)ともに(イ)又は(ハ)による。

(昭三八)

(二) 条、項をなくし、又は条、項を加える場合の方式

(1) 二条から成る本則又は附則を改正して、条の存しないものとする場合、次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

(イ) 第一条の見出し及び第二条を削り、第一条を本則とする。

(ロ) 第一条の見出し及び条名を削る。

第二条を削る。

(ハ) 第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削る。

(決定) (ロ)又は(ハ)による。

(昭三八)

(2) 二項から成る本則(附則)を改正して、項の存しないものとする場合、次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

(イ) 本則(附則)第二項を削り、本則(附則)第一項を本則(附則)とする。

(ロ) 本則(附則)第二項を削り、本則(附則)第一項の項番号を削る。

(決定) (ロ)による。

(昭三八)

(3) 条又は項で構成されていない本則(附則)に条又は項を加える場合、次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

(イ) 本則(附則)を本則(附則)第一項とし、本則(附則)に次の一項を加える。

(ロ) 本則(附則)を本則(附則)第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

〔決定〕 どちらでもよい。

(昭三八)

(三) 条、項のうち、項だけを改める場合の方式

ある条項中に「第〇条第二項」という語がある場合に、その語のうち、「第〇条」はそのまま、「第二項」だけ「第三項」に改める必要があるときは、「第〇条第二項」を「第〇条第三号」に改め……と表現するのが通例となつてはいるが、次の場合には、どこまで引いて改めるべきか。

(イ) ある条項中の語が「第〇条第二項及び第三項」とある場合に、これを例えば「第〇条第二項から第四項まで」に改めたいとき。

(ロ) ある条項中の語が「法第〇条第二項」とある場合に、その「第二項」を「第三項」に改めたいとき、また「法第〇条第二項及び第三項」とある場合にその「第二項」及び「第三項」を「第二項から第四項まで」に改めたいとき。

(ハ) ある条項中の語が「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律第〇条第二項」とある場合に、その「第二項」を「第三項」に改めたいとき。

〔決定〕 条から引用するのが原則である。しかし、前後の関係等により、誤りを生ずるおそれがなく、簡素な表現が適するときは、例外の方式によつてもよい。

(昭三八)

(三) 号の各種改正方式

(1) 号の移動の方式

以下の例においては、第八号が末号であり、枝番号が存在しないものとする。

(1) (イ) 第三号を第五号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

(ロ) 第三号を第五号とし、第四号を第六号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

(ハ) 第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

(ニ) 第三号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

(ホ) 第三号から第八号までをそれぞれ二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

(ヘ) 第三号以下を二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

(ト) 第三号から第八号までをそれぞれ第五号から第十号とし、第二号の次に次の二号を加える(会議中設けた議題)。

〔決定〕 (イ)を用いるのが原則である。ただし、場合によつては、(ニ)又は(ヘ)を用いてもよい。条の挿入の

場合も、右に準ずるものとする。「繰り下げる」という動詞に係る「以下」、「順次」又は「それぞれ」は用いない。ただし、この場合における「以下」の意味は、通常の用例におけるそれと異なるし、「順次」及び「それぞれ」は、「ずつ」と重複することとなるからである。

(1) (イ) 第八号を第十号とし、第六号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

(ロ) 第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

〔決定〕 (ロ)を用いる。条の場合においても、右に準ずるものとする。

(昭三〇・二次)

(2) 各号列記が既に存在する場合に、更に号を加えるときの方式

(イ) 第〇条第〇号の次に次の〇号を加える。

(ロ) 第〇条に次の〇号を加える。

(ハ) 第〇条中第〇号の次に次の〇号を加える。

(ニ) 第〇条に第〇号から第〇号までとして、次のように加える。

(ホ) 第〇条に次のように加える。

五 ……

六 ……

〔決定〕 (ロ)を用いる。

(昭三〇・二次)

(3) ある条項の各号を全面的に改正する必要がある、しかも、改正の結果、号の数が増減することとなる場合の改正方式

たとえば、五つの号を三つの号とする場合には、次のいずれの方式によるべきか。

(イ) 第〇条各号を次のように改める。

一 ……

二 ……

三 ……

(ロ) 第〇条第一号から第三号までを次のように改め、同条第四号及び第五号を削る。

一 ……

二 ……

三 ……

〔決定〕 (イ)による。

(昭三八)

(4) 各号のない条(項)に各号を加える場合の方式

次のいずれによるべきか。

(イ) 第〇条に第一号から第〇号までとして、次のように加える。

(ロ) 第〇条に次の〇号を加える。

(ハ) 第〇条に次の各号を加える。

(ニ) 第〇条に次のように加える。

一 ……

二 ……

〔決定〕 (ニ)による。

(昭三八)

7 その他の改正方式関係

(一) 条、項中の一部を改めて、条、項等を移動する場合の方式

(1) (イ) 第〇条第〇項中「……………」を「……………」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とする。

(ロ) 第〇条第〇項中「……………」を「……………」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

〔決定〕 (イ)によら。

(昭三〇・三三)

(2) (イ) 第〇条中「……………」を「……………」に改め、……………同条を第〇条とし、……………

(ロ) 第〇条を第〇条とし、同条中「……………」を「……………」に改める。

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三〇・二二)

(3) (イ) 第〇条中第三項を削り、第二項を第四項とし、同項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加える。

(ロ) 第〇条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

〔決定〕 (ロ)を用いる。

(昭三〇・三三)

註 「第〇条中第〇項を削り、……………」という場合には、「中」は用いない。まず中味を直して然る後に項の移動を行なう。

(二) 項、号中の一部を連続して改める場合の方式

第〇条第〇号中「……………」を「……………」に、同条第〇号中「……………」を「……………」に改め、……………」

〔決定〕

第〇条第〇号中「……………」を「……………」に改め、同条第〇号中「……………」を「……………」に改め、……………」

(昭三〇・三三)

(三) 項、号又はただし書のみを削る(改める)等の場合の方式

(1) 第〇項中第〇号及び第〇号を削る。

(2) (イ) 第〇条中ただし書を削り、同条に次の〇項を加える。

(ロ) 第〇条中第〇項を次のように改める。

〔決定〕 いずれも、「中」は、書かず、それぞれ次の例による。

(1) 第〇項第〇号及び第〇号を削る。

(2) (イ) 第〇条ただし書を削り、同条に次の〇項を加える。

(ロ) 第〇条第〇項を次のように改める。

(昭三〇・三三)

(四) 「前段中」、「後段中」、「本文中」、「ただし書中」、「各号列記以外の部分中」等の文言の用法

これらの文言は、そこで改正しようとする同一語が同一条項中の他の部分にある場合のみに限って用いるべきか。

〔決定〕 「ただし書中」は、書くのを原則とするが、その他も特記することを妨げない。ただし、「各号列記以外の部分中」は、これを用いるほかに方法がないためやむを得ない場合に限り、用いるものとする。

(昭三八)

四 句点の付いた文章を改める場合の方式

(イ) 「……………しなければならない」を「……………することができる」に改める。

(ロ) 「……………しなければならない。」を「……………することができる。」に改める。

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三八)

六 読点の下に言葉を加える場合の方式

(イ) ……………。「—」の下に「—」、「—」を加え、……………

(ロ) ……………。「—」の下に「—」を加え、……………

〔決定〕 (ロ)を用いる。(イ)、「—」はその下の字句に従属するものと解すべきだからである。(昭三〇・二次)

(昭三〇・二次)

七 後段追加の方式

(イ) 第〇条第〇項に次の後段を加える。

(ロ) 第〇条第〇項に後段として次のように加える。
〔決定〕 (ロ)を用いる。

(昭三〇・二次)

七 表現関係

1 条、項、号、イロハ等を引用する場合の各種表現方法

(一) 本則が一項だけの場合にその一部改正するには、「本則中……………」又は「本則第〇号中……………」と
いうように、「本則」という表示をすることが必要か。

〔決定〕 附則の規定との関連上誤解を生じない場合には、特に「本則」という表示をしなくてもよい。
(昭三八)

(昭三八)

(二) 法第〇条及び第〇条

(ロ) 法第〇条及び法第〇条

〔決定〕 (イ)を用いる。ただし、(ロ)を用いなければならない場合があるかどうかは、別途研究する。
(昭三〇・一次)

(昭三〇・一次)

(三) 第〇条第一号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

(ロ) 第〇条第一号中ロをハとし、イの次にロとして次のように加える。

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三八)

(四) 第〇条第一号イ、ロ及びハを削る。

- (ロ) 第〇条第一号イからハまでを削る。
- 〔決定〕 (ロ)を用いる。

(昭三八)

(四イ) 三 ……前各号……………

(ロ) 三 ……前二号……………

(なお、「前各項」という用い方はどうか。)

- 〔決定〕 先行する号のすべてを指示する場で、指示する号が四号以上であるときは「前各号」を、三号以下であるときは「前三号」、「前二号」、又は「前号」を用いる。先行する項を指示する場合も、同様とする。

(昭三〇・一次)

(六イ) 七 ……前三号……………

(ロ) 七 ……、第二号から前号まで……………

- 〔決定〕 先行する号の一部を指示する場で、指示する号が四号以上であるときは「第二号から前号まで」というように、三号以下であるときは「前三号」、「前二号」又は「前号」を用いる。先行する条又は項を指示する場合も、同様とする。

(昭三〇・一次)

- (七) 連続する三以上の条、項又は号について同じ内容の改正を行なう場合には、次のいずれの方式によるべきか。

- (イ) 第〇条から第〇条まで中「……………」を「……………」に改める。
- (ロ) 第〇項から第〇項までの規定中「……………」を削る。
- (ハ) 第〇号から第〇号までの各号中「……………」の下に「……………」を加える。
- 〔決定〕 (ロ)による。

(昭三八)

- (六) 連続する三以上の条と他のある条について同じ内容の改正を行なう場合の改正規定の表現は、次のいずれによるべきか。

- (イ) 第〇条から第△条まで及び第×条の規定中「……………」を「……………」に改める。
- (ロ) 第〇条から第△条まで及び第×条中「……………」を「……………」に改める。
- (ハ) 第〇条から第△条までの規定及び第×条中「……………」を「……………」に改める。
- (ニ) 第〇条及び第△条から第×条までの規定中「……………」を「……………」に改める。
- (ホ) 第〇条及び第△条から第×条まで中「……………」を「……………」に改める。
- 〔決定〕 (ハ)又は(ニ)による。

(備考) 連続する三以上の条について同じ内容の改正を行う場合の改正規定の表現は、「第〇条から第△条までの規定中」とすることとされている。

(昭五〇・九・一〇)

(九イ) 2 ……次項……………

(ロ) 2 ……第三項……………

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三〇・一次)

(五) 片仮名・文語体の法令中の枝番号の条又は号を引用する場合、次のいずれによるべきか。

(イ) 第〇条ノ〇第〇号ノ〇の次に次の一号を……………

(ロ) 第〇条の〇第〇号の〇の次に次の一号を……………

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三〇・二次)

(二) 他の法令の規定を引用する場合に、条名等の下に〔要旨〕を加えるものと加えないものがあるが、統一する必要があるか。

〔決定〕 場合によることとし、しいて統一しない。

(昭三八)

2 「同」の用法

(一) 第〇条第△項をすぐ後で引く場合の方式

(イ) 同項

(ロ) 同条同項

〔決定〕 (イ)を用いる。ただし、特にまぎらわしさを防ぐため、(ロ)を用いる場合もある。

(昭三〇・二次)

(二) 「〇〇規則（——勅令——号）」を後で引く場合の方式

(イ) 〇〇規則（明治—年勅令第—号）第〇条……………同令第×条……………

(ロ) 〇〇規則（明治—年勅令第—号）第〇条……………同規則第×条……………

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三八)

(三) 括弧がある場合の方式

(1) 第一項……………（……………第八項……………）……………第一項……………

(2) 第一項……………（……………同項……………）……………同項……………

かつこの中で同項という場合、かつこの直上の項をさすが、かつこの直下で同項といえば、つまり右(1)の例で同項といえば、第一項を指すか第八項を指すか。解決策としては、次の諸案が考えられる。

(イ) かつこ通算直前主義

(ロ) かつこを除外した直前主義

(ハ) 誤解を生じないように同項の表現を避ける主義

〔決定〕 (ハ)による。なお、かつこの前又は後に「第〇項」がなく、誤解を生ずるおそれがない場合には、「同項」を用いてもよい。

(昭三八)

四 次の例の適否

第〇条中「前二条」を「第一条」に、「第一条」を「同条」に改める。

〔決定〕 かまわない。

(昭三八)

3 適用関係

(一) 読替えの方式

- (イ) ……の適用については、「……」とあるのは、「……」と読み替えるものとする。
- (ロ) ……の適用については、「……」とあるのは、「……」とする。
- (ハ) ……を適用する場合には、「……」とあるのは、「……」とする。

〔決定〕 (イ)と(ロ)を比較すれば、(イ)を用いず、(ロ)を用いるべきである。(ロ)と(ハ)を比較すれば、(ロ)を用いるのが原則であろうが、(ハ)を用いなければならない場合もある、と思われる。

(昭三〇・一次)

(二) 変更適用に係る条項を他で引用する場合の表現方法

一定の期間、事項等について、ある条項中の一部の規定を変更して適用することとし、その変更適用に係る条項を他で引用する必要がある場合に、次のいずれによるべきか。

- (イ) ……までの間は、第A条中「……」とあるのは、「……」と読み替えるものとする。
- (ロ) ……までの間は、第A条中「……」とあるのは、「……」とする。

この後者の場合、あとで「第B条の規定により読み替えられた第A条」といえるか。

〔決定〕 (イ)によることとして差しつかえない。

(昭三八)

4 準用関係

(一) 準用規定の表現方法

- (イ) ……の場合には、……の規定を準用する。
- (ロ) ……の規定は、……の場合に準用する。

〔決定〕 (ロ)を用いるのが、原則であろう。しかし、先行する文章との関係では、(イ)を用いても、差しつかえない。

(昭三〇・一次)

(二) 準用規定の後段の表現方法

第〇条第一項の規定は、……について準用する。

- (イ) この場合において、「——」とあるのは、「……」と読み替えるものとする。
- (ロ) この場合において、同項中「——」とあるのは、「……」と読み替えるものとする。

(昭三八)

(三) A条を準用するB条を更にC条が準用している場合において、B条及びC条の関係を合わせてA条を引用する場合の表現方法

次のいずれの方式によるべきか。

- (イ) A条(B条)(C条)において準用する場合を含む。()において準用する場合を含む。()
- (ロ) A条(B条及びC条)において準用する場合を含む。()

(注) (ロ)の方式によつた例 非訟事件手続法一九五条ノ四

森林法 一九一条

〔決定〕 (イ)を原則とするが、誤解のおそれがない場合には、(ロ)を用いてもよい。

(昭三八)

〔備考〕

○非訟事件手続法(明三二法一四)

第九十五條ノ四 第三十五條ノ六ノ規定ハ商法第二百五十條(同法第八十條第三項 ……ニ於テ準用ス

ル場合ヲ含ム)並ニ同法第二百八十條ノ十六……ニ於テ準用スル同法第三百七十七條ニ定メタル登記ニ之ヲ準

用ス

○森林法(昭二六法二四九)

第九十一條③ 第十八條第一項第二号……第三十四條第一項(第四十四條において準用する場合を含む。)

第四十一條……の規定による処分……に不服がある者は……裁定を申請することができる。

四 孫準用の場合の読替えの可否

孫準用の場合の読替えはどの程度に行なうべきか。

〔決定〕 孫準用は努めてやめること(なお、平がな文の法令で片かな文の法令を準用する場合の読替えは、片かな文に読み替えること)。

(昭三〇・四次)

五 異なる二以上の字句を同時に同一の字句に読み替える場合の表現方法

準用の場合の読替えを規定する場合において、異なる二以上の字句を同時に同一の字句に読み替える

ものとするときの表現については、次のいずれによるべきか。

(イ) 第〇条(項)中「……………」とあり、「……………」とあるのは、「……………」と読み替えるものとする。

(ロ) 第〇条(項)中「……………」とあり、又は「……………」とあるのは、「……………」と読み替えるものとする。

る。

(ハ) 第〇条(項)中「……………」とあり、及び「……………」とあるのは、「……………」と読み替えるものとする。

る。

(ニ) 第〇条(項)中「……………」及び「……………」とあるのは、「……………」と読み替えるものとする。

〔決定〕 (イ)による。なお、適用読替えの場合にあつても同様とする。

(備考)

(イ)の例

中小企業信用保険法(昭二五法二六四) 第一三條、自動車損害賠償保障法(昭三〇法九七) 第五六條第一項、

中小企業団体の組織に関する法律(昭三三法一八五) 第五四條、国家公務員共済組合法(昭三三法二二八)附

則第二三條の六第一項

(ロ)の例

土地収用法(昭二六法二一九) 第三五條第三項、警察法(昭二九法一六二) 第一〇條第一項、租税特別措置法

(昭三三法二六) 第七〇條の六第二項、下水道法(昭三三法七九) 第二五條の一〇、海岸法(昭三一法一〇

一) 第二二條第三項

(ク)の例

関稅定率法(明四三法五四) 第一七條第五項、相続稅法(昭二五法七三) 第五〇條第二項第二号、租稅特別措

置法（昭三二法二六）第三三条の五第三項第二号

(二)の例

物品税法（昭三七法四八）第二八条第六項・第三五条第六項

（注）(ロ)の例に掲げた規定には、設問とは若干表現を異にするものを含む。

（昭五〇・七・八）

（六）準用規定中の読替部分の規定の仕方

(1) 甲法で乙法を準用し、乙法の規定を読み替える場合、読替規定中に引用する甲法に係る法律番号の扱いについては、次のいずれによるべきか。

- (イ) 引用することに入れる。
- (ロ) 最初の引用の場合にだけ入れる。
- （イ） 引用のいずれの場合にも入れない。

〔決定〕 (イ)による。

（備考）

○水資源開発公団法（昭三六法二一八）

（土地改良法の準用）

第二十条の三 公団が第十八条第一号の業務（……）であつてかんがい排水に係るものを行なう場合については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二百二十二条第二項（……）の規定を準用する。この場合において、同項中「……」の規定による公告」とあるのは、「水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第二十条第四項の規定による公示」と読み替えるものとする。

（権利関係の調整）

第三十三條の二 公団が第十八条第一号から第三号まで……の業務であつてかんがい排水に係るものを行なつた場合については、土地改良法第五十九条（……）……の規定を準用する。この場合において、同法第五十九条……中「土地改良事業」とあるのは「水資源開発公団が行なう水資源開発公団法第十八条第一号第一号から第三号まで……の業務（……）」であつてかんがい排水に係るもの」と……読み替えるものとする。

○八郎潟新農村建設事業団法（昭四〇法八七）

（土地改良法の特例）

第四十六条 国営八郎潟干拓事業についての土地改良法第九十四条の八の規定の適用については、同条第一項中「……」とあるのは、「……八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）第四十三条第一項の規定による……干拓予定地以外のもの」とする。
（昭五〇・八・一九）

(2) 甲法で乙法を準用し、乙法の規定を読み替える場合において、甲法で定義された字句又は甲法で定められた略称があるときの読替規定中の読替部分の規定の仕方は、次のいずれによるべきか。

- (イ) 定義された字句又は定められた略称を用いる。
 - (ロ) 定義された字句又は定められた略称は用いない。
- 〔決定〕 (ロ)による。

（備考）

(イ)の例

○都市再開発法（昭四四法三八）

第一例 規 編

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 施行地区 市街地再開発事業を施行する土地の区域をいう。

(土地調書及び物件調書)

第六十八条

2 土地収用法……第三十七条……の規定は、前項の土地調書及び物件調書について準用する。この場合において、同法第三十七条第一項及び第二項中……「収用し、又は使用しようとする土地」とあるのは、「施行地区内の各個の土地」と……読み替えるものとする。

(例)

○土地区画整理法(昭一九法一一九)

(設立の認可)

第十四条 第三条第二項に規定する土地区画整理組合(以下「組合」という。)を設立しようとする者は、

……都道府県知事の認可を受けなければならない。(以下略)

(民法の準用)

第四十四条 民法……第六十六条(……)の規定は、組合について準用する。この場合において、同法

……第六十六条中「社団法人」とあるのは「土地区画整理組合」と、……と読み替えるものとする。

(注) 準用読替えについては、設問の場合乙法において読むのか乙法の規定を甲法に引つ張り込んで読むのかという問題があるが、片仮名書き・文語体の法令を平仮名書き・口語体の法令で準用し読替規定を置くとき片仮名書き・文語体で読み替える扱いがとられていることは、右の問題について、どちらかといえば、乙法において読むという考え方をとるものと解される。また、甲・乙両法で定義された

同一の字句が若干その定義を異にするような場合があれば、読替えに当たつて限定を付けざるを得ない。このような観点から(ロ)によることとするものであるが、右(1)の法律番号については、当該法律がどの法律を指すものであるかは既に自明の事柄に属することであるので、その指示を省略することとするものである。

(昭五〇・八・一九)

5 括弧中の各種表現関係

(一)イ) ……にあつては、……。以下同じ。)

(ロ)イ) ……にあつては、……。以下同じ。)

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三〇・一次)

(ロ)イ) ……にあつては、……。以下同じ。)

(一)イ) ……にあつては、……。以下同様とする。)

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三〇・一次)

(三)イ) ……を含む。(以下)「という。)

(ロ)イ) ……を含む。以下)「という。)

(一)イ) ……を含むものとし、以下)「という。)

〔決定〕 原則として(ロ)を用いる。ただし、(一)を用いてもよい。

(昭三〇・一次)

- (四イ) (…………)。以下、第〇条を除き、同じ。(…………)。以下、第〇条を除き、「…………」という。
 (ロ) (…………)。第〇条を除き、以下同じ。(…………)。第〇条を除き、以下「…………」という。
 [決定] (ロ)がよい。

(昭三八)

(四) かつて書の中でかつこの直前の語の意義が以下の同一の条又は項中の他の項又は号等において同じことを示すような場合に、次の二つの用例が見受けられるが、いずれによるか。

- (イ) (…………)を含む。以下次項において同じ。
 (ロ) (…………)を含む。次項において同じ。

[決定] (ロ)による。なお、「以下この条(この章)において同じ。」は、用いる。

「(…………)とし、第三十二条及び第四十三条において「…………」という。」「の用例については、以下同様の意義で用いる条文数が多い場合には、その条名を特掲せず、「以下同じ」とするか、又は定義で明らかにすることとする。

(昭三八)

(六) 引用すべき他法令の規定が当該他法令の他の規定において準用されている場合における当該他の規定の指示方法

引用すべき他法令の規定が当該他法令の他の規定において準用されている場合における当該他の規定の指示方法に関する規定例として次の両者があるが、そのいずれによるべきか。

- (イ) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条(第八十七条第一項、…………)において準用す

る場合を含む。)

- (ロ) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条(同法第八十七条第一項、…………)において準用する場合を含む。)

[決定] (ロ)による。

(備考)

○水資源開発公団法施行令(昭三七政一七七) (抄)

第三十条 次の法令の規定については、公団を國の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

- 二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条(第八十七条第一項、…………)において準用する場合を含む。)

- 三 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)…………第八十三条第三項(耕地の造成) (同法第八十四条第三項(同法第三百二十八条第一項において準用する場合を含む。))及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)

- 七 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第九十五条(河川の使用等に関する國の特例) (同法第百条第一項において準用する場合を含む。)

○日本住宅公団法施行令(昭三〇政一二四) (抄)

第二十一条 次の法令の規定については、公団を國又は國の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

- 二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条(第八十七条第一項、…………)において準用する場合を含む。)

- 三 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)…………第八十三条第三項(第八十四条第三項(第三百三十

八条第一項において準用する場合を含む。及び第百三十八条第一項において準用する場合を含む。……
…
なお、農地法（昭二七法三二九）第八十七条第一項、都市計画法（昭四三法一〇〇）第五十七条第二項・第六七条第一項・第七〇条第一項等は、(ロ)の方式によつてゐる。

(昭五〇・七・一四)

6 特殊な語句関係

(一イ) ……場合も、また同様とする。

(ロ) ……ときも同様とする。

(イ) ……場合も同様である。

(二) ……ときにおいても、同様とする。

〔決定〕 原則として、「……………場合も、同様とする。」とすべきである。(イ)すなわち、「……………場合も、また同様とする。」のように、「また」を挿入することは、先行する文章が長い等の場合には、許される。「……………ときにおいても」、「は、用いない。」「……………ときも」、「は、場合によつては、用いる。」

(昭三〇・一次)

(一イ) ……の場合においては、……………が……………する。

(ロ) ……の場合においては、……………が……………する。

〔決定〕 「が」が主文章の主語をあらわすために用いられる場合でも、その下に句点を打たないのが原則である。しかし、文章の長さによつては、打つてもよい。

(昭三〇・一次)

(三イ) 次の各号の一に該当する場合に……………

(ロ) 次の場合に……………

〔決定〕 刑罰又は過料を科せられるべき行為を掲げる場合には、(イ)を用いる。その他の場合には、(ロ)を用いてもさしつかえない。

(昭三〇・一次)

(四) 「次の各号」と書くのは、そのあとで「当該各号」と受けて書く場合及び「各号のいずれか」又は「各号のいずれにも」等をいあらわす場合に限り、その他の場合には、「次に掲げる……………」、「次の事項……………」というように簡単にいあらわすように統一した方がよいと思われるが、どうか。

(昭三八)

(五) 各号は、対等の立場で列記する場合に用いるのが原則であるが、次のような用例は、どうか。

……………であつて、第一号(……………)にあつては、第二号(……………)に掲げる鉱害に相当するものうち、第三号から第五号まで(……………)にあつては、第三号から第六号まで(……………)に掲げる鉱害に相当するもの以外のもの……………

〔決定〕 やむを得ない場合には、用いてよい。

(昭三八)

八 附則関係

1 施行期日関係

(一) 一部改正法の附則において、同法により改正された規定を遡^キ及適用する場合の方式

次のいずれの方式によるべきか。

- (イ) この法律は、公布の日から施行し、……日から適用する。
- (ロ) この法律は、公布の日から施行し、改正後の(……)法(第〇条)の規定は、……日から適用する。

(イ) この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の(……)法(第〇条)の規定は、……日から適用する。

(ニ) 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 (この法律による)改正後の(……)法(第〇条)の規定は、……日から適用する。

〔決定〕 (ロ)を原則とする。イは、用いない。

なお、新制定法の場合には、右に準ずる。

(昭三〇・三次 昭三八)

(ロ) 条の一部について施行期日を異ならせる場合の方式

第〇条の規定は、……については、……日、……については、……日から施行する。

〔決定〕 原則としては、「〇条中……に関する部分は……から、……に関する部分は……から施行する。」又は「……から施行し、……については……から、……については……から、……から適用する。」を使用すべきであるが、例外的に設問の用例も認められよう。自動車損害賠償保障法の一部の施行期日を定める政令(昭三〇政二八五)第四項参照 (昭三〇・三次)

……から適用する。」を使用すべきであるが、例外的に設問の用例も認められよう。自動車損害賠償保障法の一部の施行期日を定める政令(昭三〇政二八五)第四項参照 (昭三〇・三次)

(昭三〇・三次)

〔備考〕

○自動車損害賠償保障法の一部の施行期日を定める政令(昭三〇政二八五)

4 法第五条……及び第九十一条第一項の規定の施行期日は、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第九条第一号から第八号までに掲げる自動車については、昭和三十一年二月一日、同条第九号から第十一号までに掲げる自動車については、昭和三十一年二月十一日、同条第十二号から第十八号までに掲げる自動車については、昭和三十一年二月二十一日とする。

(三) 一部改正法の附則においてその改正規定及び附則の規定の施行期日を規定する場合における各規定の配列方法

次のいずれの方式によるべきか。

(イ) 第一条及び第三条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定、第五条の改正規定、附則第三項並びに附則第五項

(ロ) 第一条及び第三条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定、第五条の改正規定並びに附則第三項及び(附則)第五項の規定

(イ) 第一項及び第三条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定並びに第五条の改正規定並びに附則第三項及び(附則)第五項の規定

(ニ) 第一条、第三条及び第五条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項及び

(附則) 第五項の規定

(注) 削る改正の場合には、「第〇条を削る規定」と「第〇条を削る改正規定」の表現があるが、いずれがよいか。
〔決定〕 (ロ)又は(ニ)による。(注)については、後者による。

(昭三八)

(四) ある法律の施行期日が附則第一条本文に規定され、当該法律中特定の条の施行期日がただし書に規定されている場合の、附則における当該法律の施行に係る規定の仕方

次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

- (イ) この法律(附則第一条本文に係る部分をいう。)の施行の際
- (ロ) この法律(附則第一条本文に係る部分に限る。)の施行の際
- (ハ) この法律(附則第一条本文に規定する部分に限る。)の施行の際
- (ニ) この法律(附則第一条ただし書に係る部分を除く。)の施行の際
- (ホ) この法律(附則第一条ただし書に規定する部分を除く。)の施行の際
- (ヘ) この法律の施行(附則第一条本文の規定による施行をいう。)の際
- (ト) この法律の施行の日(附則第一条本文に規定する施行の日をいう。)
- (チ) この法律の施行の際
- 〔決定〕 (チ)による。

(昭三八)

(五) その他

(1) 次の例の適否

(i) この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

〔決定〕 特殊の場合の立法形式として認める。

(昭三八)

(備考) 四ページ参照

(ii) この法律中第〇条……の改正規定は、昭和三十八年四月一日から、その他の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

〔決定〕 場合によつては、用いて差しつかえない。

(昭三八)

(2) 次の例では、いずれによるか。

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(イ) ただし、第〇条の規定は、昭和三十八年四月十日(昭和三十八年十月一日)から施行する。

(ロ) ただし、第〇条の規定は、同月十日(同年十月一日)から施行する。

〔決定〕 どちらでもよい。

(昭三八)

2 規定の順序関係

(一) 附則に既存の法令の廃止に関する規定を置く場合の方式

次のいずれによるべきか。

- (イ) 本則の施行に伴う経過規定の前に置く。
 (ロ) 右の経過規定の後——これと他法令の一部改正に関する規定との間——に置く。

(注) 「例解立法技術」は、(イ)の方式が普通である、と述べている。

〔決定〕 廃止制定の場合のように附則による廃止が当該法令の構成上基本的に重要なものである場合及び本則の施行に伴う経過規定が多数におよぶためその後規定することがわかりにくいこととなる場合には、(イ)による。

(昭三八)

〔備考〕

○「例解立法技術」五二二ページ

附則に規定すべき事項の規定の順序については、おおよそのきまりがある。すなわち、(1)当該法令の施行期日に関する規定、(2)既存の法令の廃止に関する規定、(3)当該法令の施行に伴う経過規定、(4)他の法令の改正に関する規定、(5)当該法令の有効期限に関する規定、(6)その他の規定というような順序で書かれるのが普通である。(3)の経過措置に関する規定がたくさんある場合には、原則として、本則の規定の順序に従って、それぞれの本則の規定に対応する経過措置が配置される。かような経過措置に伴って罰則が必要な場合には、その実體規定のすぐ後に罰則が置かれる。当該法令の施行のための準備行為についての規定が設けられる場合には、通常、施行期日の規定の後、経過規定の前に置かれる。他の法令の改正に伴って、その経過規定(たとえば、後述する罰則の経過規定)が必要な場合には、通例その改正に関する規定の直後にこれを置き、数個の他法令の改正に伴う共通の経過規定が必要な場合には、これらの改正規定のうちの最終のもの次に置かれるのが、通例である。

(二) 附則において他の法令の一部を改正する場合の規定の順序

附則において他の法令の一部を改正する場合、通常その順序は法令番号の順によつてゐるが、公団法等の附則の場合には、税法関係、行政組織法関係等に区分した順序によつてゐる。これは、公団法等の場合のみに限定すべき方法であるかどうか。

〔決定〕 一定の原則が立つ場合には、法令番号の順によらなくてもよい。

(昭三八)

3 各種の改正方式関係

(一) 附則中に本則の経過規定と他法令の一部改正規定とが含まれている場合において、後に、その本則の経過規定を改めて条項(特に項)を追加し、又は削るため、附則中の条項の繰下げ又は繰上げを行うときの方式

次のいずれによるべきか。

- (イ) その附則中に規定された他法令の一部改正の条項は、消滅したものと考え、これは無視して整理する。
 (ロ) 他法令の一部改正の条項についてもその形骸は存していることを前提として整理する(たとえば、「附則第十八項(経過規定の末尾の項)以下を二項ずつ繰り上げ(繰り下げ)」とし、あるいは追加の場合には、附則の末尾に規定を加える等)。

〔決定〕 (ロ)による。

(昭三八)

(二) 附則の条名が本則の条名と通し番号になつてゐる場合において、附則中に規定を加えるときの方式

次のいずれによるか。

- (イ) 附則第三十三條の二の次に次の一條を加える。
 - (ロ) 第三十三條の二の次に次の一條を加える。
- 〔決定〕 (ロ)による。

(昭三八)

(三) 附則の末尾に項を加える場合の方式

次のいずれによるか。

- (イ) 附則に次の一項を加える。
 - (ロ) 附則第○項の次に次の一項を加える。
- 〔決定〕 (イ)でよい。

(昭三八)

(四) 附則が複数の項から成り立っている場合における一部改正の方式

附則が複数の項から成り立っている場合に、その二以上の項について改正を行うときは、次のいずれの方式によるべきか。

- (イ) 項ごとに改正を行う。
 - (ロ) 項ごとに区切らずに、一の文章により改正を行う。
- 〔決定〕 原則として、(イ)の方式による。

(備考)

(イ)の例

○国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭四八法四七)

附則第二項中「……」を「……」に改める。

附則第三項中「……」を「……」に改める。

附則第四項中「……」を「……」に改める。

(ロ)の例

○地方交付税法の一部を改正する法律(昭四八法三四)

附則第十一項中「……」を「……」に改め、「……」を削り、附則第二十八項を附則第三十一項とし、附則第二十一項から第二十七項までを三項ずつ繰り下げ、附則第二十項中「……」を「……」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第十九項を附則第二十二項とし、附則第十八項中「……」を「……」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則第十四項から第十七項までを三項ずつ繰り下げ、附則第十三項中「……」を「……」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十二項の次に次の三項を加える。

(以下略)

(昭五〇・八・一九)

4 条、項等の引用関係

(一) 一部改正法の附則において、同法による改正後の条項を引用する場合の方式

次のいずれの方式によるべきか。

- (イ) 改正後の第○条第○項
- (ロ) この法律による改正後の第○条第○項

- (イ) この法律による改正後の〇〇法第〇条第〇項
- 〔決定〕 (イ)又は(ロ)を用いるのを原則とする。

〔注〕新法という略称を用いるような場合には、「改正後の〇〇法」又は「この法律による改正後の〇〇法」という。なお、本則又は附則で多数の法律を改正している場合には、「第〇条(附則第〇項)の規定による改正後の〇〇法第〇条」として引用するのを原則とする。

(昭三八)

- (ロ) 一部改正法の附則において、改正のなかつた当該法令の条項を引用する場合の方式

右の場合に、「改正前の」又は「改正後の」を冠しないで、単に「……………法第〇条」としてよいか
 (旧法)・「新法」という略称を用いた場合はどうか。

- 〔決定〕 よい。なお、「旧法」、「新法」を用いた場合には、改正の前又は後における法律全体を指しているのであるから、改正のなかつた条項についても、「新法」、「旧法」を用いて差しつかえない。

(昭三八)

- (三) 附則における二以上の条又は項を引用する場合の方式

次の二つの用例のいずれによるか。

- (イ) 附則第四条から附則第九条まで
 附則第七項、附則第八項及び附則第十項
- (ロ) 附則第四条から第九条まで
 附則第七項、第八項及び第十項

- 〔決定〕 誤解のおそれがない場合には、(ロ)による。

なお、附則中の一連の規定の改正をする場合には、次の例による。

附則中第十四項及び第十五項を削り、第十六項を第十四項とする。

(昭三八)

- (四) 略称を設けた場合における当該略称の用法

- (1) 次のいずれによるか。

- (イ) 旧法(新法、施行法)第〇条……………旧法(新法)第×条……………
- (ロ) 旧法(新法)第〇条……………同法第×条……………

- 〔決定〕 (イ)による。

(昭三八)

- (2) 「施行日」、「適用日」又は「法律第〇〇号」の略称を設けた場合、次のいずれによるべきか。

- (イ) 施行日(適用日等)……………施行日……………
- (ロ) 施行日(適用日等)……………同日……………

(昭四九・一一・一六)

5 その他

- (一) 附則の条名の付け方

附則の項数が多い法令にあつては、附則を適宜条に分つて、条名をつけてもよい。この場合においては、次の取扱による。

- (1) 附則の条名は、本則とは別に起番する。
- (2) その法令に目次があるときは、目次中「附則」の下には、附則の条名をかつて書で表示しない。
- (3) 附則の条を引用するときは、「附則第〇条」と表示する。

(昭二九・二二・二二)

(二) 改正後の第〇条の規定を適用する場合の方式
 改正後の第〇条の規定を適用する場合には、同条……………中「……………」とあるのは、……………につ
 いては「……………」と、……………については「……………」とする。

〔決定〕 設問の趣旨は、このような用例は本則中に限られるのではないか、ということであるが、附則
 中で用いられることもありうる^{とされた}。

(昭三〇・三三)

(三) 本則で略称を用いることとした他法令について附則において改正を行う場合における当該他法令名の
 附則における掲名的方式

本則で略称を用いることとした他法令について附則において改正を行う場合において、当該略称をそ
 のまま用いることは誤解を生じさせるおそれもあるので、今後は、本則で用いることとした略称をそ
 まま用いることなく、改めて当該他法令名(法令番号は除く)を掲げることとする。

(参考)

(従来の例)

○労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第一八号)

(徴収勘定の歳入及び歳出)

(今後における取扱い)

第六条 徴収勘定においては、労働保険の保険料の徴
 収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)
 の下「徴収法」という。 第十条第二項の労働保険
 料……………をもつてその歳入とし、……………をもつ
 てその歳出とする。

附 則

20 徴収法の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「……………」を「……………」に改め
 る。

20 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を
 次のように改正する。
 ……………

(昭四九・二・二五)

- (四) 附則において他法令の一部改正を内容とする条(項)がある場合において、後日、当該附則を改正
 し、新たな条(項)を追加するときの当該他法令の一部改正を内容とする条(項)の取扱い
- 附則において他法令の一部改正を内容とする条(項)がある場合において、後日、当該附則に新たな
 条(項)を追加する必要があるとき、次の(ロ)の方式をとることはどうか。
- (イ) 当該他法令の一部改正を内容とする条(項)を移動させて残す。
 - (ロ) 当該他法令の一部改正を内容とする条(項)を削り、新たな条(項)を加える。
- 〔決定〕 (ロ)の方式によつても差し支えない。

(備考)

(イ)の例

○石炭対策特別会計法の一部を改正する法律(昭四四法四四)

附則中第八項以下を五項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の五項を加える。

(注) 改正前の附則第九項から第二二項までは、それぞれ、国税収納金整理資金に関する法律(昭二九

法三六)、治水特別会計法(昭三五法四〇)、通商産業省設置法(昭二七法二七五)、労働省設置法

(昭二四法一六二)の一部改正について定めたものである。

(ロ)の例

○空港整備特別会計法の一部を改正する法律(昭四七法一九)

附則中第十項から第十四項までを削り、第十五項を第十項とし、附則に次の三項を加える。

(注) 改正前の附則第一〇項から第一四項までは、それぞれ、退職職員に支給する退職手当支給の財源

に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五法六二)、国

の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭三二法一一五)、特定国有財産整備特別会計法(昭

三三法一一六)、港湾整備特別会計法(昭三六法二五)、運輸省設置法(昭二四法一五七)の一部改

正について定めたものである。

(備考) 六五ページ参照

(昭五〇・八・一九)

九 別表・表関係

1 改正追加の方式

(一) 別表第〇表……………改める。



同表……………

〔決定〕 別表については、例外的に設問の用例を認める。

(昭三〇・三三)

(二) 次の例ではいずれによるか。

(1)イ) 附則の次に別表として次のように加える。

ロ) 別表として次のように加える。

ハ) 附則の次に次の別表を加える。

〔決定〕 ハ)による。なお、複数の表を加える場合には、次の方式を用いる。

附則の次に別表として次の二表を加える。

(2)イ) 別表第三及び第四(別表第一から第七まで)を次のように改める。

ロ) 別表第三及び別表第四(別表第一から別表第七まで)を次のように改める。

〔決定〕 ロ)によるのが適切である。

(昭三八)

(三) 別表の全部を改めて複数の別表とする場合の改正方式は、次のいずれによるべきか。

イ) 別表を次のように改める。

別表第一(〇〇条関係)



別表第二(××条関係)

(ロ) 別表を次のように改める。

別表第一 (〇〇条関係)

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二 (××条関係)

(ハ) 別表を削り、附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一 (〇〇条関係)

別表第二 (××条関係)

[決定] (ロ)による。

なお、複数の別表を改めて別表とする場合の改正方式は、次による。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表 (〇〇条関係)

(備考)

1 イ)の類似例

○奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律(昭三九法四三)

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表

(ロ)の類似例

○防衛庁職員給与法施行令等の一部を改正する政令(昭四〇政二二七)

附則別表を次のように改める。

附則別表第一 ...

附則別表第二 ...

附則別表第一の次に次の一表を加える。

2 既存の「別表第一、別表第二」を「別表第一、別表第二、別表第三」に改める場合には(イ)の方式にはよらないし、また、「別表第一、別表第二」を削る場合にも単に「別表を削る」とはしないことから、条の扱いに準じ、(ロ)によることとする。なお、新たに複数の表を加える場合には、「附則の次に別表として次の二表を加える。」とする旨定められているが、これは、「新たに複数の表を加える場合」のそれであるから、特に「別表として」の表現を用いるものと解される。〔備考〕 七三ページ参照

(昭五〇・八・一九)

2 表中において名詞を列記する場合の方式

- (イ) 青森県、秋田県、山形県、……………
- (ロ) 青森県、秋田県、山形県、……………

〔決定〕 (ロ)を用いる。

(昭三〇・二次)

3 表中の縦の区切りの取扱い

(一) 従来、法令中の表の縦の区切りで縦線で区画されているものは、「項」と呼び、縦線で区画されていないものは、「項」又は「部」と呼ばれていたが、今後は、これを統一して、縦線による区画の有無を問わず、「項」と呼ぶことにする。

(二) 法令中の表の縦の区切りについては、今後は、原則として、縦線による区画を設けるものとする。

(注)

(1) 縦線で区画されていない表中の縦の区切りを「項」と呼んだ例

- 1 昭和三十八年法律一六八号 厚生省設置法第二十九条第一項の表の改正

- 2 昭和三十九年法律一二九号 厚生省設置法第二十九条第一項の表の改正

- 3 昭和四〇年法律一四一号 “

- 4 “ 法律二五号 文部省設置法第二十七条第一項の表の改正

- 5 昭和三十九年法律三号 運輸省設置法第三八条第一項の表の改正

- 6 昭和三十八年法律六〇号 “ 第四一条の表の改正

- 7 昭和四〇年法律一二〇号 労働省設置法第一三条第一項の表の改正

(2) 縦線で区画されていない表中の縦の区切りを「部」と呼んだ例

- 1 昭和四〇年法律六三号 運輸省設置法第三八条第一項の表の改正

- 2 昭和三十九年法律一二八号 農林省設置法第三四条第一項の表の改正

(昭四一・五・一七)

4 その他の改正方式

(一) 区画のない表(所得税法第一三条第一項等)を改正する場合に、改正される部分中字句と字句との間に空白があるときは、これをどう引用すべきか。

〔決定〕 原則としてその字数(閣議請議の原本の空白と同一の空白)だけあける。

(昭三〇・四次)

(二) 次のような改正の方式は、どの程度で許されるか。

〇〇表〇〇の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

〔決定〕 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭和三〇年法律第二五号)の場合のような特殊な場合に例外的に認める。

(昭三〇・四次)

〔備考〕

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三〇法二五）
別表第四表名称の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

神奈川中野簡易裁判所	津久井簡易裁判所
(略)	
東京都八丈島大賀郷村	東京都八丈支庁管内八丈町
(略)	

(注) 名称については三三三、所在地については一三三三の改正を行っている。

5 当該別表等について定める本則中の規定との関係を明らかにするための方式

別表（別表の付表を含む）、様式（書式を含む）又は付録（以下「別表等」という。）について、当該別表等とこれについて定める本則中の規定との関係を明らかにするための措置として、次の方式により別表等の下に当該別表等について定める本則中の規定を括弧書きで示すこととする。

別表（第〇条、第△条、第×条関係）

別表第一 〇〇〇（第〇条、第△条、第×条関係）

別表（第〇条、第△条、第×条、第〇条、第△条、第×条関係）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

なお、既存の別表等については、当該別表等の改正の機会に、右の措置を講ずるものとする。（この場合、別表等が複数あるときは、そのすべてについて同様の措置を講ずるものとする。）

〔備考〕

- 1 別表等の下に掲げる本則中の規定は、当該法律又は政令の本則において別表等の文言を用いているすべての規定（例えば、「別表第八の指定職俸給表……」ではなく単に「指定職俸給表」の文言を用いるにとどまる「一般職の職員の給与に関する法律第六条の二」のような規定はその対象としないが、「この法律（別表第一を除く。）」と定める「所得税法第四条」はその対象とする。）について、条単位で示すものとする。（この場合、括弧書きで示す条名が多く改行を要するときの第二行目以下の配字は、「別表」及び「別表第一」等にあつては第一行目の括弧の位置、「別表第一 〇〇〇」にあつては第一行目の〇〇〇の第一字目の位置とする。）
- 2 この措置は、附則別表については、原則として及ぼさないものとする。
- 3 別表等を横書きのものとするため、別表等の文字自体を横書きとする場合における本則中の規定の条名における数字の表記は漢数字を横書きするものとするが（所得税法別表第二（注）参照）、場合によっては算用数字を用いてもよいこととする（公衆電気通信法別表（第2備考1参照））。
- 4 既存の別表等についてこの措置を講ずるときは改正方式は、「別表第一中「別表第一 〇〇〇」を「別表第一 〇〇〇（第〇条、第×条関係）」に改める。」によるものとする。
- 5 この措置を採り難い特段の理由があるものについては、その都度、部長の承認を得るものとする。
- 6 この措置を採つた後において当該別表等を引用する必要がある場合における表現については、当該別表等の括弧書きの部分は引用するに及ばないものとする。

（昭四九・八・五）

〔備考〕

- 1 いわゆる根拠規定が連続する三条以上の表記方法
別表(第〇条―第△条関係) }とする。
別表(第〇条、第△条―第×条、第〇条関係) }
なお、連続する二条について特に「・」でつなぐことはしない。(別表(第〇条、第△条関係)とする。)
- 2 いわゆる根拠規定について施行期日を異にする規定がある場合の処理方法
施行期日の異同は考慮することなく、そのまま、いわゆる根拠規定として掲げる。
- 3 いわゆる根拠規定について読替えが行われる規定がある場合の処理方法
読替えを考慮することなく、そのまま、いわゆる根拠規定として掲げる。
- 4 既存の別表にいわゆる根拠規定を示す措置を講ずるとともに、例えば別表第五を別表第六とし、新たに別表第五を加える場合の方式
「別表第五中「別表第五」を「別表第五(第〇条関係)」に改め、同表を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。」とする。
- 5 閣議・次官会議資料の「新旧対照表」及び「参照条文」の取扱
当該改正がいわゆる根拠規定を掲げる改正にとどまる場合は、「新旧対照表」にのみ掲記し、「参照条文」には掲記するに及ばないものとする。

6 政令の別表等について本則中の規定との関係を明らかにするための措置を講ずる場合の制定文における法律の根拠条名の掲名の要否―一五ページ参照

一〇 理由書関係

- (一) ……等のため、……………法の一部を改正する必要がある。これが、……………
- (決定) 一般に設例のような書き方では、「理由」として不十分であると思われる(二)参照。
(昭三〇・三次)
- (二) 法律案につける理由書は意味があるとしても、政令案につける理由書は、内容が形式的のものが多く、この際検討する必要はないか。
(決定) 理由を実質的に書くように努める。
(昭三八)
- (備考) 条約案については、九ページ参照
- (三) 法律の全部又は一部を一定期限までに廃止するものとする旨の規定がある法律の当該期限を改正する場合の「理由」の書き方
法律の全部又は一部を一定期限までに廃止するものとする旨の規定がある法律の当該期限について改正する場合の「理由」については、今国会(第八〇回国会)提出の法律案から次のように書くこととする。
「……………(〇〇法)が廃止するものとされる期限を……………」

(参考)

○日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案理由

理由

我が国における原子力船開発に関する諸状況の変化にかんがみ、日本原子力船開発事業団の設立の目的を達成するため、日本原子力船開発事業団法が廃止するものとされる期限を昭和六十二年三月三十一日に変更する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(昭五二・二・五)

一一 法律又は政令に署名すべき主務大臣関係

1 (一) A法の附則でB法の一部改正を行う場合におけるA法の署名大臣には、当該改正に係るB法の主務大臣を加えるものとする。

(二) 特殊法人に関する法令に不動産登記法の準用に関する例文規定(日本住宅公団法第五八条参照)を置く場合には、法務大臣を当該特殊法人に関する法令の署名大臣に加えるものとする。

(三) 新規立法において罰則を定めていること及び罰則の一部改正であることを理由として、法務大臣を当該新規立法又は一部改正法令の署名大臣に加えることは原則としてしない。

(備考) 1 「原則として」とは、当該罰則の新設、整備又は強化が当該法律の提案理由の一つに挙げられる程度にそのウエイトが高いものである場合を除く趣旨である。

2 本件については、法務省と協議済みである。

(昭四九・一〇・一八)

2 給与関係法及び共済関係法で次に掲げる法律の一部改正法の署名大臣は、その附則において他の法律の一部改正が行われる場合を除き、原則として、それぞれ掲名の大臣とする。

(一) 給与関係法

○一般職の職員の給与に関する法律 内閣総理大臣

- 特別職の職員の給与に関する法律 内閣総理大臣
- 防衛庁職員給与法 内閣総理大臣
- 裁判官の報酬等に関する法律 法務大臣
- 検察官の俸給等に関する法律 法務大臣
- 国家公務員等の旅費に関する法律 大蔵大臣

(二) 共済関係法

- 国家公務員共済関係法 大蔵大臣
- 地方公務員等共済関係法 内閣総理大臣 文部大臣 自治大臣
- 公共企業体職員等共済関係法 大蔵大臣 運輸大臣 郵政大臣
- 私立学校教職員共済関係法 文部大臣
- 農林漁業団体職員共済関係法 農林大臣

(昭四九・一一・二九)

(備考) 国家公務員宿舍法の署名大臣については、国家公務員等の旅費に関する法律のそれと同様に扱われることになった(昭五〇・一・二四)。

3 (一) 補助金等とする給付金の指定又は指定された給付金の名称の改正の場合にあつては、大蔵大臣のほか、当該給付金に係る主務大臣を署名大臣とする。

(二) 従来指定されていた給付金を削る改正の場合にあつては、当該給付金に係る関係大臣は署名大臣としない。

令により公務に従事する職員とみなす。」

(ハ) 罰則については、公社及び特殊会社を除き、次によること。

(ホ) 報告義務違反及び検査拒否等に係るもの

三万円以下の罰金

(イ) 認可等を受けるべき場合の無認可等の行為、登記義務違反、業務外の行為、余剰金法定外運用、監督命令違反等に係るもの

当該違反行為に係る役員に対してのみ三万円以下の過料

(ウ) 名称使用制限違反に係るもの

一万円以下の過料

(ウ) 前掲(ニ)、(四)又は(五)の原則によることができない特別の理由がある場合において、他の表現形式を採用しようとするときは、審査関係各部長の承認を得るものとする。

(昭四〇・二・一一)

(備考) 本文(ニ)の名称の使用禁止については、先に「特殊法人については、原則として、同一名称の使用禁止のみを認めることとし、類似名称の使用禁止は、認めないこととする」と定められていた(昭三四・一・一一)。

2 規定の整備について

さきに決定された監事の意見提出及び財務諸表等への意見書添付に関する規定の統一は、行政管理庁の審査の対象とされている法人(会社形態のものを除く。)のすべてにつき新設の法人については新設の際、

既設の法人についてはその法人の設立について規定している法律改正のつど措置するものとする。
(昭四〇・二・三)

3 公庫等の最高代表機関の名称について

公庫等の特殊法人の最高代表機関の名称には、総裁と理事長とがあるが、ある特殊法人についてそのいずれを用うべきかの基準は、およそ次のとおりである。

(一) 公共企業体たる三公社にあつては、総裁が用いられる(原子燃料公社では、同公社が、名称は公社でも、いわゆる公共企業体ではなく、事業団的なものであり、その規模も小さい(資本金一千万円)ので、理事長が用いられている)。

(二) 公庫にあつては、最高代表機関の職務代行機関が一般の理事のほかに特設される必要が認められる程度のものについて、その最高代表機関を総裁とする取扱いであつた。しかるに公営企業金融公庫において、そのような職務代行機関が特設されていないのに理事長を総裁としようとする動きがあり、法制局としては、右の取扱例に倣し、容易に賛成しなかつたが、予算書上も理事長が総裁に改められ(昭和三四年度政府関係機関予算書一八六ページ参照)、各方面に異存もないことが認められるに及んで漸くこの改正に同意し、国会においてもその趣旨の法律改正を可決せられた経緯がある(昭和三四年三月法律第一九号参照)。その結果、八公庫中六公庫で総裁制がとられるに至り、また、残りの二公庫についても、昭和三七年度において、予算書上、理事長が総裁に改められたことでもあり(昭和三七年度政府関係機関予算書二〇二・二一六ページ参照)、現在では、公庫にあつては、総裁の名称を用いて然るべきものと考えられる。

(三) 公団にあつては、その事業が全国的であり、その業務の量が大であるものについては総裁が（日本住宅公団、日本道路公団、水資源開発公団、昭和三十六年六月法律第一二四号による改正でその業務が豊川水系の開発に転換される前における愛知用水公団）、その他にあつては理事長が用いられている（首都高速道路公団、特定船舶整備公団、農地開発機械公団、森林開発公団、右の業務の転換後における愛知用水公団）。

(四) 事業団にあつては、すべて理事長が用いられている。

(昭三七・一・二四)

4 事業団の最高代表機関として「理事長」のほか「会長」を置くことの可否について

(一) 第四〇回国会に提出予定の海外技術協力事業団法案は、「事業団に、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。」（同法案第八条）、「会長は、事業団を代表し、その業務を総理する。」「理事長は、事業団を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して事業団の業務を処理し、……」（同法案第九条一項及び第二項）と規定し、海外技術協力事業団の最高代表機関として、理事長のほか、会長を置いている。

(二) 事業団の最高代表機関として理事長のほか会長を置いた例は、別添調書（略）の示すとおり、存しない。しかし、事業団以外では、次に掲げる例のとおり、若干存する。

- | | | | |
|--------------|------|-------|--------|
| (1) アジア経済研究所 | 会長一人 | 所長一人 | 理事二人以内 |
| (2) 国立競技場 | 会長一人 | 理事長一人 | 理事三人以内 |
| (3) 私立学校振興会 | 会長一人 | 理事長一人 | 理事三人以内 |

(4) 日本育英会 会長一人 理事長一人 理事三人以上

(5) 国民生活研究所（第四〇回国会に提出予定）
 会長 所長 理事

(三) 海外技術協力事業団の最高代表機関として理事長のほか会長を置く理由として、同事業団法案の起草当局（外務省）は、同事業団は、業務の性質上、海外との交渉が頻繁にあるが、その場合、理事長（Executive Director）では対面上都合が悪いことがあるので、渉外面における同事業団の代表として（President）の名称を用いたこと（例えば、同事業団は、東南アジア諸国からの研究員を研修することを任務とするが、研修を終えた者に交付する研修終了書は、President 名で発給したい。）及び同事業団の業務処理方法として、対外面は会長が、対内面は理事長が分担して担当することとしたいこと等をあげている。

(四) 先般、自民党より政府に対して申入れ（別紙）のあつた公団等の役員の名称の統一の件は、「総裁」の名称を排除することを目的とするものであること及び事業団ではないが、類似の特殊法人の中にはその最高代表機関として「会長及び所長」又は「会長及び理事長」を置いている例もあることにかんがみ、本件は、特に渉外的理由があることを考慮して、「会長及び理事長」を認めては如何かと存する。

なお、今後とも、事業団の最高代表機関の名称としては、「理事長」とする現在の例は、維持することと致したい。

(別紙)

昭和三十七年一月二十五日

官房長官殿

自由民主党総務会長 赤城宗徳

政府出資の公庫公団の名称について

政府出資の公庫、公団等の首脳者を「総裁」とし、「理事長」とするなど、不統一の面あるに鑑み、政府において適當の機関を設けて、これらを統一するようとの要請がありましたので御連絡申し上げます。因に総会においては、総裁の名称を廃して、一率に理事長とするが適當なるべし、との意見であったことを申し伝えます。

(昭三七・二・五)

5 監事に関する規定について

政府関係特殊法人の基礎法を新たに制定し、又は改正する場合における監事に関する規定の取扱いについては、次によるものとする。

(一) 新制定の場合の監事に関する規定は、第四三回国会で成立した海外移住事業団法第一二条、日本原子力船事業団法第九条等の例によること。

(注一) 上記規定の例は、次のようである。

第〇条

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(注二) 以上のほか、財務諸表及び決算報告書の主務大臣への提出に際して監事の意見又は意見書をつけるべきこととする従前の規定の例によるものとする。

(二) 右(一)の趣旨の規定を欠く現行法の改正をする場合においては、原則として、その規定を追加すること。

(三) 右の取扱いは、当面、公庫、公団及び事業団に関して適用すること。

(昭三九・一・二二)

(備考) 監事の権限に関する規定については、当初(昭三八・二・三)「理事長又は理事長を通じて主務大臣に意見を提出することができる」とされていたが、その後、国会における修正を尊重し、本文(一)(注一)記載のとおり「理事長又は主務大臣に提出することができる」に修正された(昭四〇・二・一)。三四八ページ参照

6 役員欠格条項について

昭和四〇年二月一九日の自由民主党総務会長、政務調査会長等との協議の結果、今後特殊法人の役員欠格条項については、次のように措置することとした。

(一) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員は、欠格条項中には、掲げないこと(国会議員及び地方公共団体の議会の議員は役員となることができないこととしなければならない特別の理由がある特殊法人については、例外とする。)

(二) 政党の役員は、欠格条項中には掲げないこと。

(三) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員並びに政党の役員を欠格条項に掲げている法律については、最近の改正の機会において、当該規定の部分を削るよう措置すること。

(備考)

(1) 昭和四〇年二月一六日閣議決定に係る八郎潟新農村建設事業団法案並びに同年同月一九日閣議決定に係る公害防止事業団法案及び農地管理事業団法案の役員欠格条項に関する規定のうち「國務大臣、國會議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長」の文言は削るよう修正して国会に提出することとした。「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)」の文言は、残してある。なお、既に第四八回国会に提出したオリンピック記念青少年総合センター法案及び小規模企業共済法案でも、同じ文言を役員欠格条項に掲げているが、これは、与党において議員修正をすることとなった。

(2) 國務大臣及び地方公共団体の長は、「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)」に含まれると解する。

(3) 既存の法律の規定の改正のしかたについては、従来の規定のしかたが区々であり、この際あわせて整備統一する必要もあると思われるので、別途検討すること。

(昭四〇・二・一九)

7 役職員に関する罰則及び設立の登記について

(一) 特殊法人の役員又は職員に関する罰則は、次のようにすること。

「第三十五条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。」

(二) 次の二つの方式については、前者によること。

「第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定によ

る事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。」

「第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。」

特殊法人法案に関する民事局意見

(昭三四・一・二〇)

- (1) 役員代表権に関する規定——「定款で定めるところにより代表し……」はやめること。
- (2) 代理人の選任に関する規定——「従たる事務所の業務の一部に関し……」とすること。
- (3) 決算完了時期を五月三一日とすること。
- (4) 設立の登記の時期を設立委員から「事務の引継を受けたときは、遅滞なく」とすること。

(昭三四・一・二七)

8 現物出資規定について

特殊法人に対する政府の当初の現物出資の目的たる不動産その他の物件がその設立時において工事が未完成である等のため当該出資が設立後相当期間を経過して行なわれる場合におけるその現物出資と資本に關する規定については、従来の規定の例では問題とされる点があるので、次の方式により規定するものとする。

記

(一) 政府は………の財産を出資するものとする。

- (二) 前項の規定による政府の出資があつたときは、同項の財産の価格の合計額に相当する金額をもつて〇〇〇〇の資本金とする。

(注)

従来の特許法人の設立に伴う当初の現物出資と資本に関する規定

- 1 〇〇〇〇〇の資本金は、〇〇〇〇〇の設立の際現に國の有する……の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

(昭四一・三・七)

9 増資規定について

政府関係特殊法人(公庫、公団、事業団等。以下「特殊法人」という。)の資本金に関する従来の規定には、増資規定の存するものと存しないものがあり、後者については、政府の出資の決定があるつど、予算関係法律案として、従前の資本金額に関する規定の改正又はその追加出資金額についての規定の追加により処理してきたのであるが、昭和三十八年九月一三日の閣議決定(内閣提出法律案の整理について)の趣旨等から、今後は次により処理するものとする。

- (一) 新たに特殊法人を設けるため法律を制定する場合には、当該法人が将来増資の予想されるものである限り、増資規定を設けること。
- (二) 既存の特殊法人につき資本金の増加をする場合においては、当該法人につき更に増資が予想される限り、従前の個別的な改正方式によらず、一般的な増資規定により措置すること(これにより難い特別の事情があるときは、別途協議すること。)

(三) 右の増資規定は、次の例によるものとする。

(1) 全額政府出資法人の場合

第〇条

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。
- 3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(2) 政府以外の者による出資があり、又は予想される場合

第〇条

- 2 公団は、必要があるときは、〇〇大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 3 政府は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に出資することができる。

(四) 従来一般の増資規定が存するが、國の追加出資規定を欠くものにつき、國の追加出資を規定する場合においても、上記(二)及び(三)の(2)に準ずるものとする。

(五) 増資が特定の基金の増加に充てるためのものである等の特別の事情がある場合には、これに関する規定を設けること。

(六) 現物出資の追加については、その必要が生じた場合に、別途規定を考慮するものとする。

(昭三九・一・二〇)

10 特殊法人登記令を附則で改正する場合の制定文の書き方——一三ページ参照

(参考)

一 漢数字「千」の表記について(事務連絡) (抄)

昭五〇・一一・二一
総務主幹

- 一 今後新たに制定(全部改正を含む。)する法令において〇万千円に相当する金額等を書き表す場合には、右の(イ)一万千円の方式による。
- 二 一部改正に当たり、実質改正をしない部分に(ロ)一万一千円の方式による書き表し方がある場合には、実質改正をする部分について(ロ)の方式を踏襲して書き表しても差し支えないものとし、法令全体において(イ)の方式による書き表し方と(ロ)の方式による書き表し方が混在しないようにする。
- 三 一部改正に当たり、実質改正に伴い(ロ)の方式による書き表し方がなくなる場合で別途〇万千円に相当する金額等を書き表す場合には、一と同様とする。

(備考)

- 1 右の取扱いによることとしたのは、従来(ロ)の方式による書き表し方が多いことを考慮したことによる。
なお、一部改正における改正の単位として法令全体として扱うのは、例えば「行なう」のそれとはニュアンスを異にすることを考慮したことによる。

2 (イ)の例

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第一三条第二項(三十二万六千六百円)
地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第一三条第二項(三十二万六千六百円)

こどもの国協会法別表(一万二千二百九十九平方メートル)

酒税法一部改正法(案) (第七六回国会閣法一) 第二二条第一項第八号ロ・第二二条第三項の表スピリッツ類の項(十八万千円。なお、右法案による改正前の同法第二二条第一項第一号は(ロ)の方式(一万一千二百五十円)(改正によりなくなる。))によつていた。

(ロ)の例

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第一〇条第二項(一万二千五百八十四円)(なお、同法の第四条の表「投票区の選挙人数」等の区分の欄には、「千人未満」・「千人以上」と書き表されている。)

地方公共団体手数料令第一条第二〇八号(一万一千円)
電気用品取締法関係手数料令の一部を改正する政令(昭五〇政二二四)別表第二第四号(七万一千円・八万一千円・五万一千円)等

3 「千」から始まる金額の表示で「一百円」を用いた例はないようである。

酒税法施行令第二〇条の表(千円)

農林漁業団体職員共済組合法等による年金の額の改定に関する政令(千六百一十一円)

二 罰則の審査について

今後、法律案、政令案等の罰則の審査に当たつては、次の事項に留意して罰金の額等を定めるものとする。

- 一 罰金の多額については、関連のある既存罰則に定める額にとらわれることなく、現在の経済事情に適合した額を定めること。なお、関連罰則に定める罰金の額が、現在の経済事情に照らして低すぎると認められる場合には、その改定について所管庁に検討を促すなど適宜の措置をとること。
- 二 少額の財産刑を科することを相当とする場合がある罪については、罰金ほかに科料を規定すること。
- 三 法律、政令等の一部改正の際には、改正又は新設の対象とされる条項以外の罰則についても、一及び二に

より、罰金の額等を改めること。

(昭四七・一二・二五 法務省刑事局)

(注)

事務次官等会議における法務事務次官発言要旨(罰金等の額について)

さる第六八回通常国会で罰金等臨時措置法の一部が改正されましたことは、既に御承知のところでありますが、今後、法律案、政令案等の罰則で罰金及び料金を定めるものにつきましては、右改正の趣旨に照らし、必ずしも既存の類似罰則の例にとられることなく、できる限り現在の経済事情に適合した罰金等の額を定めることに致したいと考えておりますので、よろしく御協力をお願い致します。なお、この点につきましては、内閣法制局の御了解を得ておりますので、申し添えます。

(昭四八・一・二二)

三 利率等の表示の年利建移行に関する法令等の規定の整備について

(原文横書き)

昭和四四年一月七日
閣議了解

今般、公定歩合等の表示が年利建に改められたことを機会に、法令等の規定における利率等の表示についても、国民的能率の向上に資するとともに国際慣行にそつた表示方式を整えるため、下記のとおり年利建表示方式を採用することとする。

記

- 1 今後、新たに国会に提出する法律案および新たに制定する政令等の規定における利率等の表示は、すべて年利建によるものとする。
- 2 現に利率等が日歩建で表示されている法令等の規定については、できるだけすみやかに年利建表示への移行を図るものとする。

四 公益法人に対する監督の強化について

閣審第七五号

昭和四十二年十月十一日

内閣官房長官 木村俊夫

内閣官房副長官 殿

公益法人に対する監督の強化について

公益法人に対する監督については従来からそれぞれの主務官庁において行なわれてきたところであるが、一部公益法人をめぐる最近の不祥事件にもかんがみ、今後は次の方策により、監督の強化を図らねばならない。

- 一 設立許可に際しては、法令を遵守する等適正な運営を行なうことを条件として許可するよう配慮し、許可後においては、従来以上に監督を厳にし、事業計画、事業報告等の届出・報告を励行させるほか、必要に応じて立入検査を行なう等の方法により、その業務、財産状況等を適確に把握し、随時適切な行政指導に努めるのみならず、法人が目的以外の事業を行なうとか、設立の許可条件に違反するとか、民法第七一条の規定に該当する行為を行なつたことが明らかである場合には、その情状により設立許可を取り消す等の強力な行政措置を考慮すること。
- 二 特に長期間にわたつて事業活動を停止し、理事の所在も必ずしも明らかでなく、単に登記簿上の存在にすぎない法人に対しては、以下により、その整理を促進すること。

- (1) 監督機関である主務官庁において、極力理事の所在を確認したうえ、当該理事に対して行政指導を行ない、解散登記及び清算手続をとらせる。

- (2) どうしても理事の所在を確認しえない法人等に対しては、主務官庁において、現行法制上可能な限りの処置（たとえば設立許可の取り消し等）をとり、清算人による解散登記及び清算手続をとらせる。
- 三 設立許可等の権限が地方支分部局または地方公共団体の長に委譲されている法人に対しても、上記の趣旨に準じ監督を厳にすること。

第二 主要先例編

第二 主要先例編

一 公益事業と称する方式等に關する物
 方式等は、主務官庁に提出し、その審査を経て、主務官庁の長官の署名及び捺印を以て、その効力を生ずる。主務官庁の長官は、公益事業と称する方式等に關する物について、その審査の結果、公益事業と称する方式等に關する物として認められ、主務官庁の長官の署名及び捺印を以て、その効力を生ずる。主務官庁の長官は、公益事業と称する方式等に關する物について、その審査の結果、公益事業と称する方式等に關する物として認められ、主務官庁の長官の署名及び捺印を以て、その効力を生ずる。

二 公益事業と称する方式等に關する物
 公益事業と称する方式等に關する物として認められ、主務官庁の長官の署名及び捺印を以て、その効力を生ずる。主務官庁の長官は、公益事業と称する方式等に關する物について、その審査の結果、公益事業と称する方式等に關する物として認められ、主務官庁の長官の署名及び捺印を以て、その効力を生ずる。

三 公益事業と称する方式等に關する物
 公益事業と称する方式等に關する物として認められ、主務官庁の長官の署名及び捺印を以て、その効力を生ずる。主務官庁の長官は、公益事業と称する方式等に關する物について、その審査の結果、公益事業と称する方式等に關する物として認められ、主務官庁の長官の署名及び捺印を以て、その効力を生ずる。

第二 主要先例編

一 公式令廃止後の公文の方式等に関する件

公式令は、五月三日を以て廃止されるが、これに代るべき法令は差し当つては制定しないので、公文の方式等については、当分の間左の通り取り扱うこととする。

- (一) 日本国憲法第七四条の規定による主任の國務大臣の署名及び内閣総理大臣の連署は、当該法律又は政令の末尾にこれを行うこと。
- (二) 法律又は政令の公布は、前号の署名及び連署のあるものに公布書を附してこれを行うこと。公布書には、親署の後御璽をおし、内閣総理大臣が年月日を記入して署名すること。
- (三) 総理庁令又は省令の形式については、従前の閣令又は省令の例によること。
- (四) 政令、総理庁令及び省令には必ず施行時期を定めること（公式令第一一条の規定に相当する根拠規定がないから）。
- (五) 法令その他の公文の公布は、従前通り官報を以てすること。
- (六) 三級官の任免の辞令書の形式は、従前通り各省の定めるところによること。
- (七) 位記、勲記その他栄典に関する公文に関しては、公式令第一七条及び第一九条乃至第二一条の例によること。

（昭三二・五・一 佐藤次長次官会議で説明）

〔備考〕

○旧公式令（明四〇勅六）

第十一条 皇室令、勅令、閣令及省令ハ別段ノ施行時期アル場合ノ外公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ経テ之ヲ施行ス

第十二条 前数条ノ公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス

第十七条 一位ノ位記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

二位以下四位以上ノ位記ニハ御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ズ五位以下ノ位記ニハ宮内省ノ印ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十九条 勲一等級以上ノ勲記ニハ親署ノ後國璽ヲ鈐シ勲二等級以下ノ勲記ニハ國璽ヲ鈐シ内閣總理大臣旨ヲ奉ジ賞勲局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

勲記ニハ勲章ノ種別ニ從ヒ号數ヲ附シ簿冊ニ記入スル旨ヲ附記シ賞勲局ノ印ヲ鈐シ賞勲局書記官之ニ署名ス

第二十条 記章ノ証狀並外國勲章及記章ノ佩用免許ノ証狀ニハ内閣總理大臣旨ヲ奉ジ賞勲局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ賞勲局ノ印ヲ鈐シ之ニ署名セシム

証狀ニハ其ノ種別ニ從ヒ号數ヲ附シ簿冊ニ記入スル旨ヲ附記シ賞勲局ノ印ヲ鈐シ賞勲局書記官之ニ署名ス

第二十一条 勲章及記章並外國勲章及記章ノ佩用免許ノ証狀ヲ褫奪スルノ辞令書ニハ内閣總理大臣旨ヲ奉ジ賞勲局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

二 予算関係法律案について「要綱調べ」が提出された例

内閣提出予定法律案については、従来、提案に係る会期ごとに、「内閣提出予定法律案等件名調」及び「内閣提出予定法律案・条約要旨調」が提出されているところであるが、第七一回国会（特別会）においては、

衆議院予算委員会理事会の意見もあり、衆議院予算委員長の要求により、予算委員会総括質問開始日に、「第七十一回国会政府提出予定の予算関係法律案について」が提出された。

〔備考〕 これらの提出月日は、次のとおりである。

件名調 昭和四八年一月二三日

要旨調 昭和四八年二月六日

予算関係法律案について 昭和四八年二月一日（予算委員会総括質問開始日）

三 規定中に引用した法律が未公布のため、その法律番号を空白にして公布された法律の取扱い例

（一）新たな問題

昭和三十六年三月三十一日付けの右と同様の標題の文書（別紙）によれば、「甲法中にたとえば、「……」については、乙法（昭和三十六年法律第 号）の定めるところによる。」との規定があり、乙法が未公布であったため、乙法の法律番号を空白としたままで甲法が公布された場合、後になつて（乙法の公布をまち）、正誤等法律改正以外の方法で、右の規定中空白になつている乙法の法律番号を補うことが許されるか。」という問題に対し、右の補完が許されるとの結論が下されているが、当時この問題を検討するに当つては、甲法と乙法とが同じ国会で成立することを前提としていた。

ところが最近、右の乙法の案が甲法の成立した国会において未成立のまま継続審査に付され、その後の国会で成立した場合も、右と同じ結論を下してよいかどうか、という新しい問題が生じた。

（二）事案

先の第四〇回通常国会において成立した国税通則法（昭和三十七年法律第六六号）の第七五条は、「……：不服申立てについては、この節……に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法（昭和三十七年法律第 号）の定めるところによる。」と規定しているが、同国会に提出された行政不服審査法案は、ついに成立するに至らず、継続審査に付された。そこで国税通則法は、右の規定中の行政不服審査法の法律番号を空白としたままで公布され、その後の官報正誤等による補完も、もとより行なわれていない。

ところで、継続審査に付された行政不服審査法案は、今回の第四一回臨時国会で成立する公算が大であるが、これに関連して、仮に同法案が今国会で成立するものとした場合、右の空白になっている法律番号をいかなる方法で補充するか、という問題を解明する必要がある。

なお、右と同様の問題は、第四〇回通常国会で成立した法律のうち、(1)防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第一三二号）附則第一項、(2)不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第一三四号）第一条第一項、(3)首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第一三七号）による改正後の首都圏市街地開発区域整備法第三〇条及び(4)自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第一四五号）附則第一項においても生じており、この際、このような事案が生じた場合の一般的な処理方針を決定しておく必要がある。

(三) 結論とその理由

(1) 結論

(一)に述べた新たな問題の場合においても、甲法と乙法と同じ国会で成立した場合と同様、乙法の成立・公布をまつて、原本に加筆の上、官報「正誤欄」を利用する等により甲法の規定中空白になつてい

る乙法の法律番号を補うことが許される、と解する。

(2) 理由

前記昭和三十六年三月三十一日付けの文書に掲げる問題の場合、原本に加筆の上、官報「正誤欄」を利用する等により甲法の規定中空白になつている乙法の法律番号を補うことが許されるためには、「立法者の意見が甲法の規定において乙法を引用することに確定しており、空白の部分が同法の法律番号を示すものであることが極めて明白であること」が必要であるとされている（同文書一の第一説参照）。ところで、甲法の規定に引用されている乙法の案が、ある国会で継続審査に付されるということは、同法案が同一性をもつて次の国会に持ち越されることを意味する。したがつて、これが次の国会で成立すれば、甲法の規定中の乙法とは、まさにこの成立した乙法そのものであり、空白の部分が同法の法律番号を示すものであることは極めて明白である。すなわち、この場合には、甲法と乙法と同じ国会で成立したかどうかということは、本件の処理には、何ら関係のない事からである。そして、この点の説明がつく限り、前記昭和三十六年三月三十一日付けの文書に掲げる問題の場合と特に取扱いを異にすべき理由は、見当たらないと思われる。

(注) なお、右の乙法案が継続審査に付されることなく、審議終了になり、その後の国会で再提出される場合には、たとえその内容が全く同一であるとしても、その再提出の際に、甲法の一部改正の形式で、甲法の許定中空白になつている乙法の法律番号を補完する措置をとるものとする。

(別紙)

規定中に引用した法律が未公布のため、その法律番号を空白にして公布された法律の取扱いにつ

いて(抄)

(昭三六・三・三一)

(問題) 甲法中にたとえば「……………」に関しては、乙法(昭和三六年法律第 号)の定めるところによる。」との規定があり、乙法が未公布であつたため、乙法の法律番号を空白としたままで甲法が公布された場合、後になつて、正誤等法律改正以外の方法で、右の規定中空白になつている乙法の法律番号を補うことが許されるか。

(先例) 問題のような場合には、内閣官房において、官報「正誤欄」に、次のとおり掲載し、以後右の空白がみたまされたものとして取り扱つてゐる。

(注) 一例をあげれば、昭和三四年五月一四日官報第九七一四号三五頁所載の記事

「昭和三十四年三月三十一日(官報号外第二十五号)公布法律第七十五号補助金等の臨時特例等に関する法律附則第一項中「第 号」は、同年四月三十日社会教育法等の一部を改正する法律の公布により「第百五十八号」となつた。

内閣官房官報報告主任

イ 標記の問題について、昭和三六年三月三〇日、参議院法制局今枝法制次長から、当局高辻次長に、電話をもつて非公式に照会があつた。

ロ 部内における見解は、およそ次のとおりであつたが、第一説が多数であつた。

(第一説) 積極に解する。甲法の成立後公布前に乙法が公布された場合に、内閣官房において国会の議決にかかる原本に加筆して、乙法を引用する甲法の規定中乙法の法律番号の空白をうめることは、すでに慣行として確立している。このような内閣官房による原本の補

完は、甲法において乙法の法律番号が空白であつても、立法者の意思は、乙法を引用することに確定しており、空白の部分が同法の法律番号を示すものであることが極めて明白であるが故に立法者が許容しているのだと考えざるを得ないのであつて、この理は、乙法の法律番号が確定した時期が甲法の公布の前であるか後であるかによつて異なるはずはない。すでに原本が補完された上は、公布された甲法が補完された原本と相異なる点を補正することが否認されるべきはずはない。

(第二説) 消極に解する。法律が公布されれば、その内容のみならず表現も確定し、これを変更することは、法律の改正にはかならず、したがつてそのためには法律改正の手續によるほかはない。

ハ 結論として、問題の場合には、「正誤欄」を利用することの可否は別としても、第一説の考え方が相当地である、とされた。

(昭三七・八・二〇)

四 一部改正法と改正されるべき法律との成立時期が逆になる場合の取扱ひ例

(一) 甲法律案と、甲法の成立を見越して同法の一部を改正することを内容とする乙法律案とが同じ国会に提出された場合において、乙法の施行時まで甲法が成立しているとき(甲法律案が継続審査に付され、議案としての同一性を保ちながら会期を異にする国会において成立した場合を含む。)は、甲法の成立時が乙法の成立時よりおくれた場合においても、乙法の施行によつて甲法についての所期の一部改正が行なわれるものとする。

- (二) 右の事例につき、乙法のみ成立し、甲法律案が審議未了となつた場合において、乙法の施行前に甲法律案と同趣旨の法律案を再提出するときは、再提出する法律案中に、すでに成立している乙法が再提出に係る法律案に対する一部改正法として効力を有しないものと解してはならない旨を規定するものとする。
- (三) 丙法の一部を改正する甲法律案と、甲法による丙法の一部改正を見越して、その改正後の丙法の一部をさらに改正することを内容とする乙法律案とが同じ国会に提出された場合にも、右の(一)及び(二)に準ずるものとする。

(注) 右の(一)及び(二)の例によつて起案された例

第三九回臨時国会に提出された通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案附則第三四条

(昭三六・一〇・六)

[備考]

○通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭三六法一八二)

附則

(私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律の効力)

第三十四条 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)のうち、本則の規定はこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法の規定を、附則第十九条規定は通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

五 公布後施行前の法令を改正した例

○医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭二六・六・二〇法二四四)

第一条 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条(略)

第三十三条中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

(略)

附則

1 この法律は、昭和三十年一月一日から施行する。

2 (略)

○医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭二九・一二・八法二二一)

1) 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和三十年一月一日」を「昭和三十一年四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭三〇・八・八法一四五)

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二十二条の改正に関する部分を次のように改める。
第二十二条を次のように改める。

第二十二条（略）

第一条医師法第三十三条の改正規定を削る。

（略）

附則第一項の項番号及び附則第二項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2・3（略）

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三六・三・三一法一八）

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中……………

……………

……………

を

在南アフリカ連邦日本国大使館

……………

南アフリカ連邦 プレトリア

に改め、

……………

……………

南アフリカ連邦 プレトリア

〔在南アフリカ連邦日本国総領事館

……………

南アフリカ連邦 プレトリア

及び

……………を削る。

（略）

附則

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。……………

○在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律（昭三七・三・二〇法二二）

附則

1 この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、……………附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

2（略）

3 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第十八号）の一部

を次のように改正する。

- 第一条在外公館の名称及び位置を定める法律の表の改正規定中
- 「在南アフリカ連邦日本国大使館」
南アフリカ連邦 プレトリア
を
 - 「在南アフリカ共和国日本国大使館」
南アフリカ共和国 プレトリア
に改め、
 - 「在南アフリカ連邦日本国公使館」
南アフリカ連邦 プレトリア
を削り、
 - 「在南アフリカ連邦日本国総領事館」
南アフリカ連邦 プレトリア
を
 - 「在南アフリカ連邦日本国総領事館」
南アフリカ共和国 プレトリア
に改める。

○義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令（昭五〇・一・二二政八）

義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令（昭和二十八年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 （略）

第四条 （略）

（略）

附則

この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。

○義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令等の一部を改正する政令（昭五〇・三・三一政七）

（義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 義務教育費国庫負担法第二条の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令（昭和五十年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条の改正規定のうち、第三条第一項第二号ハに係る部分中「勤勉手当」の下に「義務教育等教員特別手当」を加え、第四条第一号の表に係る部分中

四	五
……	……

に改める。

四 …… ……

を

附則

この政令は、公布の日から施行……する。

○恩給法等の一部を改正する法律（昭四九・六・二五法九三）

（恩給法の一部改正）

第一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二第一項中「一年以上」を「一年以上一年未満」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「昭和四十六年十月一日」を「昭和四十九年十月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

（略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

○恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭四九・六・二七法一〇〇）

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）附則第十条の二第二項から第四項までの改正規定……中「昭和四十九年十月一日」を「昭和四十九年九月一日」に改める。

（略）

○輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令の一部を改正する政令（昭五五・一〇・一一政二六四）

（輸出貿易管理令の一部改正）

第一条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

第四条中「前三条」を「第一条」に改め、後段を削り、次のただし書を加える。

（略）

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十五年十二月一日）から施行する。

○輸出貿易管理令等の一部を改正する政令（昭五五・一〇・三一政二八五）

（輸出貿易管理令の一部改正）

第一条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

（輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、輸出貿易管理令第四条の改正規定中「改め、後段を削り、次のただし書を加える。」

を「改める。」に改め……る。

(略)

附則

この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約が日本国について効力を生ずる日(昭和五十五年十一月四日)から施行する。

六 行政機関についてその存置期間経過後において復活させるための措置を講じた例

- (一) 先の第三八回通常国会に提出した大蔵省設置法の一部を改正する法律案は、衆議院内閣委員会に付託されたまま、結局審議未了となつた。そこで次の臨時国会において再提出することとなつたが、その際、大蔵本省の附属機関として設置されていた金融機関資金審議会をめぐつて、〔一〕に述べるような問題が生じた。
- (二) 金融機関資金審議会(以下「審議会」という。)は、昭和三四年四月に行なわれた大蔵省設置法(以下「法」という。)の一部改正により法第一七条第一項(附属機関)の表に追加されて設置されたものであるが、その際あわせて法附則第四項の規定が設けられ、審議会は、昭和三六年三月三十一日まで置かれるものとされた(別紙一参照)。ところが、その後審議会の存置期間を二年間延長する必要が生じたので、前記の審議未了となつた法案においては、上記法附則第四項の規定につきその趣旨の改正措置が講じてあつた。今回上記法案を再提出するにあたり、審議会の存置期間が経過してしまつた現在においても、前回の

場合と同様、法附則第四項の存置期間の規定に関連する改正をすれば足りるのか、それとも別途の措置を講ずる必要があるのか、が問題となつた。

- (三) ちなみに、先の通常国会で成立し、本年六月一日公布・施行された厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和三六年法律第一〇二号)においても、医療制度調査会について同様の問題が生じたが、これについては衆参両院の法制局で検討の結果、上記一部改正法の附則に「厚生省設置法第二九条第一項の規定中医療制度調査会に係る部分は、この法律の施行の日にあつたにその効力を生ずるものとする。」旨の規定を設けるべきであるとの結論に達し、この規定を追加するための国会修正が行なわれた。

(四) そこで、(二)の事案についても、右の前例にならつて処理すべきかどうか、が一応問題となつたが、討議の結果結論として、「基本的には、法附則第四項の規定につき、前回の場合と同様の改正を加えるだけで足りるが、疑義を避ける意味から、再提出に係る一部改正案の附則に、審議会は、一部改正法の施行の日に新たに置かれるものとする旨の宣言規定を設ける」とこととなつた(別紙二参照)。そこに至るまでの議論のすじみちは、次のとおりである。

- (1) 法附則第四項は、審議会が本年三月三十一日まで置かれる旨を規定するにとどまり、法第一七条第一項の規定中審議会に係る部分が同日において「効力を失う」とは規定していない以上——従来の審議会そのものは同日の経過とともに存在しなくなることはもちろんであるが——当該規定の形式的効力そのものは、同日後においても失われていない、したがつて、法附則第四項の規定を改正して審議会の存置の期限を二年先とする改正措置を講ずれば、法第一七条第一項の規定中審議会に係る部分は、実質的効力を復活し、しかも事案の性質上当然に再提出に係る一部改正法の施行の日において審議会が再び設置さ

れることとなる。すなわち、当該規定は、法附則第四項の規定とあわせて限時的内容をもつものではあるが、限時法そのものではない。この点では、昭和二十五年三月二十八日に公布・施行された副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二五号）が、副検事の任命資格の特例を認める期間につき、改正前の当該期間の終期（昭和二十四年二月二十六日）を三月余経過した後において、延長措置を講じているのと同じ性格の問題である。

(2) ただ、今回の問題は、右の副検事の任命資格の特例に関する事案のように権能賦与規定に係るものではなく、行政機関の設置を内容とするものであるので、本年三月三十一日まで置かれた審議会と再提出に係る一部改正法案の成立・施行に伴って再び置かれることとなる審議会との関係を明確にしておくことが適切であると思われる、かたがた前記厚生省設置法の一部改正において特別の規定が附則に追加された経緯をも考慮に入れると、本件の場合、宣言規定として、別紙二に掲げる附則第二項のような規定を設けることが、妥当な解決策であると思われる。

(別紙 一)

大蔵省設置法（抄）

附 則

1 3 略

4 第十七条第一項に掲げる附属機関のうち、金融機関資金審議会は昭和三十六年三月三十一日まで……置かれるものとする。

(別紙 二)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（抄）

附則第四項を次のように改める。

4 第十七条第一項に掲げる附属機関のうち、金融機関資金審議会は、昭和三十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 金融機関資金審議会は、この法律の施行の日新たに置かれるものとする。

○副検事の任命資格の特例に関する法律（昭二二・一二・一七法一九九）

副検事は、この法律施行の日から一年以内に限り、検察庁法第十八条第二項の規定にかかわらず、副検事の職務に必要な学識経験のある者で副検事選考委員会の選考を経たものの中からこれを任命することができる。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二三・一二・一法二一五）

副検事の任命資格の特例に関する法律（昭和二十二年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。「一年以内」を「二年以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○副検事の任命資格の特例に関する法律（昭二五・三・二八法二五）

副検事の任命資格の特例に関する法律（昭和二十二年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
「二年以内」を「三年以内」に、「副検事選考委員会」を「副検事選考審査会」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

（昭三六・九・一三）

七 行政機関の位置の表示の改正例（北九州市の新設に関連するもの）

昭和三十八年二月一〇日をもって、福岡県門司市、小倉市、若松市、八幡市及び戸畑市を廃止し、その区域をもつて北九州市を置くこととなっている（昭三七・一〇・一五自治省告示一三三一号）。ところが、同年一月二二日の閣議に付された法律案のうち、大蔵省設置法の一部改正（門司税関）、農林省設置法の一部改正（門司輸出品検査所等）及び運輸省設置法の一部改正（門司海員学校等）の三件において、行政機関の位置として門司市とあるのを北九州市と改める改正規定が含まれており、その改正規定の施行期日の定め方として

(1) 他の部分と一緒にして、単にこの法律は昭和三十八年四月一日から施行する、とするもの、

(2) これにただし書を附して当該改正部分は昭和三十八年二月十日から適用する、とするもの、

(3) 同じくただし書において当該改正部分は公布の日から施行するとするもの

の三つの方式が考えられたが、位置の改正は、できるだけ早く施行して実体に合致させることが望ましいこと、しかし、さかのぼって適用しても法的には意味がないこと等を考慮して、(3)の方式によることとした。
(なお、二月一〇日前に法律として成立したものとしても、公布を二月一〇日後にすることが可能なので、二月一〇日前公布ということは、本件の場合は、考える必要はないであろう。)

（昭三八・一・二二）

八 法律の施行期日を他の法律に全面的に委任した例

○特許法（昭三四・四・一三法一一一）

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

（注）特許法施行法（昭三四・四・一三法一一二）で昭和三十五年四月一日から施行

○実用新案法（昭三四・四・一三法一一三）

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

（注）実用新案法施行法（昭三四・四・一三法一一四）で昭和三十五年四月一日から施行

○意匠法（昭三四・四・一三法一一五）

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

（注）意匠法施行法（昭三四・四・一三法一一六）で昭和三十五年四月一日から施行

○商標法(昭三四・四・一三法二二七)

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

(注) 商標法施行法(昭三四・四・一三法二二八)で昭和三五年四月一日から施行

○有線電気通信法(昭二八・七・三二法九六)

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

○公衆電気通信法(昭二八・七・三二法九七)

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

(注) 前二法は、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法(昭二八・七・三二法九八)で同年八月一日から施行

○海上公安局法(昭二七・七・三一法二六七)

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(注) この法律は、施行されるに至らず、防衛庁設置法(昭二九法一六四)附則第二項により昭和二九年七月一日に廃止された。

(昭四二・六・一〇)

(備考)

○都市計画法(昭四三・六・一五法二〇〇)

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(注) 都市計画法施行法(昭四三・六・一五法二〇一)第一条により、「都市計画法(……………)は、公布の日

から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する」とされ、都市計画法の施行期日を定める政令(昭和四四年政令第一五七号)で、昭和四四年六月一四日から施行

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭四四・一一・九法八四)

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(注) 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭四四法八五)第一条により、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(……………)は、同条八注 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭四四法八三) 附則第一条√第三号に掲げる規定の施行の日八注 昭和四五年四月一日√から起算して二年を経過した日までの間において政令で定める日から施行する」とされ、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の施行期日を定める政令(昭四七政三五)で、昭和四七年四月一日から施行

九 法律の施行期日を政令に全面的に委任した例

○在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四二・六・五法三二)

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。

○海上衝突予防法の一部を改正する法律(昭三九・七・七法一五七)

この法律は、政令で定める日から施行する。

○沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭四二・六・一三法三七)

この法律は、政令で定める日から施行する。

○中国地方開発促進法（昭三五・一二・二七法一七二）

1 この法律は公布の日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、政令で定める日から施行する。

2 前項ただし書に規定する政令は、開発促進計画が九州地方開発促進計画のうち特にこれと密接な関連を有するものについて十分考慮して作成された後、これに基づく事業と九州地方開発促進計画に基づく事業との実施がともに円滑に行なわれるような時期において、定めるものとする。

（注）附則七項は、九州地方開発促進法から山口県をおとすもの。中国地方開発促進法は、議員提案であるが、これと同旨の規定は、政府提案の近畿圏整備法にもある。

○新東京国際空港公団法（昭四〇・六・二法一一五）

この法律中第二条の規定は公布の日から、その他の規定は同条の政令の公布の日後において政令で定める日から施行する。

○国家公務員法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一八法六九）

この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、……………の規定は、政令で定める日から施行する。

（注）政令で定める日から施行する規定は、職員団体関係の規定で、国会修正による。

○厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭四〇・六・一法一〇四）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、……………の規定は、政令で定める日から施行する。

（注）政令で定める日から施行する規定は、厚生年金基金関係の規定で国会修正による。

（昭四二・六・一〇）

一〇 一部改正法が既存の二法を改正するものである場合において、その題名に「等」を用いた例

○道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭三六法五二）——道路整備緊急措置法（昭三三法三四）、

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭三一法七二）

○計量法等の一部を改正する法律（昭三六法六二）——計量法（昭二六法二〇七）、計量法施行法（昭二六法二〇八）

○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三六法一四〇）——私立学校教職員共済組合法（昭二八法二四五）、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭三〇法六八）

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三六法一五二）——国家公務員共済組合法（昭三三法一一八）、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三法一一九）

○昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭三六法一五三）——昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三一法一三三）、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三三法一一六）

○学校教育法等の一部を改正する法律（昭三六法一六六）——学校教育法（昭二二法二六）、私立学校法（昭

二四法一七〇)

○炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律(昭三七法七) — 炭鉱離職者臨時措置法(昭三四法一九九)、雇用促進事業団法(昭三六法一一六)

○住宅金融公庫法等の一部を改正する法律(昭三七法一六) — 住宅金融公庫法(昭二五法一五六)、北海道防寒住宅建設等促進法(昭二八法六四)

○商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(昭三七法三〇) — 商工組合中央金庫法(昭一一法一四)、中小企業信用保険公庫法(昭三三法九三)

○公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律(昭三七法三四) — 公営企業金融公庫法(昭三二法八三)、奄美群島復興特別措置法(昭二九法一八九)

○酒税法等の一部を改正する法律(昭三七法四七) — 酒税法(昭二八法六)、酒税の保安及び酒類業組合等に関する法律(昭二八法七)

○通商産業省設置法等の一部を改正する法律(昭二七法五五) — 通商産業省設置法(昭二七法一七五)、工業技術院設置法(昭三三法二〇七)

○行政管理庁設置法等の一部を改正する法律(昭三七法八九) — 行政管理庁設置法(昭二三法七七)、北海道開発法(昭二五法二二六)

○道路運送車両法等の一部を改正する法律(昭三七法一〇六) — 道路運送車両法(昭二六法一八五)、自動車損害賠償保障法(昭三〇法九七)

○公職選挙法等の一部を改正する法律(昭三七法一一二) — 公職選挙法(昭二五法一〇〇)、政治資金規

正法(昭二三法一九四)

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律(昭三七法二二三) — 防衛庁設置法(昭二九法一六四)、自衛隊法(昭二九法一六五)

○栄養士法等の一部を改正する法律(昭三七法二五八) — 栄養士法(昭二二法二四五)、栄養改善法(昭二七法二四八)

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律(昭三八法四) — 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭二二法八〇)、国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭三二法二二八)

○産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律(昭三九法一一) — 産業労働者住宅資金融通法(昭二八法六三)、北海道防寒住宅建設等促進法(昭二八法六四)

○日本住宅公団法等の一部を改正する法律(昭三九法一三) — 日本住宅公団法(昭三〇法五三)、住宅金融公庫法(昭二五法一五六)

○道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律(昭三九法三四) — 道路整備緊急措置法(昭三三法三四)、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭三一法七二)

○暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律(昭三九法二一四) — 暴力行為等処罰に関する法律(大一一五法六〇)、裁判所法(昭二二法五九)

○私立学校振興会法等の一部を改正する法律(昭三九法一一六) — 私立学校振興会法(昭二七法一一)、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭三二法一八)

- 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三九法一五二） — 地方公務員共済組合法（昭三七法一五二）、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三七法一五三）
- 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭四〇法一〇三） — 地方公務員等共済組合法（昭三七法一五二）、地方公務員等共済組合法の最期給付等に関する施行法（昭三七法一五三）（昭四一法一三三）も同じ。〈
- 昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭四一法一二四） — 昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭四〇法八三）、公共企業体職員等共済組合法（昭三一法一三四）
- 地方税法等の一部を改正する法律（昭四二法二五） — 地方税法（昭二五法二二六）、昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律（昭四二法八）
- 駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律（昭四三法一九） — 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭三三法一五八）、雇促促進事業団法（昭三六法一一六）
- 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律（昭四四法六三） — 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭二八法一）、海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭三八法一一八）
- 国会議員互助年金法等の一部を改正する法律（昭四四法七一） — 国会議員互助年金法（昭三三法七〇）、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭二二法八〇）
- 関税定率法等の一部を改正する法律（昭四五法三二） — 関税定率法（明四三法五四）、関税暫定措置法

（昭三五法三六）

- 地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律（昭四七法八） — 地方行政連絡会議法（昭四〇法三八）、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭四〇法七三）
- 国会職員法等の一部を改正する法律（昭四八法七七） — 国会職員法（昭二二法八五）、国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三二法一一八）

（備考）

- 1 昭和三六年以降についての調べである。
- 2 各一部改正法の次に掲げたものが、同法により改正の対象とされた法律である。
- 3 改正の対象がA法及びA法の一部改正法であるものは、除外した。

（昭五〇・八・三一）

一一 数本の法律改正が一本の法律改正（案）により行われた例

法律番号	法律名	閣法・衆法・参法の別	上記法律（本則）により改正の対象とされた法律	件数
昭四七法六	関税定率法等の一部を改正する法律	（第七八回） 閣法	関税定率法、関税法、関税暫定措置法	3
“ 法二一	国会議員互助年金法等の一部を改正する法律	衆法	国会議員互助年金法、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律、議院法制局法	4

法律番号	法律名	閣法・衆法・参法の別	上記法律(本則)により改正の対象とされた法律	件数
昭四七法三九	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律	閣法	戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者特別援護法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	8
法四三	電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律	"	電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律、電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律、電話加入権質に関する臨時措置法	3
法六〇	臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律	"	臨時石炭鉱害復旧法、石炭鉱害賠償等臨時措置法、産炭地域振興臨時措置法	3
法六九	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律	"	農林漁業団体職員共済組合法、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律、昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律	4
法八〇	恩給法等の一部を改正する法律	"	恩給法、恩給法の一部を改正する法律、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律、旧軍人等の遺族に対する恩給等の	7

法八一	昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律	"	特例に関する法律、恩給法等の一部を改正する法律(昭四一法一一一・昭四五法九九・昭四六法八一)	4
法八二	昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律	"	昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する法律、地方公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法	3
法八三	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律	"	私立学校教職員共済組合法、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律	3
法八七	首都圏整備法等の一部を改正する法律	"	首都圏整備法、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律	3
法九四	消防法等の一部を改正する法律	"	消防法、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律、消防組織法、消防団員等公務災害補償等共済基金法	4
法九七	国民年金法等の一部を改正	"	国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手	3

法律番号	法律名	関法・衆法・参法の別	上記法律(本則)により改正の対象とされた法律	件数
昭四七法一〇三	毒物及び劇物取締法等の一部を改正する法律	衆法	当法 毒物及び劇物取締法、麻薬取締法、覚せい剤取締法	3
法一一一	許可、認可等の整理に関する法律	関法	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、理化学研究所法、新技術開発事業団法、日本原子力研究所法、少年院法、婦人補導院法、保護司法、たばこ専売法、酒税法、日本育英会法、畜産物の価格安定等に関する法律、蚕糸業法、電波法、放送法、流業務市街地の整備に関する法律、道路整備特別措置法	16
法二二五	対外経済関係を調整するための租税特別措置法等の一部を改正する法律	〃	租税特別措置法、関税暫定措置法、日本輸出入銀行法	3
昭四八法四	関税定率法等の一部を改正する法律	(第七一回) 関法	関税定率法、関税法、関税暫定措置法	3
法二八	石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律	〃	石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業再整備臨時措置法、石炭及び石油対策特別会計法	3
法三六	道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律	〃	道路整備緊急措置法、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法、奥地等産業開発道路整備臨時措置法	3
法四二	中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律	〃	相互銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律	4

法五四	港湾法等の一部を改正する法律	〃	港湾法、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律、沖縄振興開発特別措置法、海洋汚染防止法、港湾整備緊急措置法	5
法六〇	恩給法等の一部を改正する法律	〃	恩給法、恩給法の一部を改正する法律、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律、恩給法等の一部を改正する法律(昭四一法二二一・昭四六法八一)	5
法六二	昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律	〃	昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律、国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法	4
法六三	昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律	〃	昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律、公共企業体職員等共済組合法、日本専売公社法、日本国有鉄道法、日本電信電話公社法	5
法六四	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律	〃	戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭二八法一八一・昭四六法五一)、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者特別援護法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	8

法律番号	法律名	閣法・衆法・参法の別	上記法律(本則)により改正の対象とされた法律	件数
昭四八法七五	昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律	閣法	昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合の年金の額の改定等に関する法律、地方公務員等共済組合、地方公務員等共済組合の長期給付等に関する施行法	3
法八三	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律	"	農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律	3
法八九	健康保険法等の一部を改正する法律	"	健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、厚生保険特別会計法	4
法九二	厚生年金保険法等の一部を改正する法律	"	厚生年金保険法、船員保険法、国民年金法、年金福祉事業団法	4
法一〇三	国立学校設置法等の一部を改正する法律	"	国立学校設置法、学校教育法、教育公務員特例法	3
法一〇四	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律	"	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律	3
法一一五	中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律	"	中小企業基本法、中小企業等協同組合法、中小企業近代化資金等助成法、中小企業退職金共済法、中小企業近代化促進法、中小企業指導法、中小企業振興事業団法、中小企業特恵対策臨時	18

			措置法、下請代金支払遅延等防止法、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律、中小企業団体の組織に関する法律、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、下請中小企業振興法、商工組合中央金庫法、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、中小企業投資育成株式会社法、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律	
--	--	--	---	--

(昭四九・一・一一)

二 内閣総辞職の日に政令案が閣議に付議された例

総辞職年月日	件名	公布の日	新内閣成立年月日
昭二七・一〇・二三 (第三次吉田内閣)	旅券の手数料の減額に関する政令(昭二七政四五二)	昭二七・一〇・二五	昭二七・一〇・三〇 (第四次吉田内閣)
昭二八・五・一五 (第四次吉田内閣)	保安庁法施行令の一部を改正する政令(昭二八政九三) 毒物及び劇物を指定する政令の一部を改正する政令(昭二八政九四) デエチルパラニトロフェニールチオホスフェイト及びデメチルパラニトロフェニールチオホスフェイト取扱基準令(昭二八政九五)	昭二八・五・一八	昭二八・五・二二 (第五次吉田内閣)

(昭四七・二・一五)

一三 予算が四月二日に自然成立となることが見込まれる場合における組織令等の施行日の取扱い例
 昭和五〇年度予算は、自然成立の場合、その日がたまたま四月二日となるところから、組織令等の施行日について「四月一日」又は「公布の日」のいずれとすべきかが問題となつたが、原則として、予算に合わせ「公布の日」とすることとされた。もつとも、定員減となるもの、学校関係等年度進行の關係のあるもの及び従来の府県道が国道となりその予算が国についているもの等、合理的な理由があるものについては、「四月一日」とされた。

(参考)

件	名	施行日
奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭五〇・四・一政七二)		公布の日
国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令(昭五〇・四・一政七三)		公布の日
国立大学の附属の学校に関する政令の一部を改正する政令(昭五〇・四・一政七五)		公布の日
沖縄振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭五〇・四・二政七六)		公布の日

(昭五〇・四・二)

一四 臨時特例に関する法律の失効に伴う経過措置を定める政令が制定された例

1 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律附則第七条は、昭和四二年の臨時国会において修正された部分であるが、同条後段の規定は、通常の限時法にみられるように失効の除外規定の形式をとら

ず、失効に伴う経過措置の政令委任根拠規定という形式をとっているにすぎないため、かりに同条後段の規定に基づいて政令を定めても、その政令委任根拠規定たる同条後段自身が昭和四四年八月三十一日限り失効し、これに基づく政令の制定は無意味となるのではないかという疑義が生じた。

2 しかしながら、右のような結論は、著しく立法者の意図に背馳することとなるのは明白であつて、同条後段の趣旨は、法の失効に伴い必要な経過措置を政令で定めた以上は、その政令は法の失効後においても効力を有するものとしたことにあるのは当然のことであつて、むしろ経過措置の性質上、法の失効後においてはじめて効力を有することとなるのでなければ意味のないこととならう。また、同条後段の効力が問題になるならば、同条前段の効力も問題となるはずであり、同条前段は、施行期日を定める規定がいつから施行されるかということが問題とならなと同様に、いつ失効するかが問題となる性質のものではなからう。したがつて、いつ失効するかが問題とならない同条前段の規定を受けて規定された同条後段についても、その失効は問題とならないと解すべきではないか。

3 なお、右の政令の施行期日についても、公布の日施行とすべきか、失効後の初日(昭和四四年九月一日)施行とすべきかについて議論があつたが、2のような結論を前提とするならば、経過措置の規定の仕方との関連で定めるべきものと考え、経過措置が実質的に適用される日を施行日とすることとした。

(備考)

○健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律(昭四二法一四〇)

附則

(この法律の失効)

第七条 この法律は、昭和四十四年八月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

○健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の失効に伴う経過措置を定める政令（昭四四政二二六）内閣は、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律（昭和四十二年法律第四百十号）附則第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

1 昭和四十四年八月三十一日以前に行なわれた診療、薬剤の支給又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。同日以前に行なわれた薬剤の支給につき一部負担金を支払うことを要しないとされた者が支払った当該一部負担金に相当する金額の支給についても、同様とする。

2 昭和四十四年八月以前の月に係る健康保険及び船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

附則

この政令は、昭和四十四年九月一日から施行する。

（昭四四・八・一八）

一五 法律に規定されていた事項を政省令事項としたものの例

法 律	公布年及び法律番号	関係条文等
農業改良助長法の一部を改正する法律	昭和五八年法律第二八号	第二六条の一
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律	昭和五八年法律第五八号	第三条、第四条
国家行政組織法の一部を改正する法律	昭和五八年法律第七七号	第七条、第八条、第十七条、第一

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律	昭和五八年法律第七八号	九条 第六条関係、第一四四条関係、第一六条関係、第三二条関係、第四四一条関係、第四六条関係、第五八条関係、第七七条関係、第九七条関係、第一〇九条関係、第一三〇条関係、第一四八条関係、第一五六条関係、第一六六条関係、第一七八条関係
行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律	昭和五八年法律第八三号	第二〇条関係、第四〇条関係
各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律	昭和五九年法律第二三号	第二条関係、第三条関係、第四条関係、第六条関係、第一一条関係、第二八条関係、第三四条関係、第四一条関係、第四二条関係
地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律	昭和五九年法律第四七号	第一条関係、第二条関係、第三条関係、第四条関係、第五条関係
身体障害者福祉法の一部を改正する法律	昭和五九年法律第六三号	附則第九条
郵便法の一部を改正する法律	昭和六〇年法律第三一号	第三二条、第三二条の一、第四三条
国民年金法等の一部を改正する法律	昭和六〇年法律第三四号	第一条関係、第三条関係、第五条関係、第六条関係、第七条関係
児童扶養手当法の一部を改正する法律	昭和六〇年法律第四六号	第四条
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	昭和六〇年法律第八九号	第一条関係

法 律	公布年及び法律番号	関係条文等
許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律	昭和六〇年法律第一〇二号	第一八条関係、第一九条関係、第二一条関係
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律	昭和六〇年法律第一〇五号	第二条関係、第三条関係
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律	昭和六〇年法律第一〇七号	第三九条
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律	昭和六〇年法律第一〇八号	第一条関係
郵便貯金法の一部を改正する法律	昭六一年法律第四一号	第二〇条、第三一条の二
農林中央金庫法の一部を改正する法律	昭六一年法律第八一号	第四条、第七条、第八条

第三 用字・用語編

（以下に用字・用語の解説が記載されています）

「用字」は、法律の本文に用いられる文字の綴り、読み、及びその意味を明らかにすることを目的とする。

「用語」は、法律の本文に用いられる言葉の意味を明らかにすることを目的とする。

（具体的な用字・用語のリストと解説がここに続きます）

第三 用字・用語編

一 特殊な語句に関する例規

1

(イ)

次のとおり

意見をきいて

やむを得ない事情

添付

かかる

権限に属させられた

以下この章において

- ・ ・ ・ 日をこえない期間内
- ・ ・ ・ に委任する。

(ロ)

次の通り

意見を聞いて

やむを得ない事由

添附

係る

権限に属せしめられた

以下本章中

- ・ ・ ・ 日をこえない範囲内
- ・ ・ ・ に行なわせる。

(決定)

(イ)を用いる。

(イ)を用いる。

(イ)を用いる。

最終的には未決定。ただし、当面「添附」を用いる。

(ロ)を用いる。

(イ)を用いる。

(イ)を用いる(ただし、「前条」及び「次条」は用いる。)

(ロ)を用いる。

(イ、ロ)どちらも用いる。ただし、意味が単一でないからである。

(昭三〇・二次)

〔備考〕

昭和四八年一〇月三日「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」以降（昭和五六年一〇月一日「法令における漢字使用等について」においても）、右の〔決定〕のうち次に掲げるものは、それぞれ当該下欄に掲げるとおりに改められたものと解される。

意見をきいて

意見を聴いて

添附

添付

・・・日を超えない範囲内

・・・日を超えない範囲内

・・・行なわせる。

・・・行わせる。

2 当用漢字表にない漢字を用いるときは、使用のつどふりがなをつけるのか。

〔決定〕 使用のつどふりがなをつける。

（昭三〇・四次）

3 同一の制限漢字を用いる箇所が題名をも含めて多数ある場合に、ふりがなを省略する例として、共同講の整備等に関する特別措置法の適否

〔決定〕 すべての場合にふりがなをつけるという前回の決定は、若干緩和する。なお、漢字かなふりは、やむを得ない例外の場合に限る。

（昭三八）

4 「・・・を加える。」という改正形式のほかに、現在題名、目次、章名、見出し等につき用いている「・・・を附する。」という改正形式を維持する必要があるか（〔附〕は、国語審議会の補正案では、当用漢字から削ることとされている。）。

〔決定〕 当面「附する」という用例を廃止する決定はせず、「つける」という用い方の採用等をあわせて検討する。

〔備考〕

昭和四八年一〇月三日「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」以降（昭和五六年一〇月一日「法令における漢字使用等について」においても）、〔決定〕の「附する」という用例は「付する」に変更されたものと解される。

二 法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記方法

（一）法令における拗音^よ及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記については、次に掲げる規定の部分を除き、昭和六十三年十二月に召集される通常国会に提出する法律及び昭和六十四年一月以後の最初の閣議に提案する政令（以下「新基準法令」という。）から、小書きにする。

（1）新基準法令以外の法律又は政令（以下「旧基準法令」という。）の一部を改正する場合において、その施行時に旧基準法令の一部として溶け込む部分

（2）旧基準法令の規定を読み替えて適用し、又は準用する規定における読替え後の部分

（3）漢字に付ける振り仮名の部分

（二）条約についても、（一）に準ずる取扱いとす。

（三）（一）及び（二）は、固有名詞を対象とするものではない。

〔備考〕

（1）（一）の実施により、法律に用いられている語と当該法律に基づく政令に用いるこれと同一の語とが書

き表し方において異なることとなつても差し支えない。

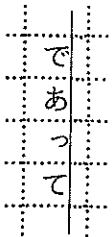
(2) 旧基準法令の一部を改正する場合又は読替え適用若しくは読替え準用を規定する場合に旧基準法令の規定の一部を引用するときは、その表記により引用することは当然である。

(3) 旧基準法令において例外的に小書きを用いている場合には、(1)は適用せず、当該旧基準法令の表記に従つて改正する。

(4) 小書きにした「や、ゆ、よ、つ」は、タイプ又は印刷の配字の上では一文字分として取り扱うものとし、(注)に示すように、上下の中心に置き、右端を上下の字の線にそろえる。

(5) 拗音及び促音に用いるカタカナの「ヤ、ユ、ヨ、ツ」については従来から原則として小書きが行われてきており、今後も従来どおりの取扱いとする。

(注)



(昭六三・七・一八)

三 「法令における漢字使用等について」の決定に伴い、留意すべき事項(抄)

4 常用漢字以外の漢字について

法令において常用漢字以外の漢字を用いる場合の基準及びその書き表し方は、「法令用語改善の実施要領」第四(D)の定めるところによる。

5 複合の語(活用のないもの)について

法令及び公用文における漢字使用等についての一体化を図る見地から、複合の語については、公用文に

おいても、「法令における漢字使用等について」別紙二二に例示された語及び例示以外の語で例示と同様の書き表し方をするものについては、法令におけると同様の取扱いをすることになったので、右二二に例示された語以外の語(ただし、右二二(二)については、「文部省公用文送り仮名用例集」において「送り仮名の付け方」の本文の通則7で扱われている次の例に示すものを除く。)について、右二二を適用するときは、その可否について十分検討してください。

なお、新たに右例示と同様の取扱いをした語があるときは、当該語について、長官総務室に連絡してください。

(例)	畝織	唐織	筋書	元結	有様	追分	毛織物	支払人	仲買人	成金	鳴子	踏
	切番	大立者	気合	具合	組曲	(本省)詰	張出小結	舞子	舞姫	元締	山	
	伏											

(昭四八・一〇・三 長官総務室)

〔備考〕 昭和五六年一〇月一日に常用漢字表が定められたことにより補正した。

「常用漢字表」(昭和五六年内閣告示第一号)を使用するに当たつては、「公用文における漢字使用等について」(昭和五六年一〇月一日事務次官等会議申合せ)が仮名で書くこととしている場合を除き、原則として、漢字で書くが、その使用に当たつて、次の点に留意するものとする。

(一) 異字同訓の漢字については、次の新しい書き表し方に例示するように、国語審議会漢字部会が同審議会に提出した「異字同訓」の漢字の用法」(昭和四七・六・二八)の示すところによる。ただし、同資料に

よつてもそのいずれによるべきか判断し難いときは、仮名で書く。

(従来の書き表し方)

〔聞く・聴く〕

意見を聞きかなければならない(災害対策基本法一六条四項等)

意見を聞かなければならない(文化財保護法三四条の三第一

項)

〔越える・超える〕

公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で

定める日(公有地の拡大の推進に関する法律附則一条等)

三人をこえない総代(行政不服審査法二一条一項)

〔取る・採る・執る〕

必要な措置を執らなければならない(海難審判法六三条)

採られた措置(日本国憲法五四条三項・国会法一〇二条の四)

(新しい書き表し方)

意見を聴かなければならない

.....超えない.....

1 措置を講ずる、執行する意味で用いる場合

必要な措置を執る

2 幾つかの措置のうち、特定の措置を選択する意味で用いる場合

必要な措置を採る

手続をとる

(備考) 1 これについても右の2の意味で用いる場合は「採る」を用

手続をとる

(二) 同音異字の漢字で問題となる次のような語は、次による。

〔附と付〕

(1) 「附」を用いるのは、「附せん」、「附則」、「附属」、「附帯」、「附置」、「寄附」の六語とする。

(備考) (i) *印を付けた語は、「文部省 用字用語例」において例示された語で、文部省では、これらの語以外に

は「附」を用いないこととしている。

(ii) 「附せん」は法令案議に伴う慣用的な特殊用語であることを考慮したものである。

(2) したがって、右六語以外は、「付」とする。このため、例えば、「添附」(大気汚染防止法六条二項、文化財保護法三四条等)は「添付」とし、「.....を(に)附す」は用いない。

また、題名、目次、章名、見出し等の改正において新たに題名等を付ける場合は、「.....を付する」とする。

(備考) (i) 「添付」は、常用漢字表において例示されている語である。(文化庁編「常用漢字表」二二二ページ)

(ii) 「.....を(に)附す」の例としては、「意見を附す」、「条件を附す」、「表示を附す」、「特約を附す」、「保険に附す」等があるが、これらについて「意見を付す」、「条件を付ける」等書き改めることとする。

〔劇と激〕

いる。
2 「.....の方式をとる」、「.....の方法をとる」についても「手続をとる」と同様である。

(1) 「劇」は、演劇関係のほか、はげしく強い意味では「劇毒」、「劇薬」、「劇薬」等の場合のみに用いる。

(2) したがって、次のような語については、「激」を用いる。

激臭、激暑、激震、激痛、激変、激甚

〔濫と乱〕

常用漢字表によれば、「濫伐」、「濫費」、「濫用」が例示されているから(文化庁編「常用漢字表」一五八ページ)、次の語についても「乱」でなく「濫」を用いる。

濫獲、濫作、濫造、濫読、濫立

〔鍊と練〕

常用漢字表によれば、「鍛鍊」が例示されているから(文化庁編「常用漢字表」一一三ページ)、次の語についても「鍊」を用いる。

修鍊、鍊成

〔改定と改訂〕

「改定」を用いる。(「法令用語改善の実施要領」(昭和二九年法制局総発第八九号)第一及び第二参照)

〔備考〕 旧在外公館の増置並びに在外公館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤手当の額の設定及び改訂に關する政令(昭四八政三一一四)等特別の理由のあるものは、この限りでない。

〔注〕 以上のほか、「ぼうちよう」は、「膨張」でなく「膨脹」とする。(文化庁編「常用漢字表」一一七ページ)

㉓ 漢字で書くか仮名で書くかが問題となり得る次のような語は、次による。

(1) 漢字で書くもの

〔上(うえ)〕

文部省は、漢字で書くこととしている。また、閣議請議用紙(いわゆる赤紙及び青紙)においても「・・・閣議決定の上・・・」と用いている。

〔参考〕 国会の両院の・・・同意・・・を得たうえ(行政不服審査法四一条一項三号)

処分庁の意見を聴取したうえ(行政不服審査法三四条三項)

一切の事情を考慮したうえ(行政不服審査法四〇条六項)

〔下(もと)〕

文部省は、漢字で書くこととしている。

〔参考〕 緊密な連絡のもとに(災害対策基本法二三条四項)

市町村長の所轄の下に(災害対策基本法六二条二項)

市町村長の指揮の下に(災害対策基本法七二条二項)

〔何ら・何らか(なんら・なんらか)〕

文部省は、漢字で書くこととしている。

〔参考〕 なんらかの処分(行政不服審査法二条二項)

(2) 仮名で書くもの

〔うち〕

次の参考例のような場合は、「うち」と仮名で書く。

(参考) 学識経験のある者のうちから(災害対策基本法二条五項・地価公示法一五条一項)

委員のうち六人は(地価公示法一四条二項)

次の各号のいずれかに該当するものうち。(自然環境保全法二条一項)

(備考) 右の場合、漢字で書くとするば「中」であるが、「中」には、「うち」の字訓がない。

〔おそれ(虞・恐れ)〕

「法令用語改善の実施要領」第五参照。また、「送り仮名の付け方」(昭和四八年内閣告示第二号、昭和五六年一〇月一日一部改正)の本文の通則2「許容」においても、「おそれ」と仮名で書かれてくる。

(参考) 災害が・・・発生するおそれがある場合(災害対策基本法五〇条一項)

被害を生ずるおそれ。(大気汚染防止法一条一項三号)

第三者の利益を害するおそれ。(行政不服審査法三三条二項)

〔かける(掛ける・懸ける)〕

参考例の場合、強いて漢字を当てるとすれば「懸ける」であるが、従来どおり仮名で書く。

(参考) 閣議にかけて。(内閣法六条・七条、災害対策基本法二四条二項)

〔よる(因る)〕

「法令用語改善の実施要領」第五 参照

(参考) 故意又は過失によつて違法に(国家賠償法一条)

当該処分により通常生ずべき損失(災害対策基本法八二条一項)

(備考) 右の場合のほか、「依る」があるが、「依」には「よる」の字訓がないので仮名で書く。例えば、「法律の定めるところによる」、「書面による陳述」等

四 従来、一の語を繰り返して用いるときは、当該語を重ねて書くこととしているが、「われわれ」は、漢字で書くこととなつたことに伴い、「おのおの」、「ここ」、「しゅじゅ」、「われわれ」は、繰返し符号「々」を用いて、それぞれ「各々」、「個々」、「種々」、「我々」と書く。

(例) 促音(つまる音)、よう音(他の音とともに用いられるヤ・ユ・ヨの音)等の書き表し方は、従来どおりとする。例えば「あつせん」、「きゅうり」、「パイナップル」、「キャベツ」等と書く。

〔注〕 平仮名に係る部分は、昭和六三年七月一八日決定の例規により、原則(新規制定)として、小書きとすることとされた。一四三ページ参照

(昭四八・一〇・三〇 長官総務室)

〔備考〕 昭和五六年一〇月一日に常用漢字表が定められたことにより、補正した。

四 「法令における漢字使用等について」に関する質疑応答について

去る一〇月三日内閣法制局総発第一〇五号をもつて各省庁に対し「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」を通知したところ、これに関連して各省庁から種々の照会を受けたので、参考までに、主な質疑応答の要旨をお知らせします。なお、各(問)とも法令におけるものであることはいふまでもないので、その点の記述は省略します。

第一 「法令における漢字使用等について」(以下単に「通知」という。)関係

(問一) 従来、「差出」と書いた語は、「差し出し」、「差出し」、「差出」のいずれによるのか。通知にある

例示の語は、限定的なものか。

(答) 通知の「二二(一)ただし書」により「差出し」と書くことになる。通知にある例示の語は、飽くまで例示であるが、法令において例示以外の語を用いたときは、公用文と法令との表記の一体化の要請に基づき、当局から当該語につき各省庁に通知する予定である。

(問二) (略)

(問三) 従来、「打切補償」と書き表していた語は、「打切り補償」、「打切補償」のいずれを採るのか。
(答) 通知の「二二(一)」により「打切補償」とする。二次複合的な複合語であつて、送り仮名が問題とならない語で終わる語は、例示の語からも分かるように、送り仮名を省くことができると思える。

(問四) 「受入れ年月日」の「れ」は省けるか。また、表に記入する場合はどうか。

(答) 「年月日」が純然たる名詞とは言い難い点はあるが、(問三)と同旨により「れ」を省くことができると思える。通知では、複合の語について、表に記入したり記号的に用いたりする場合は、触れていないが、通知の「二一(一)(備考)」が参考とならう。

(問五) (略)

(問六) 送り仮名の付け方の改定に伴い、既存の法令の一部改正を起案する際、右改定に伴う用語の改正は、どの範囲において行うのか。

(答) 通知によれば、「・・・改正されない部分に用いられている語と改正すべき部分に用いるこれと同一の内容を表す語とが書き方において異なることとなつても、差し支えない。」とされているが、一部改正に当たつては、改正すべき部分は、最小限、項の範囲において行うことを基本方針としている。

第二 「法令用語改善の実施要領」(昭和二十九年法制局総発第八九号。以下「実施要領」という。)関係

(問) 「あつせん」は、「あつ旋」と書き表して誤りか。

(答) 原則としては、実施要領の第四Aにより「あつせん」となるべきであるが、その後の使用状況にかんがみ、「あつ旋」と書き表しても一概に誤りとは言い切れない。

第三 「法令における漢字使用等について」の決定に伴い、留意すべき事項」(昭四八・一〇・三及び昭四八・一〇・三〇。以下「留意事項」という。)関係

(問一) 「くい違い」→「食違い」とされているが、これは、通知の「二二(一)ただし書」に例示のどの語の類推か。

(答) 通知の「二二(一)ただし書」によるときは、「くい違い」は「食違い」になるということで、通知に例示した特定の語を類推したということではない。(もつとも、法律又は政令において「食違い」を用いることは少ないであろう。)

(問二) 従来は、「おそれ」は、「虞れ」と「れ」の送り仮名を付けたのか。

(答) 法令においても、一般社会においても、従来から「虞」であり、「虞れ」とは表記していないのが慣用である。

なお、実施要領第五において「虞れ」とされているのは、当時の国語審議会の「法令用語改善についての建議」(昭二十九年三月一五日)において「虞れ」とされていたからである。

(問三) 「井戸掘り」→「井戸掘」とされているが、これは、「井戸掘」を慣用固定と見ているのか。

(答) 一応、「田植」の語を類推したものであるが、それでは「いもほり」を「芋掘」とするのと言

えば、疑問であり、「文部省 用字用語例」では「井戸掘り」とされているので、これについては改めることとする。

(問四) 仮名書きとすべきものの例示に「よる(因る)」がないが、どうか。

(答) お尋ねの「よる」の漢字は「因る」又は「依る」であるが、「因る」は実施要領第五により「よる」と仮名で書くこととされている。また、「依」には「よる」の字訓がないのでこれに当たる場合には、「よる」と仮名で書くのはもちろんである。

(問五) (略)

(昭四八・一一・二〇 長官総務室)

(備考) 昭和五六年一〇月一日に常用漢字表が定められたことにより補正した。

五 「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」の実施後、いわゆる通則6の「許容」又は通則7を適用して書き表した語について

標記のことについて、内閣官房及び文化庁とも協議の上、別紙のとおり各省庁文書担当課に通知しましたので、御参考までにお知らせします。

なお、これまで「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」の実施後、いわゆる通則6の「許容」又は通則7を適用して書き表した用語例」としてお知らせした用語(その後昭和四九年末までの分に係る「取崩し」及び「焼入れ施設」を含む。)のうち、通知の対象から除外したものと及びその理由は、左記のとおりです。また、「所得割」については、適用区分を「通則7」に改めることにしました。

記

一 いわゆる補正資料の「2当用漢字表(音訓表・字体表を含む。)」に加える字」を用いて書き表したものと

(据) 据置期間

(戻) 買戻し 繰戻し 取戻し 払戻し 払戻金 払戻証書 割戻し 割戻金

二 一般に使用されることが少ないと思われるもの

編組み機械 浮基礎 打抜き 押出機 押出成型機 くみ取便所 原動機付自転車 差込み刃
軸受 事前売渡申込み 積重ね(強度) 鉄骨造 取崩し(金額の——) 引込機・引込能力
引船 焼入れ施設

三 その表記方法に問題がないとはいえないもの(略)

(別紙)

(昭五〇・二・一三 内閣法制局長官総務室第一課)

「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」の二に例示された語以外の語であつて、内閣提出法律案及び政令においていわゆる通則6の「許容」又は通則7を適用して書き表した語について

標記のことについて、御参考までに、左記のとおりお知らせします。

一 通則6の「許容」を適用して書き表したもの

内払 概算払 買取り 組入れ 立入り 賦払 読替え

第三 用字・用語編

二 通則7を適用して書き表したものの

受入額 受入先 受入年月日 埋立区域 埋立事業 売渡価格 売渡先 買受人 外貨建債権 買主
 貸倒引当金 切替組合員 切替日 繰上償還 繰入限度額 繰入率 繰替金 繰延資産 検査済証
 差引簿 仕上機械 仕入価格 敷網 支出済額 所得割 新株買付契約書 徴収済額 出入口
 納付済期間 発行済株式 払込期日 払込済出資額 引継事業 引継調書 びん詰 船積貨物
 振込金 名義書換 (支払)元受高 物干場 読替規定 割増金付 割増金付貯蓄

(備考)

- 1 昭和四八年二月四日から昭和四九年二月二十七日までの間に閣議決定された内閣提出法律案又は政令に係る分です。
 - 2 一般に使用されることが少ないと思われる語について割愛したものがありません。
 - 3 本件については、内閣官房及び文化庁とも協議済みです。
- 〔注〕 昭和五六年一〇月一日「法令における漢字使用等について」により、通則6の「概算払」は通則7へ整理し、通則7の「びん詰」は「瓶詰」に改められたものと解され、「割増金付」及び「割増金付貯蓄」は例示から削除された。

(参考)

「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」の実施後、いわゆる通則6の「許容」又は通則7を適用して書き表した用語例

(昭四八・二二・四、昭四九・二・一 閣議決定のもの)

一 通則6の「許容」を適用して書き表したものの

用語例	法令等	例示の語	備考
○内払	昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律(昭四八法二二〇) 附則二項	前払・未払	
○繰戻し	所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正(案) 附則七条	繰越し	
○差込み刃	関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政六) 別表第一の四の三	編上げぐつ	

二 通則7を適用して書き表したものの

用語例	法令等	例示の語	備考
○網入ガラス	危険物の規制に関する政令の一部改正(昭四八政三七八) 一一条一〇号の二	学術用語集(機械工学編三ページ)によれば「網入りガラス」とされている。	
○売渡価格	国民生活安定緊急措置法(昭四八法二二二) 二二条一項	売出发行	
○繰上償還		売上高	
○仕入価格	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律施行令(昭四八政三七四) 七条四項	繰越金	
○新株買付契約書	国民生活安定緊急措置法(昭四八法二二二) 四条三項	仕掛花火	
	印紙税法の一部改正(案) 四条二項	条件付採用	

用語例	法令等	例示の語	備考
○据置期間	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律施行令(昭四八政三七四)七条二項	立会演説	
○出入口	危険物の規制に関する政令の一部改正(昭四八政三七八)一一条一〇号の二	折返線	
○名義書換	印紙税法の一部改正(案) 四条二項	代金引換	
○物干場	都市緑地保全法施行令(昭四九政三三) 三条五号ロ②	陸揚地	
○統替規定	畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法施行令(昭四九政八) 四条	持込禁止	
○割増金付	簡易生命保険法の一部改正(案) 附則四項	前払	
○割増金付貯蓄	割増金付貯蓄に関する臨時措置法(案) 題名、一条	条件付採用	
○振込金	印紙税法の一部改正(案) 別表第一第二号	払込金	

通則6の「許容」を適用して書き表したもの

(昭四九・二・五 長官総務室)
(昭四九・三・二九 閣議決定のもの)

用語例	法令等	例示の語	備考
○浮基礎	地方税法施行令の一部改正(昭四九政八八) 五二条の九第三号	置場	
○打抜き	関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二) 附則別表の三の項	打切り	

○送込み	〃	附則別表の一四の項	「払込み」等の語に比べて「それほ熟した」とはいえない。
○送出し	〃	附則別表の三の項	
○押出し	〃	附則別表の一三の項	
○買取り	生産緑地法(案) 一一条一項	買上げ	
○買戻し	〃 三条二項	買上げ	
○刈取り	関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二) 附則別表の一四の項	組替え	
○組入れ	船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭四九政七二) 六条一項	格付	
○軸受	関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二) 附則別表の一〇の項	簡条書	
○所得割	地方税法施行令の一部改正(昭四九政八八) 附則一八条の二第一項	立会い	通則7を適用できよう。
○立入り	地方自治法の一部改正(案) 別表第三第一号	積込み	
○積重ね(一強度)	関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二) 五条の三	前払	
○鉄骨造	租税特別措置法施行令の一部改正(昭四九政七八) 二条の九第四項二号	取消し	
○取出し	関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二) 附則別表の一四の項	払出し	
○取戻し	租税特別措置法の一部改正(昭四九法一七) 二〇条の六第二項		
○払戻し	漁業災害補償法の一部改正(案) 九一条四項		

用語例	法令条項等	例示の語	備考
○引船	港湾運送事業離職者に係る職業転換給付金の臨時特例に関する政令(昭四九政三七)一条	盛土	「払込み」等の語に比べて、それほど熟したものはいえない。
○拾上げ(乾草の上)	関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二)附則別表の一四の項		
○賦払	租税特別措置法の一部改正(昭四九法一七)四一条の二第三項三号	月払	「払込み」等の語に比べて、それほど熟したものはいえない。 新聞では、「持ち家」とされている(新聞用語集別冊「用例集」四八ページ)。
○巻付け	関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二)別表第三の二の項		
○巻取り	租税特別措置法の一部改正(昭四九法一七)七四条の二		
○持家	地方税法の一部改正(昭四九法一九)附則三五条の二第二項		
○訛替え	地方税法の一部改正(昭四九法一九)三四条の二第一項五号	割増し	
○割戻し	地方税法の一部改正(昭四九法一九)三四条の二第一項五号		

二 通則7を適用して書き表したものを

用語例	法令条項等	例示の語	備考
○受入額	勤労者財産形成促進法の一部改正(案)六条二号ロ	割当額	通則6の「許容」を適用すべきであるとの意見もある。
○受入先・受入年月日	関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二)二二条の二〇第五項一号	売上高	

用語例	法令条項等	例示の語	備考
○押出機	関税暫定措置法施行令の一部改正(昭四九政八二)附則別表の一三の項	貸出票	通則6の「許容」を適用すべきであるとの意見もある。
○買受人	租税特別措置法の一部改正(昭四九法一七)六八条の二第一項一号	引受人	
○外貨建債権	地方税法の一部改正(昭四九法一九)一五一条八項	質入債券	
○買主	法人税法施行令の一部改正(昭四九政七七)附則五条一項	売主	
○貸倒引当金	私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令の一部改正(昭四九政七〇)附則二〇項	取替品	
○切替日・切替組合員	所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正(昭四九政四二)附則二条二号	借入金	
○繰入限度額	法人税法施行令の一部改正(昭四九政七七)理由	借入金	
○繰入率	電源開発促進対策特別会計法(案)一一一条二項	繰越金	
○繰替金	所得税法施行令の一部改正(昭四九政七五)附則五条二項	雇入契約	
○繰延資産	地方自治法の一部改正(案)別表第二号二五の二三	貸出票	
○くみ取便所	建築基準法の一部改正(案)七条の二第一項	条件付採用	
○検査済証	消費生活用製品安全法施行令(昭四九政四八)別表第二	条件付採用	
○原動機付自転車	農業者年金基金法の一部改正(案)二六一条一項	条件付採用	
○納付済期間	船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭四九政七二)六条一項	払込金	
○払戻金			

用語例	法令条項等	例示の語	備考
○埋立事業	国土庁組織令(昭四九政二二五)附則二条(建設省組織令の一部改正 六条の二第一二号)	埋立地	
○押出成型機	機械類信用保険法施行令の一部改正(昭四九政一五七)二条の二第七号八)	掘抜井戸	
○差引簿	電源開発促進対策特別会計法施行令(昭四九政三四〇)一〇条	差出人	
○仕上機械	機械類信用保険法施行令の一部改正(昭四九政一五七)二条の二第八号二)	仕掛花火	
○敷網	漁業災害補償法施行令の一部改正(昭四九政二九八)九条の二	敷石	
○支出済額	電源開発促進対策特別会計法施行令(昭四九政三四〇)七条	条件付採用	
○(支払)元受高	〃	前受金	
○徴収済額	〃	条件付採用	
○発行済株式	公認会計士法施行令の一部改正(昭四九政三四一)七条二項二号	条件付採用	
○払込期日	昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部改正(昭四九法九四)二条(国家公務員共済組合法の一部改正 一二六条の五第三項)	払込金	
	国家公務員共済組合法施行令の一部改正(昭四九政二二二)五二条一項		

○払込済出資額	昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部改正(昭四九法九五)二条(地方公務員等共済組合法の一部改正 一四四条の三第三項)	条件付採用	
○払戻証書	地方公務員等共済組合法施行令の一部改正(昭四九政二二三)四七条の九第一項 森林法施行令及び森林組合財務処理基準令の一部改正(昭四九政三五七)八条の二 郵便貯金法施行令の一部改正(昭四九政三二九)二条一項三号	払込金	

(昭四九・一一・五 長官総務室)

六 その表記が問題となる用語に関する第七二回国会提出予算関係法律案における表記調べ
〔あわせて〕

揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する(租税特別措置法改正案附則二〇条四項)

(備考)「合わせる」は合計しての意の場合に、「併せる」は同時にの意の場合に用いる。両者の中間の場合は、仮名とする。(例)力を合わせる 時計を合わせる 二つの町を併せる

-を防止し、あわせて.....必要な措置を採る(防衛施設周辺整備法案六条一項)
 -する措置を講じ、あわせて.....する等の必要がある(漁業災害補償法改正案理由)
 -を促進し、あわせて.....の増進を図ることを目的とする(雇用保険法案一条)
- (備考)事務次官等会議申合せ記①②オ(接続詞は、原則として、仮名で書く。)

〔併せて〕

住宅の建設と併せて生活環境施設を整備する（租税特別措置法改正案六五条の六第一項表一（二）号）
資金の貸付けと併せて行う（石油開発公団法改正案一九条一項一号の二）

農用地の造成・・・これと併せて行う（農用地開発公団法一九条一項一号イ）

関連施設と併せて整備する（発電用施設周辺整備法修正案四條三項）

造成を行い、これと併せて整備される（宅地開発公団法案一條）

宅地の造成と併せてこれと関連する・・・（宅地開発公団法案附則九條）

〔備考〕事務次官等会議申合せ記1(2)イ（副詞は、原則として、漢字で書く。）

〔うめる〕

繰り越した損失をうめ、・・・（農用地開発公団法案三四條一項）

〔備考〕充（あ）え、（あ）え 補の意で仮名とする。

「法令用語改善の実施要領」第四(c) 填補→うめる

〔応当日〕

応当日（雇用保険法案一四條一項）

〔かえりみる〕

所得税負担の状況にかえりみ・・・（所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に
関する法律改正案理由）

〔備考〕この場合、漢字をあてるとすれば、「顧」であろうが、単にふりかえるだけでなく諸種の事情も考えて、

という意味で、「省」と「顧」の中間的なものと考え、「かえりみ」と仮名とする。

〔取り崩す〕

・・・準備金の金額を取り崩した場合（租税特別措置法改正案二〇條の六第三項三号）

〔備えて置く〕

備えて置かなければならない（農用地開発公団法案三三條三項等）

〔備考〕事務次官等会議申合せ記1(2)キ「・・・ておく（通知しておく）」

〔読替え〕

技術的読替え（地方税法改正案附則三五條の二第二項等）

読替え後の・・・（雇用保険法案附則二二條一項）

〔先〕

債権者に先立って（農用地開発公団法案三五條四項）

〔備考〕〔例〕先に立つ、さきにお知らせした

〔堪える〕

職務の執行に堪えない（宅地開発公団法案一三條二項一号）

〔立てる〕

償還計画を立てて、・・・（宅地開発公団法案三六條）

〔就く〕

職業に就く（雇用保険法案四條三項）

短期の雇用……に就く（雇用保険法案三八条一項二号）

〔備考〕〔例〕職に就く、役に就く

〔次ぐ〕

先取特権に次ぐものとする（農用地開発公団法案三五条五項）

〔備考〕〔例〕取り次ぐ

〔付ける〕

監事の意見を付けなければならない（農用地開発公団法案三三条二項）

〔備考〕〔例〕条件を付ける

〔近づける〕

標準となる数に漸次近づける（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等改正案附則八項）

〔備考〕〔例〕印象づける

なお、「義務付ける」の場合は、負わすの意で漢字が適当であろう。

〔戻す〕

取戻し（租税特別措置法改正案二〇条の六第二項）

払戻し（漁業災害補償法改正案九一条四項）

割戻し（地方税法改正案三四条一項五号）

〔付す〕

項番号を付し（中小企業庁設置法改正案四条二項）

これに付された傷害特約（簡易生命保険法改正案附則二項）

加給が付せられる（恩給法等改正案附則一四條）

〔注〕〔例〕として挙げたものは、「文部省 用字用語例」（昭和五六年二月）及び「文部省 公用文送り仮名用例集」（昭和五六年二月）に掲げられているものである。

（昭四九・二・一八 長官総務室）

〔備考〕昭昭和五六年一〇月一日に常用漢字表が定められたことにより補正した。

七 法令における「沖繩」の表記について

（昭五七・一・八）

今回新たに「繩」の字種が加えられた常用漢字表の実施に伴い、従来、沖繩及びこれを含む語については、当該字種の表記は「繩」としていたが、今後は、同表の通用字体を用いて「繩」と表記する。

右の語をその中に含む既存の法令を一部改正し、又は他の法令で引用する場合には、当該既存の法令では「繩」となっているも、今後は、これを既に「繩」となっているものとして引用する。

八 法令において使用する漢字「灯」の字体について

（昭五七・二・二二）

昭和五六年一〇月一日「法令における漢字使用等について」の決定に伴い、標記字体の取扱いについては、当然のことながら次によることとなるので、念のためお知らせします。

一 正字が「燈」（ひ）である漢字を法令において表記する場合には、従来は「当用漢字字体表」により

「燈」を用いてきたが、今後は「常用漢字表」の通用字体を用いて「灯」と表記する。

二 既存の法令を一部改正し又は他の法令で引用する場合には、当該既存の法令では「常用漢字表」の通用字体を用いていない場合でも、既に通用字体に置き換えられているものとして取り扱う。

例えば、「燈火」、「燈台」、「燈油」、「電燈」とあるのは、それぞれ「灯火」、「灯台」、「灯油」、「電灯」となっているものとして引用する。

九 學術用語審査基準（昭和四八年六月一八日改正）について

各省庁において使用する専門用語は、文部省編集學術用語集に記載されているものを基準とすることに事務次官等会議において申合せがされているところ（昭和四八年六月一八日事務次官等會議申合せ記³②）及び別記昭和一九年七月八日次官會議申合せ参照）、今回、改正された「學術用語審査基準」の送付を受けたので御参考までに配布します。

ただし、右基準における記述中次の点については、当局における取扱いと異なるので、念のため申し添えます。

右基準による表記	当局における表記	参 照
× 砒素 ↓ ヒ素 膨脹 ↓ 膨張	砒 ^ひ 素 膨 脹	法令用語改善の実施要領第四 (D) 文化庁編「常用漢字表」一一七ページ

なお、参考までに學術用語の一例（化学編七五ページ）を付記しておきましたが、現物（文部省學術用語集）は当局図書館に備え付けてあります。

hippariryoku

引張力

tensile force

hippari-siken

引張試験

tension test

hippari-tyyosa

引張強さ

tensile strength

（別記）

専門用語の統一に関する次官會議申合せ事項

（原文横書き）

昭和一九年七月八日
次官會議申合

今後、各省庁において使用する専門用語は、文部省編集の學術用語集に記載されているものを基準として、これに統一するよう努めること。

(別紙)

學術用語審査基準

(原文横書き)

(昭和四十四年九月九日)
 學術審議會學術用語分科会決定
 改正 昭和四十八年六月十八日
 昭和五十七年一月八日
 昭和六十七年一月二六日

一 審査基準作成の目的

この基準は、學術審議會學術用語分科会において、學術用語の審査案を審査するに当たって、そのよりどころを定めるために作成したものである。

〔解説〕

この基準は、昭和三五年一二月に學術奨励審議會學術用語分科審議會が作成した「學術用語審査基準」を、昭和四四年九月に學術審議會學術用語分科会が継承し、昭和四八年六月、昭和五十七年一月及び昭和六一年一月に一部改正したものである。

「審査」とは、選定及び調整を経た學術用語の原案(審査案)を広く総合的な立場から見直し、適当と思われるものは承認し、不適当と思われるものは修正するか、修正を勧告する行為である。

(注) ここにいう審査案には、新たに制定しようとする用語案のみならず、既に制定された用語の改定案をも含む。

二 學術用語の定義

「學術用語」とは、學術上の概念を表す語である。

〔解説〕

學術用語の定義は、従来あいまいであったので、ここではこのように定義した。

三 審査基準の原則

(1) 學術上の概念が、適正に表現されている。

〔解説〕

學術用語は、その概念とその表現との関係が特に重要であるので、この条項を設けた。

(2) 用語は、語として適正に構成されている。

〔解説〕

學術用語の語としての構成を努めて適正にするために、この条項を設けた。

(3) 用語は、平易簡明である。

〔解説〕

學術用語の中には、複雑・難解なものがあるので、努めて平易簡明なものにするために、この条項を設けた。

(4) 用語は、各専門分野の間で統一されている。

〔解説〕

従来、専門分野によって用語がまちまちのものであったので、努めて整理・統一する趣旨で、この条項を設けた。

(5) 漢字・仮名遣い・送り仮名その他の表記に関しては、内閣告示又はしかるべき基準に従っている。

〔解説〕

學術用語の表記について規定したもので、各項について示すと、次のとおりである。

① 漢字…漢字は、「常用漢字表」(昭和五六年一〇月一日 内閣告示第一号)によること。

② 仮名遣い…仮名遣いは、「現代仮名遣い」(昭和六一年七月一日 内閣告示第一号)によること。

③ 送り仮名…送り仮名は、「送り仮名の付け方」(昭和四八年六月一八日 内閣告示第二号、昭和五六年一〇月一日

一部改正)によること。

④ その他：括弧その他の記号の用い方は、「學術用語集に用いる記号について」(昭和二十八年二月二日 文大術第九五二号)によること。

〔参考〕

- ① 「學術用語の表記について(回答)」(昭和二十七年二月一八日 國語審議會)
- ② 「同音の漢字による書きかえ」(昭和三十一年七月五日 國語審議會報告)
- ③ 「外来語の表記」(昭和二十九年三月一五日 國語審議會術語表記合同部會報告)
- ④ 社会科手びき書「地名の呼び方と書き方」(昭和三十三年二月 文部省) 及び「地名表記の手引」(昭和五十一年一月三日 財団法人教科書研究センター)
- ⑤ 「ローマ字のつづり方」(昭和二十九年二月九日内閣告示第一号)の第一表に掲げたつづり方及び「ローマ字による學術用語の書き表し方」(昭和四十九年一月 文部省 大学學術局情報図書館課)

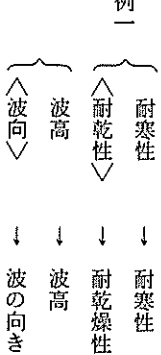
四 審査基準の細則

(1) 用語は、耳で聞いて紛れることがない。

〔解説〕

同音異義の用語(特に漢語)は、見て理解するには適していても、耳で聞いて分かりにくいので、努めて避けるという趣旨である。

〔用例〕

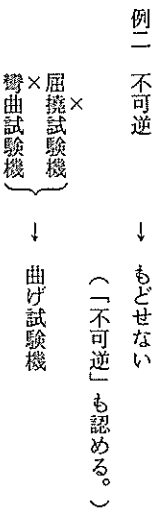


(2) 用語は、発音しやすく、また聞いて感じがよい。

〔解説〕

発音しにくいものや語感の悪いものなどを避けるという趣旨である。

〔用例〕



(3) 一般に広く用いられている用語で、適当と考えられるものは採用する。ただし、極端な略語・略称は採用しない。

〔解説〕

俗語・方言・職場用語・外来語などを問わず、一般に広く用いられている用語で、適当と考えられるものは採用するという趣旨である。

〔用例〕

- (3)・1 採用したもの
- 例三 発条 ↓ ばね
- × 転子 ↓ ころ
- × 螺子 ↓ ねじ
- パッキン

(3)・2 採用しないもの

- 例四 テレビ ↓ テレビジョン

- コンクリ ↓ コンクリート
- (4) 一般の常識で分かりやすい用語である。

〔解説〕

なるべく一般に通じやすいものに改めるといふ趣旨である。

〔用例〕

- 例五 播種 ↓ 種まき
- × 稲稈 ↓ うわぐすり

- (5) 従来の用語中の漢字又は音訓が常用漢字表にないときは、一般の社会生活における漢字使用との関連を考慮して、その漢字を表内の同音あるいは同訓の漢字で書き換えるか、ほかの用語に言い換えるか、又は仮名書きにする。

〔解説〕

しかし、各種専門分野の事情に応じて、常用漢字表にない漢字を用いて表記することを妨げない。

科学、技術、芸術等の各種専門分野や個々人の漢字使用にまで立ち入ろうとするものではないとする常用漢字表の性格を踏まえ、かつ、従来の学術用語の整理・統一の経緯に照らして、常用漢字表にない漢字の使用を許容するものである。

〔用例〕

- (5)・1 同音漢字による書き換え
- 例六 拋物線 ↓ 放物線
- × 熔接 ↓ 溶接
- × 車輛 ↓ 車両
- × 醋酸 ↓ 酢酸
- × 腐蝕 ↓ 腐食

- 坐礁 ↓ 座礁

- (5)・2 同訓漢字による書き換え

- 例七 堅旋盤 ↓ 立て旋盤
- △ 孔基準式 ↓ 穴基準式

〔「孔」は、常用漢字表にあるが、「あな」という訓が掲げられていない。〕

- (5)・3 言い換え

- 例八 梯形 ↓ 台形
- × 輻射 ↓ 放射
- × 漏洩 ↓ 漏れ
- × 隧道 ↓ トンネル
- × 堰堤 ↓ ダム

- (5)・4 仮名書き

- (5)・4・1 常用漢字表にない漢字は、仮名書きにする。
- 例九 歪 ↓ ひずみ
- × 坍塌 ↓ るつぽ
- × 砒素 ↓ ヒ素

- (5)・4・2 一部分を仮名書きにすると、誤読のおそれがあるときは、全体を仮名書きにする。

- 例一〇 油砥石 ↓ 〓油と石〓 ↓ 油といし
- × 磚子 ↓ 〓ががい子〓 ↓ がいし

- (5)・4・3 外来語を当て字で書くことは避ける。

例一〇 瓦斯[×] ↓ ガス[×]
 護謨[×] ↓ ゴム

(5)・5 表外漢字による表記

例一一 冶金[×] ↓ へや金[▽] ↓ 冶金[×]

(6) 従来の用語中の漢字が常用漢字表にあっても、差し支えない限り、易しい漢字で書き換える。

〔解説〕

なるべく字画が簡単な漢字を用いるという趣旨である。

〔用例〕

例一二 週期 ↓ 周期

反復 ↓ 反復

膨脹 ↓ 膨張

(7) 漢字で書くよりも、仮名で書くほうがよく分かるものは、仮名で書く。

〔解説〕

漢字の乱用と見られるような、不必要な漢字の使用を避けるという趣旨である。

〔用例〕

例一四 らっぱ口 ↓ らっぱぐち

継目無管 ↓ 継目なし管

(8) 外来語で適当な訳語のないものは、仮名で表記する。

〔解説〕

わざわざ無理な訳語を作るには及ばないという趣旨である。

〔用例〕

例一五 サイクロトロン

プラズマ

キャビテーション

ドキュメンテーション

(9) 用語が各専門分野によって異なっている場合には、その用語が本来所属すると思われる専門分野のものを優先的に掲げて、調整することに努める。

〔解説〕

従来、この方針によって調整が行われてきたが、準則として明記したものがないので、このことを成文としたものである。

19。

〔用例〕

例一六 感応【物理学】

誘導【電気工学】 ↓ 誘導

熱伝導率【物理学】

熱伝導度【電気工学】

熱伝導係数【機械工学・土木工学・建築学】 ↓ 熱伝導率

〔備考〕 ×……………「常用漢字表」にない漢字であることを示す。

△……………「常用漢字表」に掲げられていない音訓であることを示す。

↓……………矢印の先の用語が制定されたものであることを示す。

△▽……………内△▽内ものは採用しない語であることを示す。

(注)

既刊の学術用語集(平成元年二月末現在)は、次のとおりである。

数 学 編(昭二九・三)	物 理 学 編(昭二九・三)
動物学 編(昭二九・三)	動物学編(増訂版)(昭六三・三)
土木工学 編(昭二九・三)(絶版)	探鉱ヤ金学編(昭二九・三)(絶版)
機械工学 編(昭三〇・三)	機械工学編(増訂版)(昭六〇・一二)
建築学 編(昭三〇・三)	化学 編(昭三〇・四)
化学編(増訂版)(昭四九・四)	化学編(増訂2版)(昭六一・三)
船舶工学 編(昭三〇・二)	植 物 学 編(昭三一・四)
植物学編(増訂版)(平元・一二)	電気工学 編(昭三一・一)
電気工学編(増訂版)(昭五八・一二)	図書館学 編(昭三三・五)
論 理 学 編(昭四〇・五)	キリスト教學編(昭四七・三)
航空工学 編(昭四八・六)	計測工学 編(昭四八・一)
天 文 学 編(昭四九・二)	地 震 学 編(昭四九・三)
分 光 学 編(昭四九・七)	遺 伝 学 編(昭四九・七)
菌 学 編(昭五〇・六)	気 象 学 編(昭五〇・一〇)
気象学編(増訂版)(昭六一・三)	原子力工学 編(昭五三・一)
海 洋 学 編(昭五六・三)	地 理 学 編(昭五六・三)
地 学 編(昭五九・二)	心 理 学 編(昭六一・三)
農 学 編(昭六一・三)	

(昭和四九・五・二三 長官総務室)

(平成元・七・三〇 一部補正)

一〇 公用文改善の趣旨徹底について

(原文横書き)

内閣閣甲第一六号
昭和二七・四・四
内閣官房長官

標記の件について、客年国語審議会から、別紙のとおり建議がありました。そのうち同会の審議決定した「公用文作成の要領」は、これを関係の向に周知徹底せしめることは、公用文改善の実をはかるため適當のことと思われるので、貴部内へ周知方しかるべく御配慮願います。

公用文作成の要領(抄)

まえがき

公用文の新しい書き方については、昭和二一年六月一七日に「官庁用語を平易にする標準」が次官会議で申し合わせ事項となった。その後、次官会議および閣議では、公用文改善協議会の報告「公用文の改善」を了解事項とし、昭和二四年四月五日にそれを「公用文作成の基準について」として内閣官房長官から各省大臣に依命通達した。この「公用文の改善」は、いうまでもなく、さきに出た「官庁用語を平易にする標準」の内容を拡充したものである。しかし、具体的な準則としては、なお、「官庁用語を平易にする標準」その他から採って参照すべき部分が少なくない。そこで、国語審議会では、これらを検討し、必要な修正を加え「公用文の改善」の内容を本文とし、他から採ったものを補注の形式でまとめ、ここに「公用文作成の要領」として示すこととした。

公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするとともに、執務能率の増進をはかるため、その用語用字・文体・書き方などについて、特に次のような点について改善を加えたい。

第一 用語用字について

一 用語について

一 特殊なことを用いたり、かたくなるしいことを用いることをやめて、日常一般に使われているやさしいことを用いる。(X印は、常用漢字表にない漢字であることを示す。)

たとえば

X 稟請↓申請

措置↓処置・取り扱い

救援する↓救う

懇請する↓お願いする

一環として↓一つとして

充当する↓あてる

即応した↓かなった

二 使い方の古いことは使わず、日常使いなれていることは用いる。

たとえば

X 牙保↓周旋・あっせん

彩紋↓模様・色模様

三 言にくいことを使わず、口調のよいことを用いる。

たとえば

拒否する↓受け入れない

はばむ↓さまたげる

四 音読することははなるべくさけ、耳で聞いて意味のすぐわかることは用いる。

たとえば

X 橋梁↓橋

X 塵埃↓ほこり

X 眼臉↓まぶた

X 充填する↓うめる・つめる

堅持する↓かたく守る

陳述する↓のべる

五 音読することばで、意味の二様にとれるものは、なるべくさける。

たとえば

協調する(強調する)と まぎれるおそれがある。() ↓歩調を合わせる

勸奨する(干渉する) ↓すすめる 衷心(中心) ↓心から

潜行する(先行する) ↓ひそむ 出航(出陣) ↓出帆・出発

六 漢語をいくつもつないでできている長いことばは、むりのない略し方をきめる。

経済安定本部↓経本

中央連絡調整事務局↓連調

七 同じ内容のものを違ったことばで言い表わすことのないように統一する。

たとえば

提起・起訴・提訴

口頭弁論・対審・公判

二 用字について

一 漢字は、常用漢字表による。

(1) 常用漢字表を使用するにあたっては、特に次のことがらに留意する。

①②(省略)

③ 動植物の名称は、かな書きにするが、常用漢字で認めている漢字は使ってもよい。

たとえば

ねずみ らくだ いぐさ からむし 等

犬 牛 馬 桑 桜 等

④ 次のようなものは、かな書きにする。(一部省略)

たとえば(例の一部を省略)

煙草↓たばこ 一寸↓ちよっと

注 其他かな書きにすべき熟字の例(例の一部を省略)

何時↓いつ 叔父↓おじ

ただし、音読する場合は漢字で書く。

(2) 常用漢字表で書き表わせないものは、次の標準によって書きかえ、言いかえをする。(言いかえをするときは、「一用語について」による。)

① かな書きにする。

たとえば(例の一部を省略)

ア 廻る↓さかのぼる 名宛↓名あて 佃煮↓つくだ煮 解↓はしけ

看做す↓みなす 委ねる(常用漢字表の音訓にはずれる。)↓ゆだねる

イ 漢語でも、漢字をはずしても意味のおおる使いなれたものは、そのままかな書きにする。

たとえば

でんぶん めいりょう あっせん 等

ウ 他によい言いかえがなく、または言いかえをしてはふつごうなものは、常用漢字表にはずれた漢字だけをかな書きにする。

たとえば

右舷↓右げん 改竄↓改ざん 口腔↓口こう

② 常用漢字表中の、音が同じで、意味の似た漢字で書きかえる。(縦書きの場合)。

たとえば

車輛↓車両 煽動↓扇動 碇泊↓停泊 編輯↓編集 哺育↓保育 拋棄↓放棄

備人↓用人 聯合↓連合 煉乳↓練乳

③ 同じ意味の漢語で言いかえる。

ア 意味の似ている、用い慣れたことばを使う。

たとえば

乗報↓雑報 印頼↓印形 改倭↓改心

イ 新しいことばをくふうして使う

たとえば(例の一部を省略)

塾学校↓口話学校 罹災救助金↓災害救助金 剪除↓切除 毀損↓損傷 擾乱↓騒乱

浚水↓出水 譴責↓戒告 潰職↓汚職

④ 漢語をやさしいことばで言いかえる。

たとえば(例の一部を省略)

隠蔽する↓隠す 庇護する↓かばう 抵触する↓ふれる 漏洩する↓漏らす

破毀する↓破る 酩酊する↓酔う 趾↓あしゆび

二 かなは、ひらがなを用いることとする。かたかなは特殊な場合に用いる。

注 1 地名は、さしつかえない限り、かな書きにしてもよい。

2 事務用書類には、さしつかえない限り、人名をかな書きにしてもよい。

3 外国の地名・人名および外来語・外国語は、かたかな書きにする。

4 左横書きに用いるかなは、かたかなによることができる。

三 (省略)

備考 (1) 地名の書き表わし方については、特に「四 地名の書き表わし方について」のように定める。

(2) 横書きの場合のかたかなの使い方については、特に「第三 書き方について」による。

三 法令の用語用字について

一 法令の用語用字についても、特にさしつかえない限り、「一 用語について」「および」「用字について」に掲げた基準による。

二 法令の一部を改正する場合および法令名を引用する場合には、特に、次のような取り扱いをする。

(1) 法令の一部を改正する場合について

① 文語体・かたかな書きを用いている法令を改正する場合は、改正の部分が一つのまとまった形をしているときは、その部分は、口語体を用い、ひらがな書きにする。

② にごり読みをすべきかなに、にごり点をつけていない法令を改正する場合は、改正の部分においては、にごり点をつける。

③ 常用漢字表の通用字体を用いていない法令を改正する場合は、改正の部分においては、常用漢字表の通用字体を用いる。

④ 旧かなづかいによる口語体を用いている法令を改正する場合は、改正の部分においては、現代仮名遣いを用いる。

⑤ (省略)

(2) 法令名を引用する場合について

題名のつけられていない法令で、件名のある法令を引用する場合には、件名の原文にかかわらずその件名はひらがなおよび現代仮名遣いによる口語体を用い、漢字は、常用漢字表による。

四 地名の書き表わし方について

一 地名はさしつかえない限り、かな書きにしてもよい。

地名をかな書きにするときは、現地の呼び名を基準とする。ただし、地方的ななまりは改める。

二 地名をかな書きにするときは、現代仮名遣いを基準とする。(ふりがなの場合も含む。)

三 特に、ジ・ヂ・ズ・ツについては、区別の根拠のつけにくいものは、ジ・ズに統一する。

四 さしつかえない限り、常用漢字表の通用字体を用いる。常用漢字表以外の漢字についても、常用漢字表の通用字体に準じた字体を用いてもよい。

五 人名の書き表わし方について

一 人名もさしつかえない限り、常用漢字表の通用字体を用いる。

二 事務用書類には、さしつかえない限り、人名をかな書きにしてもよい。人名をかな書きにするときは、現代仮名遣いを基準とする。

第二 文体について

一 公用文の文体は、原則として「である」体を用いる。ただし、公告・告示・掲示の類ならびに往復文書(通達・通知・供覧・回章・伺い・願い・届け・申請書・照会・回答・報告等を含む。)の類は、なるべく「ます」体を用いる。

注 1 「だ、だろう、だった」の形は、「である、であるう、であった」の形にする。

2 「ますが、まするけれども」は、「ますが、ますけれども」とする。「ますれば、くださいませ(—まし)」「の表現は用いない。

3 打ち消しの「ぬ」は、「ない」の形にする。「ん」は、「ません」のほかは用いない。「せねば」は、「しなければ」とする。

二 文語脈の表現はなるべくやめて、平明なものとする。

注 1 口語化の例

これが処理↓その処理 せられんことを↓されるよう ごとく・ごとき↓のような・のように 進まん
とする↓進もうとする 貴管下にして↓貴管下で(あ)って(

- 2 「おもなる・必要なる・平等なる」などの「なる」「な」とする。ただし、「いかなる」は用いてもよい。
 - 3 「べき」は、「用いるべき手段」「考えるべき問題」「論すべきではない」「注目すべき現象」のような場合には用いてもよい。「べく」「べし」の形は、どんな場合にも用いない。「べき」がサ行変格活用 of 動詞に続くときには、「するべき」としないで「すべき」とする。
 - 4 漢語につづく「せられる、せさせる、せぬ」の形は、「される、させる、しない」とする。「せない、せなければ」を用いないで、「しない、しなければ」の形を用いる。
 - 5 簡単な注記や表などの中では、「あり、なし、同じ」などを用いてもよい。
- 例 「配偶者……あり」「ムシバ……上一、下なし」「現住所……本籍地に同じ」
- 三 文章はなるべくくぎって短くし、接続詞や接続助詞などを用いて文章を長くすることをさける。
 - 四 文の飾、あいまいなことは、まわりくどい表現は、できるだけやめて、簡潔な、論理的な文章とする。
- 敬語についても、なるべく簡潔な表現とする。

- 注 1 時および場所の起点を示すには、「から」を用いて、「より」は用いない。「より」は、比較を示す場合にだけ用いる。
- 例 東京から京都まで。 午後一時から始める。 恐怖から解放される。
- 2 推量を表わすには「であろう」を用い、「う、よう」を用いない。「う、よう」は意思を表わす場合にだけ用いる。
- 例 役に立つであろう 推量
そのように思われるであろうか

- 対等の関係に立とうとする
思われようとして } 意思
- 3 並列の「と」は、まぎらわしいときには最後の語句にもつける。
 - 例 横浜市と東京都の南部との間
 - 4 「ならば」の「ば」は略さない。
- 五 文書には、できるだけ、一見して内容の趣旨がわかるように、簡潔な標題をつける。また、「通達」「回答」のような、文書の性質を表わすことばをつける。

注 例 公団の性質に関する件→公団の性質について(依命通達)

閣議付議事項の取り扱いについて→一月二十七日閣甲第一九号第八項の責任者について(回答)

六 内容に応じ、なるべく簡潔書きの方法をとりいれ、一読して理解しやすい文章とする。

第三 書き方について

執務能率を増進する目的をもって、書類の書き方について、次のことを実行する。

- 一 一定の猶予期間を定めて、なるべく広い範囲にわたって左横書きとする。
- 二 左横書きに用いるかなは、かたかなによることができる。
- 三 左横書きの場合は、特別の場合を除き、アラビア数字を使用する。

注 1 横書きの文章の中でも「一般に、一部分、一間(ひとま)、三月(みつぎ)」のような場合には漢字を用いる。「100万、30万」のような場合には、億・万を漢字で書くが、千・百は、たとえば「5十」「3百」としなすべし「5,000」「300」と書く。

- 2 日付は、場合によっては、「昭和24.4.1」のように略記してもよい。
- 3 大きな数は、「5,000」「62,250円」のように三けたごとくにコンマでくぎる。

四 タイプライタの活用を期するため、タイプライタに使用する漢字は、常用漢字表のうちから選んださらに少数の常時必要なものに限り、それ以上の漢字を文字盤から取り除くことなどに努める。ぜひとも文字盤にない漢字を使用する必要がある場合には、手書きする。

五 人名・件名の配列は、アイウエオ順とする。

注

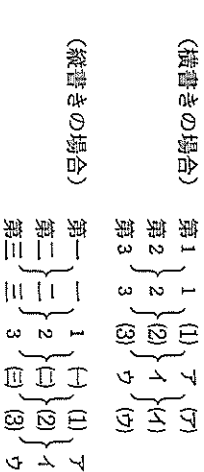
1 文の書き出しおよび行を改めたときには一字さげて書き出す。

2 句読点は、横書きでは「、」及び「。」を用いる。

「事物を列挙するときには「・」（なかくてん）を用いることができる。

3 同じ漢字をくりかえすときには「々」を用いる。

4 項目の細別は、たとえば次のような順序を用いる。



5 文書のおて名は、たとえば「東京都知事殿」「文部大臣殿」のように官職名だけを書いて、個人名は省くことができる。

一 参考

① 憲法改正草案の文体等に関する説明

二一・四・一七法制局

一 文体は、口語体（文章口語）を採用した。

二 用語は、努めて難解な字句を避け、己むを得ないものを除いては、できるだけ平易な字句を選んだ。

三 用字については

(1) 仮名は、平仮名を採用した。

(2) 連体詞（指示代名詞）、副詞、助動詞、助詞等は、努めて仮名で書き、漢字を用ひぬこととした。（例、おいて、ため、により、この、その、これら、すべて、ひとしく、いづれ、ところ、いかなる、できる、ついて、みなす、ごとに、さきに、あらたに等）

四 句読点は、理解に資するやうに、豊富に用いた。

五 送り仮名は、誤読のないやうに、その使用に留意した。（例、受け取る、譲り渡す、譲り受ける等）

六 改行の際は、一字下りとした。

七 法文として正確を期するため、「及び」、「並びに」、「又は」、「若しくは」等の用法は、従来通りとした。

② 各官庁における文書の文体等に関する件 昭二一、四、一八 次官会議決定

今後各官庁における文書および新たに制定（全文改正を含む。）する法令の文体・用語・用字・句読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうこととし、できるだけその平易化につとめること。ただし、法令については当分の間、従来のおりとする。

目次

一 法律改正の経過

二 以上の法律改正を一本の法律として行ふことの難点

（注）

第四 国会論議編

（注）

第四 国会 論議 編

一 法律案等の提出関係

1 二以上の法律改正を一本の法律(案)で行うことの適否

(一六回・昭二八・七・二八)
衆・法務・二四号二頁)

○野木政府委員・・・刑法等の一部を改正する法律という題名のもとにおきまして、実質的には四つの法律の一部改正を行っておるわけですが、・・・内閣の法制局といたしましては従来ともこの種の形をとって来た例がたくさんございます。・・・どういふ場合にこういう形をとって来たかと申しますと、その一つは各種の法律の一部を改正する場合におきましてそれに関連しておるわけでありまして、そしてばらばらの法律案で御審議を仰ぎますと、あるものは成立しあるものは不成立に終って実施上非常に困るということが生じ得る可能性があります。・・・それで実質的に関連し施行期も同じものにつきましては、その一番中心となるものを題名に掲げてありまして、次には一見こういうものはどういふうちに入るかという意味において目次に掲げて、その内容を明らかにいたしましてやった方がいじやないかということから、こういう形式をとっているわけでありまして、中には刑法等の一部を改正する法律、あるいは刑事訴訟法という二つぐらいの名前を掲げた例もございしますが、それは二つの法律が同等のウエートを持っているというような場合が多かったと記憶しております。また中には他の法律の一部改正が非常に形式的でウエートが極端に小さいものにつきましては、たとえばこれで申しますと刑法の一部を改正する法律案につきましては他のものを附則に持って来て一部改正するというような形式もあるわけでありまして、そういうものは非常に字句の修正に類するもの、非常に軽微なものにつきましてはそれで改正する、そういうこともやっていると申すわけでありまして、本案を見ますと何と云っても刑法

は六法の一つである、基本法典である、刑法というものの改正が実質的にも一番大きいものでありまして、従って刑法の一部改正法律案を先に出しまして、題名を刑法等の一部を改正する法律案としました。刑事訴訟法の改正はどちらかというところあるいはこれだけを見ますと手続的なものでありまして、場合によっては附則という問題も見方によっては生じ得るのでありますが、何分刑事訴訟法という基本的法典の改正でありますから、これも第二条として附則に落さないで別条にしたわけでありまして、第三条の犯罪者予防更生法の一部改正、これは事柄が実質的に見ますと保護観察の方法実体をきめているものでありますから、これはやはり附則に持つて行くのはどうかというので第三条に起しているのであります。今申し上げましたように、この法案におきまして四つの単行の改正法案にしないで一つの法律案にまとめましたものは、刑法を中心としてその実質が関連し、施行期も同一時日でありまして、一つが成立し一つが不成立になるということが万一ありますと非常に困る場合が生じますので、また他面この案のような形に對しまして目次にはつきり出してありますれば、この法律があまり注意を喚起しないうちに可決になってしまふ、そういう心配はないだろう、そういうことでむしろこういう種類のものにおきましては一つにまとめた方が取扱いが便宜であろうという観点でこういうふうにしたわけでありまして。

(三四回・昭三五・三・一九頁)
衆・社会労働・一〇号・一九頁)

○齋藤委員・・・この政府提案の船員保険法等の一部を改正する法律案の内容を見ますと、船員保険法、失業保険法、日雇労働者健康保険法、厚生年金法、さまざまな法律につきまして、それぞれの料率あるいは国庫負担というふうなもの改正を一本の形式で法律として政府はお出しになられておるようなわけでございますが、こういうふうな内容を持った法律を一本の形式でお出しになりました理由を一つお示しいただきたいということがまず第一点。

それから、こういう例がまだかつてあったかどうか、前例について、・・・お尋ねいたしたいと思います。

○森本政府委員・・・これを一本にして出すか、四本の法律で出すかということにつきましては、これははっきりした

どちらでなければならぬという理由はなかるうかと存じます。しかしながら、政府提案におきましてここに一本にいたしましたのは、若干の理由がございます。と申しますのは、この法案を提出いたします準備をいたしますころ、政府部内におきまして、各種の社会保険を総合的に調整する必要があるんじゃないか。保険料の面、国庫負担の面、あるいは給付内容の面等から見まして、従来の沿革から見まして、必ずしも調整が十分とれていないという点がございまして、総合調整をする必要があるという意見が出て参りました。当時社会保障制度審議会に對しましても、内閣総理大臣からこの総合調整についての意見を諮問したような事情もございまして、そういう見地から、この関係のございましてこの四つの法案を総合調整するというような見地から御審議を願うというような気持で一本にしたのが第一でございます。

それから御存じのように、これらの四案はいずれも被用者保険でございます。保険料を払います事業者あるいは被保険者を含めると、それぞれの保険の名は違っておりますけれども、出す人はいずれも同じでございます。どれかの保険の料率が上がる、あるいは他の保険料の率が下がるといふことは、同じ人に響いていくわけでありまして、それらのことを一括御審議を願うのが便利であろう、こういうような意見がございまして、そういう見地から、今申しましたように総合調整という見地から御審議を願うのが適當であろう、それから御審議に際しまして、一本にしておく方が審議の便利があるう、こういう気持で一本にしたのであります。これが絶対に一本でなければならぬというような理由はございません。

それから第二点の、同じようなこういう各種の法律を一本にして出した例があるかどうかという点でございますが、十分よくは調査いたしておりませんが、そういう例があるうかと存じます。ちょっと今思いつきを申し上げますと、たとえば補助金の制限に関する法律というのがございまして、これなんかの法律は、各政府関係の法律全部につきまして補助金整理の臨時特例の法律を一本の法律でやっておる。これなんか、理論上はそれぞれの法律の一部改正で出すのでございますが、便宜一括して一本の法律で出しておる、かような例もあるように存じます。なおその他例もあろうか

と存じますが、ただいま思いつきましたのは以上でございます。

○齋藤委員 補助金等の整理に関するいろいろの例をお示しになりまして、前例があるというお話でございますが、これは財政当局の財政上の見地だけから見ての調整の法案であったのでありまして、それぞれ行政担当の面から見てのものではなかった、こういうふうに言えると思うのでございます。しかるにこの法律案は御承知のように社会保険全部について財政的な観点から調整をはかるということでありまして、これは社会労働委員会にかかっておる。すなわち補助金制度等に関するものについては補助金ということでは別な委員会ではなからうか、こういうふうに考えられるのであります。そういうふうなことからいたしまして、政府がお出しになったことでありますけれども、将来のために一つ官房長によく御注意を願っておきたいと思うのであります。・・・もう少し事の本体に即しまして、ほんとうに健康保険なりあるいは日雇健康保険なり、船員保険なりというものをある一つの方向に基づいて総合調整することであるならば、私は非常にけっこうだと思ふ。これを見ますと、こちの財政がいいからこちの国庫負担は下げる、こちが悪いから上げるというような財政的な見地のみで、こういうことが総合調整であるというならば、行政そのものの調整ということがなくて、財政のやりくりのための、金のやりくりのための総合調整で、総合調整という意味がだいぶ違うのではないかと思ふのであります。・・・

(三四回・昭三五・三・二一)
衆・社会労働・一・一六頁)

○田中(正)委員・・・政府は、このたび船員保険、日雇健康保険、あるいは厚生年金保険と一緒に失業保険法の一部改正についても、これを一本の法案としてお出しになったのであります。私どももいたしましては、かようなそれぞれに性格の違った法律というものは一緒にいたさずに、それぞれ別個の法案で提出すべきものであるというふうにご考慮しているわけでありまして、政府はこの点についてわれわれと所見を異にいたしまして、これらを一本の法律でもってお出しになったのであります。これに対して、一体政府はこのような法案の提出の仕方がよろしいというふうにお考えなのか、あるいはまたそうでないというふうにお考えになるのか。・・・

○松野國務大臣 昨年の四月に提案になったものでございまして、すでにもう一年にならんとするものであります。当時の状況としては、御承知のごとく社会保険全般の調整という趣旨から、こういうものを一本で出す方がよからうという趣旨で出したわけでありまして、いまだに御審議中でございますが、どちらがいいかということは、これはいろいろ議論のあるところと思ひます。しかしこれは調整という意味で一本にされたのじゃなからうか、こういうふうな考えでおります。

○田中(正)委員・・・われわれが根本的に考えるところによりまして、一つの法案が出て、それと密接不可分な関連において、他の法案の一部を修正せざるを得ない。たとえば、ただいま出ております労働者災害補償保険法で労働省設置法の一部を改正をしなければならぬといったような程度においては、これは一本にお出しになることもあるいはよろしいかと思ひますが、このようなそれぞれ違った制度についての改正を一本の法律に立ててお出しになる。特にまた労働省をいたしましては、他省の法律でありますところのこれらの他の三法案と一緒ににお出しになるということについては、どうも私どもは納得できませんので、今後こういう点については十分一つ御検討を相願いたい、かように思う次第であります。

○滝井委員・・・渡邊厚生大臣も御承知の通り、現在の内閣は政党内閣であります。船員保険法等の一部改正法律案を内閣が国会に提出をするについては、十分与党の政策審議会なりその他と打ち合わせの上で御提出になっておると思ふが、そう理解して差しつかえありませんか。

○渡邊國務大臣 この四法案を全部一括して提案をいたしたということには、私は前から多少無理があると、かように思つておつたわけですね。自然の姿で今度議員立法といたしましてはばらばらにした、こういう方がこの法案の審議の上からかえつて便宜じゃなからうか、こういうことであります。もちろん党の御意向等も伺いましたし、また政府といたしましてもその方が便宜である、こういう建前からいたしたわけでありまして、

○滝井委員 それならば、政府提案の船員保険法等の一部改正案を御撤回になったらどうです。

○渡邊國務大臣 いや、ばらばらにやった方が法案の審議の上から便宜であろう、こういうことで私どもおるものでありますから、このような議員立法にしたということに、私どもは異議はありません。

○滝井委員 実の内容が違うわけです。船員保険法等の一部改正法律案の内容と、今回与党の方で出された四法と内容が違うわけです。全然同じものならばばらばらにしたらよからう、こういうことになるのですが、内容が違うのです。だから政党内閣が閣議決定をし、与党の政策審議会の意向も聞いて出た法案と全く違ったものを今度は与党が出してくる。一部は同じですよ。しかし全部同じじゃないのです。そういうものは政党内閣の建前としては違うのです。それならばこの法案を与党で御修正なさったらいのです。それとも政府が撤回するか、どちらかでなければならぬと思う。今までこういう出し方は例がないのです。それならば修正案を出すべきだと思ふ。気に食わないところがあるなら修正されたらいい。

○渡邊國務大臣 とまかく一応出した以上は、これは内容がさほど違つておるわけでもございませんから、十分御審議の上、今後この法案の結実をさしていただきたい、かように考えております。

○滝井委員 内容はさほど違わないということではなくて、たとえば失業保険の部門なんかは重大な修正を加えておるわけです。大いに違うわけです。予算がくつくわけです。ところが、今度は船員保険の失業部門はどうなつておるかという事です。これは与党が失業保険に加えたと同じような修正を加えますか。

○太宰府委員 政府といたしましたは、昨年の通常国会にお願いいたしました、ただいま御審議の政府案であります。施行期日その他については、今日になりますと適當でないものもあるかと思ひますが、中身においては今日なお妥当なものと考えておる次第であります。議員の方で、議員提案でお出しになったものにつきましては、これまた別個であらうと思ひます。

(三四回・昭三五・三・三)
衆・社会労働・一三第一頁

○滝井委員 船員保険法等の一部を改正するというこの法律は、もし与党が強行すると通らないということを意味するわけです。結果から見ると、この四案が一緒になったものは与党を相手にせずということなんです。なぜならば与党は四つをばらばらに出してしまつたからです。もしその中の一つだけしか通らなかつたら、これはだめだということなんです。内閣は四つを一緒にして通して下さい、与党の方は四つをばらばらにして個別々々に通して下さいということですから、これは全く違つてでしょう。四つを一緒にやると、個々に分けてどれでもいいから一つずつやして下さいということとは全然違つて。内閣は、四つが一緒でなければこの法律はだめなんです。ところが与党の方は一つ一つでいいんです。内容は、なるほど与党の出したものの中には内閣のものも含まれておる、その点については一致しておるけれども、この法案全体から見ますと、全くこれは違ったものになつてきておる、もの考え方が根本的に違つておる。四つが一緒でなければだめで、この中の一つだけを否決するといふわけにはいけません。内容が一緒ならば修正してこれにつけ加えられたらいい。一体与党は、松野さんの出した法案のどこが悪くて別のものを出したのか。・・・与党が撤回をして修正するか、あなたが撤回をして与党のよろしいと言ふか、この二つのものを出してくるとわれわれは迷惑なんです。審議を早く促進したいと思ふけれども、どつちを先にしたらいいか、非常に迷つておるわけです。混乱を来たしておる。これは三月三十一日までに、ぜひ僕らは法律にしたいということをお願いしておるわけですよ。ところが二つがこんがらがつて、非常に困つておるのです。・・・一体岸内閣の方針というものはどうなのか。・・・

○松野國務大臣 政府案は、ちょうど満一年前の昨年の二月に提案をいたしました、三十四年度予算と一緒にこれは提案をいたしましたわけでありませぬ。同時に政府案と与党案が同じに出るならば、滝井委員のおっしゃる通りに、どちらが本物だという御議論が出るかもしれません。しかし政府案はすでに一年前に出してある。与党の議案は、その後において自民党において大いに研究された結果、昨年の暮れに出てきたわけですよ。・・・ただやり方として、外形としていろいろ御議論がありませぬが、内容においては与党の案も政府案を否決した案じゃございませぬ。政府案を否決した精神の

ものは一条もございません。従って方向は同じでございます。ただ与党としては、こういう今日の状況ではこうすることの方がいいという御趣旨のもとに、改正案、修正案というものが提案されたと私は信じます。もちろん国会は国権の最高機関でありますから、私にこれに関与していいの悪いの批判する能力はございません。私は政府案として今日説明いたしておるわけであります。

○滝井委員 …… 出し方としてはこういう出し方は私はずいと思う。四本が一本では工合が悪い。だからこれを一つばらばらにして政府は出してくれというのがわれわれの要求だったんです。ところがそれを今度は与党は受けて、われわれと同じような意向で出してくると、与党の気持というものはありがたいが、しからば内閣のこの気持も撤回してくれないと困る、こういうことなんです。私の言うことは間違っていない、筋が通っておると思うのです。…このまま二つを置いて、どちらでもというわけにはいかぬと思うのです。提案の理由もだいたい違いますが、そこあたりもう少し松野さんの御意見も聞かしてもらって、厚生大臣と相談をして、やはり明確な態度を打ち出してもらいたいのです。…。

○松野國務大臣 厚生大臣とももちろん十分連絡をいたしました。その後与党の修正案…内閣の意見をつけるときにも十分審議いたしました。その結果今日は政府というものが、多数をお持ちの与党から修正案として意思表示ができました以上、非常に立場が悪くなったことだけは間違いないと思います。しかしやはり議会の意思の決定におまかせしているのですし、私は自民党の党員であると同時に、政府当局者でありますから、その意味でも議会でおきめいただくことに従うことが一番いいんじゃないかなるか。そういう立場でこれは判断していただくのがいいと思うのです。…政府の意思というものは、一年前に出したものを、一年前にさかのぼって変えるということも御無理な話であります。それならば与党としては、よりいい案が今日の情勢として可能だという趣旨で修正案、修正案をお出しになることも、これも当然なことです。それは滝井さん、一年前にさかのぼって意思を取り返せというお話は非常に無理な話じゃないかなるか、こう考えるわけがあります。

〔備考〕内閣提出に係る船員保険法等の一部を改正する法律案は議決を要しないものとされた(三四回・衆・社会労

働・昭三五・三・一七)。

(四〇回・昭三七・二・七)
衆・商工・五号一〇頁)

○中村(重)委員 …… 今度の商工組合中央金庫法と中小企業信用保険公庫法の二つの法律の改正に対して、これを一本の法律として提案をしておる。これに対しては私も疑義があるわけでありまして、大堀長官としては別に特別の意味はないのだ、便宜こういうことをやったのだという答弁であつたのでありますが、法制局としてはこれに対してどういう見解を持っておられますか。

○吉国政府委員 …… 私どもといたしましては、商工組合中央金庫法もまた中小企業信用保険公庫法も、いずれも中小企業金融につきまわすのいわば組織法でございます。その組織法につきまして昭和三十七年度予算において認められました組織上の変更を加えるということをおこなうので、法律の趣旨といたしましては全く同一の趣旨に出るものでございますので、一本の法律として商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案として処理する方が、法律改正の体裁としては整うという考え方でございます。

同時に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を提案いたしておるわけですが、中小企業信用保険法の一部を正案の方は、商工組合中央金庫法等の一部修正案とは異なりまして、予算に直接関係を持っておりませんことと、商工組合中央金庫法等の一部改正のごとく中小企業関係の金融機関の組織を定めるものではございませんで、いわばその中小企業金融の行為について規律する法律の改正でございます。やや趣旨を異にする点がございまして、別の法律案にいたしました。さように考えております。

○田中(武)委員 …… 私が今まで常識として考えておるところは、一つの法律をもって他の法律の改正をする場合は、その法律が制定あるいは改正せられることによって他の法律に影響があるというような場合に附則でやっと思つ

のです。あなたのおっしゃるようなことであるなら、なぜ改正法案の見出しを商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案としなかったのか。商工組合中央金庫法ということ先に出しておいて、その中の二条において中小企業信用保険公庫法を出すということになるならば、一方が主であって一方が従になる。商工中金の改正と中小企業信用保険公庫法の改正との間にどういう関連がありますか。

○吉國政府委員 ただいまの御質問でございますが、先ほどお答え申し上げました中で、同一の趣旨に出ると申し上げますのは、商工組合中央金庫及び中小企業信用保険公庫に対する政府出資の増額という点、これは今後の両機関の運営につきまして非常に重要な意味を持つことでございますが、その点において共通しておることとは、法律制定の理由といたしまして、これは一番重要な事項であると私どもは考えたわけでございます。

それから、従来は一定の事項を本則に置いて、たとえばある甲なら甲という法律を改正して、それに伴うものを附則で改正するというのが例であったではないかということでございますが、その点はまさにその通りでございますけれども、本件の場合はそれとは異なりまして、商工組合中央金庫法の一部改正と中小企業信用保険公庫法の一部改正とは、商工組合中央金庫法の改正をいたしたために中小企業信用保険公庫法の改正をいたすという趣旨のものではございませんで、いわばそれぞれ独自の改正内容でございますが、先ほど申し上げましたように、政府出資の増額をいたすという点において相当重要な要素が共通をいたしておりますので、一本の法律にしたということでございます。

それから第三に、それでは何ゆえに中小企業信用保険公庫法ということを題名に掲げないかというお話でございますが、この点につきましてはまことにその通りでございます。商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律といたしてももちろん差しつかえございませんし、あるいはそうすることも確かに一つの考えと思いますが、内容も非常に少なうございますし、それから分量から申しますと、商工組合中央金庫法の一部を改正する部分が多いう関係から、従来でも二つ以上の法律を一時に改正する場合には何々法等の一部を改正する法律、あるいは何々法等の一部を改正するほかにまた廃止、その他のことがございます場合には、何々法を改正する等の法律

というような題名を使ってやってみて参ったわけでございますので、今回も商工組合中央金庫法を先に掲記いたしまして、その等の一部改正という格好にしたわけでございます。

それからもう一つ、商工組合中央金庫法を前に出しましたのは、法律の制定の順序に従ったわけでございまして、商工組合中央金庫法が昭和十一年の制定であるのに対して中小企業信用保険公庫法は昭和三十三年でありますので、商工組合中央金庫法を第一条にいたしました。そして先ほど申し上げましたように、商工組合中央金庫法の改正の部分がやや長いということもあわせ考えまして、商工組合中央金庫法等の一部改正という題名にいたしましたわけでございます。

○田中（武）委員 いろいろと理屈を言っているが、私はこういう形式は認められない。なるほど中小企業の金融に関する組織の法律であるという点は双方の共通点です。それなら今後あらゆる法律も、探せばどこかにそういうような共通点が出てくる。従って、予算によってというなら予算関連法律案は二本か三本で国会は終わるといことになるのです。こういうくせはつけない。これがかりに成立した場合には、この法律はやはり昭和三十七年法第何号ということとで施行になると思うのです。そうした場合に、中身が分かれて、一つは商工中金の方の法律にいく、一つは中小企業信用保険公庫の法律にいく、そういうふうに分解するわけです。従って、そういうことは、便宜的だか何だか知りませんが、題名は「等」となっておりますが、一方が主としての改正であり、他がそれに伴うところの改正であるならいざ知らず、双方独立した、関連性のない一つの法律であります。従って委員長に申し上げます。この法律は、二つの法律の改正の手段として出してこれらに限り、われわれは審議を拒否いたします。

（四〇回・昭三七・二・二二）
衆・商工・一一号一頁）

○中村（重）委員 ただいま議題となっております商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案と中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、この件につきましては、法の体裁の面からいっても、あるいはまた異質のものであるのを同

一の一本の法律によって提案することは適当でないということを先日の委員会におきまして指摘をいたしましたのであります。官房長官が出席されて、今後十分注意するという意思表示があったようでありますが、十分今後は注意をされて、今回のような皆さんのことをおやりになると審議の上に非常に混乱を来たしますし、むだな時間ともなりますので、注意をしておきます。

〔備考〕中村（重）委員の発言中「官房長官が出席」については、二月七日の休憩中のことか、会議録には官房長官の発言は見当たらない。

（四六回・昭三九・三・一九）
（衆・商工・二三号八頁）

○中村（重）委員・・・中小企業信用保険法、それから中小企業信用保険公庫法、この二つの法律の一部改正が一本になつて出されておるといふことは不合理である。かつて商工委員会におきまして、このような形の提案があったので、これはいかぬといふのでだいが問題になりまして、再びこのようなことはいたしませんとはっきり明言をされた。そういうことで、まさかこのようなことを再度繰り返すことはないだろうと思つて、委員会におきましてもそれを了承をして通したことがあるわけでありまして、ところが再度こういうことをおやりになった。このことは委員会軽視もはなはだしいといふことで、・・・実は留保しておきましたので、ひとつ率直に大臣の考え方を聞かせていただきたい。

○福田（一）國務大臣 信用保険法と信用保険公庫法は御案内のように非常に密接な関係もございしますので、これは一本にして出しておるのでありますが、ただいまそういうやり方はおもしろくないというお話でございます。今後十分気を付けて処置をいたしたいと思ひます。

○中村（重）委員 十分気をつけると、こういうことですが、もっと明確にお答えになったらどうですか、そういうことはしないならしないと・・・

○福田（一）國務大臣 今後はいたしません。

（七一回・昭四八・六・二七）
（衆・文教・二五号二七頁）

○吉田政府委員 二つの法律の改正を、一本の法律案のかつて提案をいたしまして、過去にも何回か、どうしてこれは一本になつてゐるか、国会の審議権に対してやや問題があるのではないかといふような御質問を受けたことは、私自身の経験としてもございます。昭和三十四年の、これは衆議院の商工委員会であつたかと思ひますが、商工組合中央金庫法、中小企業金融公庫法、それから中小企業信用保険法であつたかと思ひますが、この中小企業者の定義が共通部分がございます、そのほかそれ以外の改正もございましたけれども、たしかその三本を一本にまとめて提案をいたしました。そうすると、一つだけ賛成で、あと二つには反対であるとか、二つには賛成であるけれども、一つには反対であるといふ場合にはどうするんだといふ御質問があつたことがございます。その場合には、もちろんこれは国会の御審議の方法でございますから、内閣法制局でとやかく申し上げることはございませぬけれども、かりに第一条、第二条、第三条ででき上がつてゐる法律について、第二条については御賛成がなくて、第一条と第三条だけが合理的であると御判断になれば、これは御修正になりまして、第二条は削除して第三条を第二条に上げるといふことも可能でしょうといふようなことを申し上げておしかりをこうむつたこともございました。それが第一の経験です。

それから昭和三十八年から九年にかけてしてILO八十七号条約の批准に関連をいたしまして、また法案を何本か合一するか、別々に出すかといふことが問題になつたことがございます。

それから一昨年の沖繩関係法案について非常に問題がございまして、やはりなぜ一本にしたかといふようなことの御質問があつて、当時衆参両院の議院運営委員会の理事会に非公式に出席をさせていただきました。御説明申し上げたような経験も、ございます。

今度の国立学校設置法の改正につきましても、まずただいま審議の方法といふようなお話がございましたが、これも当委員会の内部の御審議の問題でございますので、私がとやかく申し上げる限りではございませんが、これは国立学校

設置法等の一部を改正する法律案という、いわば議決対象としては一本のものでございます。したがって、その一本のものに対して、内容的にどのように御審議になるかということであろうと思ひます。

その場合に、ただいま委員の御指摘のように、第一条をまず審議してからでなければ第二条に入れない、あるいは第二条を審議して、そして意見がきまってからでなければ第三条に入れない、それはその過程としてはまさにそのとおりであろうかと思ひます。ただ御審議の方法として一条一条を分けて御採決になるということは、もちろん国会の内部の問題でございますから、私どうこう言うことはございませんけれども、結局これはわかりやすくするために、国立学校設置法が第一条と第三条と第四条でございますか、分かれておる。それで昔はこういうのを国立学校設置法の一部を改正する、こういったしまして、これを全部一本に書いたものでございます。一本に書きまして、今度施行期日が、中身が違ふものでございますから、附則の中で施行期日を書きますときに、国立学校設置法の一部を改正する部分について、この法律は昭和何年何月から施行する、ただし同法第何条、第何条及び第何条の改正規定については何年何月からまた第何条、第何条、第何条の改正規定について何月何日からとやるものでございますから、国立学校設置法の改正がずらつと条項がたくさん並んでまいります。そのうちここでしるしをつけまして、これは何月何日施行だ、何月何日施行だということを区分しなければならぬことがございますので、これは昭和三十六、七年であつたかと思ひますが、厚生省設置法の一部改正でやりましたのでありますが、厚生省設置法の一部を改正する法律案という中で、第一条が厚生省設置法の一部を改正する法律案、第二条がまた厚生省設置法の一部改正というかついで立案をいたしましたして、区分して施行されるものが順にこうなっていくということが、一見してわかるようにしたことがございます。特に第一条で改正したあとで、また第二条で追つかけて改正するというようなものを、一個の法律案の中で処理をいたします場合には、そういう方法をとらなければとてもわかりにくくなります。附則で読みかえの規定を置くというようなことになりましたし、非常にわかりにくくなります。

そういうことで、この国立学校設置法の一部を改正する部分は、昔のやり方でございますと一条、三条、四条が一本になつて、そのあとにこの学校教育法の一部改正が出てまいつたんだろうと思ひます。それを今度はやや改善をいたしましたか。ところで、国立学校設置法の一部改正、それから今度学校教育法の一部改正をして、筑波大学ばかりでなくて一般的に大学の学部制度の例外を設けるというような改正をやつて、そのあとでまた今度筑波大学の中身を規定するというていさいをとつたものと思ひます。

ただ、山中委員御指摘のように、これを一個に抱き合わせたではないかという御疑問もあるかと思ひますけれども、私ども考えましたのは、国立学校設置法というのは、もともと大学ばかりじゃなくて、国立学校の設置の根拠並びにその組織及び運営に関する基本的事項について、統一的に定めることを目的とするものだ。したがって、国立学校の一つとして設置される筑波大学についても、同法の改正によって所要の規定を設けるものでありますし、筑波大学の設立と同じように、今年度の予算において旭川医科大学以下の改正をやつておりますが、これが一緒に国立学校の設置法の改正として求められるほうが最も合理的ではないかということを考えたいわけでございます。

なお、この点は前に官房長官が参りましてお話し申し上げたと思ひますが、昭和三十七、八年から内閣提出の法律案の件数が非常に多過ぎるということもございまして、できるだけ件数の整理をいたし合併をするということでも閣議決定をいたしました。これはもちろん内閣の部内の問題でございますから、国会にこれをもってこうなっているからということも申し上げることは適當ではないかもしませんが、少なくとも内閣提出の法律案につきましては、内容において密接な関連がある二以上の法律案はできるだけまとめるということ、今国会におきましても相当多数の法律案が、その中身において二以上の法律の改正を一本にして提出をしております。ただ、立法論をいたしましても、絶対にこれを二つに分けることができないかということもございしますならば、二つに分けること法制的には不可能ではない。だが、どちらがベターかと言えば、今回の場合は先ほど申し上げましたような理由で、国立学校設置法の改正として今年度実現するものを一本にまとめるというほうが、よりよいのではないかというのが法制局の審査いたしました結論でございます。

(八〇回・昭五二・五・二四)
衆・内閣・一八号九頁)

○中川(秀)委員・・・現在この防衛二法と言われる法律案は、防衛庁の設置法と自衛隊法の一部改正を一緒にした改正案という形で国会に提出されているわけでございます。しかし、内容を読みますと、自衛官の定数を千八百七人増加をすること、輸送航空団の編成がえ並びに航空自衛隊の第三航空団司令部の所在地を三沢に移すということは、どう考えても関係のないことでございます。・・・こういった関係のない法律を一緒に一部改正案として出すことについては、私は大変望ましいことではない、これは行政府が立法院の審議権というものに、こういう一本の法律にして出してくるという法案提出の形によって容喙をしてくるようになるのではないか、こういう感じがいたします。・・・まず、法制局にお伺いをいたしますが、憲法第五十九条に言う法律案というのはどういう御解釈なのか。たとえば極言をいたしまして、各省庁のそれぞれ個々には関係のない法律の改正案を、たとえば何とか省設置法あるいは何とか法、何とか法とずららずと並べて、これらの一部改正する法律案というふうで出しても、この憲法でいう法律案に当たるのかどうか。この五十九条で言う法律案の解釈をひとつ法制局の見解としてお伺いをしておきたいと思っております。

○角田政府委員 御質問の趣旨にそのままではまる御答弁を申し上げます。これは内閣なりあるいは国会の議員がそれぞれ国会において審議、議決されるということをご予定して提出する法律案というわけでございます。

ただいま二つ以上の法律案を一つの法律案にまとめるということについての問題点の御指摘がありました。それは一つの問題としてあると思いますが、五十九条の法律案とは別に関係のない問題じゃないかと思っております。

○中川(秀)委員 問題があるというのは、どういう御認識で問題があるのか、ひとつ御意見を・・・。

○角田政府委員 二つ以上の法律案を一つの法律案としてまとめて国会に提出をするということは、過去においてもしばしば例のあるところであります。政府提出の法律案についても、また議員提出の法律案についても、その例は枚挙に

いとまがないと思っております。したがって、一般論として、そういう立案形式と申しますか、そういうものが技術的な立案形式として許されているということにつきましては、これはお認めいただけたいと思っております。しかるに、それにもかかわらず、いろいろな場合に一つの法律案にまとめることが国会において問題にされたことがあるのも事実でございます。結局それは具体的な場合に依りて、それが合理的であるかどうかということが問題になるのだらうと思っております。私ども法制局といたしまして各省の立案いたしましたものを審査する場合に、そういうことが立案の段階におきまして一つの審査の対象になるわけでございますが、私どもとしてそれがどういふ場合に許されるかということにつきましては、一応の基準というものを立てておりますので、それを申し上げて御理解を願いたいと思っております。

第一には、法案に盛り込まれた政策が統一的なものであること、その結果として法案の趣旨、目的が一つであると認められる場合であります。

第二は、内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形づくっていると認められる場合であります。

それから第三は、これは実際上の理由であります。やはり関連を持って国会の委員会でするだけ円滑に審議していただくという見地から、原則としては一つの委員会の所管に属する範囲内のものでまとめる。むしろこれは例外はございませんけれども、できるだけそういう原則をとる。

以上申し上げましたようなことが三つの理由であると思っております。

その点につきまして、国会のお考えとわれわれの方の考えが具体的なケースに応じて多少考え方の違いがある、そこで過去において問題になったのだらうと思っております。いま私が問題があると申し上げたのはそういう意味でございます。

○中川(秀)委員・・・たとえば二つ以上の法律案をまとめて一本の法律案で出してきた場合に、それぞれ各会派ごとに立場もありますし、あるいはいろいろな審議経過を通じて、前者は賛成、後者は反対、あるいは三つ四つ一緒の場合もございます。それぞれについてそれぞれ賛否が違ふということだとして起り得る。にもかかわらず、法案の採決のときは一本で行われるというようなことは、これは法案の出し方で採決の仕方が決まってくるのでございますから、これは

行政府が立法院の審議あるいは採決といったようなものに事実上制限を加えてくることになりはしないか。その辺の御見解はいかがですか。

○角田政府委員 実はその点も過去において国会の問題になったことがございます。私の前任の前任の当時の吉国法制次長が御答弁申し上げておりますが、審議のやり方ということにつきましては国会御自身の問題でございますから、実は私どもの方が申し上げる筋合いのものではないと思います。実は筋合いのものではないのですが、そのときに申し上げておしかりを受けたことがあるわけでございます。もしおしかりを受けることを覚悟の上で申し上げますれば、国会の御審議が法案の提出の仕方によって拘束されるといふことはあり得ないと思ひます。どういふお取り扱ひをされるかどうかは国会の問題であると思ひますけれども、一条、二条、三条にまとめてあったとしても、いろいろなやり方いかんによっては十分賛否の御意見を表明されるやり方があるのではないかと思ひます。ただ、そういうことを申し上げるのは私どもの立場としてやや行き過ぎたことでございますので、そういうことをお断りした上でいま申し上げたわけでございます。

(九五回・昭五六・一〇・一)
衆・議院運営・四号一頁)

○広瀬委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、・・・「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補時金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案」を撤回のうえ、再提出を求めらるるの動議を提出いたします。

国政の広範多岐にわたる法案を一括して提出したことは、国会の審議権を著しく制約するもので誠に遺憾である。

よって、政府は「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案」を撤回のうえ、各法律ごとに原案を作成し再提出すべきである。

右の動議を提出する。

以上でございます。

○玉生委員 私は、自由民主党を代表して・・・この法案に盛り込まれた各措置は、いずれも、去る七月十日に行われた臨時

行政調査会の第一次答申を実施するための措置であること。昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間の臨時特例的措置であること。補助金、負担金等に係る歳出の縮減措置その他の特例措置であるということを踏まえまして、共通の性格を有するものであり、総合的な見地から統一的に審議し、国民の判断を仰ぐべき内容を持つておるのであります。以上の見地から、かかる内容の法案を関係法律ごとに分離し、個別に審議することは適当でないと言わざるを得ないのであります。

本法案中には、議員立法によって制定された法律も若干含まれておりますが、この種の例はしばしば見られるところであり、最終的な結論は、立法院の審議とその判断にまづべきものでありまして、これをもって国会審議を軽んずるものであるとの御批判は当たらないと考えるのであります。

(一〇二回・昭六〇・四・一〇)
衆・大蔵・一七号(その二)一四頁)

○戸田委員 そこで問題は、一点だけ伺っておきたいのですけれども、結局国会の組織、運営等については行政に対応して常任委員会というものを設置をされている。十八常任委員会と理解をいたしますが、その常任委員会は、例えば大蔵であれば大蔵省あるいは直轄の各業務機関等々のチェックとして、あるいは厚生、労働は社会労働委員会に、いわば行政に対応して国会の組織、運営というものがつくられている、その対応措置を図られている、こういうことになるかと思ひますね。

そうしますと、今回五十九の法律が出されまして、そして八省庁に及ぶということであれば、当然それぞれ分割をして、それぞれの対応措置、常任委員会に諮られてやっていくことがよろしいんだと思うのであります。さっき大蔵大臣の見解では、財政調整上、こう言われておったようでありますが、しかし、どういふ事情があれば、行政に対する対応措置というものはそういうことが原則でなければいけないのですから、そして前段でいろいろ指摘をされた内容を踏まえて、やはり常任委員会、それぞれ分割をしてやるのが私は一番ベターなやり方ではないだろうかという気がいたす

のでありますが、この問題についてひとつ見解を伺っておきたいと思ひます。

○茂串政府委員 御指摘の問題になりますと、我々が従来いわゆる法案の一括化についてのどのような基本的な考え方なり基準、方針を持っているかというところをお示ししなければならぬわけですが、これも従来から何回か御答弁申し上げておりますけれども、二つ以上の法律改正を一つの法律案にまとめて、いわゆる一括化して国会に提出するということは従来からしばしば行われているところでございまして、枚挙にいとまがないほど多数でございます。一般論としては一つの技術的な立案方式として認められているということは御理解いただけるのではないかと思います。

ただ、一括化が無制限あるいは無原則に行われるということになりますと、これは無論よくないことでありまして、従来から我々といたしましては、一括化の基準あるいは方針というものを立てまして、これに当てはめて、そして慎重に処理を行ってまいってきているつもりでございます。

この基準の内容を申し上げますと、これもしばしば申し上げておりますように、まず第一には、法律案に盛り込まれた政策が統一的なもので、その趣旨、目的が同じであること、それから第二には、法律案の条項が相互に関連して、一つの体系を形づくっているということが挙げられると思うのでございまして、こういう基準に該当する場合には、いわゆる一括化してもよいのではないかとということで対処してまいっておるものでございます。ただ、それ以外に、今申し上げました基準とは別に、実際上の考慮といたしましての問題でございしますが、できる限りどの法律改正も同一の委員会の所管に属する事項に関するものであることが望ましいと考えてきておるわけですが、ただ、法律案の具体的内容によってはこれを一括化した方が、とらうとする政策の趣旨、目的がかえって明確になるようなものがあることは否定し得ないところであります、このようなものについては、同一の委員会の所管に属しないものであっても、複数の法律改正を一括化して御提案申し上げることが従来からしばしば行われてきたことは御承知のとおりでございます。

ただいま御審議をいただいております法案につきましても、立案の段階でこれらの諸事項を十分に慎重に検討した上で一括化することが適当であるという結論に達しましたので、一括化法案の形で御提案申し上げたものでございまして、国会の各委員会の審議権を制限することなどはもとより考えておりません。

なお、法案の国会審議の問題は最終的には国会でお決めいただくことでございますので、私どもとして御意見を申し上げるということは、そういう立場にはございませんので、差し控えていただきたいと思います。

(一〇二回・昭六〇・四・一七)
参・本会議・二三号(その二)(二頁)

○赤桐操君 …… 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案に対し… 質問を行うものであります。

まず最初に、この法案の作成及び国会提出についてただしたいと思ひます。
本法案のやり方は、議会制民主主義を否定し、国民の代表である国会議員の審議権と議決権を実質的に奪うことを指摘しないわけにはまいりません。五十九本の改正法案を一括して表題を張りつけていますが、法案の關係省庁は、総理府を初め、内閣、大蔵、文部、厚生、農水、運輸、建設、自治の多省庁にわたり、法律の本身も、補助規定の削除、行革関連特例法の一年延長、高率補助率の引き下げ等大きく分けても五項目に及び、それぞれ異質の内容を持つものであります。本来、これら改正法律案は各省庁の責任で国会に提出され、それぞれの常任委員会で審議すべきは当然であり、これが政府提出法案の確立された慣行で、行政府と立法院のけじめでもあると思つております。中曾根内閣の本法案の提出のやり方については絶対に許されないのであります。

○國務大臣(中曾根康弘君) …… このような法案の一括化は委員会制度の本質を無視するものであるという御質問でござります。

このような法案の形で提案いたしましたのは、いずれも次の点で共通の趣旨、目的を有するからでございます。第一は、国の財政収支の改善を図る見地からとられる国の歳出の縮減に資する措置であること。第二に、財政資金の効率的

使用を図るための負担、補助等の見直し措置であること。第三に、累次の臨調答申を踏まえた財政上の措置であること。立法趣旨、目的が共通の場合には、その立法趣旨を明確にし、各措置を総合的に把握する上で一括して御審議の便に供する、このように考えたものでございまして、国会の委員会制度を無視する考えは全くございません。……

(一〇四回・昭六一・四・二一)
参・補助金特別・三号一〇頁)

○村沢牧君 昨年の本院特別委員会委員長見解として次のことが言われております。

今回の補助金整理特例法案の参議院における審議が、予算成立後、かなりの日数を経過した後になったために法案の審議が内容的にも、期間的にも著しく制約を受けることとなった。

……このことは、参議院としての審議権を確保する上で、このような多くの行政分野にわたる補助金を一括法とすることの問題点……等を指摘しているものである。

本特別委員会としては、このような問題点に留意し、今後政府の善処を要望するものである。

委員長見解が出されておるわけでありませう。

本委員会のこうした意思や決意があるにもかかわらず、今の大蔵大臣の答弁では国会軽視も甚だしいと思ふんです。政府の責任ある態度を示してください。

○國務大臣(竹下登君) ……それから、いま一つの問題につきましては、去年議論のありました問題は、やっぱり四十八本もの法律改正を一括して提案するについても議論があった、こういう御意見がありました。これは種々その後も議論をいたしましたして、やはり最近における財政状況及び累次の臨調答申等の趣旨を踏まえて行われる一般論として、財政上の措置であるということ。それから、まさに国の補助金、負担金等に限り行われる措置である。そして三番目には、財政資金の効率的使用を図るために行われる措置で、財政収支の改善に資するものであるという共通の性格を有しておるから、その趣旨、目的が一つであるので、一体をなした法律として提案することに結論から申して帰結し

たわけであります。

したがって、いわば一括して御審議をお願いすることは、ある意味においては全体を通覧し総合的な御審議をお願いすることもできるという考え方に立っておりますので、ぎりぎり国会審議を制約するという法律の出し方ではないだろうというところに議論の上、帰結をいたしましてお願いを今日しておるというのが実情でございます。

(一〇九回・昭六二・八・一八)
衆・本会議・九号六頁)

○堀島雄君 ……そこで、私が一番問題にしておるのは、この税制関係の売上税関係法案について、施行日一括法案というものを主税局は考えたのであります。どうしてそういうことを考えたか。彼らは国会を信用していないのであります。減税だけを食い逃げされたら困る。だから、そこで施行日一括法案によって、これが通らなければ、たとえ所得税法や売上税が通っても施行ができないようにする。

皆さん、日本の税法の中で施行日がない税法というのは、今度の通常国会、第百八国会に提案された税法が初めてであります。なぜかと言えば、税法というのは歳入法案でありますから、いついつから施行することかなければ、税の仕組みだけが通っても税収は一円も入りません。だから、これはまさに官僚の諸君が我々国会議員を信用しない、食い逃げをされては困る、そのためには一つにくくって法案を提出する、これが今の考えである。同じことが今回も行われているのであります。問題のあるマル優法案に対して、所得減税の法案を一つにくくって出しているのがあります。これも食い逃げをされまいという考えであります。……

そこで、皆さん、憲法が定めておるところの国権の最高機関は国会です。皆さん、国民の負託にこたえる国権の最高機関を行政当局が信頼しないなどということは、まさに憲法違反であります。行政権が国会を、国権の最高機関を乗り越えてこのような小手先の法案をつくるということは、私は断じて認めることはできないのであります。……

同時に二度とこのような法案、賛成、反対の立場が分かれるかもしれない法案を一括して出すようなことは、少なく

とも税法に關しては行わないということを宮澤大蔵大臣にお約束を願いたいわけがあります。・・・

○内閣総理大臣(中曾根康弘)・・・次に、ただいま主税局の問題についていろいろ御言及がございましたが、我々は国会議員でございまして、国会で審議をして、国会の権威において議論を尽くしていく、これがやはり国会というものあり方ではないか。やはり審議を尽くすということが国会議員の責任で、審議を拒否するということは国会議員の責任に反するのではないかと私は考えておる。・・・その内容について、賛否はみんな違います。各党によっても違います。しかし、その考えの違うことを審議を通じて国民に明らかにすることが国会議員の責任である、そのように我々は考えておるのでございます。・・・

大蔵省のやり方につきましては、批判すべき点はかなりあると考えますけれども、しかし、我々はやはり国会議員としてさらに高度の立場に立って考え方を述べ、最終決定をすべきものである、こういうふうにご考慮しておる次第でございます。

○国務大臣(宮澤喜一君)・・・いわゆる一括法案あるいは施行期日を定める法案、これらは国会を行政府があるいは役人が信用をしない、お言葉をそのままかりれば、いわば食い逃げをされては困る、こういう考えであらう、これは立法院をべっ視するものである、こういう御指摘であったわけでございます。ただ、私も行政府の立場から申しますと、あのように根本的な税制改正を一括法案といたしました意味は、施行期日、施行の段階は違いますが、全体としてはこのような税制改正を企図しておりますということをぜひ行政府の立場として申し上げたかったわけでございます。細切れに御提案をいたしておいたのでは、全体としてどのような税制改正を考えているかわからない。それを税制調査会等々の意見をあわせて、いわゆる全部のホールピクチャーを御審議を願いたかった、これが第一点であります。

第二点は、そのように、いわゆる減税法案もでございます。増税を指す法案もでございます。私どもとしては、減税法案が先行することであり得ることでございますから、その結果としてその財源対策がとれることは、行政府としてはもとより無関心ではおられませんので、そういう意味で減税に見合います財源を確保いたしたい。その担保をする方法

といたしましてあのような提案を申し上げた。

これらの点は、立法院のお立場から言えば、立法院を信頼しないとおっしゃるかと思いますが、行政府の立場としては、第一に税制改革全体の姿を、第二にそのための財源の確保を担保いたしたい、このような理由からあのような御提案を申し上げました。・・・これは大臣としての私の責任においていたしましたものでありますことを御理解願いたいと存じます。

2 附則における他法改正の適否

(七二回・昭四九・四・二三)
衆・地方行政・二八号二頁)

○細谷委員 最初に・・・法律の書き方といいますが、タイプについて、基本的な考えをお伺いしておきたいと思うので

去る四月十一日に、衆議院本会議で地方交付税法の一部を改正する法律案が可決されました。この可決されました地方交付税法の一部を改正する法律案の附則の十一と十二において、消防施設強化促進法という法律の一部を改正いたしました。従来、従来の補助率三分の一というものを、人口急増地帯については、政令の定めるところによって二分の一にするという内容が含まれております。

私が質問したい点は、いろいろな火災事故、そういう経験の中から消防体制を充実強化しなければならぬ、こういう観点で、いま審議しております消防法の一部を改正する法律案というのが出てまいりました。この消防法の一部を改正する法律案の中でこういう財政措置、いわゆる消防施設強化促進法についての改正を行なうべきである。しかも、消防法の一部改正というのは、今度の国会が始まる前から、大洋デパート等の火災の経験にかんがみて、消防法の改正を

するということは既定方針であったわけでありますから、当然この法律の中でそういう改正をすべきであったと思うのであります。なぜ、一体、地方財政に関係する問題でありますけれども、交付税法の中で、附則の中で法律を改正したのか。・・・

○佐々木政府委員 消防施設強化促進法は、御承知のとおり、市町村の消防施設整備を促進するための財政援助法でございます。そういう意味におきまして、財政援助の措置であるというような観点から見ますならば、地方交付税法の改正によりまして、一般的に消防費にかかる財源措置というものも昭和四十九年の改正で強化をされるということになっておるわけでありまして、これとの関連、いわば市町村の財政強化という観点から見ますならば、その法律の目的とするところは相類似しているということが言えるわけでございます。

それからもう一点、ただいま御指摘のとおり、消防施設強化促進法は、市町村の消防力を強化するという目的を持っておるわけでございます。そして、消防法の改正は、民間の一定規模の、あるいは一定の防火対象物に対する消防設備の強化を行なうことによって、いわば民間側からの防火体制を強化していくという内容を持っておる法律でございます。そういう意味から申しますならば、市町村の消防力の強化、それから民間側からの防火体制の強化という観点で、ともに防災体制を強化していくという点では、その目的はまた相類似しているということが言えると思えます。

そういうことで、この考え方でございますけれども、この消防施設強化促進法の改正というものは、本年度、昭和四十九年度の予算編成との関連を持つ法律になるわけでございます。いわば予算関連法案というようなものになってまいります。そういったしますと、そうした法案の性格から申しますならば、むしろ地方交付税法という予算関連法案と一緒にして、財政強化という観点で御審議をお願いするということが、今回の場合には適当ではないだろうか。こういう観点から、地方交付税法の附則におきまして、消防施設強化促進法の改正を同時にお願いをするという体制をとったわけでございます。

○細谷委員 法制局は、こういう法律の形態をとった理由は何ですか。

○茂串政府委員 一般論をまず申し上げますと、同一の、あるいはまた関連性の深い政策の実現のための法律改正は、それが複数の法律にまたがるような場合においても、一本の改正法にまとめるという方針が一つあるわけでございます。

本件の場合、その方針にあてはめた場合には、確かに先生の御指摘のように、消防法と消防施設強化促進法を一本化するという行き方も当然考えられる方向でございます。ただ、ただいま消防庁長官からもお話がありましたように、この消防施設強化促進法の内容というものを検討してみますと、これはまさに消防施設面における国の財政援助措置を内容とするものでございまして、その面からいたしますと、今回の地方交付税法の一部改正の中で、消防経費にかかわる単位費用の増額がございまして、これはまさに同じ方向と申しますか、消防施設の強化充実をはかると同じ政策なり目途、ねらいを持った、そういった改正でございまして、その面でいわば共通性があるわけでございます。

その面と、それからもう一つは、これも消防庁長官が御指摘になりましたように、これはいずれも予算関係法案でございますし、その面からいっても、この二つの法律改正法案を一本化したほうがより合理的ではないかというふうに考えまして、このような措置をとったわけでございます。

(八四回・昭五三・五・九
参・内閣・一一号八頁)

○野田哲君・・・今回、国会にオリンピック記念センター、この廃止に関連して文部省設置法の改正が附則という形で提出をされているわけです。・・・公務員の定数管理という問題は、これは行政機構改革の中でもかなり重要なウエイトを持つものなんです。それが先ほど説明があったように、文部省が別の国立大学の法案の改正の附則のところに総定員法の特例を設けるような形の出し方を法案として出されると、これが内閣委員会まで一貫して定数管理の問題を審議をしている、それが全然別の委員会、全く内閣委員会でのこれまでの定数管理の審議とは無関係に審議されてしまう、こういう状態になっているわけなんです。・・・設置法とか、それから総定員法という問題が別の法律の附則で扱われているところに問題があるんです。また、いま衆議院で審議をされている大規模地震の問題にしてもそ

なんです。地震対策の法案の一番後ろの方にちょっと自衛隊法の改正が行われている。こういうような扱いをやられると、内閣委員会で何のために設置法の審議とかあるいは定数管理の問題の審議をやってきたかということになってくるわけです。もっと法案の出し方としても系統的な出し方を私はしてもらいたいと思うんです。・・・法理論ではなくて、問題の扱いとして、各省の設置法という問題がほかの法律の附則で扱われるというあり方が一体いいり方なのかどうか、・・・

○政府委員(味村治君) 一つの法律をつくりましたりあるいは法律を改正するという場合には、それに関連いたしますいろいろな法律の改正を伴うわけでございます。あるいは一つの政策目的を遂行する、そのための立法をするという場合には、一つの法律だけではなくてそれに伴います従たる法律と申しますか、の改正を伴うという場合がしばしばあるわけでございます。そういったように、一つの法律の改正なり制定なりに伴いまして他の法律を改正しなければならぬというような場合には、従来からこれは附則という形で御提案を申し上げているわけでございまして、今回ただいま御指摘にございました三つの法案も、いずれもその線に沿って御提案を申し上げた次第でございます。

○野田哲君 ・・・どっちの法律が主でどっちの法律が従という、法律に主と従ということさら私は言いたくはないんだけれども、国の行政機構という問題を扱う設置法が、いわゆる特殊法人を廃止する法律の附則で扱われるというのは、私は行政機構を総合的に審議できないんじゃないですかと、こういうことなんです。これは逆に、文部省設置法の改正を前に出して、そしてオリンピック記念センターの廃止を附則でうたうという方法だつて当然あり得るわけでしょう。その点いかがなんでしょうか。

○政府委員(味村治君) 先生の御意見も、確かにそのような御意見も十分成り立ち得るとは存じます。しかし、オリンピックセンターのことに關して申し上げますと、オリンピックセンター法には、この法人の解散については「別に法律で定める。」ということになっております。そして、主眼はやはりオリンピックセンターを解散するということがその法案の主眼であるというふうに考えられますので、したがってオリンピックセンターの解散に關する法律という形

で出さしていただきました。解散をいたしますということと、それに伴います仕事を文部省の方で引き受けるということになりますので、その点につきまして文部省設置法を附則で手当てをしたということでございます。

○野田哲君 ・・・記念センターの方の廃止の法案を出すのならば出すとして、文部省設置法については少なくとも独立した法案として出す、あるいは他の法案に關係をして総定員法の改正を行わなければならないという場合、総定員法は独立した法案として提出をする、そういう扱いは、これはできないことはないでしょう。どうですか。

○政府委員(味村治君) 論理的にできないかどうかということとはともかくといたしまして、一つの政策目的を実現いたしますために法律案を御提案申し上げます際には、やはりその政策目的が完全に満足されるような形で法律案をお出しするというのが一番、何と申しますか、時宜に適した方法であろうかと存するわけでございます。その点では設置法の改正でございますも同様でございます。たとえば、これは何らかの事業法をつくるというような場合に、その事業に關します事務を主管大臣のどの部局でやるかというようなことは設置法で決めなければなりません、そういう場合にはやはり附則で御提案を申し上げておるのが従前からの例でございます。今回のものもそのような例になつたわけでございまして、万一別々に御提案申し上げます、片一方は成立したが片一方が成立しない、そのようなことは国会のお取り扱ひの面からいとは存じますが、仮に万が一理論的にはそういうことがあり得るわけでございますので、そういうことが起こりますとやはり法律の不一致と申しますか、不整合という問題が生じますので、そのように独立関連した法律案の改正を別々の法律案という形で御提案申し上げるということは適當ではないんじゃないかというように考えております。

○野田哲君 ・・・設置法にかかわる問題が別の法律の附則につけて出されるという形で、行政機構改革全体を審議をしている私ども内閣委員会とは別のところに付託をされる、法案の出し方によってそういう扱いになっているわけなんです。・・・定数管理の問題にしてもそうなんです。内閣委員会で・・・何回も定数管理のあり方について審議をしてきているわけなんです。それが法律の書き方によって、全然いまままで定数管理の議論をしたことのないような委員会へ

別の法律の附則として持っていていかれて処理されてしまつた。こういう扱いに現に昨年もなっているわけなんです。これはやはり政府の法律の出し方によってそういうことになっているんです。少なくとも私は定数管理にかかわる問題、総定員法にかかわる問題とか、あるいは各省設置法というような問題については、これはやはりそれを所管している内閣委員会で系統的に審議ができれば得るような法案の出し方をすべきじゃないか、こういうふうには考へるのですが、行政管理の問題を担当されている長官としてこの点はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(荒船清十郎君) ただいま野田さんからおっしゃるとおりでございます。ただ、出した以上はどの委員会で審議をなさるべきかということは国会自体が決めることでございます。……これは閣議のところまでひとつ官房長官とも、あるいはまた総務長官ともよく話をいたしました。今後、いまおっしゃるようなことで、全くここで関連しているものがほかの委員会でやられるとばらばらになつてしまつて系統的な審議ができない、こういう点はひとつ官房長官、各省ともひとつ話し合いをして、今後は系統的に審議のできるような方法を講じたいと思つております。いま、出た以上は、どうもこれは議会で決めることですから、出し方を系統的に出すというような方法でやるように私からも発言をしておきます。

(九三回・昭五五・一〇・一五)
衆・通信・一号一三頁)

○山内国務大臣 ……一つの法律を改正する案を提出する場合に、それにどうしても関係のある他の法律と一緒に改正しなければいけない場合がたくさんあるわけでございます。この放送大学学園法案も同様だと思つても、大体のいままで私の知っている範囲では、附則で関係する法案と一緒にあわせて提出をして御審議願うような例がほとんどというふうに考へております。

そこで、いま御審議のことに触れられましたが、私がそういう点まで言及するのはどうかと思われる立場でございますので、十分にこの通信委員会においても放送大学学園法の附則である放送法のこととも御審議をいただきます。で、ひとつ御決定をお願いしたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

○阿部(末)委員 ……特に私が申し上げておるのは、この放送法の改正という放送体系の根幹に触れるような大問題は附則などで改正すべきものではない、明らかにこれは切り離してこの通信委員会で十分な議論を尽くすべき内容のものであるし、それが出てきて、そこで主張して、そうはならない場合は、これはもう出して終りましょう。しかし、強く通信委員会から要請をして、これは本来分離して出してもらいたいということをずっと言い続けてきておるのに、その機会があつたにもかかわらず、やはり同じように附則で出してきておるといふことは、大臣の言葉からすれば、放送法の改正などというものは大したものではなくて、きわめて軽微なものであるといふふうには考へておるといふことになりかねないのでございまして、それは先ほど附則でやるのが慣行になつておる、大体そうなつておるとおっしゃるうちに、同じように委員会の審議の形態も、付託をされた委員会を中心に行ふこともこれまた慣行のようになっておるわけなのです。したがつて、出せば、これは文教委員会に付託されれば、文教が中心に審議をするといふのも、これはいままでの経過から明らかでしょう。ですから、附則で出すのが大体普通のことですと言つたら、委員会の審議も付託された方が中心になるのが普通です、こう言わざるを得ないのですよ。分けるか分けまいか、それはやはりその法案の内容によつて提案をする側が考へなきゃならぬ問題だ、早く言えば郵政省がもっと強く主張すべきだ、そう私は思つておるのですが……

○田中(眞)政府委員 ……この放送大学学園法の放送を認めることに伴います放送法の改正についてでございますが、先生ただいま御承知のように、従来国会において種々御議論をいただいたところでございます。私どもも、その辺の御議論を十分勘案いたしまして、なお関係の省庁とも十分協議した上で、なおこの法案が学園の目的なり業務と密接不可分な関係にある、そういう放送法上の関係にあるということ、まことに先生の御意見とは同じでないということを残念でございますけれども、学園の業務の実施に必要な点に限つてひとつ学園法案の附則ということで改正することを再び提案させていただいた次第でございます……

○関(守) 政府委員・・・まず一般論として申し上げますけれども、ある法案を御提出申し上げますと、政策目的をひとつそこで御審議を願おうという場合におきましては、やはりその政策目的が完全に満足させられるような形でお出しする方が、原則として申し上げますと、やはり適切なんではなからうか。

そういう観点から申し上げますと、この放送大学学園法案につきましては、・・・放送等によりまして教育を行う大学を設置して、その放送大学における教育に必要な放送を行う等の目的の法人を設けてそういうことをやっているというところが法案の内容になっておりますので、したがって、当然に、放送を行うことになりましたので、その放送を行う放送大学学園が放送事業者としてどういう地位に立つのか、あるいはどういう規律の対象になるのかという問題が生ずるわけでございます。したがって、その点をやはり放送大学学園法案を御提案申し上げますときには一緒に解決できるような形でやりませんと、本来の義務の遂行というのについて十分わかりにくいということになるかと存するわけでございます。

そういう観点からいたしまして、一体的にこれはその放送事業者としての地位なりあるいはそういう規律をするというのとは当然放送法の問題でございますので、それはその法案の中で附則において放送法を改正するという形で御審議をいただくということになるのではないかと。・・・どうも切り離しては御提案申し上げにくいのではないかと。・・・前回同様の提案の仕方になったということでございます。

(一〇一回・昭五九・三・一四)
参・予算・四号七頁

○和田静夫君・・・昭和五十九年度の財政運営に必要なる財源の確保を図るための特別措置等に関する法律案、この附則第二条以降第九条までは昭和五十九年度の財政運営に必要な条文ではないのに、なぜここに入っているんですか。・・・

○政府委員(山口光秀君) 特例債の借りかえ、特例債の償還財源に借換債を発行するかどうかという問題につきましては、昭和五十九年度の今の法律の本則におきまして従来の方針を改めまして、借換債を発行しないという規定を、なる

べく発行しないようにしますという努力規定に改めたわけでございます。それに伴って従来同じような規定を設けておりました過去の特例債について規定の整理をしたわけでございます。

○和田静夫君 法制局長官、これは別々に一件立てて出すべき法律案じゃないですかね。

○政府委員(茂串俊君)・・・法案の取りまとめ方といたしましてはいろいろの考え方があろうかと思うのでございます。確かに別々に出すということもそれは一つの考え方であらうかと思えます。ただ、ただいま山口主計局長が答弁いたしましたとおり、本則でいわゆる借換債につきましての取り扱いを努力的なものに変えたわけでございまして、それに伴いまして附則でそれにかかわる従来の規定を整理するというのも一つの考え方であり、またそれが合理的な説明もできるのではないかと。・・・そのような取りまとめ方をしたわけでございます。

3 許認可事務の整理について一括整理法に入れるか単独法とするかの基準

(六五回・昭四六・五・一一)
参・内閣・一六号二六頁

○峯山昭範君・・・この許認可の法律ですけれどもね、・・・一括整理法でまあ整理をやっていますね、・・・しかし、それ以外に単独法で法律の改正をやっているのもずいぶんあります。その基準というのは、これはどうなっているのですか。

○政府委員(黒木利克君)・・・一括整理法でやる場合の基準でございますが、一応は大きな重要政策に関する許認可あるいは基本的な問題に関する許認可は単独法で、その他は一括法でというように一応の整理はいたしているわけでありますけれども、現実にはどこで基準を引くかということで、実ははっきりした基準が引けるわけではございません。まあ各省が、主管省がこれは一括整理法でやってほしい、これは重要だから単行法でやりたいというふうな、各省の御意

見を参考にしながら、行政管理庁としてはそういう判断で整理をしている。こういうことでございます。

○政府委員(岡内豊君) 若干補足して説明させていただきますが、・・・この許認可等の事務の整理ということは、行政改革の中の大きな柱になっておりますので、考え方といたしましては、なるべくそういった行政改革に関連のあるものは、行管として、原則として一括整理法でやったほうがよろしいであろうということで、従来各省庁に呼びかけまして、そういうふうにして提案しておいた次第でございますが、ただ、中には、ただいま御指摘のございました消防法の改正とか、あるいは建設業法の改正がございますが、これは単独法になっておりますけれども、それは、その部分、消防法の改正の中でその基本的な事項につきましていろいろの重要な改正事項があるわけでございますので、それにあわせて私の方でやりますからというものははずれて、建設業法の改正なり、あるいは消防法の改正なりということと出ておるわけでございまして、各省庁のほうでそういうふうな扱いにしたいというものを無理に引き離しまして、二つの法案にしてこっちに出すということも事務的にいかかと思われまますので、それは単独法で出しておりますというものが従来の慣例でございます。そういうことで、行政改革の中の重要な一つの柱であるということで、その行政改革を推進するという立場からは、一括整理法で出したほうがベターである。こういうふうにご考慮をいたして御提案をした次第でございます。

4 一括法とりまとめ大臣とその法的根拠

(一〇二回・昭六〇・四・二)
衆・大蔵・一五号三頁)

○川崎委員・・・法制局長官、大蔵大臣が大蔵省に關係のない法律の改正の提案責任者になるということについての根拠を明確にしてもらいたいと思っております。

○茂串政府委員・・・ただいま委員仰せのとおり、この今回の補助金等一括法の中に盛り込まれております法律の關係につきましては、いわゆる各省所管の法律が多数あるわけでございますけれども、もともとこの法律案は、国の財政収支の改善を図るといふ見地からとられる財政上の措置でありまして、また六十年代予算編成に当たって大蔵大臣の予算調整権限に基づいて取りまとめられた措置でもありますので、大蔵省において取りまとめたと承知しております。

なお、ただいま言われました法律的な根拠でございますが、大蔵大臣は、大蔵省設置法の三条一号によりまして、国の財務に関する国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負うことが任務として規定されておるわけでございまして、また、かたがた同法の五条一号により、国の予算、決算及び会計に関する制度を統一することの権限を有するものとされております。さらに、財政法十八条によりまして、歳出等の見積もりを検討して必要な調整を行うこととされておりました。予算編成の過程の中で、予算調整権限に基づいて予算全体を調整するという立場にあられるわけであります。その意味で大蔵大臣がこの一括法を取りまとめるのは適当であるというふうに政府としては考えまして、そうしてこのような運びになった次第でございます。

○川崎委員 そういう答弁をするだろうと思っておりました。それなら、十四兆円の根拠法が二百五十四本ですが、その立場でいきますならば、これは全部財政の調整ということとていきますと、大蔵大臣にこの二百五十四本の法改正の提案者になれる権限がある、こういう議論になりますね。まさにこれは大蔵授権法ですよ。・・・二百五十四本の法律というのを各省全部の財政という名前前で全部やれるというならば、社会保障制度審議会とかそういうものでずっと積み上げてきたものが、財政の調整ということで全部改正、修正ができる。そうなら大蔵授権法ですよ。・・・二百五十四本の法律は、財政の調整ということであるならば、大蔵大臣が全部各省の大臣を越えて法の改正者になれる、そういう議論ですか、そういう論拠ですか。大変じゃないですか。

○茂串政府委員・・・先ほど申し上げましたのがいけば法的な根拠でございますが、今回大蔵大臣の立場でお取りまとめになります法案、これは所管は確かに先ほど申し上げましたように大蔵省以外の各省の所管の法律で占められております

けれども、しかしながら、先ほども申し上げましたような大蔵大臣の立場からすれば、その法律案を取りまとめて、そしてこれを国会に提出する、本来はこれは内閣総理大臣の権限に属するわけでございますが、それを設置法上の権限から、大蔵大臣がいれば総理大臣の命を受けまして取りまとめて、そして提出するという、いわば取りまとめという形で大蔵大臣は責任を負っておられるわけでございます。

したがって、大蔵大臣が取りまとめて提案されたからといって、各省大臣の所管する法律が大蔵大臣に全部移ってしまふというわけでは毛頭ないわけでございまして、その立案に当たりましては当然各省の大臣が責任を持って、いわば内容を固めるに当たりましては意思決定なり判断をされておる、こういうことでございます。

5 法案一括化の法的根拠

(一〇二回・昭六〇・四・一〇)
衆・大蔵・一七号(その一)一四頁)

○戸田委員 今法制局長官が見解として述べられた基準、それから最終的な扱い方は国会で決めなさい、それはそのとおりだと思いますから、我々も国会議員の一員として、今後議運等を通じて法案扱い等に対する正当な扱い方をいさなくてはいいけないと思いますが、今長官が述べられた基準の法的根拠はどういうところにありましょう。

○茂申政府委員 法律改正につきまして、幾つかのものをばらばらで出すかあるいはまたこれを一括化して提案するかということは、これは特に法律では、いわゆる立案の形式につきましては別に法律で明記されているものはないと思います。あくまでもこれは先ほど申し上げたような基準の合理性の問題でございます。私どもとしては、先ほど申し上げたような基準が、いろいろな事柄を総合的に勘察いたしましても合理的なものであるというふうに考えました上で、従来からそのような基準、方針にのっとって処理をしましておるわけでございます。

6 内容による法律改正案分離の必要性の有無

(七一回・昭四八・六・五)
参・地方行政・八号四頁)

○和田静夫君 ……一部事務組合なりあるいはいわゆる連合というのは、行政効率という観点から浮かび上がってきた制度なのです。一方、今度のもう一つの柱である特別区長公選制の実施というのは、まさにそれは異なる次元の、自治という観点から出てきているはずであります。この二つの異なる理念のものを、私たちが分離提案をしないと強く主張してきたのに反して、なぜ一本にして出してこられたのか……

○国務大臣(江崎真澄君) この地方自治法の改正につきましては、御承知のように、その国会において、極力同じ行政面に関するものは一括して法改正をする、件別によって法改正を一つにも三つにもすることは、これは従来の慣習から申しましてあり得ないことでございます。やはり一つの法律の改正ならば一括改正をする。こういうしきたりできておるといふ、きわめて素朴な習慣的な意味もそこにあるわけでございます。

(七一回・昭四八・六・二九)
参・会議録・二四号五頁)

○宮之原眞光君 ……この法案は、……医学部設置等、国立学校設置法の一部を改正することのみでこと足りる部分と、わが国高等教育のあり方の根本にかかわる筑波大学の創設という……部分を意図的に抱き合わせて提出をされておるのでありますが、この二つの部分が全く異質のものであることは、だれの目にも明らかとなっております。……

・医学部等の新設を筑波法案と無理心中させるつもりですか。……

○国務大臣(田中角榮君) ……法案を分離せよという問題でございますが、国立学校設置法等の一部を改正する法律案は、筑波大学の創設を含む国立大学の新設、整備及びこれに関連する大学制度の改善措置について規定をしておるわけでございます。

国立学校設置法は、国立大学等の設置、組織及び運営に関する基本的事項につきまして統一的に定めることを目的とする法律であります。今回の改正案は、現行法制の体系上何ら疑義はないわけでございます。したがって、政府としては、この法案を分離する考えは全くありません。・・・

7 関連する数個の法律案が提案され、基本となる法律案の方が成立しなかった事例

(四〇回・昭三七・三・二〇)
参・大蔵・一六号一九頁)

○法制局長(齋藤朔郎君)・・・ただいま私手元に持っております六法全書は三十六年版の六法全書でございますが、・・・国家公務員共済組合法の四十一条の三項を読みますと、・・・「組合は、政令で定めるところにより、長期給付の支払に関する事務を通信省に委託することができる。」という規定が・・・載っておるわけでございます。もちろん、通信省という省はございませんわけでございますが、こういう規定ができました経過は、三、四年前でございましたが、たしか二十八国会に郵政省の省名を通信省に変更するという法律案が内閣側から出て、その省名変更の法律に関連いたしまして、多数の法律の中にある郵政省の名前を通信省に変えてきたわけでございます。もちろん、数個の関連した法律を提出いたします以上は、提案者としては全部がその国会で成立するものという前提でおやりになっておるわけでございまして、そういうものがあるわけでございますが、たまたまこの場合にはもどになりません通信省の省名の変更のほうの設置法の改正が、どうしても通らないということが国会の終りごろにはっきりして参りましたのですが、その当時国家公務員共済組合法の改正案が参議院の内閣委員会にたしかかかっておりまして、省名変更のほうは通らなければこれは通信省のままにいたしておきますと、この規定は働かないことになってしまふ、死文になってしまふ、通信省という省はございませんから死文になってしまふことをわれわれとしても気づいておったのでございますが、実情

を申しますと、これは会期末でございまして、この点をいじりますと、衆議院に回付して、共済組合法の改正案全体が不成立になるかもしれない、そういう危険があるというので、ただいま、この問題の四十一条三項の規定は当分眠っておっていいのだということでの規定ができたわけでございます。しかし、いつまでも眠らせておくわけにも参りませんので、昨年の通常国会で三十六年六月の法律百五十二号で、この通信省を郵政省と変えております。ですから、おそらく三十七年版の六法全書では、そのように変わっておると思っておりますが、そういう工合に関連した数個の法律が同一国会に出て、もとのほうは通らないために枝のほうだけが残るといふ場合に、その枝のほうはもとの通るまで眠っておるのだ、死文とか申しますが、そういう関係が起ることはまれにはございます。一つの先例として申し上げます。

○政府委員(吉国一郎君) ただいま参議院の齋藤局長から例のお示しがございましたが、私どももただいまちょうど今回の場合に匹敵いたしませんような例はちょっと思い当たりませんが、やや類似した例といたしまして、昨年租税特別措置法の改正案が提案されました、現在の第十三条で低開発地域における工業用機械等の特別償却の規定が入っておりますが、この規定がもうすでにこれは成立はいたしておりますが、低開発地域工業開発促進法が成立することでしたが、昨年の第二十八国会におきまして、租税特別措置法のほうは低開発地域工業開発促進法が成立することでしたが、昨年の第二十八国会におきまして、成立を見ただけでございますが、低開発地域工業開発促進法のほうは前提といたしまして御審議をわずらわしまして成立を見ただけでございますが、低開発地域工業開発促進法のほうはついに審議未了に終わりました、第三十九回国会であらためて提案をして成立したような状況でございます、したがって、その間におきましては租税特別措置法の第十三条に低開発地域工業開発促進法を引用いたしまして低開発地域におきます工業用機械等の特別償却の規定を設けてあったわけでございますが、その規定が当該法律が成立するまではいわば死文として働かなかつた。それで、第二十九回国会におきまして低開発地域工業開発促進法が成立いたしましたので、いわば息をふき返したと申しますか、実効力を持ち得たという事例はございます。

8 内閣が、予算を要する法律案を予算なしで提案することの可否

(四六回・昭三九・五・七)
 (衆・大蔵・三九号二五頁)

○堀委員 …… 予算を必要とする法案を予算がなくして内閣は提案することができぬのかどうか。予算を伴うことが明らかである法案を内閣は予算のない場合に提案をすることができぬのかどうか。法律的な見解はどうですか。

○林政府委員 …… 法律的にいつて予算を要する法律案を予算なしに出す、予算はあとから追っかけていく、その法律案ができてから予算を考える、あるいは財政措置をとる、こういうことは別に憲法上も法律上も間違っておらないと思ひます。

○堀委員 …… 原則として、昭和三十九年の予算にはそういうものの項目はなかった。過去のことは別としてですよ。そういうときに、三十九年度に法律が通って、附則によってその施行は公布の日からであるときめられた法律が出せるかどうかということですよ、予算のない場合に。

○林政府委員 法律的には私は出せると思ひます。

○堀委員 法律的に出せるということになると、これは何が根拠になりますか。予算の中にはその項目がない。しかしその支出を目的としたものを法律的に出せるその根拠は何ですか。予算をどうするかということは、その場合初めから準備費を目的として出すということですか。

○林政府委員 それは結局法律が通ったあとにおいて財政措置を考えるということは理論的には当然あり得るということでございます。その場合に、必要に応じて財政措置をする、あるいは場合によっては準備費を出す、あるいは場合によつては次の国会において補正予算を組む、そういうようなことも理論的に考えられるわけでございます。

○堀委員 …… 原則的な議論ですけれども、予算を伴う法案が予算を伴わずに提出されるということは、私は法律的にはナンセンスだと思ひます。あなたは法律的に可能だと言ひけれども、その場合には法律的にはナンセンスなんじゃないですか。

か、政府が提案する場合には。

○林政府委員 法律的には私はナンセンスということはないと思ひます。その法律案が成立した暁において実際に財政措置を必要とする場合に、必要な財政措置がされておればいいわけですから、法律案だけが先行してもナンセンスということはないと思ひます。

9 予算と法律の関係

(一〇二回・昭六〇・五・一三)
 (参・補助金特別・七号二六頁)

○和田静夫 …… 法律と予算の関係で若干お尋ねしますが、まず大蔵大臣、予算の法的性格ですが、予算行政説あるいは予算法律説あるいは予算法形式説いろいろありますが、学説上定まっていなことの印象を受けないわけではありませんが、多数の学説を含み、また今日までの日本政府がとってきたところの過去をずっと考えてみますと、有権的な解釈としては行政説だと。よろしいですか。

○政府委員 (茂串俊君) 突然の質問で的確な答弁になるかどうかわかりませんが、ただいま委員がおっしゃいましたように、予算の性格につきましても純学理的にはいろいろな説がございます。いろいろな説がございますが、現在の日本の憲法下における予算の性格をどう見るかということの点でございますけれども、それにつきましてはやはり予算というのはいわゆる法律とは違つ、別な形式である。したがつて、国法形式の一つではあるけれども法律とは違つた形式である、そういう意味ではいわゆる法律そのものではないということも言えようかと思ひます。

しかしながら、予算はあくまでも単なる歳入歳出の見積りにとどまるものではなくて、いわゆる歳出権を行政府に付与するという意味合いにおきましていわゆる法規範的な性格は兼ね備えておるものであると、かように考える次第でござ

ざいます。

○和田静夫君 訓令、承認、それらのことを含んで予算行政説というのはずっと日本政府がとってこられた立場だと思ふんですが、これを今否定はされませんでしたね。

○政府委員(茂串俊君) ただいまの御質問、私十分にまた自信を持ったお答えができかねるような気がしますけれども、先ほども申し上げましたように日本の憲法のもとにおける予算というものはあくまでも法規範性は持つておる、そういう意味で行政府を拘束するものではございます。しかしながら、これが法律とは別な法形式である、こういう点もまた事実でございまして、これは制度的に考えましても、憲法のもとでの提案の系統とかあるいは成立の系統、こういったものにつきましてそれぞれ個別の取り扱いがはっきりと規定されておるわけでございまして、そういった意味では形式的には法律とは違った法形式である。しかしながら、先ほどからたびたび申しますように、行政府を拘束するという法規範的な性格は持つておるということで御理解をいただきたいと思ひます。

○和田静夫君 これはやはり片道の質問の方がいいんですな。ここでどうもはっきりさせないままに進むわけに本当はいかぬのですがね。

ちょっと角度を変えて言いますけれども、政府の予算編成権、提案権は法律の拘束を受ける、仮に法改正の作業をしていても、改正法が公布される以前であれば政府の予算提出は現行法によって行われるべきである、行政説をとるということになればそういうことだろうと思ふのですがね。ここまでいくとまた変な答弁になるでしょう。

○政府委員(茂串俊君) ただいまの御質問につきましては、私どもはこう考えております。法律の提案権というものは政府にまずはございます。これは憲法七十二条とかあるいは内閣法を引用するまでもなく確立された解釈であり、また運用でございまして。また、予算の編成並びに国会への提出権、これはもう憲法に明示されておりますように内閣の専属的な権限として与えられておるものでございます。その意味におきまして、内閣なり政府の立場といたしましては、法律の改正につきまして案を作成して国会に提案するという権能は持つておるわけでございますし、また予算も先ほど申し上げましたようなことで提案権を持つておるわけでございますから、その両者につきまして、国会に對しまして御審議の素材という意味合いもいわば比喩的に言えば含めまして御提案を申し上げ、そして御審議をいただくということとでございまして、その意味で、先ほどお話のございましたように、現行の法律どおり予算を編成しなければならぬという言葉は、若干ある意味では、河と申しますかはっきりしない点があるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、法律の新規制定あるいは改正の案を政府として作成し御提案申し上げるとともに、それに対応するところの予算の案を組みまして提案することとは当然に許されてしかるべきであるし、また今までの運用、慣行におきましてもそれは確立したやり方である、かように考えておる次第でございまして。

○和田静夫君 大臣、私素直に考えてみて、法律は予算より効力が優位である、これはそうでしょう。

○政府委員(茂串俊君) その優位だということの意味合いでございましてけれども、仮に予算が成立いたしました場合に、当該予算の中で法律の制定あるいは改正、そういったものを当然の前提にして予算が組まれておるとした場合に、その法律がもし国会で通らないということになりましたらその予算は執行ができない、そういう意味では優位という立場にあるかもしれませんけれども、先ほど申しました国法形式としての法律と予算が概念的に優位かということになりましたら、これは必ずしも、相並ぶ、いわば表裏一体としての法規範であると、かように考えられておる次第でございまして。

○和田静夫君 ……百歩譲って、法の改正を提案することを前提として改正案に即して予算を組むことを認めたとする。その法律改正案は予算よりも早く国会に提出されるべきだと、こうなる。政府は憲法によってそういうような義務を負っているわけだと私は思う。私に言わせれば、予算関連の法改正というのは秋の臨時国会なり通常国会の冒頭に提案をされるべきである。それが法律に予算が拘束されるということだと私は考える。今のやり方は予算が法律に優先する、という逆転編成であって、そういう逆転提案というものを断じて私は認めるわけにはいかぬわけですね。

○國務大臣(竹下登君) ……私どもは、今の和田さんの理論をはいそうですと言ったら、今まで全部違法をしてお

たと、こういうことになるわけでありませう。毎年大体提出法案の約五割が俗称予算関連法案であるわけです。しかも予算書と少なくとも同時に提出した法律なんというのはごくレアなケースであつて、今度のこの法律などがそのケースであつて、普通の場合大体お許しをいただいて二月の第四週の火曜ないし金曜を提出のタイムリミットと定めておられるのが通例、これも今までも通例という言葉は使つてきておりますが、通例になつておりますので、今の和田さんの議論をちょうだいすれば、今までやったことは全部違法をしておつたという論理につながるんじゃないかなと、こういう感じで承らせていただいたわけでありませう。

(一〇二回・昭六〇・五・一五)
参・補助金特別・九号七頁)

○久保巨君 次に、本委員会においても再三にわたつて各委員の皆さんから御議論のありました法律と予算の関係について、私、改めてまたお尋ねしたいと思つたのであります。

まず法制局長官、憲法四十一条に定める唯一の立法府としての国会の立法権と六十五条に言う内閣の持つ行政権との関係というものはどういふふうに理解をしたらいいのか。具体的にお聞きしますと、大蔵大臣がしばしばお述べになつてゐる、法改正に対する期待権ということをおいひでございませうけれども、国会の持つ立法権と内閣の行政権との関係において、行政権の行使に当たつて法律改正に対する期待権というものが法制上存在し得るものかどうか、長官のお考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(茂串俊君) 審議の過程におきまして、大蔵大臣からそのような御答弁がありましたことは私も承知しております。

ただいまお話のございました憲法四十一条の、いわゆる唯一の立法機関としての国会の地位と、それから六十五条で規定されておりますところの行政権は内閣に属するという規定の関係との兼ね合いで御質問があつたかと思つたのでございますが、御承知のとおり、我が国の憲法は三権分立制をとつておりまして、いわゆる立法府と行政府と司法府という

ものを一応独立した形で権限の行使を認めながら、相互に抑制するような措置を講じておられるというような形で国政が整々と実施されておるところでございますが、先ほど申されましたような意味合いにおきまして、行政権あるいは行政権に属するものの立法府に対する関係でございますが、これは申し上げるまでもなく、行政権に属する事項といたしましては、予算の編成そして国会への提出ということもございませうし、また政府が講じようとする施策の実現のために法律案が必要である場合には、その法律案を国会に提出して御審議をいただくということも当然のことでございます。

その段階で、政府におきましては、あくまでもその予算あるいはその裏づけとなるところの法律案、これにつきましては政府が翌年度におきましてぜひ実施したいという願望を込めて提案を申し上げておるところでございます。そういう意味におきまして、政府の立場といたしましては、あくまでもその予算が政府の編成したところの予算どおりに成立すること、あるいはまた、提出申し上げました法律案がそのような形で成立をさしていただかしまして、そして翌年度の政府の考へる施策が整々と、また国政の上では非常な意義を持つて、そしてそれが実施できるということの期待を込めて、そして御提案を申し上げているということは、これは我々政府に属する者一般の考へ方でございます。その真情を大蔵大臣は吐露されたのではないかとこのように私は考へております。

○久保巨君・・・七十三条には、内閣の持つ行政権について、内閣の職務を明示いたしておりますが、この中に「予算を編成して国会に提出する」というのが五番目に書いてある。一番最初に何と書いてあるか。「法律を誠実に執行し、国務を総理する」と書いてある。内閣の職務の一番最初。法律を執行し、じゃないですよ、「法律を誠実に執行し、」と書いてある。そうすると、法改正を提案しておいて、自分の提案している法律案を誠実に執行するということは、憲法七十三条に定める内閣の職務とは違ふんじゃないですか。あなたは、内閣の番人としての立場で結構ですから、ひとつ七十三条に関する「法律を誠実に執行し、」というのはどういう意味か、「誠実に」というのはどういう意味か説明してください。

○政府委員(茂串俊君) まず、憲法上政府が法律を誠実に執行する義務を負つてゐるということは御指摘のとおりでござ

ざいます。したがって、法律と予算の関係で申し上げるならば、予算の執行そのものは法律に従って忠実に執行すべきであるということは申し上げるまでもないところでございます。

そこでお尋ねの点は、恐らく政府の提出する改正法案に基づきまして予算を組むということが、この法律を誠実に執行する義務に違反するのではないかとおっしゃる点でございますが、その点につきましては、政府が翌年度講じようとする施策につきまして、その裏づけとなる金額を盛り込んだ予算を国会に提出いたしますとともに、その施策を実施するために必要な改正法案を並行的に国会に提出するということが、予算と法律案を整合性のとれた形で御審議のためのいわば素材として提出する、そうして翌年度においてそのような施策を講じようとする政府の構想が適當であるかどうかということにつきまして国会の御判断をお願いすることにはほかならないのでありまして、これが何ら憲法七十三条の法律を誠実に執行する義務に違反するということにはならないと考えます。いずれにしろ、御指摘の問題は政府の国会に対する対応の仕方の問題でありまして、現在のように翌年度の予算と関係法律案を並行して国会に提出して御審議をいただくということが法律論としては何ら問題がないというふうに私も考えております。

○久保亘君　あなたは並行して並行してと言われるけれども、今度の法律案と予算は段違い平行棒なんだよ。何にも並行してきてないんです。初めから段違いになっているんですよ。それだからそういう議論をされることはおかしいと私は思うんです。

それで、私はほとんどもう問題のない軽微な予算関連法案がそういう形でやられるということは、それはいろいろな手続上の問題でやむを得ない場合もあると思います。しかし、今回のようにあらかじめ議論のあった問題、これらの問題は当然私は法律案が先行すべきもの、そうしなければ三権分立の立場からいっても、また日本国憲法の規定に忠実に従うという点からいってもおかしい、こう思うんです。特に、大蔵大臣が和田委員の質問に対して、もし今度の扱いを違法だと言われるならばこれまでずっと違法なことをやってきたことになる、だから違法ではないんだという妙な論理を展開されました、これはまことに意味不明というやつでございます。私はそうではなくて、何も私も違法であ

ると決めつけて言っているわけじゃない。しかし、憲法の立場から言うならば明らかにこれは妥当なやり方ではないと言っているんです。

だから、これまでのやり方も妥当ではなかったが、それは既に執行されたものである、だから妥当ではないが終了したもとのとして残っているわけです。だから、私どもの指摘していることに対して少なくとも今度の問題について妥当性を欠いたということを認めると同時に、今後はそのような立場は極力回避をして法律の改正を先行させるというふうにやりたい。もし、純粹に並行して出されたのならば、国会は国会の意思に基づいてまずそのような場合には法律を審議し、その後予算の審議に入るといふことになると思うんです。予算を出してから法律が出てくるということになるんで、これはもう初めから仕組みられて、そして予算の審議が終わったら後は早く法律を成立させることが国会の義務であるかのように追い込んでいくというやり方は私は妥当ではない、こう思うんですが、この点については、大蔵大臣ももう一つこっちに座られるようになればそういう答弁ではなかなか相済まぬと思うんですが、いかがでございますか。

○國務大臣（竹下登君）　二つだけ弁解しなければならぬと思います。一つは、私がよく使う言葉は期待権という言葉を使いますが、一般論としては政治家同士の議論にはよく使う言葉でございますが、法制的に私は期待権というものはないであろうと。言ってみれば願望を込めた表現の一つである、こういうふうにはこれは弁解しておきます。それから違法という言葉も使いましたが、いわゆる従来通例となっておる予算関係法律案の提出の仕方が今まではずっと続いているわけですから、したがって今回の措置が違法ないし適當でないといふれば今までの分もみんな適當でないということになる、だから違法という言葉はそういう不適當等も含めて使った言葉でございます。これをまず二つ申し上げておきます。

そこで、法改正を前提として予算を編成して、その予算と関連法案を同一の会期に国会に提出するということは、これは従来から一般的に行われてきているところでありまして、これは長い話し合いの中で定着してきた問題で、おおむね

予算は十二月提出するを常例とすると書いてありますけれども、それはやったことではないわけですが、編成を終わって一月に出して、そうして二月の、常識的に言えば衆議院段階で審議中である大体一般質問が終わったところというふうなめどになるわけですが、その第四週目の火曜か金曜日かをあらかじめ官房長官の方で設定されて提出のこれが締め切りだ、こう設定されて閣議で了解をして各省がそれに合わせて出す、こういうのが通例になっておるわけでありませぬ。

今度のことは、念頭に仮にもしかつての行革特別法というようなものがあるとおありになるとすれば、あれはやはり一つの私は考え方であったと思います、率直に言つて、今度の場合はそれをしなくて、一般的に行われておりますところの通例の措置の中でも、しかしせめてあかしを立てるために予算書と一緒に提出しようと。提出行為が終わったとはいつか、こう言いますと、ロッカーの中へ予算書と法案がコトンと音がしたときが提出行為が終わる、こういうことになりませんが、それだけは一緒にさせていただいた。国会の審議の結果として平行棒が段違い平行棒になった、こういうことでございますので、その辺は現実を素直に申し上げたわけでございます。ただ、何といてもさきの委員長見解というものがございます。したがって、この趣旨を踏まえながら、私どもも予算編成に先立って関連法案を出すということは極めて困難であるというふうに考えますが、本特別委員会の委員長見解の趣旨を踏まえてこれからも努力は尽くさなきゃならぬ課題だというふうに思つておるところであります。

参考

① 予算と法律の不一致の場合の行政府の対応ぶり

〔国会答弁抄・法令一般一六八〕

（一〇二回・昭六〇・四・二三）
参・補助金特別・三号一四頁）

② 予算と法律の不一致の場合の対応策

〔国会答弁抄・法令一般一六九〕

（一〇二回・昭六〇・五・一三）
参・補助金特別・七号二頁）

10 法律案の一部を他の法律案で修正することの適否

（四八回・昭四〇・三・二四）
衆・大蔵・二四号二五頁）

○平林委員・・・この所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案の中に、まだ議会で成立しない法律案の改正案まで含めてあるじゃないか。所得税法や法人税法や租税特別措置法のように、現段階で本委員会でも審議中のものは一步譲るにいたしましたも、この議会で成立するかしないかわからないような法律案のさらに一部修正までを載せて委員会に提出するというのは、法律の体裁から考えても不可解である。同時にまた、それは国会の審議権に対して、取り扱い方として適当な方法ではない。もしかりにこの法律案を提出するまでの間に、税理士法の一部を改正する法律案とか、厚生年金保険法の一部を改正する法律案であるとか、あるいは食料品総合小売市場管理法案というものが成立しておるかおらないかわからなかったからこういう形でや、御了承願いたいということをかりに認めたとしても、それならばそういうときの用意のため、附則に、この法律案が成立しないときはこうする、こういう規定が備わっておらなければ、われわれは法案審議の上においてよくない慣行を残すのではないか。・・・

○荒井政府委員・・・従来法律案を国会に出します際に、すでにその法律に関連のある他の法律の改正案とか、あるいは新制提案というようなものが出ております場合に、政府といたしましたは、その提出いたしました法律案について、いずれも成立することを期待してその前後の関係の規定の整理をするというのが一般的な原則になって、従来からそういうような措置をしてきましたわけでございます。その点は今回の所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案というものにおいて、初めて卒然としてそのような方策をとりましたわけではないのでございませぬ。今回の取り扱いはその従来例に反した異例な扱いであるということにはなりません、従来からこういうたてまえで、たとえば今回のような全文改正というものが行なわれます場合に、他の関係の法令の面においてその整備の欠けるところがないかという点をよく目を配りまして、ただいま読み上げられました三つの法律案のほかにも、たとえば租

税条約の実施に伴う関係法律の、所得税法等の特例等に関する法律案というようなものが四件ございますけれども、これにつきましては第二十六条から二十九条までの四か条においても同様な措置をいたしておるわけでございます。

○平林委員 従来よりそういう措置をしているということは認めます。・・・従来よりのそういう法案の提出のしかたそのものを私は指摘しているのじゃないです。しかもまたこの法律案は整備法ですよ。整備法を三月三十一日までに成立させるのでなければ、そんなこと言いません。たとえば税理士法の一部を改正する法律案や厚生年金保険法の一部を改正する法律案や、あるいは私が指摘いたしました食料品管理法が成立した後にこれを成立させるといふならば、こういう法案の提出のしかたをしても議論はないでしょう。しかしまだこれは成立していないのですよ。三月三十一日にはもう物理的に不可能なんです。税理士法の一部を改正する法律案なんというのは、これは三月三十一日までに成立させません。食料品管理法もそうです。そういうことになりますと、その成立を待ってこの法律案の審議をし、成立をさせる、こういうことであれば、私、従来のもあるし、それでよろしいだろうと思います。が、かりに三月三十一日までにこれを衆議院で成立させるということになりますと、仮定の法律案が含まれたまま成立させることになって、これはおかしくございませんかというんです。

○荒井政府委員 御指摘の三つの法律案は、いずれも第四十六国会に提出いたしましたして、継続審査になっている法律案である。あるいはそのうちの一部はその先議の院においてはすでに議決をされたものである、あるいは再提出されたものでございませぬけれども、提案理由ないしその趣旨説明もすでに第四十六国会以来始めているものである。中にはそれが昭和三十九年度予算関係法案になっているというものもあるわけでございます。そういう事情からいたしまして、政府といたしましては第四十六国会に提出し、特にその中で予算関係法律案にもなっているというものについては、一応その法律案が三月三十一日までの間に成立しないことを前提として法律案を出すすれば、それ自体のほうはむしろおかしいのではないかと一面も考えられますし、先ほど御説明をいたしましたような従来の取り扱いといたしまして、一つの法律案を国会に提出するというのに伴いまして、関連する法律の整備が必要になったという場合に、何ら措置をし

ないでお願いをするということのほうが、国会に対してはむしろ失礼であるといえますか、十分な手だてを尽くさなかつたのではないかという趣旨で、これらの規定を盛り込んでおるわけでございますので、その点は御了承いただきたいと思ひます。

○平林委員 従来慣例に従って提出をしたというのは認めます。それはいいですよ。しかし衆参両院を成立しないところの法案を、しかもその法律案の修正までこの法律案に含めてるのは間違いでないですかということも言っている。○荒井政府委員 たとえば税理士法の一部を改正する法律案というものが、本年の三月三十一日までに決定的に成立しないであろうということを、政府として予見して法律案を出すのはいいのかということになりますと、先ほど申し上げましたように、有力な先議の議院においては可決されて、後議の議院の議決があれば、その前後の議決をもって法律になるという状態になっておりますし、その場合に衆議院の側でその法律案、すなわち他院で審議されている法律案が確定的に成立はしないものであるということは、他院の権限に属する事項であるという意味におきまして、いかがかと思われる点もございませぬし、内閣の側といたしましても、参議院がそれを決定的にノーと言われるであろうというふうに予見することも、また参議院の独自の審議権というものについて、内閣が予断をもって何らかの措置をしたというふうなことになると思われまますので、その点は何らの予断を加えることなしに、それは四十六国会以来継続されているという事態で、しかも一院を通っておるという事態のものにおいて、一応必要な措置として規定の整備をいたしました、こういうことでございます。

○平林委員 私、はっきりしたことを申しませうか。いまのことはこの法案が通ったら、参議院の段階でいま審議中の税理士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、これに所要のことをやるようなことをそこでやればいいのですよ。たとえばかりにこれが三月三十一日までに通らぬと仮定しますね。そうすればこれの修正が必要になってくるのですよ。法律の成立したときから施行するということにすぐ修正をしなければならぬ。私はそれと同じように、めんどろだけども、法案審議の形としてはそのめんどろなことを省略すると、国会軽視のような形になってくるのでない

かということを示しているのです。かりにこれがいろいろな事情で通らないとします。そうすれば、法律の形としてはみんな三月三十一日に通るべきものとしてやっておるのだけれども、かりに国会の意思で通らなかつたということであれば、それについてはおつつけず、法律成立の日からという修正をしなければならぬ。これは繁雑だけれどもしなければならぬですよ。同じように、現在これが衆議院の大感委員会において最終段階を迎えようとしている。しかるに初め税理士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案が通るようなことで提案をしたのだけれども、通らなかつた。そうすればこれについては、たとえば附則のところに一部修正を加えて、この法律案中何条と何条のものについては議会で成立して後修正するといふふうにやったほうが、法案の形としてはいいのではないか、これは法制当局としてそう考えるべきではないかということを私聞いています。

○荒井政府委員 この整備法案の中で、ただいま問題になっておりますような、一部を改正する法律案というものに対する一部改正というものが出ました場合に、その一部を改正する法律というものが、その同一の国会で審議されているけれども、当該の法律案の成立以前に成立してはなかつたという場合に、当該の規定はどのようになるかという点につきましては、これも従来から確立して、慣行があるわけでございます。これはたとえば昭和四十年法律第何号というふうに、その法律番号をあげておりますけれども、その法律の一部を改正する法律なるものが成立をしなかつた場合には、その昭和四十年の法律番号何号という点は埋まりようがないわけでございまして、それが国会の御意思であるということになるわけでございます。そうしますと、その法律の一部を他の法律案で改正するというのが提案してあります場合にも、唯一の立法機関であるところの国会の御意思というものが、その改正をしようとするものと法律案を成立させるという意思が、少なくともその時点までにおいてはなかつたことでもあります、それは一部を改正する法律という形としてはなかつた状態になるわけでございます。したがって、その部分についての改正規定というものは働かない、それが国会の御意思であるということでございます。従来ともこのような例はないわけではございませんが、その場合の取り扱いというものは、確立しているわけでございます。ただいま申し上げましたようなふうに取り扱われてい

る。それが国会の御意思というものを正しくそんたくした扱いであるということ、これは本件に始まることなく、従来から国会の御意思をそのように解して扱われているということがあります。

○武藤委員 そこで問題は、現実生きています法律を自動的に修正がなされて、あとはその手続だけ最初すればいいのです。いまかかっているのは、まだ胎内に入っているのですよ。胎内に入っているものまで修正をしようという場合には、こういう整備法でやるべきでない。生きています法律だけが自動的に直って、同時にかかっている法案については、修正案を出さなければいけません。これがより親切な、国会審議を明瞭に進められる、一目でわかるような親切な審議のさせ方ではないか。法律の取り扱いは、そのほうがより好ましいのではないか。慣例にとらわれずに考えた場合どうですか。どっちが好ましいですか。

○荒井政府委員 国会法の第五十九条の規定であつたかと思いますが、その規定によりまして、たとえばすでに提出しておりますところの厚生年金保険法の一部を改正する法律案というものについて、修正を内閣のほうからすることと、一つの方法として考えられるところでございます。それが正当な方法ではないかというふうに見られる向きもあつたかと思ひますけれども、その場合、同条の規定によりますと、すでに国会で審議を始めているという法律案につきましては、院の同意なしに内閣限りで直すということはできないということになっておりますし、その修正を要する点というのは、まさに所得税法、法人税法の全文改正に伴うものであるという基本的な点は、まさに共通するものでございまして、その意味で、整備法というふうなものを出します際に、そういう分を含めて、その法律案たるや、ものによつては三十九年度の予算関係法案であるとか、継続審査をされているところの法律案であるとかいう事態に依りまして、それをもひっくりかえらんだ規定の整備というものをいたしておる。そして、これはたとえば従来当委員会でも御審議になられ、成立させられましたところの国税通則法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案、あるいは同種の大いものにおいても、すでにいま行なわれているところであるといふふうな思っております。

11 期限の定めのある法律について、当該期限の経過後、当該期限を延長することの可否

(五五回・昭四二・三・二八)
衆・大蔵・五号九頁)

○平林委員・・・過ぎ去った法律案、すなわち、われわれの見解に従えば、第八条の四は昭和四十一年十二月三十一日をもってすでに期限切れになっておいて、法自体は存在しないという解釈をとっておくわけでありませう。法自体存在をしないというものを、そのままこの暫定法案によって四月、五月まで延長することができるのかどうか、われわれは非常に疑問があると思う。つまり、去年の十二月三十一日に死んだ子供をこの法律案によって生き返らせようというわけでありまして、私もはこの法律案提出そのものに疑問がある・・・

○荒井政府委員・・・国民にある種の義務を課する規定があるという場合に、その義務について、さかのぼってそれを免除するという形で立法する場合と、国民に義務をさかのぼって課する形で適及適用ということを書く場合と、二つあり得るわけでございますけれども、その国民の義務を免除する形でさかのぼって適用するということは、従来の立法例として、それは国民に不利益に法律によって定められるべき要件をさかのぼって適用するものではないという意味で、それは一般的に適用しているわけでございます。その点につきまして、昭和三十年に同様に、期限の定めのある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案というものを国会に提出いたして、可決されておりますが、これは昭和三十年三月三十一日、法律第八号として公布されております・・・今回大蔵委員会にも提案されておりますが、所得税法の一部を改正する法律案で、実は一月から以降、たとえば納税義務者が死亡した場合には準確定申告書を提出しなければならぬ、これを六月一日から施行することを予定して提案しております法律案で、実は申告書の提出義務がさかのぼって免除される、これは四月以内に準確定申告書を提出しなければならぬという義務が法律上あるわけですが、それを昭和四十二年分の所得税について適用するといつて、さかのぼって適用する結果、その義務が飛んでしまふわけでございますけれども、それはやはり本質的に申告義務というような義務規定を軽減する、あるいは

免除するという形のものであるならば、従来の立法審査の例に従って、別に妨げることではないということで、そういう義務規定をさかのぼって免除する規定は他の法律案におきましてもいろいろ設けておるわけでございますけれども、まさに昭和三十年の法律第八号の例と全く一致するということでございまして、それは国会でも一応御可決いただいておりますこと、そういう例に従ったということでございます。

○水田國務大臣・・・今回の法律の提案については適切でないので、今後は期限に関係のある法律については期限前に改正手続をとるようにいたします。

(参考)

○効力に期限の定めのある法律に関する勧告

(二回・昭三・六・一五)
両院法規・九号一頁)

要旨

一定の期日まで存続する法律又は一定の期日までにその法律を改廃することを定めた法律のある場合において、その期日までにこれに代るべき法律の制定又は法律の改廃が期せられないときは、たとい新法律案又は改廃の法律案が国会に提出しなされる場合と雖も、その期日を延長する法律案は、それが審議されるために充分な期間の存するよう国会に提出されなければならない。新法律に遡及効を認める方法をとることは避けなければならない。

理由

裁判官の報酬等の応急的措施に関する法律(昭和二十二年法律第六十五号)及び検察官の俸給等の応急的措施に関する法律(昭和二十二年法律第六十六号)は、一定の期日からその効力を失うと定められ、都会地転入抑制法(昭和二十二年法律第二百十一号)は、一定の期日まで効力を有すると定められ、何れも一定期日まで効力を存続するものの例であり、昭和二十二年法律第七十二号日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百四十四号)は、一定の期日までに法律を改廃すべきことを定めた法律の例である。

前者については、一定の期日後当然に失効するのであるから別にこれを廃止する法律を必要としないが、更にこの法律の有効期日を延長し、又はこれに代るべき新たな法律を必要とする場合が多い。後者については、その期日に当然廃止されるのではなくて、これを改廃する法律を制定する必要があることは論を俟たない。

右に述べた中、裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律及び検察官の俸給等の応急的措置に関する法律は、最初昭和二十三年一月一日から効力を失うと定められ、その後二度の改正により三月十五日及び五月三日とその有効期日が延長せられた。然るにこの法律の失効する五月三日の二日前である五月一日に、裁判官の報酬等に関する法律案が提出せられ、同法律案については慎重審議を要すべきものと認められたが、審議期間が極めて少なかったため、同法律案の成立以前に裁判官の報酬等に関する法律は失効するに至り、たといその後に至り新たな法律が成立してもその法律は、その法律の成立の日から効力を有することになるので、前に失効した法律と新たな法律との間の期間は俸給支払についての根拠法を欠くことになる。後に至り遡及効を認めてこれを追認することとしても、その法律が成立するまでは俸給の支払をなすことができない。

風俗に関する取締法規は、法律を以て規定さるべき事項であっても従来命令を以て定められていたが、その中一部のものを除いては、昭和二十二年十二月末日限り失効するに至った。現在においてはこれらの命令の中別に法律を以て規定する処置を必要としないものもあるが、失効した命令に代るべき新たな法律の制定が必要なため、国会に法案が提出され又は政府において立案中のものもあるようである。後者については、明白にその法律の存在が必要とされているにも拘らず、一時法律の空白状態を来したことになるのである。

従ってこのような期限内に定めのある法律の取扱においては、その措置を誤らないよう国会及び内閣において充分慎重を期する必要があるものと認める。

12 一事不再議の原則

(一〇一回・昭五九・三・一三)
衆・予算・一九号二四頁)

○川俣委員・・・給与所得最低控除額アップに伴ういわゆる二万円ですね、これは議員立法ということで与野党が合意を得た。ところが一方、今政府が税法で提案している問題と当然その議題は競合するわけでございまして、したがってこの議員立法をいつやるか。この国会でできるかどうか。それは一事不再議の問題があるからできないという考え方と、いや、・・・今の政府が出された法案が衆参で当然処理されて・・・法律になった後ならば同じ議題であっても国会で改正することができる、手直しすることができるという、こういう会議原則というのを私は知っております。この辺は、私らが知っておる会議原則と、一事不再議ではこの国会では無理なんじゃないか、こういう問題が非常に気になる。特に予算委員会の出先理事としては、せっかく合意を得たわずかながらの修正案かもしれないが、これを大事にとつていかなければならない。さりとて、この国会でできなくて、そして臨時国会もない、年末調整が終わる、こういうことになったんじゃ大変な問題だなど思ってお上げて申し上げるのですが、この辺はどうなんでしょうかね。

○茂串政府委員・・・いわゆる一事不再議の原則でございしますが、これは御承知のとおり、会期の定めのある合議体におきまして、その審議の円滑な運営あるいは促進を図る見地から、同一の会期において一度議決決定をした事項につきましては、特別な事情もないのに重ねて審議することは許されないという原則でありまして、合議体内部の一つの条理上の原則であると言われております。国会の議事運営について見ましても、これは憲法、国会法などには明文の規定はございませんけれども、この原則が一つの慣例として確立していると伺っております。

そこで、御質問にありました、今回与野党間でいろいろ御折衝のありました給与所得控除の引き上げに関する問題でございしますが、何分にも、この問題がどのような形で推移しているかということをお私、十分に承知してありませんし、また、今委員もおっしゃいましたように議員立法ということで、もともと国会内部のお取り扱いの問題でもありません。

で、今申し上げました一事不再議の原則の趣旨を十分に踏まえられた上で、国会内部で御議論の上、判断されるべきものであると思います。したがって、この席で私から断定的な御意見を申し上げることは差し控えたいと思います。

○川俣委員 ……この会議原則をちょっと読み上げてみましょうか。「前に議決されたと同じの問題であっても、既に議決のあった事項が法律として制定された後は、同一会期であっても、これを更に改正し、廃止することは一事不再議とはならない。」こういうようにはっきりうたっておる問題です。「内容的には同一の問題であるとして法律となった以上、その法律を改正し廃止することは、又別箇の議院の意思であって、所謂一事ではないからである。」というようにちゃんと出ているじゃないですか。どうなんですか、これは。それじゃちょっとぎくしゃくするのじゃないか、この最終場面において。

○茂串政府委員 ただいまお読み上げになりました御意見につきましては、私、どこでどのようなことがルールとして決まっておるのかは、残念ながらつまびらかにしておりませんが、まあ確かにこれまで、同一会期内におきまして、同一の法律の同一条項について、特別の事情があるということで再度議決が行われた例も若干はございます。ございますが、これらはいずれも後の案件が前の議決とは全く異なった趣旨、目的あるいは客観的な事態のもとで提案されたケースであるというふうに伺っております。

したがって、今回の給与所得控除の引き上げにかかわる議員立法が、このような従来の前例等に徴しまして果たしていわゆる再議決になじむものかどうかという点は、先ほど申しましたように、これは議員立法でございますから、十分に国会の中で御議論の上で御判断をしていただくのが適当ではないかと思えます。

13 資料として国会に提出する条約仮訳文の審査の要否

(七五回・昭五〇・六・四)
衆・外務・一九号一八頁)

○土井委員 ……いずれにいたしましても、二十三年間仮訳文で国内的に通用させてきて、あらゆる文献がその訳文に従って作成をされ、一般にも国内的に流布されているわけです。そういうことから考えますと、いままでは単なる仮訳文であって、いま出しているのが本訳文だから、仮訳文は全部御破算にして本訳文のみを考えてくれればいい、用語上だけの違いだから大勢に影響はない、内容に変更はないんだからいいじゃないかという安易な考えはやめてもらいましょうと私は言いたいです。やはり一年以内に国会に提出される際には、これは慎重を期して法制局の審査を受けるといふのは当然の手續上考えられていい問題じゃないでしょうか。そして慎重を期して、訳文についても正確な訳文を国会に提出するという作業をしてしかるべきだと思うのですが、この点はどうにお考えになっておりますか。

○伊達府政委員 ……確かに先生御指摘のように、国会へ御報告申し上げる仮訳文とその後国会の御承認のために提出いたします定訳文との間に相違があるということは、……決して好ましいことではないと思えます。ただ、そういった場合、国会御承認のために出す条約をいつ御承認のために出すか、ある程度、時間的に早急にめどがつかないような場合に、法制局で直ちに審議を開始いたしましたとしても、法制局の審議と申しますのは単に翻訳の作業だけではございませんで、内容の審議にもかかわってくるものでございますので、それだけの手数を経たものを、改めて、たとえばこの条約の場合のように、二十年近くもたった後でまた改めて法制局の審議は要らないかと申しますと、やはり法制局の審議が必要になってくる、そのようなことがございますので、国会に御報告申し上げますときに法制局の審議を経た上で出されたらいかがあるかということでございますれば、直ちにいまそのような手續を経た訳文を御報告の際に出すというふうにお約束いたしかねるわけでございます。

ただ、……確かに相違があるということは好ましいことではございませんので、私どもとして何とか、この事態と

申しますか、このようなことが極力少なからしめるようにするためにどういうふうにしたらよいか、検討させていただきますか、このように思います。

○土井委員 検討とおっしゃいますから、一つはそれを考えていただくということにゆだねなければならぬわけですが、検討とおっしゃると、これはもう永久に検討なさる例がよくあるので、これは条約の原文を日本語に翻訳して、そして訳文としてこれを国内的にこのように通用させていただきたいという意思表示をなさるときには、その時点で慎重な訳文をひとつ御検討なさるように私は申し上げたいと思います。

法制局の審査を経るといふのは、これは一般だれでもが、やはり国会段階では、ここに提出される法文について考えることとございまして、特に国際間で合意を得て採択をされているILO条約については、やはり日本の国内でどういふふうな認識をこのILO条約に対して持つべきかということにもかかわりがございまして、ひとつこの国会に提案をなさる——まあこれは審議する国会ではないといふふうな言いわけをさらになさるかもしれないけれども、資料として御提出をなさる段階でも、法制局の審査というのがあらかじめあっていいんじゃないかと私は思います。そのことも含めてひとつ御検討、お願いしますよ。よろしゅうございますね。

○伊達政府委員 十分まじめに検討させていただきたいと思っております。

14 条約の批准と国内法の整備との関係

(八〇回・昭五二・三・二五)
衆・外務・五号一六頁)

○河上委員 ……条約とそれに伴う国内法との関係につきまして、外務省としては、まず条約の批准をする、批准と同時に国内法も急いで整備する、こういう姿勢で今後ともいくのか、それとも従来のように国内法の整備ができない限り

は条約は批准しない、そういうILO条約などといった態度を続けるのか、その問題につきまして…承っておきたい…

○村田(良) 政府委員 ……もちろん、条約上の義務を国内的に担保するという意味におきまして、そのために、国内法が整備されている場合を除きましては、何らかの立法措置が必要であるというのが通例でございます。ただし、条約によりましては、その規定の内容がいわばそのまま国内的に適用できる、英語でセルフエグゼキューティングと呼ばれるような条約がございますけれども、こういうものに関しましては、必ずしも国内法の制定が要らないと考えられるものもあるわけがございます。ただし、そのような条約におきましても、やはり国内の立法技術上の要請といえますか、そのような理由から国内法を整備するということがございます。

いまの御質問は、主として条約の国会審議とそれから国内法等整備の時間的な関係の御質問かと思うわけでございましてけれども、これは、実は条約の種類によりましてその取り扱いが必ずしも一律にいかないものであろうというふうに思います。

いま申し上げましたセルフエグゼキューティングのような条約であれば、そもそも国内立法措置が必要でないという場合もございまして。それから、まずその条約について御承認をいただきました、そのために必要な国内的な措置を、その条約を御承認を得ました当然の結論といたしまして整備するという場合には、時間的に国内法の整備の方が若干後になるということもあろうかと思っております。

御指摘のILO条約あるいはその他いろいろな条約がございすけれども、事前に十分国内法の整備をしてから初めて条約の御承認をお願いするというケースに関しましては、いろいろな理由があると思っておりますけれども、たとえばその条約の内容が比較的一般的である、あるいは抽象的であるといふふうな場合には、国内的にいろいろな問題点を検討いたしましたして、まず国内立法についてめどをつけましてからその条約の御審議をいただくというのが通例でございます。

また、非常に広範な問題を含んでおりまして、関係各省等で長年にわたって慎重に検討する必要があるといふふうな

内容の条約につきましては、通常事前に国内法の検討を終えてから国会に条約を御提出することになるかと思
います。

ただ、国会の御審議の便宜と申しますか、効果的な御審議をいただくというためには、なるべくなら同時並行的に国
内法と条約の御審議をいただくというのが最も妥当な場合が多いと思いますので、原則としてはそういうふうな提出の
仕方というのが一番妥当ではなからうかというふうに考えております。

○河上委員・・・大体同一国会というような形を基準にしておられるわけですか。

○村田(良) 政府委員 従来の例から見ましても、同一国会の場合が一番多かったと思います。しかしながら、必ずしも
その例によらず、先ほど申し上げましたたとえばILO条約のごときは、事前に国内法の整備をして、必ずしも同じ国
会でない次の国会でその条約の方の御承認をいただくという例もございます。

15 参考

① 複数条約の一括提出

〔国会答弁抄 条約九五〕

〔八〇回・昭五二・二・二一五
衆・予算・七号二八頁〕

② 二以上の法律の一部改正を条建ての方式で一の一部改正法形式で行い得る
限界

〔国会答弁抄 法令一般一一六〕

〔八四回・昭五三・四・一一
衆・地方行政・一一号一頁〕

③ 同一国会に改正案の提出を予定する法律の一部の改正を他委員会所管の一括
法案に含めて別途の提案とすることの当否―電波法の手数料関係―

〔国会答弁抄 郵政一二六〕

〔九四回・昭五六・二・二二五
衆・通信・一号二三頁〕

④ 二以上の委員会の所管事項に関係する法律案の作成

〔国会答弁抄 法令一般一三四〕

〔九四回・昭五六・二・二二八
衆・予算一分科・二号二二頁〕

⑤ 新産・工特地域財特法、首都圏等財特法及び公害財特法の改正を一本の法律
案とすること

〔国会答弁抄 法令一般一二九〕

〔九四回・昭五六・三・一七
衆・地方行政・五号七頁〕

⑥ 地方交付税法の改正と各種手数料関係法律の改正を一本の法律案とすること

〔国会答弁抄 法令一般一三〇〕

〔九四回・昭五六・四・七
衆・地方行政・八号七頁〕

⑦ 複数の法律にかかる特別措置に関する法案を一つにまとめることの可否―特
別委員会設置との関係において―

〔国会答弁抄 法令一般一三七〕

〔九五回・昭五六・一〇・一
衆・本会議・五号五〇頁〕

⑧ 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮
減その他の臨時の特例措置に関する法律を一括法とした理由―特別委員会設
置と関連して―

〔国会答弁抄 法令一般一三九〕

〔九五回・昭五六・一〇・二八
衆・行革特別・一〇号九頁〕

⑨ 許認可等の整理、適用対象消滅による法律廃止に関する法律案を一括とした理
由及び道路運送車両法の一部改正案等を一括としなかった理由

〔国会答弁抄 法令一般一四三〕

〔九六回・昭五七・五・一三
参・内閣・一一号二頁〕

⑩ 法律案の一括化の基準

〔九四回閉会中・昭五六・八・二〇〕
参・内閣・二号九頁〕

⑩ 法律案の一括化の基準

〔九六回・昭五七・四・七
衆・通信・六号二頁〕

⑩ 法律案の一括化の基準

〔国会答弁抄 法令一般一五八〕

〔一〇二回・昭六〇・四・二〕
衆・大蔵・一五号三頁〕

⑩ 法律案の一括化の基準

〔国会答弁抄 法令一般一六二〕（衆・大蔵外七委員会連合・一四・四・八）

⑪ 法律案の一括化の基準―許認可一括法―

〔国会答弁抄 法令一般一七五〕（一〇三回・昭六〇・一一・一九）
衆・内閣・二二・二頁

⑫ 同一法律（児童扶養手当法）の改正案が一括法案と単独法案に分かれて提出されたこと

〔国会答弁抄 法令一般一七九〕（衆・大蔵外七委員会連合・一四・四・七）

⑬ 「国の補助金等の臨時特例等に関する法律案」の一括化の理由

〔国会答弁抄 法令一般一七八〕（一〇四回・昭六一・四・一五）
衆・大蔵・一三・六頁

⑭ 公用地暫定使用法による国の使用期限の到来と同法の改正案の取扱い等

〔国会答弁抄 沖繩等六九〕（八〇回・昭五二・五・一四）
参・内閣・一一・一八頁

⑮ 沖繩における公用地暫定使用法による使用期限後の状態についての統一見解

〔国会答弁抄 沖繩等七〇〕（八〇回・昭五二・五・一五）
参・内閣・一一・二〇九頁

⑯ 沖繩における公用地暫定使用法による使用期限後における同法の改正

〔国会答弁抄 沖繩等七一〕（八〇回・昭五二・五・一八）
参・内閣・一一・五〇三頁

⑰ 条約の批准と国内法体制の整備との関係

〔国会答弁抄 外交・外事一一一〕（九八回・昭五八・四・二六）
参・外務・八・三頁

⑱ 条約の批准と国内法体制の整備との関係

〔国会答弁抄 外交・外事一〇七〕（九八回・昭五八・四・二七）
衆・外務・七・三三頁

⑲ 条約の批准と国内法体制の整備との関係

〔国会答弁抄 外交・外事一一二〕（九八回・昭五八・五・一二）
参・外務・九・八頁

二 法律案の形式及び内容関係

1 基本法の性格

（五八回・昭四三・五・八）
参・物価特別・一〇号・二頁

○田代富士男君 ……いろいろ基本法が制定されてきたわけなんですけど、…まだその実をあげてない…法律が制定された以上は目的を達成しなくちゃならない、…今回の基本法は…これがもしも中途はんばで終わるようなことがあったならば、法そのものに対する信頼の失墜と申しますか、そういうことが起こってくることをおそれるわけなんです。

○國務大臣（宮沢喜一君） 一般に法律というものが、狭い意味では、権利義務を規定する、そうして中に強制規定があって、罰則を伴うといったようなのが昔の法律の狭い観念であったと思いますけれども、このような基本法になりますと、ものの考え方を述べているというのがその趣旨であると思うのであります。ですから、昔の権利義務の法律の観念でいきますと、これには何も書いてないじゃないかというような批評が起りやすいのでございます。実際はそうではなくて、ものの考え方を法律で書いていただきますと、それによって行政の姿勢も拘束されますし、それから現存する法律あるいは法令と申しますか、法令がこれによって再検討されなければならぬ、そういうことになってまいりますので、実は罰則を伴った一つ一つの強制規定を置くよりは、もっと広い範囲で、意識の変化を導き出す、そうならざるを得ないのでありますし、実際また、行政というものがそういうものとして非常に高く評価をいたしますし、おそらく今後具体的な行政の姿勢の変化、あるいはその基本になる法令の変化になってあらわれてくる、こういう見方をいたしております。

2 特別法と一般法との関係

(四六回・昭三九・四・八)
 (衆・農林水産・三三三号二六頁)

○赤路委員・・・本法をいらって一部改正して、そうしたことができるというなら、これはいい。本法はそのままにしておいて、禁止条項がちゃんとあるのに、ほかの法律でもってそれを押しつけていこうというのは、どうにもこれは法理論的におかしいのではないか、こういうことなんです。

○林政府委員 結局立法技術の問題になってくるわけですが、いまおっしゃるように、農林中央金庫法では農林中金の業務を制限しておるわけです。一つの方法としては、農林中金法に農林中金のできる業務を全部まとめて書くということもございます。しかし、たとえばこの中小漁業融資保証法のほうで、この法律の体系の上で、農林中金にどうしても業務を委託させることがある、その場合には、農林中金法の例外を置かなければならぬわけです。その例外を中小漁業の融資保証制度を主として考えれば、やはりこちらのほうに書くほうがわかりやすいのじゃないかということやうな、一つの立法政策上の便宜があるわけです。どちらかと言えば、あのような必要を強く認めて、ここに書くこということになっていくわけです。いまおっしゃいましたように、ほかにもこういう例は幾つかございます。幾つかございまして、立法技術上は別に問題がないのでありますが、農林中金法にそういう規定があるので、その例外を書くのだから、趣旨でここに書いてございます。農林中金法だけを見ると、こういうことがわからないとおっしゃる不便な点はあるかと思えますけれども、結局この中小漁業融資保証制度を主として考えれば、やはりこっちのほうにあったほうが、全体としてより便利ではなからうかというふうに考えて、法律的には別に問題はありません。結局、立法政策の便利論によって解決したということだと思います。法律的には別に差はありません。こう書いておけば、農林中金法に對するはつきりした例外でございすから、別に問題はないわけでありす。

○林政府委員 いろいろ御議論はあろうかと思ひます。先ほどおっしゃいました特別法と一般法の関係でございす。これはちょっと根本論を申すようございす。実は特別法、一般法という觀念は、相対的な問題でございまして、ある法律は絶対的に特別法である、ある法律は絶対的に一般法であるというのではありせん。個々の規定を対照してみても、これはある法律に対する特別法だ、これはこの法律に対する一般法だということを考えなくちゃならないわけでありす。いまの農林中央金庫法が一般法だとおっしゃいましたけれども、これは一がいには言えないわけございす。それは別でございす。一般論はそうでございす。そしてあとは、結局立法政策論といひますか、立法の便宜論になってくるわけでありす。結局、今度の法律に「かかわらず」ということを入れた趣旨は、この「かかわらず」という規定があることによつて、特別法であるということをはつきりさせようという趣旨があるわけです。農林中央金庫法というものの十六條の規定にかかわらずこうなんだということを書いてある。それを書くくらいなら農林中央金庫法のほうに入れたらいいのじゃないかということも、一つの考えでございまして、まことにごもともなお考えだと思ひます。ただ農林中央金庫の業務だけを考へてみますと、おっしゃるようなものになつて、農林中央金庫のすべの法律に基づく業務は、農林中央金庫法にまめればいいじゃないかというやうな御議論が出てきます。これは農林中央金庫法を見ればわかりますが、ただ、いろいろな法律がございまして、農林中央金庫もいろいろに使わなくちゃならぬという法律がたくさんあるわけでありす。そういう法律のほうに農林中央金庫が出てくるものをみんなはずして、農林中央金庫法に持つていってしまつと、今度ははずされたほうの法律がちょっとわかりにくくなる、そういう問題があるわけでありす。これは立法論的にどっちをとるかということが結局問題になつてくるかと思ひます。二つの法律があつて、どっちを主体に考へるかということ、私たち立法政策をきめていくわけでありす。結局主体をどっちの側にすることが、法律全体を理解する上に便利であらうか、あるいは読む人にとつてわかりやすいだらうかということを中心にして考へていきたいということをおもひます。

3 暫定(臨時)措置法で存続期間の長いものの例

(三四回・昭三五・三一五)
衆・通信・一二二号・一三頁)

○片島委員・・・内閣から提出をされた法律案で、暫定措置として出されたもので、期限がどのくらいのものが今まで一番長かったものでございましょうか。一つ例をいろいろお話を願いたい。

○吉岡政府委員 ただいまの御質問でございしますが、暫定措置法あるいは臨時措置法として法律案を提出いたします場合は、当然恒久的な措置ではございませんで、一定の期間限りの措置を定めるものでございます。その規定のいたし方といたしましては、二種類ございまして、一つは具体的な五年であるとか、十年であるというような期限を設けますものと、それから法律の上では期限を設けませんが、当分の間という文言を使いまして、その法律が臨時的な、あるいは暫定的なものであることを示す方法と二種類ございます。今回の電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案はその第一の類型に属するわけでございまして、法律案の附則の第二項に「この法律は、昭和四十八年三月三十一日までに廃止するものとする。」という方針を宣明してございます。

このような長い例はほかにあるかというお話でございしますが、今日までに成立を見ております法律の中で、たとえば昭和二十七年の法律第九十六号の特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法、これは南九州等の火山灰地帯の農業災害を防ぎますとともに、その地方の産業の振興をはかるために一定の振興計画を立てまして、それを強力に推進するための法律でございしますが、これが昭和二十七年の四月二十五日に施行になりました。昭和三十七年三月三十一日までその効力を有するという事になっておりまして、約十年間になっております。それから昭和二十六年の法律第六十六号で積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法、これは北海道、青森等のような積雪が非常に深く、二毛作ができないというような地帯の農業振興をはかるための立法でございします。これも昭和二十六年の三月三十一日に施行になりました。昭和三十六年三月三十一日までその効力を有するという規定をいたしております。それからまた石炭鉱業合理化臨時措置法、これは石炭鉱業の整備を行ないますとともに、一定の地方におきまして、石炭鉱業の合理化をはかるために縦坑の

掘さく等を強力に推進することを定めた法律でございしますが、これが昭和三十年の八月十日に施行になりました。この法律はその附則におきまして「昭和四十三年三月三十一日までに廃止するものとする。」という方針を宣明しております。これは約十三年でございします。

そのように従来も相当長いものがございまして、今回の法律の立案に際しましては、ただいまのお説のように、この措置が非常に長いではないかということとは検討はいたしたわけですが、政策的な理由よりいたしまして、昭和四十八年の三月三十一日まではこのような措置をとる必要がある。しかし必ず昭和四十八年の三月三十一日まで同じ措置で継続するという趣旨ではございませんので、昭和四十八年は三月三十一日までに廃止をする。従って、それまでにこの措置を必要としないような事態になりました場合には、当然に法律をもって措置をいたすということでございます。この点につきまして、この有効期間の規定のいたし方は、先ほど申し上げました第一類型に二つございまして、昭和何年の何月までその効力を有するという規定の仕方と、何月何日までに廃止するものとするという、立法精神を宣明いたしますものと、二種類でございます。前者の方は何ら手を触れませんが、一定の期限まで継続いたしますと効力を失って、廃止されたと同様な状態が生じるものであります。この法律のように何年何月までに廃止するものとするというの、そのときまでに廃止するという立法精神を、いわば現在から宣明しておいたという格好の違ひがございします。なお、先ほど申し上げました当分の間という規定の仕方といたしましては、現在まで継続してございまして非常に期間の長いものとしたしましては、訴訟費用等臨時措置法という法律が昭和十九年の四月一日に施行になりました。当分の間ということでございますから、法律が廃止されない限り継続いたしております。現に有効なものとして効力を持っております。この法律がまだまだしばらくは存続すると思っておりますので、従来までございました臨時措置といたしまして最も長い生命を有したものは、その訴訟費用等臨時措置法という法律であると申せると思っています。

4 法律の題名と内容との関係—官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(案)に関連して—

(五一回・昭四一・五・一三)
衆・商工・三五号三頁)

○田中(武)委員・・・政府のつくられる法律は羊頭を掲げて狗肉を売るといのですか、名前はいいけれども中身がないということをおわれればよく言っておるのです。これは「受注の確保に関する法律」になっておる。だが目的は「機会を確保」となっておる。これは少し看板と中身が違うのじゃないかと思うのですが、それについてはどうですか。

○田中(康)政府委員・・・法律の題名は、すべてその体をあらわすようにしなければいけないということが原則でございます。そこでわれわれといたしましても、当然法律における題名をいかにしなければならぬかということについての審査をいたしたわけでございますが、ただ題名につきましては、やはり体そのものの内容につきましてそれをこまごましくあらわすということではできませんで、やはり簡潔を旨とし、しかもその簡潔の中に、国民がこれはどういうことを規定している法律であるかということがはっきりわかるようにしたほうがいい、こういうことでございまして、われわれといたしましても、受注の機会というようなものを入れる案につきましても検討いたしたわけでございますけれども、しかし、やはり題名にそこまでとる必要はないというふうに考えまして、実はいたしたわけでございます。

○影山政府委員 法制局第四部長のおっしゃいましたことと同じでございます。

○田中(武)委員 ともかくこれは看板がきれい過ぎる、中身よりかわいい看板を掲げた、こういうことだけを確認しておきます。これをどっぴかに直せということは、またあとでするとして、看板と中身がだいぶん違う、こういうことだけはお認めになりますね。

○影山政府委員 題名のことでございますので簡潔を旨といたしております。それから官公需ということばにつきまして、内容とは関係なしに、熟しておる、通常使っておることを使っておるようなわけでございまして、題名と内容とは別にお考え願ったほうがいいのではないかと思います。

○三木國務大臣 私から一言。いまの内容と題名が違うとか羊頭狗肉とかいうのには私はちょっと承服できない。全体の立法の精神に流れておるものは、中小企業の受注、需要を確保したいということ、これは全条に流れておる精神であります。だから社会党の場合も、何も高く内容の悪いものをやれとは言わないのですから、機会というものが入っているからといってこれを骨抜きにするということは少し思い過ぎであって、やはり機会を増大して努力の余地を中小企業者に残しておるといふこと、このほうが好ましい。ほかに機会を入れてないものがあれば入れたほうがいいと思うくらいです。ほかの法律でも機会の増大をすべきである。中小企業基本法なんぞにも入っていることはもったもなことです。もしそういうことがなければ、社会党は高くても、内容が悪くても、必ず中小企業にこれで確保しろというなら別ですよ。そうでないので、やはり増大すべきは機会であって、そして増大された機会の中で中小企業者が需要を確保できるような競争的な条件を中小企業は持たなければならぬ。こういうことで、あなた方の主張とこの法案がそんなに違うとは私は思わぬ。ただ、国民から見ればそういう感じを受けやすいと思う面はありますけれども、内容に至っては、この法案が羊頭狗肉だとかいうようなことは、あまりにも批判としては正鶴を得ていない、だからそれは承服できないということをお申し上げます。

○田中(武)委員 大臣が承服できないということになると、これも承服できぬということになるのだが、それはそれとしても、少なくとも題名は中身をあらわす、名は体をあらわすでなくちゃならないが、名前が少しきれい過ぎる、そのことは確かだと思えます。それから、ともかくにも、こういう名前を持つ法律案を出されたことにはわれわれは大きな敬意を払っております。したがって、現在そこにおられる三木大臣なり影山長官のときにはそれはそういう気持ちかもしれません。しかし、法というのは、一たん成立すると、立法者の意思にかかわらず一人歩きをするものなんです。・・・したがって、立法者の意思を十分に法の表現に盛らなければ、立法者の意思は貫かれないということになる。そのことだけを申し上げておきます。・・・

5 目的規定の解釈とその拘束力

(六八回・昭四七・四・二一)
(衆・大蔵・二二二号二一頁)

○竹本委員 …… 第一条の法の目的というようなものは、どの程度にそれ以下の内容を限定し、規定つけるものであるか、法制局としての基本的立場を聞きたいのです。

第一条はこうこうという目的、たとえば現行法でいえば、経済の再建という目的のためにこれだけのことをやるのだ、あとは若干形容詞だ、再建が目的だ、そのためにすべてのことを考えて規定しておるといったような場合に、開銀に限って言えば、これが個人の権利や義務を特別に制限したりするわけでないから、不当である、そういう条文がいま残っておる法律の改正をそのままやらないということは適當でないということとどまるかもしれないけれども、私が言うのは、実質的に国民の権利義務を制限するような法律である場合には、再建の段階でなくなったときに、再建のために、と書いてある法律は、それ以下の内容規定はもう全然だめになる。したがって、それによって権利の制限その他をやればそれは違法になると私は思うけれども、法制局としての考えはどうでありますか、……

○茂串政府委員 その点につきましては、具体的にどういう用例があるか、……十分承知しておりませんが、やはり法令の解釈の態度といたしまして、一般論で申し上げますと、その用語を使っておりまところの規定の趣旨、これをいわば条理で補足いたしましたして、それで形式的な用語としてはこういう用語を使っておるけれども、解釈の面ではそれを実情に合わせるように条理で補足した上で解釈することもあり得るわけでございます。具体的にどういう法令ということをお指摘がございませんのでちょっと申し上げかねるのでございますけれども、一般的にはそういうたある程度の弾力的な解釈といえますか、ゆとりのある解釈がなされるのが通例でございます。

○竹本委員 解釈、運用の問題で、時代の情勢にアダプトできる場合もあるでしょう。アダプトできない場合があると思うのだ、情勢がまるきり変わっているのですから。法律というのは一定の客観情勢を前提にし、一定の目的、政策努力

の目標を持ってつくるわけでしょう。ところが、客観情勢が完全に変わる、しかるに、法制局の怠慢か、各省の怠慢かは別として、それが変わっていないといった場合には、もうその法律は死んでいて、あるいはその法律で何か適当な手を打つということは違反になる、あるいは違法になるというふうに私は思うのです。解釈、運用によって、そうやってできる場合も確かにありますよ。しかし、それを越えた場合もあり得ると思うが、それはあり得ないというようにお考えになりますか。

○茂串政府委員 先ほどの続きで、一般論でございますけれども、その用語を使っております規定の趣旨、これは十分に生かすべきであろうかと思えます。しかしながら、その用語が明らかに現状にマッチしないと申しますか、不適當であるという場合には、これをなるべくすみやかに改正するのが当然であろうかと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、経済の再建と申しました場合に、これがいわゆる先生のちょっとした復興と同じ意味かというような御質問もございましたけれども、再建という用語を解釈する場合にも、一体どこまで法律的な解釈が広げられるかという問題はありますもの、かなり広いところまでは解釈のゆとりもあるのではなからうか、これは一例でございますが、そういうような解釈もなし得ると、かように考えておる次第でございます。

ただ、先ほどからも申し上げますように、そういった非常に実情に合わなくなった用語につきまして、これを逐次機会あるごとに見直しをして改めていくという態度、これは私どもとしても今後とも持続してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○竹本委員 外為法の例を一つ引きますが、……外為法は、日本の経済がまだいまのような安定成長の段階になつていなかったということ、あの中にはたしか、経済の復興に資するため、というふうに書いてあったと思うのですね。そうすると、経済の復興を目的とした——いま再建というのと同じで、全く段階が変わっているわけです。しかも、あの法律は、外貨がなくて困ったときで、いまのように外貨が余って困ったときはまるきり条件が違ふ、客観情勢が違ふ。外貨予算の問題については一応議論は別としましても、外為法の根本精神というものは、日本の経済の復興をね

らった段階において、特にドル為替が足りない段階においての法律である。したがって、この法律をいまのように、経済が発展し過ぎていろいろ問題を起しておる、ドルは余り過ぎて困っておるといふときに適用する、しかもそのまま持ってきて適用しようということは、法の目的からいってもおかししい。単に不当であるのみならず違法である。先ほど言ったのはそういう意味ですが、そう思いますけれども、いかがですか。

○茂串政府委員 ただいまの御質問、おそらく外国為替及び外国貿易管理法の第一条の目的規定の点についておっしゃっているのかと思いますが、その点につきましては第一条を読みますと、一番最後のところに、「もつて国民経済の復興と発展とに寄与することを目的とする。」とございます。したがって、この場合にもその「復興」ということはの適否の問題はございますけれども、一応「復興と発展とに寄与する」というふうにいっておるわけでございまして、現在外為法でいろいろ規制をしているわけでございますが、この一条の目的規定からいたしまして違法であるとかいうような問題は出ないのではないかと、かように考えている次第でございます。

○竹本委員 ところが、いまの場合に、復興と発展とたまたま両方書いておいたほうがいいというので——大体われわれもやった経験があるが、なるべく網を広く打っておけということを書くわけだ。しかし、そのときのほんとうの目的はあくまでも復興にあった。「復興と発展」と書いてあるからよろしいというなら、今度だって「産業の開発」と書いてあるのだから、何も「経済の再建」というのはあってもなくてもたいして影響ない。産業の開発が中心なんだ。開銀がどれだけのほかの経済社会の発展に産業の開発を通じて——先ほどお話しになったように、それでやっているからそこらう書き方をしているわけだ。ところが「発展」という字が隣にちょっとあつたから、それでこの法律がいま適用されても違反ではない、違法ではないということではこじつけになるのじゃないか。復興が目的だ。現にある場合には、ドルが不足をしたときにドルの節約のために書いてあるでしょう。そういう意味で、第一条の法の目的というのはその当時とはまるきりいまは情勢が違う。したがって、違つた中で法の改正をやらなくて、その法律に基づく制限や禁止をやれば、これは全く許しがたいものである、私はそう思うのです。たまたま「発展」という字があるからそこで助

けられて、以下のものがまだみな生きるというならば、それじゃ目的のところは何かいいろいろ書いておきさえすればどこかひっかかるだろうということになる。

しかし、法の基本的な目的というものはそんなにばく然たるものではなくて、ことにきわめて権利を制限するような場合には限定的に考えなければいかぬ。そういうことからいえば、第一条に書いてあることはきわめて厳粛に解釈しなければならぬし、かつてのいいところだけつまみ食いしてはいかぬ。全部を理解した上立って、この法の第一条は、産業の開発を通じて経済社会の発展を促進することにあるわけだ。それから外為法の場合には、いまそういうドルが足りないという条件も変わったし、復興の段階でもないのですから、もうこの外為法は根本的に改めなければ、それに基づくいろいろの制限、禁止は全部間違ひであると私は思うけれども、もう一度その点を返事してもらいたい。

○茂串政府委員 いわゆる外国為替管理法でございますが、これは昭和二十四年に制定されて以来ずっとこの規定に基づきました規制が行なわれておるわけでございますが、いわばこの法律の一条の目的、これは立法当初の状態と申しますか、それだけに着目してこのような法令が制定されておるのではなくて、いわばこのような、先生のおっしゃったような国際収支の均衡とか通貨の安定とかそういうような問題が続く限りにおきましてはこの法律が適正に運用されていくという目的のもとに制定されたわけでございまして、一条の目的におきましては、先ほど申し上げたように、いろいろなことが書いてございますが、この法律の続く限りにおきましては、この一条の目的規定、先ほど申し上げましたような趣旨から申しまして、この規定に基づくもろもろの規制、これは違法になるというような問題はございませんかというふうに考えております。

○竹本委員 きょうは時間がなくなりましたから、これはあらためてまた法制局とも論議をしたいし、私は貿易管理令なんかで、御承知のように繊維の自主規制なんかやってみたりいろいろやっておるのだけれども、あれは全部間違つていふと思うのです。そこで、その論議はあらためてゆっくりやりますが、きょう特に法制局に希望したいことは、第一は、法制局は、法律の第一条の目的を書くときはきわめて厳粛厳正にがちりしたものを書いてもらいたい。第二は、

それに沿っていま読み直してみればおかしと思うところは、当然これは改正の努力をやるべきである。第三は、いま為替管理の実態に即してこれなんかはまっ先に改正しなければ今日適用すべき筋合いのものではないということについて、私の意見を申し上げただけけれども、そういう意味で、またあらためてこれは論議をいたしますので、法制局においても十分検討しておいてもらいたいということです。

6 機関委任事務に関する法案審査の観点

(一〇七回・昭六一・二・二一)
参・内閣・六号四頁)

○志苦裕君 いやいや、憲法があって、憲法の命ずる基本法、自治法がありまして、そこには本旨があるんでして、そんなに法律さえつくれば無制限に機関委任事務をできるものでもない。限度を超えれば憲法違反になる。そうでしょう。地方の自主権というものを一方で認め、その本旨に基づく基本法ができておいて、それを妨害するような立法がいかに法に基づくからといって機関委任事務として有効になるわけじゃない。これは憲法の論理でしょう。

法制局いらっしゃいますか、私は当然に法令審査という関門も通るはずだと思っておりますが、機関委任事務を盛り込んだ法案の審査をするときには、これがいわゆる憲法の言う、あるいは地方自治法の言う地方自治の本旨というものに触れないかどうかという視点での法令審査はやられませんか。

○政府委員(大森政輔君) 御指摘のとおりでございます。いわゆる機関委任事務の立法化と申しますものは、地方自治の本旨を尊重しつつ、なお当該事務を地方公共団体の機関に委任し、その処理を行わせることに合理性があるという場に行われるべきであると思っております。したがって、内閣法制局における法案審査におきましても、法案審査に際しましてはいろいろな観点からの審査をいたすわけでございますが、今御指摘のような事項を含む法案につきましては、ただいま申し上げたような観点から合理性があるかどうかということを一つの審査の観点として行っている次第でございます。

7 国家行政組織法と「院」の名称の適否

(三四回・昭三五・四・一四)
衆・内閣・二九号九頁)

○受田委員・・・法制局の立場から、行政組織法の関係で、機構の名称をみだりに変更することが適当かどうか、かつ院の名称は適当かどうか、御答弁を願いたい。

○野木政府委員 まず機構の名称を変更することが適当かどうかという点につきましては、すでにある庁に名前がつけれ、それが多年なれ親しまれているのを変えるのには、やはりそれだけの理由がなければならぬということは、一般論としてはもちろんその通りだと思えます。

そして国家行政組織法上、院というのはどういうものであるかという問題でございますが、先ほど先生のお調べになつた結果を御披露いただきました。確かに言葉それ自体の意味としては、各辞典などに出ているような意味があると存じますが、ただ現行の国家行政組織法におきましては、たとえば府、省、委員会及び庁を使うということは積極的に規定されておりませんが、それ以外のたとえば付属機関につきましては、法律は名称を限定してはいないわけでありまして、たしかずと以前の国家行政組織法の改正案でしたか、何か院という名称を使った一つの組織を作ろうという案が出たことがあったように記憶しておりますが、現行法では、院というのは何々に使う、そういう積極的なものはありません。そして付属機関については、名称は法律上こうでなければならぬということには必ずしもなっておりません。従いまして付属機関におきましても、先生御指摘のように、法務省関係の少年院とか、厚生省関係の衛生院とか、あるいは文部省では芸術院とか学士院とかありますし、通産省では工業技術院、みなこれは付属機関でありますから、現在の国家行政組織法並びに今のいろいろの設置法に出ている各種の実際の名前等からいいますと、付属機関に院を使つては法律上建前に反するといったほどの強い意味はないかと思えます。ただ適当かどうかという議論は、おっしゃるようないろいろな人の見方によってあると存じておりますが、法律上としては付属機関に院を使つては法律の建前に反するというまでの強い意味は、今の組織法は持つてないのではないかと思います。

○受田委員 付属機関というものは、ある程度独立性の傾向を持っておる。従って局とか部とかいう名称を使うと、その一部だという印象を受けるというので、院という名前でないとお考えかも知れません。しかしこういふことを考えると、郵便局というの局ですからね。これはある程度独立性を持っておる。だから国土地理局というふうな付属機関の名称を用いたって、局と相当するほどの付属機関だということ、事実上そういう機構になっておるとすればいいと思いますが、いかがですか。

○野木政府委員 付属機関に局という名称はどうかということがあります。これも法律で規定するわけでありませうから、絶対に法律違反とか何とかいふ問題はない。適当かどうかという問題になると思います。たとえば前に総理府設置法におきまして、付属機関で南方連絡事務局という名前を使ったことがございます。局というのは、本省の内部部に使う場合が多いと思えますから、異例といえは異例ではございますが、といって、法律で規定するわけでありませうから、絶対に国家行政組織法の法意に反するというまでもないのではないかと思ふのであります。

8 各省庁の設置法が官房長の職について「命を受け」と定める理由

(六八回・昭四七・六・七)
(衆・内閣・三二号二四頁)

○受田委員 官房長という職種は、これは大臣の命令を受けまして部内の事務を掌理なさるわけでございますが、これは大臣の命を受けるということになると、他の局長よりは特殊な任務がおありになるかどうかです。

○高林政府委員 大臣の命を受けるという点で他の職種より上なわけではありません。それぞれは当然各局の横並びの一つといたしまして官房というものがあつて、その長として官房長というものがあつてあります。したがつてその大臣の命も、次官を助けるという意味において多少ほかの局と違った色彩はありますけれども、同じ横並びの局長であるというのが私どもの実態でございます。

○受田委員 他の局長は、大臣の命を受けるという規定はないと思ふんですがね。……大臣の指揮に従ひというの

と、命を受けというのは、どういうところに相違があるのでしょうか。……官房であるから大臣の命を受けるということ、かつこうではないかと思ふんですがね。……これは指揮を受ける、命を受ける、それなら一緒に指揮に従えばいいわけだし同じような立場で名前が違つておるところに特殊の味があるので、御検討を願うことにいたします。……

9 条約と国内法における表現の差異

(八〇回・昭五一・三・二五)
(衆・外務・五号二〇頁)

○渡辺(朗)委員 ……国際条約が本当にきちんと国内法にその精神のみならず具体的な適用の範囲、そういうものが移してあるのかという……点について解釈を聞かしていただきたいと思ふます。

○村田(良)政府委員 ……条約に基づきまして国内法を制定いたします場合には、いろんな立法技術上の理由から国内法の文言等を検討するわけでございまして、必ずしも条約の文言をそのまま引き移すということはないことがあるわけでございます。……今回の条約の十八条と九条の(c)項というものを一体として解釈いたしますと、原則的に言つて、大型船といひますか動力船等は、漁労に従事している船を避けなければならないというのが大原則でございます。ただし、狭い水路あるいは航路筋におきましては大型船舶等の通航を邪魔するようなことを漁労中の船はしてはいけないというの、いわば特例のようなことになっておるといふ意味におきまして、従来のわが国の国内法がとつてきた考え方と何ら変わつておらないわけでございます。

そこで、今回国内法を制定するという場合に、従来わが国がとつておりました国内法の表現方法をこの際に変えずと、これを読む人がかえつて誤解を持つというふうなおそれもございまして、できるだけ法的な安定性を確保したいということから、内容的に見まして従来と変わりない、ただし、条約上の表現の方法は若干変わつておりますけれども、内容は全く同質であるということを確認いたしましたので、いま申し上げましたように、法的安定性という立場から従来と同じような規定ぶりを国内法においてとつたこととさせていただきます。

10 法律事項と政令事項との振り分けの基準 — 地すべり等防止法(案) に関連して —

(二八回・昭三三・三・六)
参・建設・一〇号三頁)

○稲浦鹿蔵君 私に質問した趣旨は、こんなこまかいことを書いて、かえって窮屈なんじゃないか、道路の構造の基準なんか、もう少し大きなところだけを押えて、あとは政令でいくと、その方が施行する場合に弾力性があっていいんじゃないかというような考えで質問したのですが、その点は大丈夫ですか。

○政府委員(山本三郎君) ……都道府県知事以外の者のやる場合に、一般的に基準というものを掲げておいた方が、それらの者が計画を立てたりする場合にも都合がよろしいのでございますし、また知事が承認を与えたり、監督、処分を行う場合の基準を一つ掲げておいた方が、一般的に明らかにしておいた方がよろしいという建前もございまして、こういう規定を挿入したわけでございます。

○岩沢忠恭君 それはおかしいんだよ。というのは、第十一条で、「主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。」ということなんです。都道府県あるいは国には相当の技術者がおるのだから、これ以外の者が、民間のものが実施計画を出すときも、それを指導すればよろしいので、この十二条で、こまかくやる必要はないという、一つのなになりにしませんが。

○政府委員(山本三郎君) もちろん、出て参りました。都道府県知事が許可するわけでございますから、いけない部分は直させるし、あるいはもっと技術的に改良して、安くできるというような方法があれば、もちろんそれによってやるのが必要であるのでございますが、そういう方法は、もちろんやるわけでございますが、今回におきましては、大體の基準を法律において定めておきまして、広く国民一般に明らかに示しておこう、こういう趣旨から出ておるわけでございます。

○委員長(竹下豊次君) ちょっと今の問題に関連しまして、私も質問したいのですが、今お聞きのとりに、法律できないで、政令できてもいいじゃないかという御質疑に対するお答えがあったわけですが、この法案に限らず、私、平素そういうふうの感じを持っておるのであります。政令以下にまかせていいんじゃないかという、かなり小さい事情、ことに国民の権利義務と、そう深い関係もなさそうなことまでも、法律の中にうたわれておるといふ立法例が、近ごろ相当に見えるように思います。で、この問題につきましても、私、かなりこまかいことを法律に書いておるのだなという感じを保持しておたわけでございますが、ほかでもこういう事例が相当あるように思います。これは法制局の方で、法律で定めるものと、政令以下に譲ってもいいものと、何かはっきりした基準をもって、立案しておられるはずだと思つのですが、その点はどういうことになっておるものでございますか。……

○政府委員(野木新一君) 御指摘のように、戦前の法律と現在の法律と比べてみますと、戦前の法律は、きわめて簡素であつたのに、現在の法律は相当こまかいという点は、両方の法律を一覧してみますとよくわかるのであります。戦後の立案の態度といたしましては、昔は法律事項じゃなくて、勅令事項といふのがありましたから、そうして戦後にはそういうものはなくなりましたから、いわゆる昔で勅令でできたものも、戦後は法律でなければならぬ、そういう意味で法律の出たこと、また法律に書くべき事項がふえたということは、これはもちろんでございます。ただいま御指摘の点につきましては、まずどうしても法律でなければならぬという点は、お説にもありますように、国民の権利義務に関係のある事項、これはどうしてもやはり法律でなければならぬ、こういうふうな点に覚えております。その他、たとえばここで問題になりました築造の基準、こういうのは一体どうであるかという点になります。ことにこれは非常に技術的なものでありますから、こういうのは的的なものは、あるいは国会の御審議をわずらわすに必ずしも適当じゃないんじゃないかという議論もありますし、また政令にまかしてみても、一つの技術という内在的な論理が働くわけでございますから、そう突拍子もないことをやるわけじゃないかろうという、それだから政府にまかしてもいいじゃないかという観点もありませんわけでありまして、これは確かに御指摘のように、今後ともどうしてもいろいろ検討すべき問題だろうと思つます。

しかしながら、今の立場といたしましては、大体法律を読んだときに、大綱を書いておいた方が、読む方の人から見ても、大体の基準がわかって便利じゃないか、そういうような観点から、築造の基準というような、こういう規定もこの法律、また他の法律でもあります、設けている次第であります。しかしながら、この点につきましては、御指摘のように、あるいは将来の研究問題として、なお、あるいはある程度政令に譲ってどうかという点は、確かにもう占領も去った後でありますから、今後の立法としては、なお私も研究をまたしてみたいと存じております。

○委員長(竹下豊次君) 私、議員といたしまして、法律の審議をすることを、どんなにこまかくたってそれをいとうわけじゃ決してございませぬけれども、政令以下にまかせていい事項であるということがはっきりするならば、便宜の点から申ししても、事柄を早く進めていく点からみても、そういう道の方がいい場合がありはしないか。ただ戦争前におきましては、勅令以下にまかせてならないことまでも、言いかえれば、権利義務に直接の関係のある大事なことまでも、まかせてしまったということもございましたから、それは大いに改めていかなければならないのでございますけれども、その点はよほど研究していただかなければならないものと思います。

それからもう一つは、各省において、それぞれの法案の立案に関係しておられる人の気分によりまして、こまかいことを好む人、そうでない人と、いろいろあるわけですが、それによって各省間のこの案の統制も、第三者から見るといふと、ないのじゃないか。これは、法制局の仕事じゃないかと私は思うのです。その点をよく御留意下さいまして、一つ一つ慎重にやっていただきたいと思っております。それだけ申し上げておきます。

○政府委員(野木新一君) 御指摘の点は、私もといたしまして、つつしんで傾聴いたしたいと存する次第であります。もう占領後だいがたちますし、戦後一つの立法の形というものは、一応体をなしてきましたので、これをなお批判して、さらにいい形にするということはさらに私どもは努力しなければならぬと存する次第であります。各省によって法律の精粗さまざまあるのじゃないかという点、これは必ずしもこれを否定するわけにもおそろいかないのじゃないかと存じます。というのは、やはり正直のことを申しますと、一つは審議の際にはどうもやはり原案が尊重されるとい

うことが一つあります。それからいま一つ、きわめて短期間にどっちかといえますと法案を作り上げますので、その点でどうもこれは私どもの方も横の連絡を密にして、担当の参事官同士話し合って注意すればなお避けることができるかも知れませんが、こういう法案の作成が非常に急速であるという点も、多少横の連絡が不十分になりがちだという点もございします。しかしながら、これがどうしても国の法制全体としてはそうあるべきではありませんので、御指摘の点は十分今後も上司にもお伝えしまして、研究して、なおよい法案が作れるようにいたしたいと存じておる次第でございます。

11 取締法規の基準のほとんどが命令に委任されていることの法形式としての当否 — 電気用品取締法(案) に関連して —

(三八回・昭三六・四・四)
参・商工・一四号四頁)

○吉田法晴君 あるいは例示なりあるいは基準を客観的に示すべき規定なり、そういうものは法律上に現わせないのですか。形式は取締規則が法律になっておっても、法律に必要な要件というものが全部政令にまかされるということは法律としてどうだろう。これは法制局等の意見も参酌されたと思うのですが、出てきているところを見て欠けるところがあるように思うのですが、例示なりあるいは基準を客観的に表示し得るような表現はとれなかったのですか。

○政府委員(大堀弘君) 実は省令の付属資料に多少書いてございますが、各品目ごとに相当試験事項等がこまかくそれぞれまた分かれておりますので、ちょっと法律に規定するのはいかかかと思ひまして、従来、法制局ともむろろ相談いたしました。この程度のことではやはり省令で基準として定めて差しつかえないということで提案させていただいております。かなり品目ごとにそれぞれ試験項目、方法等がばらばらになっておりますので、一般の規定として規定することは非常に困難を感じたわけでございます。

○吉田法晴君・・・抽象的な概念だけで、そうして実際の基準というのは全部政令にまかせる、そうすると、これはま

あ通産省を信頼をいたしますから、問題はなからうと思えますけれども、しかし、通産省のいわば行政官の恣意といつては語弊がございますが、法律として何らかの基準がないと、基準の客観性というものが保障されない。部分的には型式や品目等について公聴会を開くというところでございますけれども、公聴会は必ずしも全部の基準について聞くわけではありません。そうすると、その基準の客観性、停止命令や、改善命令をするわけですが、そのときに少なくとも基準というものは法律に客観的に出ている必要があるのではないかと思ふんですが、大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(権名悦三郎君) 法理論としては、一応法律によって政令に委任をされている範囲を逸脱しなければ、それでいいわけですが、しかし法律を読んだだけじゃ内容がわからぬ、しかも、内容をなすものは、行政庁で、早く言えば、勝手に規定ができる、こういったようなことでは、何か非常に大事なところが抜けはしないか、一方趣旨が反映しないといううらみがあるのではないかとお尋ねだと思えますが、できることならば、法律事項にして内容を明確ならしめ、そうしてこれに対して十分の審議を尽くすということが望ましいとは思いますが、法律技術の上からいって、あまり内容等のこまかく錯綜する場合には、こういう形式をとるのでございます。政令の問題でございますが、これも十分に関係各省はもちろんのこと、法制局等においても十分内容を審議して作っているのですから、御心配のような懸念はあまりないかと思えます。

12 政令への委任の範囲

(五一回・昭四〇・二二二四)
衆・商工・三号一四頁)

○田中(武)委員 法制局、私は基準の何か数字を一々本文条項に書き入れをせよとは言っておりません。しかし少なくともこの法律の中心は、いま問題になっておる親企業というか、それが破産、倒産の場合、これがこの法律の中心ですよ。そういうような場合は条文に明記すべきである。あなたの考え方はどうです。

○田中(康)政府委員 ただいま先生がお述べになりましたように、その法律の扇のかなめのような部分について、それがたとえ権利を制限するようなものではないにしても、こういう特別の立法については、扇のかなめになるような部分については法律で書くべきであるという御意見につきましては、私もそう思っております。ただそういう一方の要請と、もう一つの行政運用がそれによって拘束されていかどうかという別の観点もまた考慮いたさなければならぬと思えますので、今回は、いまの十億円というものは、行政運用の問題と思えますが、将来常にそれに固着するのであれば、当然十億というふうに書くべきであると思えますが、行政運用その他を考えまして、一応その部面につきましては手を入れなかった、かようなことであります。

○田中(武)委員 直ちに権利義務の発生の条文じゃありません。しかしながら、政府の施策の恩典とでもいいますか、政府が好むようなことばでいえば福祉国家の行政、この恩典に浴するか浴さないかの決定ですよ。言うならばこの法律のかなめです。そこを行政裁量にまかすというような立法がありますか。法律の中心であり、かなめであるものを行政権に委任するというような立法は、立法の精神からいって私は間違いである、言いかえるならば、行政権が立法権の範疇を侵しておる、こう断言しますが、どうですか。

○田中(康)政府委員 私申ししたのは、ことが足りませんでした。扇のかなめのようなものは必ず書くべきである。しかし、ただいまの十億円につきましては、扇のかなめに非常に近いとは思いますが、そこまでいってないというように実は考えたわけでありませう。

○田中(武)委員 これは修正やるんだから、入れようと思ったら入れられるわけだ。しかし、十億円があるいは五億円になるかも知れない。しかし、一々それを法改正手続によらなければならぬというならば繁雑だと思えますが、私は先ほど来言っておるように、あまりにも行政の裁量を広げることが最近の傾向としては多い、これは法制局は心すべきだと思えます。でなければ、このたびのこの法律は一応がまんをするとしても、今後からはそういうような考え方が出たやつは一切審議を拒否しますよ。私は立法の委任というものはできるだけ制限すべきである。あえて違法だとは言

いません。憲法でも認められているから、もちろん学説では御承知のように、それはいかぬという意見もあります。しかし、私はそんな小さな考えはとりませんが、あまりにも行政裁量をふやすということ、このことがいつも言われている。法律はつくるけれども中身がなかったということになるのです。だからこの十億円というのは検討してください。

(八四回・昭五三・二・一八
衆・予算・一六号五頁)

○真田政府委員・・・政令というのは内閣が制定する法形式でございます。憲法の規定によりまして、憲法または法律を実施するためまたその委任に基づいて制定することができる。だから、憲法の委任ということは直接規定がございませぬからそれは別にいたしまして、法律の委任に基づいて制定する、あるいは法律を実施するために制定することとございまして、したがって、その具体的な個々の政令はそれぞれその親といいますか、根拠になっている法律の枠内で処理しなければならぬ、法律に違反することはできない、これは当然でございます。

ただ、特に委任をする場合に、法律の特例をつくってよろしいというように明確に規定をして委任を定めている例はございます。そういう場合には、その委任を受けた政令がほかの他の法律の特例をつくるということは可能であります。農林省の関係で申しますと、たとえば土地改良法のいろいろな登記がございませぬ、あの場合には、土地改良法にたしか政令で不動産登記法の特例を定めることができるというふうな規定がございませぬ、そういう委任の仕方をしていられる場合には、政令をもって法律である不動産登記法の特例をつくることはできる。しかし、それはあくまでも土地改良法に基づく政令でございますから、土地改良法の立法目的の範囲内であるということは当然でございます。

一〇二回・昭六〇・四・九
衆・大蔵内閣地行文教
社労農水運輸建設・二五頁)

○多賀谷委員・・・そこで、私はせっかく法制局長官を呼んでおるので、もう余り議論はしませんが、最近の法

律は極めて乱れておることです。一言にして言うならば、肝心な、国民の一番問題の点が法律から抜けている。全部政令にゆだねられておるでしょう、ほとんど。肝心なめの法律を見て、読んでもわからない。自分にはどう適用されるかわからない。今度の年金だってそうでしょう。今までわざわざ法律に書いてあったものを政令にゆだねている。自分が病気になるからこれは何級になるのかというものは、今度は全部ないんですよ。全部政令ですよ。・・・一体法制局はどう考えておるのか。

○茂串政府委員・・・法律による政令への委任の範囲の問題でございますが、これもたびたび申し上げておりますように、もともと法治国家であります以上は、国民の権利義務にかかわる事項あるいは国の組織機構等に関する基本的な事項、こういったものはすべて法律で規定するのが建前でございます。

ただ、ただいま申し上げました権利義務に関する事項といい、また国の組織等に関する事項といいますが、非常に複雑な、また専門的な事柄もあるわけでございまして、したがって、技術的な事項、専門的な事項、手続にわたる事項あるいはまた機宜に応じていろいろと迅速に改正を要する事項とか、そういったものにつきましては、これは法律で一々規定しておりますと非常に煩瑣であり、また機宜に応じた手が打てないという問題もございませぬ、そういうものは合理的な範囲内で政令以下の命令に委任するというのが、現在の法体系の建前でございます。現在のやり方ものような趣旨に即している立案され、また実行されていると思っております。

13 人事院規則への委任の範囲

(六四回・昭四五・二・一五
衆・内閣・五号二二頁)

○山崎昇君・・・今度の給与法の改正案見ても、たとえば高齢者の場合見ても、人事院規則に譲ることがたいへん多いわけです。・・・私は人事院規則にこの委任事項が多いことは、どうも立法技術上問題があるんじゃないかと思うのですが、あなたの見解を聞きたい。・・・

○政府委員(佐藤達夫君) 普通の法律と、その委任命令との関係を考えます場合には、やはり法律でできるだけ規定をして、委任の幅を狭くすることがまず常道だということをおっしゃるわけですね。しかし、御承知のように、国家公務員法及び一般職の給与法におきましては、いま御指摘のとおり、相当大幅な委任がされておる。たとえば宿日直手当のごときは全部人事院規則におまかせいただいております。このような場面が方々にあります。この理由は、要するに、人事院という役所の特殊性と申しますか、中立性、独立性というようなものが技術的であるというように、事柄を総合的に勘察されてこういう形ができておると思えます。たしか政治活動の規制などはほとんど大幅に人事院規則にまかされておる。あれは憲法違反じゃないかというように、たしか最高裁まで争われたことがあると思えます。その場合にも、裁判所ではいま私の申しましたような理由を述べまして、通常の行政官庁に対する場合とはこれ違ふんだという、いわば中立機関に対する信頼というものを前提にして判定されているように思えます。

14 附則による政令委任の適否

(七二回・昭四九・四・二四)
衆・文教・二三号二二頁)

○塩崎委員 ……この附則は前回の定数法の改正のときもあつた附則なんです。書き方が同じなんです。しかし今度は新しく勸奨退職年齢の延長をした府県については三分の一の特例を設けるといふのでしよう。それをいままでと同じような、従前はそんなことはなかったときの同じような附則で、それに基づく政令でそういったことを書くのがはたしていいでしょうか。

○味村政府委員 附則の三項は、先生御指摘のとおり、従来からある規定でございまして、一応これは五年間なり三年間なりの経過的な定数をきめることを政令に委任したという規定でございまして、ただ、政令に委任する際に、無条件委任というわけではございまして、「公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、」そう

いう一種の政令委任の条件がついている規定であろうかと存じます。したがって、このような附則によりまして、このような事項を政令に委任するということは、もう当然何の問題もないと存じます。

○塩崎委員 ……私は、この規定は段階的にふやしていくのだという規定であつて、勸奨退職年齢を延長する件について特例を設けるといふようなことはこれからはとも出でてこない規定だと思つて、…これはひとつよほど検討していただいて、今後の立法は、やはり授權立法というのにはできる限り減らすということが憲法の趣旨じゃありませんか。憲法七十三條の趣旨から見ても、もう委任立法というのはほんとうに明確じゃない。こんなことを考えると、はっきり書くべきじゃないでしょうか、過疎県なら過疎県と。

それから委員長、どうなんでしょうか。委員長にお願いしたいのですが、私は旧憲法時代に法律の審議も国会でやつたことがあるのです。当時ははるかに政令が多かつた。命令という、「定ムル所ニ依リ」があつたのですが、そのときは必ず命令案費綱というものを国会に出して、法律と同時に審議を願つたような経緯がある。いまは、ほんとうに国会議員が法律を読まないから、もう皆さん方が安心して白紙委任状をとつてしまふ。これはどうなんですか。ひとつこのような慣行を文教委員会につくられるかどうか、一ぺん委員長の御決断を伺いたいと思つておるのです。

○稲葉委員長 ただいまの点については、理事諸君とよく相談して、適当な機会に御返答申し上げます。

15 命令で定める事項に係る経過措置の命令委任に際し「経過措置に関する罰則」を含めて委任することの適否

(一〇一回・昭五九・七・一三)
参・環境特別・一一号一一頁)

○飯田忠雄君 この湖沼水質保全特別措置法案の第三十條に「所要の経過措置」ということがありまして、その下で「経過措置に関する罰則を含む。」こうなっております。

刑罰というものは、御承知のように、日本の憲法の三十一條、これは罪刑法定主義でしょう。罪刑法定主義の根柢は

三十一条なんです。そのことは判例も言うておる。そうなりますと、罰せられる行為とそれから罰すべき刑罰の範囲というものは明確に法律で示されていなきゃならない、こういうわけでございますが、・・・特に、所要の経過措置に關する罰則を含めてそれを命令で定めることができる、こう書いてある。罪の内容の決まらないようなものについて、刑罰も決めないで命令でそういう罰則を決めることが許されるかどうか、・・・

○政府委員(関守君)・・・この法律におきましては大変技術的に専門的な事項が多々ございます。したがって、その技術的な専門的な事項につきましては命令で定めることにせざるを得ないというのがかなりあるわけでございませう。そうしまして、そういう事項は、今お話がございましたように、法律の上で事項は特定されておるわけでございませう。そうしまして、その命令を制定いたします場合に、あるいは命令を改正、廃止いたします場合もあると思っておりますけれども、この経過措置と申しますのは、その命令を定めあるいは改正する際に、その前の時点と申しますか、そこに今まで規定されていた定めと、それから改正後の定めというものについてどういう適用をするかということ、それから・・・場合によっては緩和をしていくということが必要になってくる場合があるわけでございます。しかし、それはいずれも、その特定の事項に絡みまして、法律で書いてある事項のそういう時点の経過と申しますか、適用なりに伴います経過の措置でございますので、非常に限定的なものである、かつ、その内容も非常に特例的かつ暫定的なものであるということになるわけでございます。

さらに、ここにも書いてございますように、「合理的に必要と判断される範囲内」ということでございしますので、例えばその経過措置につきましては、そのもとの方の法律で決まっております措置に比べまして過酷なものであるとか、そういうものは認められない。あるいは罰則につきましても、それぞれ経過措置のものになります規定において、・・・罰則がこの法律で書いてございますけれども、それを越えることはあり得ないというのは当然だろうと思えます。したがって、そういう観点から言えますれば、これが一般的、包括的に委任をしているものだというふうには私どもは考えられないのではないかと。具体的なこの法律による個別の委任があるわけでございますから、その罰則は憲法

三十一条の罪刑法定主義に反する罰則ではないというふうにご考えているわけでございます。

○政府委員(関守君)・・・罪刑法定主義と申ししても、その中で法律の委任による罰則が認められるということも、これは先ほどお示しの判例を初めいたしまして最高裁判所でも認められているところでございます。

そこで、その委任の範囲が問題になるわけでございまして、それが御指摘のように包括的限定、無限定であれば確かに問題でございますけれども、この法案におきましては、先ほど水質保全局長から申し上げましたような各条で命令に委任する事項は決まっております。そうしまして、ただ、その委任されている事項の適用につきまして、新しい措置にすぐにそのまま移行できるかどうかというような点から、合理的に必要とされる範囲内の経過措置が任せられるわけでございます。そういったしますと、その任せられる範囲につきまして罰則をもって担保しなければならぬという事態もあるわけでございますので、それがはっきりわかっている場合には、むしろこの十六条にも書いてございますように法律で決めているわけでございます。そういう意味では、極力明確化を図るといふ形をこの法案でもとっておるわけでございます。

ただ、ここで、そのような経過措置につきまして、しかし合理的に必要な範囲内でやはりとらなければならぬような経過措置があり得るだろう、そういうときに、それは本体の規定にいわば付随的な経過措置なわけでございませうから、その範囲もおのずから限定的なわけでございます。そういったしまして、それについての罰条につきましても私どもとしては当然その本則にかけられる罰則というものを越えることはあり得ないというふうにご考えられますから、そういう点から言いますと、この経過措置に關する罰則、確かに言葉としては簡単でございます。簡単でございますけれども、法の趣旨からしてそういう内容がきちんと盛り込んである規定であるというふうにご考えておりました、そういう意味では許された委任の範囲の罰則であるというふうにご考えているわけでございます。

○味村政府委員 憲法七十三条の六号には、「政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。」と規定してございまして、法律の委任がございませば政令によっても罰則をかけることができることになっております。それで、政令自体で罰則を決めませんで、いわゆる構成要件に該当する行為を政令で決めるということも、これはしばしば行われているところでございまして、これは先ほど申し上げました法律による政令への委任の一般の法理によるものでございます。

(一〇八回・昭六二・三・一三
衆・予算・一〇号・一三頁)

17 「罰則の適用に関しては」の文言の有無による意義の異同

(二八回・昭三三・四・一八
参・法務・三〇号・八頁)

○龜田得治君 ……「罰則の適用に関しては、法令により公務に従事するものとみなす」……
○政府委員(竹内寿平君) 「法令により公務に従事する職員とみなす」という書き方と、「罰則の適用に関しては、法令により公務に従事するものとみなす」と、この「罰則の適用に関しては」という、特にそういう文字をつけたことについて、解釈運用上差異があるかどうかという点でございしますか。

○龜田得治君 そうです。

○政府委員(竹内寿平君) ……法制局の見解といたしましては、今日では両者の間に差異はない、という見解に立っておるようでございます。……この両者の間に今日では区別をつけて考えていないということでもございまして、私どもも若干のニュアンスはありそうな気もしますが、事、刑罰に関する問題につきましては両者とも同じように解釈して差しつかえないという結論になって、まあそういう趣旨で申し上げております。……

18 罰則の準用の適否

(六五回・昭四六・五・二一
参・地方行政・二一号・二八頁)

○和田静夫君 ……けさ、私、決算委員会で大蔵省に尋ねました。ところが、罰則規定というのは準用というのは通常はいたしません。ところが昨日は、ここでもって自治省の側が準用をすと言ったら、法制局の側もできると言った。したがって政府の統一見解を求めたのです。

○政府委員(吉岡一郎君) ……本来準用をいたします場合には、準用と申します規定は、特定の法律の特定の、まあたとえば第X条がある場合について準用するというような非常に個別の場合から、またAから始まってZで終わるような非常に長い一連の規定、いわば制度と申すべきものを一括して準用する場合とございします。そのような場合には、できるだけ準用した結果と申しますか、準用によって法制度がどういうふうに動くかということを、この法律を適用せられる一般の国民の立場から見てもわかりやすくすることは当然でございします。最近の立法例におきましては、準用する場合において、特に罰則を準用するような場合には、その罰則を含むというような文言を用いますとか、また、罰則につきましてはわざわざ別に規定をいたしまして、実体法の部分は実体法に書きまして、その実体法を準用される。たとえば第十五条において準用される第三条の規定に違反した場合には五万円以下の罰金に処する、たとえばそのような規定を設けるような処理をいたしております。ただ、先ほど申し上げましたように準用として制度全体をまとめて準用する、一連のでき上がったシステムといたしまして、数カ条あるいは数十条の法律をもって、法条をもって構成されますような法律上の一つの組織、そのようなものを全部一括してある場合に適用する、ある場合に變更適用するような準用のしかたもございしますので、そういう場合も、特に罰条のことを指示しない場合も従来ございました。地方自治法は制定もや古いものでございますので、罰条をできるだけはっきりさせるといような立法技術上の考慮もまた十分に進んでおらない時代でございましたので、この第二百九十二条のような規定のしかたに相なったかとも思いますが、当然この二百九十二条は、ただいま申し上げましたように全体の制度をまとめて一連のものとして變更適用するという準用でござ

いますので、実体規定のみならず罰条も準用される。そのために、法律の趣旨から申しまして、法の所期するところに反する結果に相なると思います。重ねて申し上げますが、第二百九十二条の場合におきましては罰条も包括的に適用変更せられるものと私どもは理解いたしております。

○和田静夫君 したがって、けさほど論議をいたしました大蔵省の見解と明確に違っているわけです。・・・

○政府委員(吉國一郎君) ちよつと補足して申し上げたいと思ひますが、地方自治法には、ただいま申し上げました第二百九十二条のほかに、地方自治法で設けております都道府県の制度でございますとか、あるいは市なり町村なりの制度を一括して包括的に適用するような場合、適用したりあるいは準用したりするような場合が少なからずございます。そのような場合に、これは先ほども申ししたわけでございますが、たとえば特別区に市に関する規定を適用するというところにいたしておりますが、この場合には、市に関する実体法のみならず若干の罰則も当然に適用に相ならなければ特別区の制度を十分に維持することはできないことは当然でございます。ほとんど疑義がないではないかと思ひます。

先ほど大蔵省関係のお話ございましたが、いまここで尋ねましたところが、具体的には信用金庫法の第八十九条の關係のようでございますが、これはごらんいただければわかりますように、非常に個々の条文について適用いたしております。銀行法の業務報告書に関する第十条でございますとか監査書の第十二条等々の規定をいちいちこまかく法条をあげて準用いたしまして、その準用いたしますことを受けまして、第九十条において罰則の規定として、その第二号で、「第八十九条において準用する銀行法第十条の規定による」云々ということで一定の罰則を科しておるわけでございますが、これも、先ほど申し上げましたような個々の個別の条文を準用していきます場合には、当然その実体法だけを準用することになりますので、それに対して罰則をもって律する場合には、当然第何条において準用する第何条の規定に違反したときは一年以下の懲役または十万円以下の罰金に処するという罰条を置きませんと、罰則をもって律することはできないわけでございます。その場合に、信用金庫法の場合も包括的に銀行法の規定を準用するような方法と申しますか、そのような制度になっております場合には、地方自治法のような規定のしかたもあり得ると思ひますが、信用金

庫におきましては信用金庫特有の規律を設けまして、銀行法とどうあつてしかるべしというようなものだけを、規定を一々あげまして、第何条第何条及び第何条の規定を準用しているわけでございます。その準用することによつて、信用金庫の役員あるいは職員に一定の義務を課すわけでございます。その義務の懈怠があつた場合に、これに対しては一定の罰則をもって律することにいたしまして、その義務が完全に履行されることを所期することは法律の当然の態度でございますので、その第何条において準用をする、第何条にはこういう罰則をつけますよということを規定するという形になるわけでございます。

これに対しまして地方自治法の第二百九十二条のような規定のしかたは、包括的にその制度を全体として準用する、あるいは適用することでございますので、この市に関する規定あるいは町村に関する規定の中には、あるいはその組織であるとか管理であるとか財務であるとかというようなものもろの規定のほかに、あるいは行為を規律する規定もございまして、その行為を規律するについては、これを担保するために罰則があるわけであります。そのようなことも一括して、たとえば特別区には市に関する規定を適用することにして、特別区の制度と市と全く同じように整齊と運営していくというのが法の精神でございますので、その意味で罰条も当然含まれていると解すべきであるということでございます。その点は先ほども申し上げましたように、できるだけ法律はその適用を受ける國民にとつてわかりやすいということを当然のモットーとしておりますので、先ほど申し上げましたようないろいろな立法の技術を使つておりますが、地方自治法のような書き方が非常におかしいというようなことが全くございませんで、地方自治法の二百九十二条の規定のほか、先ほど申し上げましたように特別区の規定であるとか、いろいろな規定がそのままされるような体制をとっております。これはひとえに数カ条あるいは数十条からなるような制度全体を一括して適用する、これはこういう手法をとりますことは、市に関する制度でございますとか、町村に関する制度というものが、地方自治法の上で一つの上記した制度として、何びとも地方自治の關係者には慣熟しており、あのとおりずつとやればいいんですよということを示すためには、個々の法条で一々あげるよりも、市に関する規定ということで、包括的に一連の規定を

準用し、あるいは適用するほうがわかりやすいという考慮も立法技術としてはあるわけでございます。その意味で、先ほど大蔵省からお答え申し上げたというお話でございますが、その考え方と地方自治法の考え方は全く矛盾のない、いずれも法律をわかりやすく国民に示すという精神から出たものでございまして、大蔵省関係の法律といえども、私ども政府提案のございしますのは全部審査をいたしております。同じような基本的な考え方から出たものでございしますので、その間矛盾はないものと私も思っております。

(六五回・昭四六・五・二四)
参・地方行政・二二号四頁)

○政府委員(高辻正巳君) 地方公共団体の組合をめぐる法律問題に關しまして御質疑をいただいた御答弁が御満足をいただけなかったことをまことに残念に存じますが、法律はもともと国会が制定するものでありますから、その制定した法律につきまして国会で示された意見にはわれわれとしても当然相当の敬意を払うものでありますけれども、政府の統一見解はどうかということでありまして、お尋ねに従い、われわれなりの意見を率直に申し上げることにいたしたいと思います。

その統一見解を求められている点は、私が出られませんので、いままで出た政府委員から聞いたところであります。罰則の準用、特に罰則を含む包括的な一連の規定の準用することは許されないのではないかという観点からのお尋ねであったようであります。罰則は、申すまでもないこととありますが、国民に対して課された義務の履行を確保いたしますために、その義務違反に対して罰を科せようとする規定でありまして、したがって、つとめて国民にわかりやすく書かれるべきものであることはこれは言うをまたないところであります。その意味で、罰則は構成要件なりあるいは法定刑等をみずから具体的に規定するのが原則であると言つてこれは差しかえないのみならず、それが当然のことであると考えます。その点は、しかし、広くいえば国民の権利を制限したりまたはこれに義務を課するというような規定についても同様に言えることとありますが、しかし一方、これらの規定につきまして立法技術上準用という

方法が全く許されないかといえ、そうは言い切れないのではないかと。準用される規定の内容なり、あるいは準用される場合の要件が明確でありますならば、あえてこれを不可とするまではないと思ひますし、これまでに国会で制定されました法律にもそのような例があることは御承知のとおりであります。

これは準用一般のことについて申し上げましたが、次に、包括的に罰則を含む一連の規定の準用することはどうかという問題が出てまいります。制度が慣熟しており、それについての体系的な一連の規定をまとめて準用することとしたほうが、きわめて多数にのぼる準用条文を法律の規定の上に一々あげていくよりもわかりやすいという場合がないではございません。こういう場合には、問題の大局的な理解を容易にするという見地からも、従来からそうした方法が用いられてきております。この場合において、この準用あるいは適用の趣旨から申しまして罰則を含むことが明らかであると解される場合もあるものであります。包括的な準用の場合であるからして罰則を含まないと、これまた一がいに言うことはできないと思ひます。ただ、最初に述べました罰則についての一般的な趣旨から申しまして、このような一括準用の方式は、さつきちょっと申し上げましたような特段の理由がある場合を除きましてはつとめて避けるべきであるし、また今後はそういうことはつとめて避けるようにしてまいりたい、このように思っております。

以上が統一見解でございます。

○和田静夫君・・・「普通地方公共団体は、法令に特別の定があるものを除く外、その条例中に、条例に違反した者に對し、二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料又は没収の刑を科する旨の規定を設けることができる。」こうまあ十四条五項がなっているのです。これが住民にとって容認し得るのはなぜかということ、それは、そのみずからが直接選出した議員が制定した条例だからこそ容認できるのだと思ひます。しかるに連合の議員というのは、この住民が直接選び出していないというのが通常であります。そのほかの職員という形で、間接的にも住民の意思を反映していない部分さえ含まれるのです。助役やら職員という形で、それらも連合の議員になれるわけですから、これは住民にとっては何の関係もない人々です。ほんとうのことを言つてしまえば、こうした議員の、そういう種類の議

員の制定した条例によって、住民に罰則まで適用されるというのは、住民としてはこれは承知できるはずがないわけですね。そういう意味でたいへん問題があると指摘をしているわけです。・・・

○政府委員(高辻正巳君) 御指摘は、たいへん立法技術上の問題としていいところと申しますか、注意すべき点の御指摘であることは間違いないと思います。ただこの一括準用の方式、これはある程度御理解をいただいたと思いますが、これはむやみやたらにやっていいものではないこと、これだけは明らかであります。しかしそのほうがいい場合もなきにしもあらず。一般的に慣熟されたような一連の体系といえますか、法体系というものについてこれを準用していく。そうでないところに一々規定していくのも一つの手であることは間違いありませんけれども、それよりもそうしたほうがよいのではないか。これは意見の問題としていろいろあるかもしれませんが、そういう道もまた許されていいのではないか。

むしろ委員が御指摘の点は地方自治法の十四条の問題であるようでありますが、結局われわれとしましては、最初にも申し上げましたように、これはだいたい前のごとであります。国会で制定した法律についての御意見については確かにこれは敬意を表すべきものでありますけれども、われわれとしてこの十四条の五項をでき上がった法律として見てまいりました場合に、組合の共同処理をする事務につきましては、その組合に関係地方団体と同一の権能を付与しようというのが地方自治法の趣旨ではないか。したがって、この十四条五項が準用されるのが多いのではないかと一応考えるのが基本でありますけれども、それについて理論上おかしうはないかという御指摘があったわけです。

これにつきましては、われわれとしてはわれわれなりに一応こういうふうを考えております。と申しますのは、第一には、地方公共団体の組合というものは、申すまでもなくともこれを組織する地方公共団体に基礎を置く複合的地方公共団体であるというのが一点。それから第二点は、その条例は組合の議決を経て制定されるものである、これも間違いありませんが、その議会の構成であります。その議会は、地方自治法上、組合を組織する地方公共団体の議会の議決を経た規約の定めるところによって選挙された議員によって構成されるものであるということ。その結果とし

てでありますけれども、第三には、地方公共団体の組合の条例は、自治立法として組合を組織する関係地方公共団体の条例と同一の性質を有するものであるからしまして、御指摘の点は全く理由にならぬというわけではむしろありませんけれども、そういう点につきましては、いまのような解釈のしかたと申しますか考え方もあり得る。われわれとしてはそういう考え方で、当時の立案の衝に私は当たったわけではございませんけれども、おそらくはそういう線で立案の衝に当たり、またそういうことで国会も法律として制定されたのではないかとこうように考えるわけでありまして、いま私が申し上げたような一つの考え方、これもまた頭から否定されるほどのものではないのではないかと。私どもはそういう考え方をとってまいりましたということを申し上げさせていただきますと思います。

○和田静夫君・・・「大阪市条例第六八号違反被告事件」「地方自治法第一四条第五項およびこれに基づく昭和二五年大阪市条例第六八号「街路等における売春勧誘行為等の取締条例」第二条第一項は、憲法第三一条に違反しない。」との判決中の理由、ここで第十四条第五項の問題に触れて、「条例は、法律以下の法令といっても、上述のように、公選の議員をもって組織する地方公共団体の議会の議決を経て制定される自治立法であって、行政府の制定する命令等とは性質を異にし、むしろ国民の公選した議員をもって組織する国会の議決を経て制定される法律に類するものであるから、条例によって刑罰を定める場合には、法律の授權が相当な程度に具体的であり、限定されておればたりと解するのが正当である。」このいわゆる最高裁の判例からいっても、どうも先ほどなされたところの統一見解というのは私はやっぱ理解をすることができないわけでありまして・・・

○政府委員(高辻正巳君) お答え申し上げますが、先ほどちょっと触れた判決そのもの、三十七年五月三十日であったかと思いますが、そのケースは、御指摘のように普通地方公共団体の条例について罰則を委任することと憲法上どうであるかという問題がまさにその問題であったわけでありまして、それに必要な限りの意見を、判旨を最高裁判所は示したというべきだと私は思っております。で、この地方公共団体の組合についても、また普通の地方公共団体の条例についての問題がありますように、これが問題とされることとは私は思いません。また御指摘のような御意見も敬

意を表してしかるべき論点だろうと思いますが、しかしそういうことが問題になりました際には、私は、先ほど申し上げたような趣旨からしてこの問題は解消するのではないか、そういう問題が出れば、私どもとしては、最高裁はやはりさつき申し上げたような点でこれを別に問題とはしないのではないかとというのがわれわれの考え方であります。むろん、いま御指摘の判例は、私詳細には覚えておりませんが、大体この理由はいま御指摘のようなところであろうと思えますし、この理由が、普通地方団体の条例の問題についてはそれをいえば足りるわけでありますから、それだけではないか、一般的な組合につきましてはまた組合についての考え方というものがおのずからあり得るのではないか、その考え方は、大体先ほど申し上げたようなものではないか、かように考えるわけであります。

○和田静夫君・・・自治の原則ということを大切にすることがゆえにこの質問の発想が生まれているのですが、住民にとって罰則を認めることがどういう部面から考えてもできるということは、自分が選び出したところの議員が関与をしているところの議会によって条例が制定をされれば、それが設けられるわけであります。ところがこの連合の議員というのは、先ほど言われましたけれども、住民の選択というものを一つも得られないところの一般職員が議員になれるわけですよ。それがつくり出すところの罰則が適用されるなどということは、自治の原則からいってがえんずることができなわけがないでしょう。そういう意味では、立法論的には明確にすべきことであって、準用をできる筋合いのものではないか・・・

○政府委員（高辻正巳君） この普通地方団体の条例は、住民の直接選挙された住民代表によって構成される議会の議員が議会を構成して制定するものであるからという理由は、いま御指摘のあったとおりであります。この条例も、実は争訟の、先ほどの三十七年の判例では、それでも足りないんじゃないかと、憲法の罪刑法定主義、法律に定める手続によらなければと書いてあるにもかかわらず、条例で規定するのはおかしいのではないかとこの考え方だったと思えますが、それについて、条例はいま御指摘のような関係であるし、地方自治法にもともと規定もあることであるからまあいいのではないかというのが大体の筋であったように記憶いたしておりますが、この直接選挙による住民代表

者が直接に関与したものでなければ委任することは違憲であるか、また違憲であるというようには最高裁判所は必ずしもいってないわけですね。

そこで、一体どこまでが許されるのかという問題は、確におっしゃいますように問題があると思えます。しかし、私どもが一部事務組合について考えますのは、ともかくも一部事務組合といえますか、もっと広い地方公共団体の組合について考えますことは、その組合自身が関係地方公共団体に基礎を置く複合的公共団体ではないか。それだけではむろん足りませんが、条例はこの組合の議会の議決を経て制定されるのである。その議会は地方自治法上組合を組織する地方公共団体の議会の議決を経た規約——これは住民代表がみずから定めるところの規約であります。規約の定めるところによって選挙された議員によって構成されるものである。したがってその結果として、地方公共団体の組合の条例は自治法として地方公共団体の条例と同様の性質を有するものではないか。確かに直接に選挙された議員によるものではないかもしれませんが、やはり住民の意思というものは、この意思のつながりがそこにあることだけは確かである。そこで、それがなければ私もこんな説明はいたしませんけれども、住民の意思がそこに働いてきておるといふことは明らかでありますので、その点を申し上げているわけであります。〔備考〕三八八ページ参照

19 一部改正法の性格

（一六回・昭二八・七・二八）
衆・法務・二四号二頁）

○野木政府委員・・・今までの日本の立法技術上におきましては、一部改正につきましては、一部改正法が成立、施行になりますと、それは本法に溶け込んで本法の中に織り込んでしまうというような実際の考え方になっておるわけであります・・・

20 一部改正法が一つの単独法律として残る場合

(五五回・昭四二・六・二八)
衆・商工・二四号三頁)

○田中(武)委員 ……一部を改正する法律の一部を改正する法律案 いままで何回もやりましたが、しかし今回の特に改正法の成立と同時に、本法に埋没する場合、一部改正法というのはなくなるわけです。ところがそうでなくて、一部改正法が一つの単独法律として残る場合がある。それを今度改正するときに一部を改正する法律の一部を改正する法律案ということになるのだ。こういうことで、どういう場合に埋没をし、どういう場合に一部改正法として単独の法律で残るのかということをしらべてみたわけです。そうするといろいろ例外はあるかもしれませんが、原則として附則の場合。本文条項を変えるときは改正法が成立したときにもう直ちに本文の中に埋没してしまう。附則の場合に残るのだ。そうすると、一体附則は何を書くのか。前の法制局長官の林さんの著書なんかを見ましたが、これもはっきりしていないのです。大体公布、施行の時期を書くとか経過規定を書くとか、そういうようなことになっておるわけですね。そういうものを直したときには埋没せずに一部改正法として単独の昭和何年法律第何号として残るのですね。この辺がまだはっきりしていないんじゃないかという感じを受けます。……こういうことに対して法制局ではっきりしたところの一つの見通しがあるのかないのか。……

○田中(康)政府委員 一部改正が単独にそのまま残るとい場合は、先生御指摘のごとく一部改正法の附則だけだと私も思っております。と申しますのは、一部改正法の本則というのはそもそも本法そのものの中に入りましてその中に埋没いたしますので、一部改正法の中に将来ともなお効力を有するものが、本則に入るといことはわれわれとしてはいたしておりませんので、附則が一部改正法として将来効力を有することになると思うのです。その場合、附則はどういうものを規定するかということでございますが、附則はいま御指摘のように、まず最初に施行期日を書く、その次にたとえばその法律によって廃止する法律がございますれば、その廃止法律というものを書く、それに引き続きまして、いわゆる経過規定というのがあるわけでございますが、経過規定の中には、たとえば法人を設立するというような場合に

おきましては、法人を設立するための政府からの委員の任命その他の行為がずっと一連のものとして書かれます。それ以外に本則と申しますか、その法律が施行になった場合、その改正になったままの形で施行されますと、非常に取引の安全その他を害するというようなことがございますので、そういうことがないように一定の期間を経過期間といっておりますが、経過期間を置いて施行するような手続をずっと書いておるといのが普通でございます。それから他の法律の一部改正というふうになるのが普通でございます。他の法律の一部改正に伴うまた経過規定がございますので、そのうしろにつくというようになっております。

21 枝番号による改正の適否

(四〇回・昭三七・二・二一)
衆・商工・一一号五頁)

○田中(武)委員 ……まず第一点は、商工組合中央金庫法の第六条と八条との関係の問題でございます。……法律を見ても、商工中金の資本金が幾らあって、そのうち政府出資が幾らで、民間出資が幾らか一目見ただけではわからないようにできているのです。そろばんを持ってこなければ計算ができないという法律があるのでしょうか。改正ごとと六条の一、六条の二と入れていくのですが、これは毎年資本金をふやせば三、四とふえていって、しまいは六条の二三八というふうなものをこしらえるつもりですか、お伺いいたします。……

○吉國政府委員 ただいま立法の形式の問題についての御質問でございますので、法制局の考え方を申し上げたいと思っております。

第六条で資本金の基本的な規定を定めまして、昭和十八年に第六条の二の規定を設けて資本金の増額について一条を起こして規定するという形を設けましたのに従いまして、戦後も、昭和三十年以降、第六条の三から始まりまして、今回に至ります第六条の七まで、同じようにして改正をして参りました。ただいま田中委員の御指摘のように、形式としてはなはだ望ましくないというようなお話でございますが、従来そういう形式をとっておりますので、今回特にその形

式を改めるということの格段の理由もございませんでしたので、今回も第六条の七として、同じような形式を踏襲したわけでございます。先ほど御指摘のように、これを計算しなければ資本金の額がわからないではないかというお話でございますが、これは、計算をしていただきましても、政府の出資の額のみでございます。民間出資の額は、それを含めまして商工組合中央金庫の定款で規定しておるようなわけでございます。その定款の規定は、商工中金法の第五条に、定款の記載事項をあげて規定してございますが、その中で、第七号に、「資本金額」という文字を掲げております。これで、定款で、現在の資本金の額がはっきり示されておるわけでございますが、確かに立法形式として望ましいものとは私も決して考えておりませんが、にわかになんかこれを改めるほどの必要も感じませんでしたので、今回も第六条の七で同様な改正の形をとったわけでございます。

○田中(武)委員 きょうは採決に應じるつもりでおるのですが、その答弁では、きょう採決できませんですね。直すのか直さぬのか聞いておるのですよ。直す気がなかったら、私はここで修正案を出します。一条でできるのです。第六条は資本金、第八条はそのうちの政府の出資金なんです。だから、一条で、二、三行で現わすことができるのです。そして出資のたびに、前のやつを消して次のやつを入れるようにすれば、「ノ一」、「ノ二」、「ノ三」なんて書かなくていいのです。特に積極的な理由がないからと言つが、・・・そんな大へんなことを言うなら、もう一度修正するしかないか、どういふふうに、いつ書き改めるかはっきりしない限り採決はできない、こういうことになりましたが、どうでしょうか。

○大堀政府委員 先生の御指摘、まことにごもっともでございますので、一つ次回にはこれを直しますように、法制局と相談いたします。

○田中(武)委員 今の長官の答弁のように、これは次に出資が増額になるかならぬかにかかわらず、はっきりとした法律体制、スマートな条文にしてみたい、そういうことを申し上げておきます。・・・

22 従来法律に規定していた事項を政令事項に改めることの適否

(六五回・昭四六・二・一七)
衆・通信・四号一〇頁)

○阿部(未)委員 ……なぜ法律事項からはずして省令に移さなければならないかという点について、理解がいかないのです。

○溝呂木政府委員 お説のとおり、どちらでもいいものならば法律にしておいたほうがよりベターではないかという、財政法三条のほうからお説と思います。しかし一方、財政法三条は法律に基づいてという表現になっておりまして、そのものずばりをきめろというふうになっておりません。したがって、われわれのほうで省令ということを主張する理由は、法律という手続は、当然それだけに手続が複雑になります。一年に一回といいますが、まあ臨時国会その他ありますけれども、一応法律手続は省令という手続よりも厳格になっております。一方、われわれとして事業を運営していく上において、三種、四種というものの性格は、完全独占のものではない、しかも三種、四種というものの中には、時々刻々情勢の変化に応じて料金を改定する必要がかなり強い性格を持っている、その意味においては、省令という方式によってその社会情勢に応じた料金を決定したい、こういう主張のもとに、もしその法律の中で許されるならば、許される範囲内において事業の能率的運営のために資したい。こういう主張のもとに省令委任を考えているわけでございます。

○阿部(未)委員 従来の郵便料金の改定の経緯から見ても、三種、四種の料金だけが時々刻々に変えられる性格のものだとは、私は思わないのです。しかも先ほど求論議をしておりますように、公共的な性格が強いから政策料金を設けなければならぬ。そういう公共的性格の強いものが省令によってもし・・・時々刻々変えられたら、一体国民はどうなりますか。・・・時々刻々いつもそのときの社会情勢に応じて変えていくことになる、これはきわめて危険ですから、だからこそ私はこれが法律事項でなければならぬということを主張するわけですが、どうですか。

○溝呂木政府委員 ……要するに法律手続をとる問題と省令という手続をとる問題との差を申し上げたわけでござい

して、じゃ省令に委任したらもうじゃんやるのかということですが、これは決してそうじゃございませんで、法律に基づいての基準があります。それは一種の同一重量の料金を上回ってはならないというものがございませう。一方、公共料金ということになれば、いま政府におきましても、公共料金の改定にあたっては、それが認可料金であろうと何であろうと、一応関係協議会という場でもって公共料金としての問題点を、別の面から、要するに政策的面からそういうものがチェックされるようになっております。したがって、法律というか、省令というか、一つの手続上の問題と、一方公共料金はその時代において非常に重要性を帯びてくることによるチェックというものは、一応別の面からチェックされていくというふうに考えております。したがって、われわれも、省令に移したからといってこれは公共料金ではないというふうには考えておりません。公共料金でございますので、当然政府としてこの料金を改定するにあたっては、省令としては郵政大臣限りの権限であっても、おのずから政府全体の責任においてこれが決定されていく、こういうふうに考えております。

○阿部（末）委員　そういうお考えならば、先ほど来私が何度も申し上げておるように、これを法律事項としても少しも差しつかえはない、そういう結論にしかならないわけですし、また国会というのはそのためにあるのであって、ここそ真に国民の意思を代弁して、租税法主義なりの原則にのっとった審議の行なわれる場である。特段、省令事項にしなければならぬという明確な理由がないのに、国会の場からその審議権を奪って省令できめようとする思想には、私どうしても賛成ができません。御意見がありませんか……

○井出国務大臣　いま阿部さんと両局長との問答を伺っておりましたが、もちろん料金の問題でございますから、慎重を期さなければならぬと思うのでございますが、一種、二種、これは国家独占の仕事とでも申しますか、そういう関係からこれは法定事項に残した。三種、四種の場合は、もちろん公共的な割引というものをその中に包含しておるのでありますけれども、送達手段といたしましては他にも方法がある性格のものだ、こういうことから、その間の扱いの弾力性といましようか、そういう点で省令に移していただいて、これの施行にあたりましては、第三条があり、第二十三条

ですか、こういうきちんとしたワクがはまっておるのであります。その中で慎重を期して扱ってまいるという考え方にしておるもの——各国の例などを検討したのでございますが、すでに小包などにおいても省令になっておるようなものもあり、各国ともにこれは比較的弾力性をもって当たっておる、こういうことが郵政審議会でお取り上げになってあの答申に出てきたもの、これに私もは準備いたしたという経過があるわけであります。

○阿部（末）委員　……いまの大臣の御答弁を伺いまして、だからこれは法律事項からはずして、省令にしなければならぬという点にはどうしても納得がいきません。もう少し納得のいく説明を当局からしてもらいたいと思ひます。

○竹下政府委員　この料金の決定のしかたはやり方の問題でございます。従来のようにすべて法律でやるというやり方もあるわけでございます。それをあえて今度のこの法改正によりまして、基本料金以外のものは法律からはずしていただく、こういうことを要望しております。ゆえんのは、やはり郵便事業の事業運営というものに企業性といひますか、弾力性、こういうものを盛り込みたい、こういう意欲のあらわれでございます。郵政審議会もそれを指摘しておるわけでございます。

郵政事業は、電電であるとか国鉄であるとかの公社とは様子が少しは違うのでありますけれども、相当似通ったものでございますが、この両公社の料金の決定の実態をながめてみますと、この法律事項になっておりますものは、きわめて基本的な料金及び基本費率とでも申すべきものだけでございまして、それ以下のものは主務大臣の認可及び公社の総裁の専決にまかされておるわけでございまして、国鉄の場合に例をとりまして、一キロメートル走るのに何円何銭ということ、いわゆる法律でございませう。しかし、それを受けまして、急行料金であるとか定期運賃、つまり学割でありますとか通勤割であるとか、あるいは寝台券、特急券、こういった相当重要と思われる料金、すべてこれは認可運賃ということになっております。こういうことから、片や事業の運営にかなりの弾力性ができる余地がございます。それに比較いたしましたして、郵政の場合にそれが欠けるという現状にあるわけでございます。

それからもう一つは、先ほど大臣が申しましたように、郵便料金の決定方式で今日法律事項としておる国はスイスだ

けでございます。以前イギリス、アメリカにおきましてはこの基本料金は法律事項でございましたが、いずれも公社形態をとるに至りました結果、法律事項でない、別の方式に切りかえておるわけでございまして、内外の似通った事業の実態を比較いたしましたして、さらに事業の運営というものに今後機動性、弾力性を持たせることによって国民サービスをさらによくするという立場に立ちますならば、今度私どもが提案しております意図というものもおわかりがいただける点があるのではなからうかと考えます。

○阿部(未)委員 どうも私は納得がいかないのですが、局長のおっしゃるような理屈からいくなれば、一種、二種といえども、何もことさら法律事項にしないで、ワクをはめて省令に委任しても同じだという理屈にもなるわけなんです。私は小包の場合には、繰り返して言いますが、局長のおっしゃることはよくわかるのです。小包料金の場合には弾力的にそうあってしかるべきだ。これは明らかに企業として他との競争もあることだと思っております。三種の場合には、幾ら考えても競争というわけにいかぬでしょう。弾力性を持つと申されますけれども、さっきのお話では、そう弾力性を持って朝晩改定する意思はない、十分慎重に公共料金としての扱いをします、こういうお話ですから、したがって、通常料金全体を、金額は別として法律事項からははずすならばはずす、入れるならば入れる、こういう思想ならば私は理解できるのです。政策料金と公共性のある一種、二種というものを分けて、政策料金のほうは弾力性を持たせる、そういうようなものの考え方がどうも理屈に合わないと思うのです。・・・

(六五回・昭四六・二・二五)
衆・通信・七号九頁)

○米田委員・・・この第三条が必要になったというのは、財政法三条を無視して、あるいはこの矛盾を理解しながらも、恣意的にあなたのほうが解釈をして、この第三種以下を省令に落とす、その法的根拠として第三条を持ってきた、こういうことになれば、これは財政法と矛盾するのは明らかじゃありませんか、いかがでございますか。

○竹下政府委員 このたびの法改正で、三種、四種、特殊取り扱い料金を法律から省令に落とすということを考えており

ます。それにつきましては、御指摘のように、財政法第三条との関係がございますので、この点につきましては、十分政府部内でも検討し合いました結果、財政法第三条と矛盾するものではないということで方針が出たわけでございます。郵便法第三条、つまり先ほど申し上げました独立採算という原則は、若干趣が変わっておると私どもは考えておるわけでございまして、つまり、この第三条がなくとも三種、四種の料金の決定を省令に委任するという措置はできるわけでございまして、私どもが第三条を新しく設けました趣旨は若干それとは質が違っておる。ただ単に三種、四種の料金決定を省令に委任することだけのために、第三条は実は手をつける必要はない、そのままにしておきましてもできる、こういうふうにご考慮しておるわけでございます。

○井出國務大臣・・・この郵便法三条を新たに挿入したというのは、何もこれで三種、四種にひっかけるとかいうようなこまかい苦当ではなくして、全体的にこういう心がまえで郵便事業というものをやるのが現在の事態において必要であらう。あるいは精神規定だとおっしゃるかもしれませんが、そういう側面もあります。しかし、私どもが郵便を独立の公企業としてほんとうに能率を上げ、合理的な運営をしていくためには、やはりこの段階でこういうものを顕在化することが必要だ、かように考えた次第でございます。

○米田委員・・・財政法第三条でいう「国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。」ここでいう「事業料金」というのは、郵便法に当てはめて何と何が入りますか。どういう解釈でございましょうか。・・・

○溝呂木政府委員 財政法第三条でいいます料金、いわゆる「事実上国の独占に属する事業における」事業料金ということであって、郵便事業における郵便料金はこの事業料金になります。ただ「国の独占に属する事業」ということになりません。したがって、郵便事業の料金の中には非常に独占の強いものとそれからほとんど独占性を持たない料金とがございます。したがって、ここに規制される事業料金は、その独占に属した料金ということになるかと思いま

す。

それから・・・先ほど三条違反ではないかというお尋ねがございましたが、その三条の中にはわざわざ「すべて法律又は国会の議決に基いて」というふうになっております。なお二、三の学説等もここに持ってまいりましたが、わざわざこの「基いて」という字句を用いたというのは、何々によりという場合は料金そのものを全部法定する場合である。また「基いて」という場合は原則的なものを法定しておいて、そしてある程度細目を政令以下に委任することも一応許されているというふうに解釈しておりますので、われわれの今回の省令委任は、その意味において第三条違反ではない、こういうふうに考えております。

○米田委員・・・今日までこれが法定事項としてあなた方が運用されてきたのは、やはりここであるところの独占事業の料金であるから、この根拠に基づいて、しかも憲法の第八十三条、第八十四条の関係であります財政民主主義、それから税の法定主義、法律主義、この原則をくずすことができないということで、三種以下は運用上あなたのほうは非常にやっかいだったけれども、これは法律改正はできないということで今日まで来たのではないですか。どうして突如としてこの段階に来て、三種以下は公共性が弱いからこの第三条の条文に反しないという解釈をとるようになったのですか、全くこれはあなたのほうの恣意的な一方的な解釈でしかないじゃないか、国民を納得させる説得にはならぬじゃないか、私はそう考えます。

○竹下政府委員 この料金のきめ方でございますが、これはきめ方の問題でございますから、全部法律でやるというやり方もあると思うのです。小包も実は三十六年までは法律でやっておったわけでありまして、一切がっさい法律でできるというやり方、もちろんあるわけでございますが、私どもが申し上げたいことは、やはり郵便事業というものは一つの企業でありますし、やはり弾力的な運営、そのときどきの社会情勢、経済情勢に随時適切に應ずるようなサービスを提供する、こういう形でいくべきであろう、こういうことも考えまして、小包を法律料金から政令料金に落としましたのも、実はそういうことを申し上げて、小包の弾力的な運営ということを認めていただいて法律からはずしていただいたわけでございます。

三種、四種につきましても同様に従来そのままやっていたこともできるわけでございますけれども、やはり一つは三種、四種の性格が、一種、二種の性格とは相当違う、これはいわば物品の輸送である、こういう点に着目いたしますし、そういうことを考えますならば、料金の決定等につきましてはやはり法律からはずしていただいて、そのときどきの情勢に随時適切に相即応するようなそういう料金をつくらせてもらいたい、こういう趣旨なのでございます。

○米田委員・・・財政法第三条・・・ここでいっておることは二つある。一つは憲法第八十四条を受けての租税の法定、法律主義、それからもう一つは八十三条の財政民主主義の規定を受けてこの第三条が盛られておる。それは「法律又は国会の議決」というところが私は問題だと思ふ。いま皆さんが考えておるのは公共性が弱い、それは認めましょう。しかし、郵便法第二条というところの国営の、国の独占の事業である。郵政省の管理にあるのは間違いないわけですね。こういうものについては財政民主主義のためまえからいって、法律をはずしても、法定をはずしても国会の議決という要件が必要だということが第三条の精神であると思ふすがどうでございますか。したがって、国会の議決からはずすような省令事項にすることは、明らかに財政法第三条の違反ではないか、憲法の違反ではないか、私はそういうふうに申し上げるわけがあります。

○竹下政府委員 私が非常に俗なことばをつかいました、法律からはずすなどということをお願いしたものでありますから、まるきり法律と無縁のものになる、こういうふうにおとりになったかと思ひますが、正確に申し上げますと、法律から省令に委任するのですが、あくまでも法律に基づいて省令に委任する、こういうことでございます。基づくと申しますことは、法律の中に省令委任の基準あるいは条件、こういったものを法律で厳然としてうたい込むことでございます、そのワク内で省令に委任する、こういうことでございます。

○米田委員・・・これは財政法の權威の杉村先生の学説であります。「問題は公社側の利益にのみ傾斜せず、また国民

全体の利益から事を判断しうる純然たる専門委員会が形成されうるかということにある。かりに純粋な専門委員会ができたにしても、租税法律主義にその存在の根源をもつ財政法第三条の原則は廃止さるべきではない。国営事業に対する国民支配の原理は国会の議決権を通じて実現せらるべきであり料金の決定は国営事業の運営についての最大問題だからである。「私はここで言いたいのは、国営事業に対する国民参加、国民の意思決定というものは、国会を通して、国会の議決というルールを通してこそ生かされ、反映される。これを避けることは、財政法第三条の国会の議決ということの特にうたっているこのたてまえからいって私は疑問がある。この点はいかがでございますか。

○溝呂木政府委員 たいだいま御質問になりました杉村先生の同じ解釈の中にこういうことが書いてございます。「独占事業におけるあらゆる価格なり料金を法律の定めなり国会の議決によって決定するのは不必要に煩瑣なことを強いることになるので基本的価格または賃率に属するものでない限り、ある程度は法律の委任により政令その他、政府の定めるところによらしめるのが適當であろう。財政法第三条が「法律又は国会の議決に基く」としているのもすべての価格なり料金を網羅するという意味ではなく、その議決を基準として細目は政令等に委ねることを許すものと解するのである。」ということ、原則論的には先生のおっしゃるとおりですが、やはりある程度細目等は法律に基づいて政令以下に委任するということが財政法第三条で許される、こういうふうな解釈しているわけでございます。

(六五回・昭四六・四・二七)
衆・通信・一二二号一七頁)

○塩出啓典君 ……それから、第三種、第四種を省令にした理由について竹下郵務局長も先般の委員会におきまして、法制局と十分に議論した結果どういうことになったわけだということで、結局、これは法制局の角田第四部長にお尋ねしたいわけでございますが、政令でも省令でも何ら違いはない、これは郵政大臣の専管事項だから省令で十分なんだ、政令と省令はどちらも同じなんだ、そのように省令にしたことはむしろ郵政当局の考えではなくして、内閣法制局の考え

に従ってそうなったのだ、そういうニュアンスの答弁があったわけですけども、それを、ひとつ法制局の考えをお聞きしたいと思います。どういうことなんでしょうか。

○政府委員(角田礼次郎君) 政令と省令とは全く同じであるかということであれば、これは違うわけでございますが、法律との関係においては、国会の議決を経ないという点においては同じでございますけれども、言うまでもなく政令は内閣で決定をし、省令はその省の大臣限りで決定をするわけでございますから、その限りにおいては違うことは言うまでもないことでございます。ただ、しいて申し上げますれば、こういう事業料金につきましては、法制のたてまえとしまして、政令できめている場合と省令できめている場合と、両方、実際の立法例もあるわけでございます。で、法制局において省令のほうが絶対にいいというような意味でおとりくださると、ちょっと私どもの立場として困るわけでございますが、もともとこの違いが企業としての弾力的な扱いと申しますか、そういうことを進めたいという御趣旨であれば、これは郵政省と申しますか、郵政大臣が企業主体としての責任においておきめになるのが一つの理由になろう、法律上も合理的な理由になるであろう、そういう意味のことは確かに申し上げました。

○塩出啓典君 ……少なくとも政令くらいにはしなければいけないのじゃないか、そういうことを私は言いたいわけですよけれども、だからそういうことならば政令、いままさき言われたように、単なる弾力性を持って企業努力、そういう面からいえば省令がよろしい、そのように判断していいわけですね。

○政府委員(角田礼次郎君) 先ほども申し上げたことを繰り返すことになると思いますが、政令と省令とは、国会との関係においては基本的に同じでございます。ただ、政令になれば当然内閣の判断が加わるという意味においてより慎重な手続であるということも御指摘のとおりだろうと思えます。そういう御議論に対しては、私も否定するものではないと思います。ただ、それじゃ政令でなきゃならぬかということになりますと、これは政令でなきゃならぬということはないだろう、他の立法例を見てもそうだし、また企業主体が責任を持ってきめるという考え方も十分あるであろう、そういう意味において、省令できめることは法律的な合理性があるだろうということをお申し上げたわけでございます。し

かし省令で定めるからといって——実はこれから先はやや法律論を離れるかも知れませんが、郵政省がかってにきめられるというわけのものではなくして、実際には関係各省との間にいろいろな協議が行なわれるだろうと思えます。その限りにおいてはあまり政令という、あるいは省令ということに、そうどちらかであれば非常に事態が変わるというようなことは行政の実際から言いますとあまりないだろうということをつけ加えて申し上げて御了承いただきたいと思えます。

(七五回・昭五〇・三・二五)
参・社・勞・二八号二頁)

○浜本万三君 …… 今回の法改正の提案理由の中に、葬祭料とか長期入院患者の療養費を政令で定めるといふようになっておりまして、従来の法律行為を政令で自由に変更できるといつたてまえに今度なろうとしておるんですが、これは一体どういう理由でそのようにされるのかお尋ねをしたい。

○政府委員(八木哲夫君) 従来から葬祭料なりあるいは戦傷病者の療養手当等につきましては、毎年予算におきまして額の引き上げ等を行っているわけでございますが、できるだけ最近の経済状態、社会状態、物価情勢等に合わせましての額の引き上げを実施いたしたいという考え方でございまして、さらに同じような制度におきます原爆等におきましても、葬祭料と同種の一時的な給付につきましては政令で定められるというようなことから、むしろ実態に即応して引き上げが講ぜられるようにするというのが第一点と、それから他の制度におきましても同様な措置をとられているということから、政令に定めたいということでございます。

23 一部改正法附則による他法令改正の当否

(七二回・昭四九・五・一四)
衆・内閣・二九号四二頁)

○受田委員 …… この際、内閣法で國務大臣の数を、国土総合開発庁の長官の分だけ一人ふやさなければいけない問題

だと思っておりますが、どうでしょうか。

○小坂國務大臣 そのとおりであります。

○受田委員 内閣法をこれと一緒に合わせておやりになるのですか、どうですか。

○粟屋政府委員 …… この新しい機構は、国土利用計画法を中心といたしまして、現下緊要な総合的な土地政策を推進することを中心に据えまして、あわせて、過密過疎対策にまっ正面から取り組もうということでございます。この組織図をごらんいただきましても、おわかりいただけますように、非常に広範かつ複雑な業務を所掌することになりますので、國務大臣を一名増員するということが、附則で内閣法を改正いたしましたして、現在の十九人を二十人に改めた次第でございます。

○受田委員 現に、国際経済協力をするための國務大臣を出す内閣法の改正があるわけです。附則のほうにそれをひっつけてやるようなかっこうでなくて、内閣法の改正が別個に出ておる。その中にびしっと盛り込むのが筋ではなかったか。○粟屋政府委員 先生の御意見でございますけれども、この法案を提案いたしました時期には、いまの海外経済協力担当大臣を一名増員する内閣法の改正は提案されていなかったわけでございます。実は附則で改正いたしましたにつきましては、この國務大臣の増員が、国土総合開発庁の設置を契機として増員をされるということで、一体不可分のものではないかと、附則で処理をいたしたわけでございます。

なお、前例といたしましては、総務長官を國務大臣にいたしますのも、例のILO条約の批准にからみます国家公務員法の一部改正によりまして、公務員制度審議会とか人事局を設置するということに関連をいたしまして附則で改正をいたしておりますし、環境庁設置の際も、環境庁設置法の附則におきまして國務大臣の増員をはかっておる。その先例によったものでございます。

○受田委員 その先例がある。しかし、ついでに内閣法へ触れるというのは——最近そういう法律が乱用されておるわけですけれども、原則論からいえば、内閣法の改正によって堂々たる定員増をはかるのが筋ではないかということです。

○粟屋政府委員 国務大臣の増員につきましては、先生の御意見のように、一体何人の国務大臣で内閣を構成したらいいかという内閣の構成自体の問題ではあるかと思うわけでございますけれども、そういうことも判断をいたしまして、国土総合開発庁長官は国務大臣をもって充てる、さらにこの国務大臣の事務というものは、非常に広範、複雑多岐であって、かつ非常に重要なものであるという認識のもとに、両方の判断を合わせまして附則で改正をいたしたわけでございます。

○受田委員 附則で改正をして、その専任のポストをほかのところへ取られる、ひさしを貸しておもやを取られるという答えが出る場合が起こるわけですね。

○粟屋政府委員 国務大臣の兼任の問題につきましては、これは、また総理の御判断の問題であらうかと思えますけれども、この法律の趣旨といたしましては、やはり国土総合開発庁長官が主務の国務大臣であって、あるいは他の長官が兼務されることもあり得る、こういうふうな趣旨と理解をいたしております。

○受田委員 専任でなければならぬという法律的根拠はない。兼任の場合も起こるというような不安定なポストである。そこに一つ問題がある。・・・

24 日切れ法案とは何か

(一〇一回・昭五九・三・三〇)
参・予算・一四号四頁)

○和田静夫君・・・一方では予算の空白をつくらせておいて、そして一方では日切れ法案は早く上げる上げると、こういうわけですね。そうすると、日切れ法案というのは一体何なのか。

○国務大臣(竹下登君) これは、私も提案者から見れば、日切れ法案というのは、何月何日から施行したいということでお願ひしておる限りにおいては、それが日切れだ、こういうことでございます。

○政府委員(茂串俊君)・・・いわゆる日切れ法案の問題でございますが、これはもとより法制上の観念ではございま

せんで、どうも私から御答弁申し上げるのはいかがかと思うのですが、非常に一般的に申し上げますと、実務的にいって、その法律案の予定した施行日なりあるいは相当の準備期間を残した日までにはどうしても成立しなくちゃいかぬというような法案でございます。これが通らないときには国政の運営面でいろんな意味で支障を生じたりあるいはまた国民の利害に影響を及ぼすといったような内容を含んだ法律案と言えるのかなというのが、私の非常に俗な意味での私見でございます。

○和田静夫君 やっぱりそういうことになると、政府側の願望だけを満たすものが日切れ法案ということになると、何でも四月一日実施という形で出してくればそれは日切れだということになります。これはこの答弁はちょっと納得するわけにはまいりません。三月三十一日に上げなきゃならぬということになる、あるいは我々の審議権などというものがやっぱり阻害をされてくるということになりますから、このところはもうちょっと突っ込んだ統一的な見解を求めたいと思えますね。

○政府委員(茂串俊君) 私から申し上げるのは、先ほど申し上げたように、適当であるかどうか、私自身ちょっと問題があるような気もいたしますが、強いて申しますと、例えば例を挙げますと、いわゆる法律の中には限時法というのがございまして、仮にことしの三月三十一日で効力を失うというような規定を前提にした法律があるとした場合に、それを三月中に国会で成立さしていただきますと法律がなくなってしまうというようなものもございまして、

それからまた、例えば税法の場合でもそうでございますけれども、三月三十一日でいわゆる軽減税率その他の特例が切れてしまうというものが中にはあるわけでございまして、そういうものが三月中に通りませんと、仮に結果として四月過ぎてからそれが成立するとした場合には、その間における税率が非常に不自然に引き上げになるということになります。国民にもその意味での負担をおかけするというような問題もあらうかと思えます。いろいろ日切れ法案の中にも幾つか類型があると思えますが、一番端的な例としては今申し上げたようなものがあるのではないかと考えております。

○和田静夫君 今の法制局長の答弁は、かなり私も納得できます。限時法的なもの、これはわかりますし、それから國際的な関係のものももちろんありましようし、それから軽減、それが四月一日になった場合に大幅に市民負担を求めるということになるような法律、そこに限定をされるべきですね、これは。

○國務大臣(竹下登君) これは、従来からのこの議論を踏まえて、ただ、私が本院の予算委員会の理事として理事会で議論をする場合の議論と若干、私の今の置かれている立場がございしますので、政府側でございしますから、それは受けとめ方についてはその辺をそしやくしていただきたいと思いますが、今、法制局長官からお話のありましたような問題、これは非常に感覺的にも、修正権を持つておる側も提案権を持つておる側も一番理解のすり合わせのよくできる具体例をもつての御説明であつたと思います。

私どもは、なぜそれぞれこの施行期間というものを定めておるかといえは、それは一本一本みんな言つてみれば予算と一体不可分のものであるとか、あるいは年度内に必要な財源の準備が整つていなければならぬとか、そういう理由をすべて含めてこの施行期日というものを決めて審議をお願いしておるわけです。したがつて、そういう考え方の上に立つておる限りにおいては、施行期日というものは、すべて日切れという認識を提案側からいたすのは、これは私は一つの必然性のあることではないか。したがつて、中には、例えば五十九年の九月一日というものが予想されておりますものについては、施行期日は公布の日からと、こうやつて、ただし、税率引き上げ課税対象の追加規定等は九月一日という書き方をしているわけですね。だから、私ども提案側からいえは、やはりそれは一つずつの理由を念査して、そして私どもの側からいえは、必然的に施行日を決してその日が日切れになる。だから、一方、これから先は私がする議論じゃございせんが、いわば修正権という立場の日切れの見方とそれは違ふことがないことを期待しつつも、違つておつたと仮定してもそれは矛盾はないというふうに思います。

25 参 考

- ① 政省令で定めることのできる事項
〔国会答弁抄 法令一般二二六〕 (九一回・昭五五・二・一九)
衆・内閣・二二号九頁
- ② 政治活動のために使用する立札及び看板の類の規制に係る政令委任の限界
〔国会答弁抄 法令一般一三五〕 (九四回・昭五六・二・一八)
衆・選挙特別・五号二三頁
- ③ 政令、条例等への委任の基準—風俗営業等取締法の改正に関連して—
〔国会答弁抄 法令一般一五四〕 (一〇一回・昭五九・七・三)
衆・地行行政・二二号二三頁
- ④ 政令委任の基準
〔国会答弁抄 法令一般一八六〕 (一〇一回・昭五九・一・二・一九三)
衆・社労・四号一九頁
- ⑤ 政令、省令、通達の意義
〔国会答弁抄 法令一般一八六〕 (一〇八回・昭六二・三・一三)
衆・予算・一〇号二二頁
- ⑥ 「刑の執行を受けることがなくなつた日」の起算と刑の執行猶予
〔国会答弁抄 法令一般一四〇〕 (九六回・昭五七・四・七)
衆・法務・一一号二八頁
- ⑦ 行政取締り法規における過失犯について
〔国会答弁抄 法令一般一四一〕 (九六回・昭五七・四・一三)
衆・法務・一三号一四頁
- ⑧ 日切れ法案の提出の仕方
〔国会答弁抄 法令一般一八一〕 (一〇四回・昭六一・四・二二)
衆・補助金特別・四号二頁

三 特殊法人関係

1 名称による特殊法人の区分

(四三回・昭三八・六・六)
 (衆・内閣・二二号二〇頁)

○政府委員(山口一夫君)・・・いわゆる特殊法人全体に通ずる性格といたしましては、いずれも国家的な目的、あるいは国策的な目的を持った事業を遂行するという点においては、全部に共通した面と見られます。同時に、概してその内容が企業的性格の事業であるという点におきましても、ほぼ共通点が見出せるのであります。さらに第三に、形式的になりませんが、これらはいずれも国家的目的、あるいは国策的な事業を遂行するという意味におきまして、法律によって規定されておりますので、形式的におきましては、法律に根拠を持つという点において共通点を持つのでございますが、その中におきまして、公社、公団、事業団それぞれがどんなものであるかということにつきましては、これらの特殊法人が大体終戦後、特に昭和二十年代の後半以後急速にふえて参りまして、比較的設立後の歴史が浅いという関係もございまして、また、公団法あるいは事業団法というような基準法に基づいて設立されたものでもございせんので、法律上公社とはいかなるものであるか、あるいは公団とはいかなるものであるかというような点につきましては、定義は今にわかには下し得ないのでございまして、先ほど申しましたように、国策的あるいは国家的の事業を行なう企業的人であるという点において明らかに共通する点が見出されると思ひます。

ただ、しかしながら、實際上それらのものを観察いたしてみますと、幾つかの分類に分けられると思ひのであります。そのうちの公社でございます。いわゆる三公社は、特殊法人の中で比較的国家的色彩が他に比べまして濃厚であります。これは沿革的に従来の官営事業を引き継いで、これまで独占事業として、あるいは独占に準ずるような事業として国が経営していたものをそのまま引き継いだ関係もございまして、非常にその色彩が濃厚でございます。したがって、公社につきましては、国会におかれまして予算の審議もわずらわしておりますし、決算の報告もいたしておりますのであります。また、公社の労働関係におきましては、公共企業体等労働関係法が適用されまして、争議行為等が禁止

されておるといふ面からいきましても、非常に公的色彩の強い団体であります。

それから、これに続くグループといたしまして、公団、事業団が事業を行なう団体としてあるのでございます。これは独占的あるいは準独占的な事業というよりも、むしろ国の事業を補う、補完的な事業を行なうという点にほぼ共通性があるのであります。それから、先ほど公社の場合に申し落としましたが、公社の場合は、いずれも全額国の出資でございますが、公団、事業団になりますと、政府が全額を出資いたしますもの、政府が地方団体との共同出資によって出資をいたしますもの、それから出資に依存しないで、機能法人と申しますか、政府が保証するとか、あるいは借り入れをするというようなことによりまして財源を調達いたしまして、それによって経営されるものと大体三通りの金の出し方がございます。こういう出し方によって国が関与をしておるといふ事業であります。したがって、前の公社の場合に比べますと、やや国との関係が遠のく感じがいたすのであります。公団と事業団との区別はあまりないのであります。が、現実には活動しております公団並びに事業団の仕事の内容から見まして、比較的国策をそのまますぐ実施に移すという色彩が事業団には強いような感じがいたすのであります。

それから第三のグループとして公庫がございまして、これは金融事業を営む点におきまして、公社、公団と仕事の内容が違ひます。比較的はっきりしたものでございまして、公庫につきましては、各公庫とも全額政府出資であります。また、公社と同様に、その予算並びに決算に対して国会の御審議をわずらわすという点におきまして、国との結びつきがかなり濃厚でございます。この公庫は、国策的の金融事業と申しますか、主として社会的、大衆的金融を行なっております。点において共通性がございます。それから公庫に類するものに金庫がございまして、金庫という名称がつかますものは公庫と異なりまして、資金は政府が出します分と、それぞれの組合の金融機関が出します分との両方によって構成されておるといふものが金庫でございます。さらに特殊銀行と称しております株式会社形態によらない特殊の法人におきましては、これまた金融事業でございますが、銀行の場合は公庫と異なりまして、公庫が比較的社会的、大衆的な金融を扱うのに対して、銀行の場合には、ある限られた特殊の部門に対して、重要な部門に対して金融を行なうという相

違がございます。

それから第四のグループといたしまして、営団あるいは特殊会社がございます。これらは事業におきましては、やはり国策的な事情でございますが、主として資金の構成におきまして、政府の関与が公庫の場合よりも薄くございまして、政府が一部出資をする、あるいは政府が出資をしないで地方公共団体なり、あるいは民間なりが資金を集めて仕事をまかなうというようなものでございます。特殊会社の場合には政府が一度出資をする、また、民間あるいは公共団体等から出資をするというような資金構成になっております。公庫の場合に比べますと、やや国との距離が離れるような感じがいたすのであります。

そのほか、以上の四つのいずれにも属しないものに、その他といたしまして各種の基金なり振興会なり研究所なりというものがたくさんございます。これらはいずれも国家的な事業を行なうという面におきまして、あるいは政府が出資をいたす場合もございます。あるいは補助金を交付いたす場合もございます。それらを一括して一応その他の特殊法人というふうに分類をいたしております。ただ、この名称がいずれも法律上の定義に基づく名称でもないし、また、法律上の分類によるものでもございませんが、ほぼそういう数個のグループに特殊法人が分けられるのではないか。そのグループに従いまして、大体実定法におきましてそれぞれ公社なり公庫なり事業団なりという名称がついておるのが現状でございます。

(四六回・昭三九・二・一四)
衆・大蔵・七号六六頁)

○田中(武)委員 ……特殊法人の中に、特殊会社あるいは公団、公社、公庫、基金いろいろありますね。いろいろありますが、この公庫とか基金とか会社だとか、これは性格的にどう違うのです。特殊法人の中に基金というのもあるし、事業団というのもある。公庫というのもある。公団というのもある。会社というのもある。これは一体どう違うのですか。……

○吉國政府委員 たいま特殊法人の名称の差異はどこにあるかということにつきまして官房長官からお答え申し上げたとおりで、基本は変わらないのでございますが、やや詳しく、どういふふうに分類を識別しているかということにつきまして、非常に法律技術的な点から申し上げますと、第一に公社でございますが、公社という名称を法律上つけましたものは、日本専売公社と日本電信電話公社の二つでございます。たまたま公社という名称を持ってありますが、いわゆる公社に属さないものとして原子燃料公社がございます。そのいわゆる公社と申しますものは、これは非常に政府機関に近いところでございまして、いわば政府が従来特別会計をもって運営していた事業をそのまま独立の法人として設置する場合に公社という名称をつけております。

次に、公庫、金庫の区別でございますが、公庫、金庫は、先ほどお話のございましたように金融機関につけることが原則でございますが、そのうち公庫という名称をつけますものは、特に公共性の強いものでございまして、その予算、決算等につきましては、公庫の予算、決算等に関する法律の適用を受けるものを公庫と称しております。金庫は……

○田中(武)委員 もういいです。

○吉國政府委員 あと、事業団、公団につきましては、金融事業以外の事業を行なうものにつきましては事業団あるいは公団の名称をつけておりまして、公団、事業団のうち、特に公共性の強いものが公団と呼ばれ、ややそれよりも薄いものが事業団と呼ばれるということでございます。

その他、協会等の名称を持つものは特殊法人の中にはございますが……。

○田中(武)委員 それぞれの基準があるのだから、われわれが見ておると、どうもこの特殊法人の名前のつけ方が一貫していないように思うのです。だから、いろいろと答弁をいただきたいのですが、それを聞いておりますと時間がありませんから、法制局のほうで、公社から始まって、基金、公団、事業団、こういうものに至るまでの全部法的解釈を文書で出してください。いいですか。あるいは協会、特殊法人の性格、こういうものをひとつ系列立って整理してもらいたい。できますか。

○吉国政府委員 たいま私が答え申し上げましたような点を整理いたしましたものでございますならば、後刻提出いたしたいと思っております。

(参考)

三九・二・一五

特殊法人の名称による区分

(公社、公庫、銀行、金庫、基金、公団及び事業団について)

内閣法制局第三部長

昭和三十九年二月十四日の衆議院大蔵委員会における田中武夫委員の質疑に対する答弁
現在の特許法人のうちその名称に公社、公庫、銀行、金庫、基金、公団又は事業団の文字を有するものの名称による区分は、おおむね次のような基準によるものである。

一 公社

一般に三公社と総称される日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社は、実定法上は公共企業体と称せられ(公共企業体等労働関係法二条一項一号)、いわゆる特殊法人のうちでは、最も公共的性格が強いもので、従来國が特別会計をもって経営していた国有鉄道事業、たばこ等の専売事業又は公衆電気通信事業を独立採算性の強い企業体として独占的に運営させるため、特殊法人としたものである。全額政府出資であり、予算については國の予算の議決の例により国会の審議を受け、決算も国会に提出される点で、国会の直接のコントロールに服する。労働関係については、公共企業体等労働関係法が適用される。

なお、これらのほか、公社の名称を附されたものとして、原子燃料公社がある。これは、核原料物質の開発等を目的として設立された全額政府出資の法人であるが、三公社と異なり、予算の国会によるコントロールもなく、公共企業体等労働関係法の適用はなく、むしろ後述の公団又は事業団に近いものである。

二 公庫

公庫の名称を有するものは、国民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫及び医療金融公庫がある。いずれも、金融事業を営む全額政府出資の法人であるが、その企業体としての性格においては、三公社に比し、独立採算性が稀薄であり、政策金利により特定の対象に融資を行なうもので、一般市中金融の補完的な役割を果たすものである。その予算及び決算については、「公庫の予算及び決算に関する法律」の適用があり、國の予算の議決の例により予算について国会のコントロールが行なわれ、決算も国会に提出される。

三 銀行

銀行という名称の特許法人としては、日本銀行、日本開発銀行及び日本輸出入銀行がある。日本銀行は、後に述べることとして、日本開発銀行及び日本輸出入銀行と前掲の公庫との差異は、余り大きいものではない。全額政府出資であり、政策金利をもって特定の対象を相手方として、一般金融機関の補完的な融資を行なうことを目的とする点には、公庫とほぼ等しく、また、その内容において若干の差異はあるけれども予算及び決算について公庫と同じように国会のコントロールに服する。しかし、この二銀行について、特に銀行の文字を用い、公庫の類型に属させなかったのは、その業務の運営については、能う限り企業性を尊重し、その自主的経営による目的達成を企圖した点にあったというべきで、この点は、公庫の業務方法書、事業計画等が主務大臣の認可を受けべきこととされているのに対し、日本開発銀行及び日本輸出入銀行にあっては、単に業務方法書の作成を義務づけられているのに止まることにも現れているといつてよいであろう。

次に日本銀行は、戦前からの法制について戦後若干の改正を加えたに止まるものであって、前記の二銀行とは、かなり異なる制度となっている。政府出資のほかに民間出資があり、予算は主務大臣の認可を受けべきこととなっているが、業務の運営の基本的事項についての決定機関として政策委員会を設けていること、いわゆる中央銀行として

の機能を営むこと、銀行券を発行することができること等において特殊法人のなかでも別異の性格を有するものと考えざるを得ないと思われる。

四 金庫

金庫という特殊法人は、農林中央金庫及び商工組合中央金庫である。いずれも、いわゆる組合金融を営む法人であつて、前者は農林漁業関係の協同組合、後者は中小企業等協同組合、商工組合、輸出組合、輸入組合等を所屬員たる出資者とし、これに政府の出資を加えて系統金融機関としての機能を果たして来たものである。いずれも、戦前に設けられたものであるが、農林中央金庫に対しては、現在は政府出資はなされていない。(終戦後に行なわれた再建整備により、政府出資は、全額を鎖却されたのである。)

なお、金庫という名称をもつものとして、ほかに信用金庫及び労働金庫があるが、これらは、中小企業等協同組合法による信用協同組合と同様な協同組織的な性格の法人であつて、いわゆる特殊法人には属しないものである。

五 基金

基金の名称を有する特殊法人としては、現在海外経済協力基金、社会保険診療報酬支払基金、農業共済基金、魚佃安定基金、漁業協同組合整備基金、林業信用基金、鉱害賠償基金及び消防団員等公務災害補償責任基金がある。このうち、社会保険診療報酬支払基金は、保険者から診療報酬を受け取り、これを診療担当者に支払うという機能を、また、消防団員等公務災害補償責任基金は、消防団員等の公務災害補償に関する市町村等の支払責任の共済制度による掛金の收受及び共済金の支払を行なう点に重点を置き、社団法人でも財団法人でもない、いわゆる機能法人として構成されたもので、他の基金とは、やや異なる性格のものである。その他の基金は、金融、債務保証等を行なう特殊法人であつて、その公庫との差異は、おおむね一定範囲の者(たとえば、会員)を対象として業務を行なうこと、予算、資金計画等は、主務大臣の認可に係らしめてあること等にある。

六 公団

公団と称せられるものには、現在、日本住宅公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、特定船舶整備公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、森林開発公団及び水資源開発公団がある。その業務は、名称からその一端がうかがえるように、住宅建設、道路建設、旅客船等の建造、大規模用水事業、農地開発機械の効率的運用、林道造成及び森林開発又は水資源の総合的開発の如く種々の範囲に及んでおり、また、その資本の有無(財団的法人であるか、いわゆる機能法人であるかの別)、資本構成等においても種々の型態があり、その統一的性格を集約することは困難であるが、概括的にいうと、主として、社会的な要請の強い公共事業(社会資本充実のための公共投資)を実施するもので、事業の規模が大きく、かつ、複雑であり、また、資金を民間又は地方団体にも求めることが適当であるとされるようなものであり、その経営上独立採算性を有していることがその共通性であるといえる。

なお、業務方法書、事業計画、収支予算等が、主務大臣の認可を受けるべきものとされている。

七 事業団

事業団と呼ばれるものは、新技術開発事業団、海外技術協力事業団、海外移住事業団、年金福祉事業団、畜産振興事業団、日本蚕繭事業団、鉱害復旧事業団、石炭鉱業合理化事業団、産炭地域振興事業団、金属鉱物探鉱融資事業団(金属鉱物探鉱促進事業団と改称の予定)、日本原子力船開発事業団、簡易保険郵便年金福祉事業団、雇用促進事業団、労働福祉事業団及び中小企業退職金共済事業団があるが、その業務は、新技術の効率的な開発、海外における技術協力、海外移住の振興、社会保険の福利施設の設置運営、畜産物の価格安定、繭価の安定、石炭鉱害の復旧、石炭鉱業の合理化、産炭地域の振興、金属鉱物の探鉱の促進、原子力船の建造、簡易保険郵便年金の福利施設の設置運営、雇用の促進、労働者災害補償保険の設置運営又は中小企業退職金共済制度の運営であつて、その事業の内容には、共通性がない。また、公団の場合と同様に、金額政府出資のものもあるし、政府と地方公共団体又は私人との出資によるものもあるし、資本金を有しない機能法人もあり、従つてその統一的性格を挙げることは困難である。公団との差異を求めると、事業団は、公団が主として公共事業を対象とするのに対し、その他の国の経済政策、社会政策を担

うべきものとされ、また公団よりも企業性が稀薄であり、独立採算性を保持することは、本来、期待されていない点にあるといつてもよいであろう。また、その規模は、公団よりも小さい。

(四六回・昭三九・二・一八)
衆・大蔵・八号二二頁)

○吉田政府委員・・・特殊法人の名称の問題でございますが、その答弁にかえて差し出しました書面で述べてございませうことは、現在の公社、公庫、基金、銀行、公団、事業団がどういうものがあるかということと、どういうものにするかという名称をつけておるかということもあわせてお答え申し上げたわけでございますが、従来ややその点の分界が不十分な点がございました。その点は、名称がかりにどうつけられようとも、法律問題として特に憲法に違反するとかあるいは非常に合理性を欠くというような場合は、もちろん名称の問題でも法制局がいろいろ申すことになりませんが、名称の問題はどうつけられても、原局が非常に希望するような場合には何かいろいろの名称がつくこともございます。そういうようなわけで従来はやや不統一な点もございましたけれども、実はこちらへ参ります前に上司とも相談をいたしましたので、今後はお答え申し上げたような基準で、それを原則にして名称も統一をはかっていることになっておりますので、御了承いただきたいと思います。

2 特殊法人及び認可法人の法的性格

(九一回・昭五五・三・五)
衆・法務・六号二二頁)

○木下(元)委員・・・昨年末閣議決定がありました五十五年行政改革、これにおきまして、その第一に特殊法人の整理統合を掲げまして、一つに統廃合、二つに内部組織等の合理化、三つに役職員の人事、給与等の適正化、この三項目にわたる計画を出しておりますが、ここで言う特殊法人というのはどういうものでありましようか・・・

ここで言う特殊法人というのは狭義の特殊法人百十一法人のことでありましようか。これには認可法人は含まれてい

ないのでしょうか。法的には特殊法人と認可法人はどこがどういように違うのでしょうか・・・

○門田説明員・・・先ほど三点にわたりました先生の方から、こういう問題について特殊法人と言っているのは一体どういふものかという御質問がまず第一点でございます。

私ども行政管理庁で申しております、あるいは行政改革の方で掲げております、通常特殊法人と言っておるわけでございますが、これは行政管理庁設置法の第二条第四号の二の規定に基づきまして、それぞれの法人の新設、改廃につきまして行政管理庁が審査に当たる、こういった法人を指しております。したがって、先生が狭義とおっしゃいましたのでございますが、数といたしましては百十一法人、これを特殊法人と称しているわけでございます。御承知のように、こういった特殊法人は、ただいま申し上げました行管設置法第二条第四号の二にございまして、法律によりまして直接に設立される法人または特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人、これを指している次第でございます。

なお、御質問の第一点でございますが、それでは特殊法人と認可法人、これはどういふふう違うのかという御質問であったように拝察いたしました。いわゆる認可法人と申しますのは、法律上にそういった概念規定は別にございませぬし、定まった定義もないというものでございます。したがって、いわゆる言葉を使わしていただいたわけでございますけれども、この認可法人という言葉は、通常、特別の法律によりまして監督規制は受けまされども、その設立に当たりますのは民間等の関係者が主務大臣の認可を得て設立するといふたぐいのものに使われているようでございます。

したがって、特殊法人と認可法人はどこが違うのかということでございますけれども、特別の法律により設立されるという点では同一でございますけれども、特殊法人は、国が必要な事業を行う、そのために国みずから手で強制的に設立する、そういったたぐいのものがございますのに対して、先生がおっしゃいましたいわゆる認可法人といふものは、民間等の関係者が主務大臣の認可を得ていわば自主的に設立するといふ点で異なることになるかと存

じます。

○木下(元)委員 一応説明を聞きましたが、実定法上特殊法人と認可法人を分ける根拠というものはあるのでしょうか。

○門田説明員・・・実定法上というお尋ねでございますけれども、先ほどお答えいたしましたとおり、特殊法人というものは申し上げましたように強制設立型の設立行為がかかっております。それなりに国家意思が強く働いているということでございます。したがって、一般的に申しまして国の事業というものを処理していく上において国の別働隊的な性格が強くなる。そういう観点から、私も行政管理庁の方でも広く国家行政組織全体の審査に当たっているわけでございますが、ただいま申し上げましたような観点から、特殊法人というものは国の別働隊的な性格から広い意味での国家行政組織を構成するというふうに考えられますので、行政管理庁の審査の対象としているわけでございます。

認可法人につきましては、冒頭お答え申しましたように、法令上確たる明示的な規定はもろろんございませぬし定義もないわけでございます。その点で大きく異なっているであろうというふうに考えております。

○木下(元)委員 いま、いわゆる認可法人と違ふ特殊法人の性格を一般的にお述べになりました。実質的には一応わかるわけがありますが、私がいまお尋ねをいたしましたのは、実定法上特殊法人と認可法人を分ける根拠というものはあるのかというふうに伺ったのでありますが、この点はいかがですか。

○門田説明員 再三お答えいたしておりますとおり、特殊法人、認可法人とも法律にそういった概念が出ておらないものでございますから、したがって実定法上どうなのかという御質問に対しまして、やはりそれはないというふうにお答え申し上げます。

○木下(元)委員 認可法人ばかりではなく、いわゆる特殊法人についてもいま御説明がありまして、行政管理庁設置法の第二条の四の二で定められておるのが特殊法人だ、こういうふうに言われましたが、しかし何ら特殊法人という用語は出てこないわけでありまして、「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立

すべきものとされる法人」というふうにうたわれておるわけでありまして、それを特殊法人というふうに言っておるわけでありまして、便宜特殊法人というふうに言っておるのではないかと。実定法上は何ら特殊法人というものは出てこないわけでありまして、それに間違いはないでしょうか。

○門田説明員 そのとおりでございます。

○木下(元)委員・・・法務省所管の政令に特殊法人登記令というのがございます。

これを見ますと、第一条に「別表の名称の欄に掲げる法人(以下「特殊法人」という。）」とありまして、この法人の「登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。」と定められております。そしてこの第一条に基づく別表を見ますと、この中に多くの認可法人が特殊法人として掲載されておるのであります。そうしますと、法務省は認可法人を含めたものを特殊法人というふうに言っておるわけでありませぬか。

○貞家政府委員 御指摘のとおり特殊法人登記令という政令はございますが、この対象といたしております法人は、必ずしも行政管理庁の審査に服する狭義の特殊法人には限られておりませぬ。実はこの特殊法人と申しますのは、現在一般に使われておりますいわば独立行政法人といえますか、行政組織の一環というような意味合いを持っている法人のことを対象とするわけではございませぬで、むしろ登記の技術面からこういう分類をいたしましたわけでございます。出入りがございます。

つまり、行政管理庁の審査の対象になっておりますいわゆる狭義の特殊法人の中でも、株式会社形態をとっているものは除いております。株式会社形態をとっておりますものは、登記面では商業登記法の系列でそちらの方の規制に従っていたかどうかということになるわけでございます。たとえば電源開発株式会社とか日本航空株式会社、国際電信電話株式会社というようなものがございませぬけれども、そういったものは株式会社としての登記をやっていた。したがって、そういった株式会社形態のものを除く。そのかわり、いわゆる認可法人等でありまして、主務大臣の認可を受けて設立は一個に限るといふようなものは、この特殊法人登記令の対象にいたしておるわけでございます。これは、登記

技術と申しますか登記すべき事項について、そういったものは法律できちんと決まっているから目的を書く必要がないとか、そういうような観点でございまして、法人の性質に応じまして、これが行政組織の一環であるとかないとか、あるいは法律上こういう性質を持った法人であるというような観点から分類いたしたわけではございません。

○木下(元)委員 技術的な観点から分類されておると思うのでありますが、ただ「特殊法人」というふうにお書きになつて、そしてその特殊法人の中に、狭義の特殊法人ばかりではなく、しかもその狭義の特殊法人の一部を除いたもの、そしていわゆる認可法人も含めたものを(以下「特殊法人」という。)というふうにお書きになつておるので、これは非常に混乱をするわけでありまして、政府部内では、あるときには狭義の特殊法人だけを特殊法人と言つておるようだけれども、このように特殊法人登記令に示されるように、認可法人を含めたものを特殊法人と言つたりしておる、こういうことになりまして、どうも概念の使い方がばらばらでありまして、混乱を招きかねないわけでありまして、言われることはわかるわけでありまして、どうも概念が明確でない、こういうふうに思うわけでありまして。

この特殊法人の法的性格につきましては、たとえば元行政管理局長の岡部史郎氏は次のように述べておられます。岡部史郎氏の「公社・公団・事業団」という書物でありますが、

公共企業体の研究を進めるに当たつて、必ず突き当たる制度——概念の一つは、「特殊法人」である。特殊法人という用語は、元來、ジャーナリスティックな慣用語にすぎないが、その便利さのために、次第に公用語あるいは学術的用語として用いられることが多くなり、ついには、法令用語として取入れられるかもしれないといふのである。しかし、無内容な、このような用語が、何か実体を示すかのように安易に用いられる傾向には賛成することができない。たとえば、「公共企業体は、特殊法人である。」という説明で、何か判つたような気がするような傾向は、警戒を要する。

と書いておられます。そしてさらに

法人理論の角度からは、公社・公団・事業団の区別について有効な基準を見出し難い。

と、述べておられます。さらに昭和三十九年の臨時行政調査会意見でも

現行の公庫、公団、事業団その他の特殊法人等は、明確な行政法学上の概念に基づいて設立されたものではない。すなわち、政府関係機関等の中には、政府の出投資を受け入れるため等予算会計制度上の必要によつて設立されたもの、中央官庁の人事管理の行きづまりを打開するために設立されたもの、あるいはまた政治的圧力の解消策として設立されたもの等が混在し、その設立理由はきわめて多元的で、これらについての統一的な設立基準を見出すことは困難である。

と指摘をしているところであります。さらに元内閣法制局参事官で現在上智大学の教授をしております佐藤功氏も、雑誌「経済人」七七年八月号の「行政改革の諸問題」の中で次のように述べております。

現在の特殊法人は非常に不統一なものとなつてきております。例えば同じ性質の業務であっても各省庁の内部部局に任せているものもあれば、特別会計によるもの、それから特殊法人となっているものもあって、全く基準がないわけです。特殊法人の中でも公社、公団、事業団、公庫、銀行、基金、協会等々いろいろの種類がありますが、この法制上の区別も必ずしもはっきりしておりません。また政府各省の監督の範囲も強弱いろいろで不統一であります。こういうように述べて

ですからそういう制度そのものを全体として再検討し、真に特殊法人として行わせるべきものはどういふ場合のものなのかということを考えて上で、現在ある百いくつかの特殊法人をみていくことが必要なのではないかと思うわけでありまして。

というように締めくくつておるのであります。

法制局に伺いたないのでありますが、現行法令上特殊法人はどのように位置づけられておるのでしうか。特殊法人と認可法人とはどのように区別されておるのでしうか。そして政府部内で特殊法人という場合、行政管理庁が言うように狭義の特殊法人のことを指しておるのでしうか。

○味村政府委員 特殊法人というのは何かということが第一のお尋ねと存じますが、先ほど行政管理庁からもお答えがございましたように、特殊法人という言葉を使いました法律は、現在のところ先ほど御指摘のございました特殊法人登記令があるだけでございます。これは民事局長の答弁されましたように、登記技術上の観点から、要するに登記令の別表に掲げたものを特殊法人と総称したにすぎないわけでございます。

政府部内でよく特殊法人と言いますときには、行政管理庁設置法の二条の四号の二の規定に基づきまして行政管理庁が新設とか変更等について審査をいたしますもの、これを政府部内では特殊法人と呼ぶのがいわばならわし的なものになっていくわけでございますが、これを特殊法人と呼ぶのだという法律上の根拠はないわけでございます。

そして特殊法人についての法規制でございますが、各特殊法人の設立根拠法につきましては、それぞれ各省が原案をつくりまして、政府から御提案を申し上げて国会で御可決をいただいているものばかりでございますが、何分にもその事業の目的とか事業内容、組織、いろいろなものがそれぞれの法人ごとに違いますので、その組織が先ほどお読みになりました論文にございますようにいろいろになっております。ただ、公庫なら公庫あるいは事業団なら事業団、同じ事業団でございますれば若干性格に似ておるといふようなところはございますが、しかし名称もさまざまでございます。必ずしも統一がとれていないということは御指摘のとおりかと思えます。

3 認可法人と特殊法人との相違

—自動車安全運転センター法案に関して—

(七五回・昭五〇・六・二〇)
参・交通特別・八号六頁)

○政府委員(味村治君) 認可法人と言われておりますものにもいろいろ種類があるわけでございます。結局、一番大きな違いは、先生の御指摘のとおり、いわゆる特殊法人、行管の審査対象になります特殊法人というものは、これは法律によって直接に設立されるか、あるいは国が発起人を指名いたしましたしてその発起人が設立する。まあこれは必ず国が発

起人を指名いたしますから、必ず設立されるわけでございます。それだけ国家的に重要な仕事をやる、言ってみれば国家事務の代行だという面が非常に強いということが言えようかと存じます。これに対しまして、認可法人、これにはまたいろいろあるわけでございますが、ともかく認可法人と一般に言われておりますものは、一般の民間の人が発起人となりましてそして設立をする。そしてその設立をどうかとうかとうかにつきまして国が認可をする。認可をしないと設立の要件が完了しないということになっていくわけでございます。あくまで出発点は民間の任意的な法人設立によるんだというたてまえになっていくわけでございます。そこが違ふわけでございます。その意味でいままですういふような認可法人にするのにふさわしい仕事としていろいろなものがございまして、いろいろ先例もございまして、そういう認可法人が非常にたくさんつくられているわけでございます。今回このセンターもそのような認可法人として行うのにふさわしい仕事だということでこの法案を提出されたことでございますし、私どももそのような立場から審査をいたしました。

○河田賢治君 ……これももしも政府が任命しますと、これはもういわゆる特殊法人になって行管の審査対象になるということ、そこを避けるためにただ設立者だけを任命するという一つのをあれを入れておやりになっているわけなんです。特にこういうものを認可法人にしなきゃならぬという、そういう私には根拠がちょっと見当たらないわけなんです。この点について警察庁の方はどういふふうにお考えですか。

○政府委員(勝田俊男君) このセンターに行かせようと考えております業務につきましては、直ちに運転者の法的な地位に影響を及ぼすものではなくして、運転者の利便に供するという性格のもの、あるいは研修の業務というようなサービシ的な業務でもあるということでございます。この設立については民間の要望も非常に強いものがあつたというふうなこともありまして、民間の方の発意によって設立するという認可法人の形をとるのが適当であろうというふうに考えたわけがあります。

○政府委員(味村治君) ……要するにこれはどういふ仕事が必要かという仕事から来ると思うのでございます。

そして、その仕事をするについて法人にするのが適当か、あるいは国がやるのが適当か、あるいはその他の機関がやるのが適当かという問題がその次に来ると思うわけでございます。それで、法人とすることが適当だということになりますれば、その場合にその法人にどのような性格を与えるかということが問題になるわけでございます。そして、さらに、その法人を今度は国がいわば強制的に設立するのが適当か、あるいは民間の発起人による任意の設立によるのが適当かという問題が出てくるわけであらうかと思うわけでございます。そこで、この問題をこのセンターにしばって申し上げますれば、やはりこういう仕事をするのは自動車事故の防止上適当だということになりますし、それをまた法人にやらせるということがやはり能率的なことになるわけでございます。そうすると、あとは、これを国が強制的に設立するか、あるいは民間の発起人の任意の設立に任せるかという問題が残るわけでございまして、この場合、警察庁といたしましては、民間の発起人の任意の設立によって十分この仕事ができる、その方がベターだという判断をされたものだと考えますし、法制局といたしましてもそのような判断にあえて異はないということでございます。まあこの問題は、いろいろ考え方があらうかと思えますけれども、基本的には私どもはそういうような考えでございます。

○説明員（山本真雄君）・・・当初自動車安全運転センターにつきましては特殊法人でいかなるものであらうかというふうなお話が警察庁からあったわけでございますが、私どもで検討いたしました結果、本来交通警察の事務は、基本的には自治体警察すなわち地方自治体の業務であるわけでございます。安全センターの業務というものは、交通警察の基幹的な業務ではございませんが、その外延において運転者等に対していわゆるサービスとして提供される業務でございますので、特殊法人とすることは適当ではない。他の法人とするならばむしろ認可法人の方が適当であるというふうな判断を私どもはしておるわけでございます。・・・

4 設置の基準

（六一回・昭四四・三・六）
（衆・決算・四号三頁）

○丹羽（久）委員・・・公社、公団、事業団等の設置について、どのような基準をもってこれが設置されるのか・・・
○熊谷政府委員・・・行政管理庁の審査につきましては、行政組織全般を管理するという見地からその新設の適否を判断するのでございますが、主として次のような点について検討することにいたしておるわけでございます。

第一は、業務の目的上公共性が強く、私人に行なわせることは不適当なものであるということ。二番目は、業務の内容から見て、行政機関に処理させるよりも特殊法人を設立したほうがより適切な運営ができるものであること。第三番目は、業務の能率的な運営をはかるため、財務、会計または人事面で、行政機関を律する法規で許される以上の弾力性を与える必要があること。四番目は、既設の行政機関や特殊法人の業務と重複、競合しないこと。五番目は、国が責任を持って政策を実施する組織全般から見ても、著しく細分化しまたは複雑化するおそれがないものであること。
行政管理庁の審査の対象とする法人の法的性格は、法律によって直接に設立された法人、または設立委員を政府が任命して設立された法人であり、換言すれば、国の手によって設立された法人であるわけでございます。これらの法人は、また強度の国家的保護と監察を受けるものであるわけでございます。

一 基本的な考え方としてはこういうことになっておるわけでございます。・・・

5 法人格について定める規定に「法人」と「公法上の法人」の両者がある理由

（四六回・昭三九・二・一八）
（衆・大蔵・八号一二頁）

○田中（武）委員・・・たとえば輸銀法は第二条で「公法上の法人とする。」とある。ところがたとえば中小企業金融公庫法は、ただ「法人とする。」となっている。「公法上の法人とする。」と、「法人とする。」とはどう違いますか。

○吉国政府委員 日本開発銀行法とか日本輸出入銀行法におきまして、法人格を表示いたしまする場合に、公法上の法人

という文字を使っています。この点は日本国有鉄道あるいは日本専売公社等、昭和二十年代の初めごろに、当時のGHQの強い統制のもとにおいて立法いたしました法律にはその例がございます。最近立法いたしますものにおきましては、法人格があることを表示いたしますために、・・・たとえば中小企業金融公庫におきましては単に「法人とする」と書いてございます。この差異でございますが、「公法上の法人」といたしましたのは、当時のGHQの非常に強い示唆がございました関係ではございますが、意味といたしましては、公的な色彩が非常に強いものである。単に法人といっても、法人には公法人と私法人があるというのが学説でございますが、その公法的なものであるということを表示するために「公法上の法人」という文字を使うほうがいいであろうという非常に強い示唆がございまして、このような文字を使っております。しかし現在になりましてからは、あえて「公法上」ということを表示するまでもなく、その法人の性格によって、公法的な色彩のものであるか、あるいは私法的なものであるかということは、法文の規定によりまして、明瞭に相なりますので、最近では単に「法人とする」という文字を使っているわけでございます。

○田中（武）委員 これは占領下という特殊な事情においてそうだとこのことのようにですが、特殊法人に私法上の法人というものがございませうか。ここに特に「公法上の法人」というたわなければならぬ理由はないと思うのです。

○吉国政府委員 いわゆる特殊法人と申しますものは、これはいわば学問上の概念のようなものでございまして、実定法上何が特殊法人であるということにつきましてはまっておられないわけでございますが、一般に特殊法人といわれておりますものの中にも、たとえば電源開発株式会社であるとか、日本硫酸輸出株式会社であるとか、あるいは先ほどまたお話のございました中小企業投資育成株式会社のようなものは、これは明らかに商法上の株式会社の状態をとっております。学問的に申せば私法人に相なるかと思えますが、輸出入銀行あるいは開発銀行等のごときものは、行政法学の上ではいわば公法人と呼ばれるたぐいのものだろうと考えております。・・・

○田中（武）委員 GHQの指示によってと言うが、いま独立したでしょう。そうしたら、たとえば日本銀行が単なる「法人」となっておるわけですが、輸銀、開銀等が「公法上の法人」となっておる。これは統一しなければいけません。ぬでしよう。もしそれを見れば、特にうたつてあるのは公法上の法人だと思ふし、そうでないのは私法上かという疑いをはさみますよ。法律というものは一々あなたの解釈を聞かなければならないようでは困りますよ。どうですか。

○吉国政府委員 ただいま田中委員の仰せられましたように、用語の不統一であるということは私も重々認める次第でございますが、改正の機会のあるごとに改正するようにしてはどうかということに相なるかと思いますが、「公法上の」という文字があることによって、特に輸出入銀行、日本銀行に対して公法的な色彩が強いというほどの解釈も立つまいというところで、ただいままでのところでは不統一でございますが、今後検討してまいりたいと思ひます。

○吉国政府委員 日本銀行法は第一条第二項におきまして「法人」と書いてございますことは仰せのとおりでございます。ただ日本銀行法は昭和十七年にもうすでに制定されておりました。占領中にこれをまた特に「公法上の法人」と直せというほどのこともございませんでしたわけで、現在単に「法人」と書いてございます。輸出入銀行、開発銀行はいずれも占領中の立法でございましたために、特に先ほど来申し上げておりますように、GHQの当時の財政局の強い指示でかようにいたしましたわけでございます。同様の例は他の特殊法人にも若干ございますが、もしも、これを改正するとも、先ほど私がお答え申し上げましたのは、これをあえて改正しなくても、日本銀行と日本輸出入銀行の法人格の性格が、特に日本銀行のほうが私法的なもので日本輸出入銀行のほうが公法的なものであるというような差別は出てこない。法律上の解釈といたしましては、当然他の規定の解釈によって、公法的な色彩の強いものは公法的なものである。私法的な色彩の強いものは私法的である。単に社会的な実体である社団なり財団に対して法人格を付与するかどうかをこの規定は企図したものであるということでございますので、いま直ちにこれを改正しなければかとの権衡上非常な問題が生ずるということは、私はないのではないかと思ひますが、将来の問題として検討は十分にやっております。いと考へております。

○山中委員長 大臣の直接の所管ではありませんが、せつかくおいでになってこの問題が出ておりますから、これは法律用

語の統一の問題ですから、内閣においてはしかるべきときに討議されて、統一するかしないか、するならばどういう手段でするか等について、しかるべき御検討を願うことに委員長からお願ひしておきます。

○山村國務大臣 ただいま委員長からも御発言ございましたが、この問題はあるいは私の管轄じゃないかもしれませんが、私が私といたしましても非常に田中さんの御意見に、先ほど申しましたように、聞かされた点がございますので、十分検討いたしたいと思ひます。

6 役員 の 任命形式

(四六回・昭三九・二・一八)
衆・大蔵・八号一四頁)

○田中(武)委員・・・総裁と役員 の 任命形式ですが、総理大臣が任命する。輸銀がそうです。そうかと思うと、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。これは中小企業金融公庫なんかもそうです。あるいは海外経済協力基金法では主務大臣と書かずに経済企画庁長官とうたってある。そういったように、いわゆる閣僚任命と総理任命とに分かれておる。おそろくその性格が大きいというか、重要なものは総理の任命、そうでないものは閣僚任命ということになるのか知りませんが、これは一体どこで区別したのですか。区別の限界はどこですか。

○吉國政府委員 従来特殊法人を設立してまいります場合に、その理事者の任命の方式をいかにするかということにつきましては、この特殊法人に伴います業務の性格あるいはまたその業務の重要性、したがってまた、その理事者の任命が一般行政の上において占める重要性の度合いというものをあれこれ勘案いたしまして、あるいは内閣の任命あるいはまた内閣を代表する内閣総理大臣の任命あるいはまた主務大臣の任命というように区分してまいります。また任命制によらず一定の範囲内のものが、選任したものについて主務大臣等が認可するというような程度のものもございます。それは先ほど申し上げましたように、いずれも特殊法人の性格と重要性によって違ふわけでございます。日本輸出入銀行なり日本開発銀行につきましては、内閣総理大臣任命ということでその重要性を表示したという結果に相なると思ひます。

○田中(武)委員 その重要であろうということは想像がつくのです。しかしその限界はどこなんですか。さらに、重要なものだからというならば、大企業が主として利用する輸銀は重要であって、全国何百万の中小企業が利用する中小企業金融公庫は重要でないのですか。内閣の姿勢としてお伺ひいたします。

○山村國務大臣 先ほど申しましたように、このでき上がっております特殊法人の今日に至りますまでの段階におきましてはいろいろな事情があったと思ひます。したがって、その間におきまして、やはり重要あるいはその重要度の輕薄等を勘案いたしましたしてこの問題は処置せられたと思ひますが、この問題について、しからば尺度をどこに求めるかということになると非常にむずかしい問題になります。やはりその当時の情勢がこういうような結果をもたらしたものと考ふる次第でございます。

○田中(武)委員・・・総裁の任命も一つの基準を設けて、それが資本金なのかあるいはその法人の果たす役割りなのか、それは知りません。しかし重要なものは総理任命にし、そうでないものは、というなら、大企業向けのものは重要であって中小企業は重要でないのか、こう言いたくなるのですよ。そうでしょ。そうすると、貿易と開発ですが、海外協力基金——これはまあ輸銀の下請みたいなのですからね。だからこれは輸銀のほうが重要かもしれません。こういうことに対して明確な基準を示してもらいたい。資本金でやるならば、何億以上のものは総理、あるいはそれ以下は閣僚任命、そういうふうにするか、何らかの方針をはっきり打ち出していただきたいと思ひます。いかがです。

○山村國務大臣 御意見として十分拝承いたしましたして検討したいと思ひます。

(六一回・昭四四・五・八)
衆・決算・一三号七頁)

○浅井委員・・・特殊法人の役員人事・・・内閣の任命と内閣の承認と閣議で文書による了解と口頭了解、その差はど

ういうわけでできていますか。

○木村(俊) 政府委員 内閣任命、内閣承認 これは法律に基づいております。国会で成立した法律によるもので、御説明の必要はないと思います。

閣議了解の文書によるものと口頭了解によるもの、文書による閣議了解は慣例でございます。これに本質的な差はないと思いますが、公社あるいは特殊銀行の軽重といえますか、ウエイトによるものと思います。

7 役員の数

(六一回・昭四四・三・六)
(衆・決算・四号九頁)

○中川委員長 ……公社、公園、事業団等の役員の数、法律に何名以内あるいは何名以上という規定があるが、定数の定め方が不統一であると思われれます。これを法律上統一して、増加の場合は法律改正をして増加すべきではないか。

○熊谷政府委員 ……お説のように区々になっておるわけがありますが、最近設立されるものにつきましては何人以下とするというように統一しているのが現在の実情でございます。今後この方針をもってまいりたい、かように存じているわけでございます。また、役員の数につきましては、特殊法人の新設や改組の場合は、現にその数を抑制する方針をとっておりまして、できるだけ簡素化するというこの方針を堅持いたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

8 資本金に関する規定の仕方

(四六回・昭三九・二・一八)
(衆・大蔵・八号一四頁)

○田中(武) 委員 ……資本金の定め方ですが、…いわゆる出資ことに法改正の形態をとっておると、今度輸銀

が改正しようとするように、予算がきまれば自動的に資本金がふえる、そういうような形態をとっておると、いろいろあるわけです。…出資金の定め方について二通りあるのはどういうわけなのか。二通りでそれぞれの形態の中に入っているのは、どういう根拠に基づいてそういうように定められたのか、お伺いいたします。

○吉国政府委員 ……たとえば輸出入銀行法の現行法のように、資本金の規定が一定の金額をもって、たとえば輸出入銀行法におきましては「千百八十三億円」ということに限定して書いてございますのと、それから今度の改正案のように、予算で定める金額の範囲内において政府が追加出資をできるという規定にいたしましたものと、二種類ございまして、これは仰せのとおりでございます。従来の輸出入銀行法の規定のように、一定の金額を表示してございます場合には、その法律を制定した当時においては、いま直ちに資本金を増加するということは、国としては予想されないので、その与えられた金額を、いわば回転させて業務を遂行していくことを予定していたというものについては、このように金額を確定額をもって表示をするというのが従来の例でございます。今度輸出入銀行法におきましては、第四条に第二項を設けまして、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において追加して出資することができるというような規定を設けようとしておりますが、これは日本輸出入銀行の性格といたしまして、予算で国会の御審議を受けて、一定の金額を追加出資できるということが認められた場合には、資本金が増額し得るものだ、増額される傾向にあるものだということを法律上も宣明したという趣旨でございます。従来ともおおむねこのような方針によって、追加出資が法律上も予想されるようなものについては、日本輸出入銀行法の今回の改正のような規定を使っておるわけでございます。

○田中(武) 委員 いま改正でそうしようとしているのでしよう。出発のときは法律によって金額をきめておったわけですね。輸銀法もそう、開発銀行法もそう、それから中小企業金融公庫法もそうであったのを変えたわけですね。こういうのは初めから資本金は確定したものだと考えておやりになったのですか。日本銀行はどうです。日本銀行も法律で定められているのです。これはどうです。さらにこの問題については、われわれとしては、いわゆる国会の承認といえますか、

議決というものをはずそうという点において反対であります。反対であるが、こういう二つのきめ方がある。それがい
ま言われるように、住宅金融公庫等は初めからそうであった。あとはそうでなかった。しかしあなたの意見によると、
将来出資が予想せられるものはあのほうの方式をとった、そうでないものは前のほうの方式をとった、そういうこと
だが、それじゃ中小企業金融公庫はどうなんだ、輸銀はどうなんだ、こうなってきたらちょっとあやしくなるのです。
これはひとつ、出資金のきめ方を九十二の法律に従って分類してみてください。

○吉田政府委員 出資金のきめ方については、先ほど田中委員が仰せられましたように、確定額をもって表示をいたしま
すものと、それから一定の追加出資が認められますものとございますが、この追加出資を法律上認めております中にも
さらに二種類ございまして、一つは日本輸出入銀行法のごとく「予算で定める金額の範囲内において」ということで、
はっきりしぼってございすものと、それからこれは特殊法人でございすも政府以外の出資もございすので、政
府以外の出資を予想して、単に認可によって追加出資ができるということを規定したものとございす。大体特殊法人
の資本金額のきめ方は、確定額であるか、あるいは一定額にさらに加えて将来の追加出資を予想した規定を設けるか、
そのいずれかでございまして、今回輸出入銀行法を改正いたしました趣旨は、……従来は輸出入銀行の資本金につい
ては、そのつど法律の改正の手続を経てやってまいりましたが、この場合におきましては、その改正のつど、このよう
な資本金額であるということを経上表示いたしましたので、その当座においては、現在何回かの改正によって千百八十三
億円になっておりますが、前回の改正の際には千百八十三億円を回転させていくのだという趣旨でございましたが、今
後はそれをさらに広げまして、予算で国会の御議決がございましたならば、その範囲内で政府が必要に応じて追加出資
ができるというふうに、日本輸出入銀行法の性格を若干変えてまいりたいという趣旨で、このような改正をいたしましたもの
と私どもは了解いたしております。

○田中(武)委員 説明は了解できないのです。この規定はわれわれは反対です。こういうことであると九十二の特殊法
人について一つ一つ、これはどうだ、これはどうだと聞かなければならない。それはやめますが、山村長官、お聞きに
なつて、特殊法人の中にも資本金のきめ方はまちまちである、こういうことについても認識してもらいたい。

○山中委員長 委員長席からですが、社会党はこの点だけで法案の採決には、出資の増額に反対とかどうとかということ
でなくて、反対の態度をとらざるを得ないというようなこともございますので、ケースバイケースの議論、いい悪いの
議論よりも、内閣としては、こういう性格のものだ、出資金のきめ方なり何なりをどういう方式にするかということ
は、輸銀が出たから輸銀でどうこうというような処理のしかたでない方法、さっきの例と同じようなことですから、こ
れも検討して基本方針を内閣としてきめて、それに従って分類されて、これはこっちの分類だから資本金の額は国会に
出さないのだというようなものはっきりきめて、その方針に従っていけるように御協力願ひませんか。

○山村國務大臣 これは私の直接の所管ではございませんけれども、だんだん御意見を承っております。先ほど申し
ましたように、十分検討に値する問題だと考えますので、一応委員長からの特別のおことはも、ございすから、内閣に
帰りまして善処するつもりでございます。

(五五回・昭四二・六・二八)
衆・商工・二四号一頁)

○田中(武)委員 ……政府出資の特殊法人については、初めのうちの態度としては出資金何億、そしてそれを増資し
た場合には法改正の方法をとって、出資金の条文を改めておつた。それが数年前からそういうことはやらずに、「予算
の範囲内」において、こういうような態度に変わったわけです。……ところが今度は「予算の範囲内」というのが
四十二億円と明示せられたわけです。……

今回の場合なぜそういうような資本金明示のタイプをとったか、法制局の審議段階においてどういってお考えを持たれ
ましたか、伺いたい。

○田中(廉)政府委員 ……その考え方といたしましては二つございまして、一つは、先生御指摘のように、従前の方
式で、毎年度毎年度予算をもって追加される部分を出資いたしましたして、たとえば百億円が二十億円追加になればまた百

二十億というように法律の条文を改める方式、これを従来はとっておりまして。その後、これはもう四、五年前になると思いますが、四、五年前に法律案の件数をなるべく少なくするというようなこともございまして、立法段階で措置しなければいけないことでないようなものについては、たとえば予算につきましては、当然予算についての議決を国会に求めるわけでございますので、法律で一々何百億円というふうに書かなくてもいいんではないかという意見が大勢を占めまして、ただいま通常やっておりますような方式に改めたわけでございます。ところが、今回のこの輸送機の会社につきましては、一見前の方式というふうなものがとられておるように思われるわけでございます。新しい方式から前の方式に戻ったというふうにお考えになることは確かに表現上そのとおりでございますが、なぜそういうふうにしたかと申しますと、実はこの前新しく新方式によりました場合におきまして、あれはあくまで原則としてああいふ形をとるので、一般的にたとえば金融公庫みたいに毎年度毎年度資本金を増額するというようなものにつきましては、そのつどやる煩を避けたということでございます。もうほとんど今後増資なんぞしないんだというふうなものにつきましては、やはり一つ一つ書くのが筋ではないかという議論があったのでございまして、そのいわゆる例外的措置は当時でもなおおえておったわけではございませんが、その例外的措置が今回の法律改正であられた。だから、この輸送機の会社に対する追加出資というものは、やる段階があまりない、だから、今回四十二億ですか、それをもって一応金額を明示しておくのが一番いいのではないかとというふうには実は考えたから、こういうような表現にいたしましたわけでございます。

○田中(武)委員・・・そういう規定の置き方についてのどちらが例外か原則かは別として、私は、資本金額を明示するのが原則であって、むしろ「予算の範囲内」とするのが例外だと思っております。そういうようなことについていままではっきりとした態度があったのか、これからもそういう態度は堅持していくのか、お伺いします。

○田中(康)政府委員 法制局といたしましては、四、五年前に改正いたしましたときに、やはり確固たる信念で、原則としては今後は、大体毎年毎年追加出資するようなものにつきましては、予算の定める範囲内というふうなことで、

いま仰せられましたように新方式によるという原則は、これは確立しているわけでありまして、ただ、その例外としての措置といたしまして、非常に限られた年度あるいはほとんど追加出資しないというふうなものにつきましては、取り扱い、そのとき、今後必ずそうしよう。ただし書きみたいなもので打ち合わせ全部済んでおるといふものももちろんございません。ございせんけれども、やはり法律は、その形式として条文に書きまされども、体をあらわすほうがいいということ、一般にいわれておりますところでございます。今度のようなほんとうに一回限りのもの、あるいはありますともほんとうに二、三回のものというふうなものにつきましては、体をあらわすために、その現状なり何なりを法律でもって資本金額として明示しておくというほうがいいのではないかと。これもまた一般的原則として法制局内部で一応取りきめられてございます。

〔備考〕航空機工業振興法等の一部を改正する法律(昭四二法六三)の審議に関するもの。同法により、日本航空機製造株式会社に対する出資について定める改正前の航空機工業振興法第一四条第二項の「予算の範囲内」が「四十二億円を限り」に改められた。

9 資本金の増加のための改正法を公布の日から施行することの意味

(四六回・昭三九・五・七)
衆・大蔵・三九号三五頁)

○堀委員・・・要するにこの法案が通っても出資はいつでもいいわけですね、一般会計から出資するのは、公布の日からということ、そのときに出資をしなくてもいい出資してもいい、こういうことなんでしょうか・・・

○林政府委員 公布の日から施行するという意味は、公布の日には必ず出資をしなければならないという法律の意味ではないと思えます。政府は出資をすることができるという法律が公布の日から施行されたということでございます。国民金融公庫の必要に応じて出資をするということだと思います。

○堀委員 そうすると、必要としなければ出資をしなくてもいいですね。いいですか、そこをはっきりしてください。

○林政府委員 これは二十億増資することです。増資しない方がいいということではないわけですが、ただ時期について公布の日即日しなければならぬという意味を受けておるものではないことを申し上げたわけでありまして、この法律の内容からいえば、政府が二十億円出すということを内容とした法律が公布の日から施行されたという意味で、それは結局政府の財政上の都合もございましょうし、あるいは国民金融公庫の資金繰りの都合もございましょうし、いつ出資するかという日にちを選択する裁量は私はあると思います。

○堀委員 そうするとその出資をする時期は、最大限いつまでいいですか、どういう幅があるのですか、あなたともかく幅があるということを示したのですから、幅の限界を示してください。

○林政府委員 ……法律的に言えば、二十億円ということについては、年度の限界は実はないわけでございます。場合によっては予算が成立しなければその実行が四十年になるということだっただけであり得ると思います。そういう意味だと私は思います。

10 業務方法書の作成権

(四六回・昭三九・二・一八)
衆・大蔵・八号一五頁)

○田中(武)委員 ……業務方法書の作成権ですが、たとえば輸銀はみずから業務方法書の作成権を持っています。中小企業金融公庫等は、たとえば金融公庫法二十一条ですが、これは業務方法書をつくって主務大臣の認可を受けなくてはならぬ、こういうことなんです。海外協力基金法の二十二条は経済企画庁長官の認可をとらなければならぬということになっておるのです。この業務方法書をみずからつくる権限のあるものと、大臣の認可を得て初めて効力を発生するものとの二つがありますが、その限界といえますか、区分はどこでやっておられますか。

○吉国政府委員 日本輸出入銀行、日本開発銀行につきましては、これは当時、成立の事情でございますが、先般もお答え申し上げたかと思いますが、特に銀行という名称を使いまして、他の銀行とはば同じような形態であることを表示しておりますことからもうかがわれますように、できるだけ重要な、一般市中金融によりましてはできないような金融の補完を行なおうというような業務でございますが、その運営についてはできるだけ理事者の自由手腕によってやっというところ、他の特殊法人に比べますと非常に監督の規定はゆるやかでございます。ゆるやかと申しますと語弊があるかもしれませんが、個々の行為について一々認可とか承認によって監督をするという方向でなしに、全体として大筋の監督をやって、あと細部は総裁以下の理事者の運営にまかせるという方針で制定されたものだということが、当時の制定の事情を記した著書等にも書いてございますが、そのようなわけで、輸出入銀行、日本開発銀行につきましては、業務方法書は銀行自身でつくりまして、それを、たしか届け出だっと思えますが、届け出るといふような方法になっております。御質問の公庫につきましては、これはその予算につきましても公庫の予算及び決算に関する法律によって、非常にこまかいところまで監督をするようなのと同様に、業務方法書についても認可制をとっておるわけでございます。また公庫以外の法人につきましても、業務方法書あるいは業務の方法という形で認可制をとっておるものが非常に多くございますが、大部分はそのような認可制をとっております。特に輸出入銀行と開発銀行だけがやや例外的なかつこうになっておりますのは、先ほど申し上げましたような制定当時の事情によるものと私どもは考えております。

11 定款に関する規定の特殊法人による差異

(四六回・昭三九・二・一八)
衆・大蔵・八号一五頁)

○田中(武)委員 ……定款変更のときの効力です。これも定款変更届けで済むもの、輸銀法五条二項、かと思つと、他は、たとえば海外協力基金法もそうです。たくさんありますが、経済企画庁長官とうたってあります。あるいは主務大臣の認可を得なければ効力が発生しないとあるのです。この点どうなのですか。これも制定のいきさつですか。

○吉国政府委員 日本輸出入銀行法と日本開発銀行法について、定款は単に定めて、これを変更の場合届け出るといふこ

とになっておりますのは、先ほど申し上げましたような事情に基づくものでございます。他の特殊法人につきましては、定款のございますものにつきましては、当初の定款の作成は設立委員が作成するのが原則でございます。その後定款の変更につきましては必ず主務大臣の認可制によっております。ただ最近できます特殊法人によりましては、定款という形のいわば自己規律を設けないものが相当ございます。それはすでに法律によりましてその資本金なり、あるいは社団的なものでございますならば人的構成、会員であるとか出資者であるとかの構成であるとか、役員及び職員、業務、会計、経理等につきましては、法律の段階で相当詳細に規定されておりますので、さらにそれに加えて定款という自己規律をする必要がないということから、最近の特殊法人では定款を設けないものがむしろ多いような傾向になっております。

(四六回・昭三九・三・四)
衆・科学特別・七号三頁)

○田中(武)委員 ……この情報センター法によると、定款の件に関しては科学技術庁長官に委任をしておるわけです。そうすると、その委任を受けて——定款に総理大臣と書いてあっても、実際は情報センター法の四十条で内閣総理大臣権限を科学技術庁長官に委任しています。その中に定款事項が入っているわけです。それを受けるならば、定款の三十四条に定められておる給与あるいは退職金の基準、これはやはり科学技術庁長官の認可を得なければきめられない、こういうことです。そうすると、科学技術庁が所管しておる他の特殊法人にも、法律の中にそういうことをきめてあるものがあるはずですが、実際においてはそれと一向に変わらない。そこで、一つは法律の条文として明記し、ほかにもあるかもしれませんが、私の調べたところではこの情報センターだけが定款に譲ってあるのですね。しかも、この情報センターの定款を見るとほとんど本文の条項と同じことが書いてあるのです。特にこれだけ定款に定めて、法律の本文条項に入らなかったという理由はどこにあるのですか。

○閣政府委員 田中先生いま仰せのごとく、実際やってみますと定款は全部法律の引き写しのごとき状態になるというのが通例でございます。これは科学技術情報センターに限りません。多くの法人においてそうでございます。

そこで、結果においてはそういうことになりましたが、法律上こういうふうな定款を定めることになっているものと、それからそうでないものとがございますけれども、定款をとにかく定めるということになっているのは、一応でいさいだけになりますけれども、この情報センターのごとく混合出資になっている、政府だけの全額出資でないものなどにつきましては、そこにそういう機関の自主性を認めようという気持ちのあらわれでございます。

しかし、いま先生仰せのごとき結果でございますので、最近では多くのものが、従来定款で定めることになっておりました事項を法律で書きまして、定款で定めることを省略してしまうというのが最近の大体の傾向でございます。そうでないものもございますが、大体はそうでございます。

○閣政府委員 先日來の大蔵委員会その他におきまして、先生からたびたび御指摘ございましたように、大体の筋というものは、私が先ほど申し上げたような法人でございますけれども、個々具体的の場合につきまして、そのときの事情とかいろいろなこと、多少そういう基準とおりにしておらないということは事実でございます。いま私どものほうでもそういうことは十分反省いたしまして、改めるべき点は改めていきたい、こういうふうな思っております。

12 退職手当等の決め方

(四六回・昭三九・二・一八)
衆・大蔵・八号一五頁)

○田中(武)委員 ……退職手当等のきめ方、たとえば輸銀なり海外協力基金法は規定がなかったと記憶しております。中小企業金融公庫法は十八条で主務大臣の承認を受けなければならぬとなっております。この退職手当等をきめるにあたって、かってにきめられる法人と、主務大臣の認可を得なくちゃならない法人との区別はどこにありますか。

○吉国政府委員 日本輸出入銀行法と日本開発銀行法は、これはやや例外に相なっておりますが、最近の政府出資がございます特殊法人については、当初は退職手当だけございましたが、最近はその職員の給与及び退職手当の基準につい

ては主務大臣の承認を受けるという制度を設けておりますのが立法の例でございます。主務大臣はその承認を行ないます場合には、大蔵大臣に協議しなければならぬという規定を設けております。このような規定を設けましたのは、政府出資によって、いわば政府の代行機関のような機関を設けまして、政府が直接行なうよりも、別の法人格をもって、あるいは独立採算制をとり、あるいはまた企業性を發揮して、形の上では法人格を異にして國以外の主体をもって行なわせるが、実質は行政機関が執行するのと同様であるというような趣旨もございましたわけで、その職員が、特に政府の職員、国家公務員でございますとか、あるいは公共企業体の職員とあまりかけ離れた給与ベースにあるということとは、全体の調整の上から適当でないというような考え方で、最近の立法例では、給与と退職手当の基準は必ず承認制に変わっております。ただ御指摘のございましたように、日本開発銀行法と輸出入銀行法にはそのような規定がございませんことはまさにそのとおりでございます。

○田中（武）委員 これはどうやら特殊事情によるということでご逃げられておるようですが、長官、お聞きのように、退職手当のことについても、定款変更の効力についても違ったきめ方がしてある。これなんか私は検討が必要だと思うのです。どうでしょうか。統一すべきじゃないでしょうか。

○山村國務大臣 各特殊法人の業務の問題でございますので、私からあまり申し上げることは不適当だと考えておりますが、特に退職手当その他の問題等につきましては、後段に御指摘の問題等は研究する必要があるんじゃないかと考えておる次第でございます。

13 主務大臣の権限委任の適否

（四六回・昭三九・三・四）
衆・科学技術・七号四頁）

○田中（武）委員 ……センター法の四十条では、一号から三号にわたって、内閣総理大臣のこの法律における権限を科学技術庁長官に委任しておりますね。その中で十三条の役員任命、これだけが委任になっていませんね。そうしま

すと、この法律のたてまえは、すべて内閣総理大臣の認可あるいは許可、こういうことになっておって、役員人事を除いては技術庁長官に委任になっておる。役員人事だけが委任せられていない。役員人事は重要だから総理がみずから行なうのだ、こういうことなのか……

○杠政府委員 私の承知しているのでは、特別な理由があったとは考えられません。ただ、やはり内閣総理大臣とここでいう場合は、先ほどおあげになりましたように、指導センターは通産大臣が当たるように、主務大臣という意味におきまして総理府の長である内閣総理大臣になっておるのだと考えております。

○田中（武）委員 ……そこで、法制局にお伺いします。大体こういうようなやり方なら、頭から総理大臣と書かないで、科学技術庁長官と書いてもいいと思う。大体総理府関係のものも、経済企画庁関係の法律もそういうふうになっていると思いますが、いわゆる主務大臣がこれこれ、あるいは主務大臣に届け出るということではなしに、ここで内閣総理大臣となっているのは行政組織の関係上総理府にあるのでこうなっているのですか。立法にあたって、それぞれの管轄の役所に従ってそういう置き方も違うのですか。その点どうですか。

○関政府委員 役員任命につきましては、先ほど例をおあげになりましたように、何か非常に重要なもの、たとえば大蔵省所管のものでありまして総理大臣というふうになったものもあると思います。それから、一般にはその特殊法人の行ないます業務によりまして、所管の大臣が任命するということになっているのが通例であると思えます。この情報センターにおきまして、おそらくは総理府の所管であるから、総理府の長である内閣総理大臣が役員任命をするということになっておるのだと思います。

それからもう一つ、先生がおっしゃっておいでになりました、それではなぜ役員人事だけ残して、あとはみな委任したか、それらを初めから科学技術庁長官にすればいいではないかというお尋ねでありましたが、それはこういうふうになっております。従来の考え方といいますのは、主務大臣といいますが、とにかく権限は主務大臣に一たん与えてお

て、そうして科学技術庁長官はそういう意味において主務大臣ではないので、その委任をするという形をとるといふ従来からの行き方にこれはならなかったものだと思います。

しかし、必ずしもそうではない例といたしまして、先生のおっしゃるとおりのことをやっているのは、海外経済協力基金がそうでございます。これは全部初めから経済企画庁長官に与えております。

これは私のことを申し上げて恐縮でございますが、私が参事官時代に経験したことでございますが、そのときには、こういう形をとらずに直ちにやってもいいではないかということで、そういうふうにしましたが、おそらくはそういうほうが直截であろうと思えますし、そういう御議論もあるかと思いますが、しかし、こういうふうにして所管を明らかにするというのも一つの行き方だろうと思えます。

○田中(武)委員 ここにも特殊法人に対する原局の立案並びに法制局の態度の一定しておらぬところがあるわけです。特に輸出入取引銀行と開発銀行だけがあるのは、ほかの特殊法人、国鉄とか日本銀行は別として、これは一つは占領下で特にそういうことがあったようです。

そこで、こういうようなものについて、回りくどい方法を今後改めるほうがいいのではないかと、こう思うのです。これも法制局において、私の投げかけた一つの疑問として、テーマとして研究してもらいたい。そうでないといつは、同じ総理府の中にあっても経済企画庁長官はなまできておるといふことになる。ところが、科学技術庁のほうでは大回りをして条文をきめておる。それでは経済企画庁の関係のものがそうかというといふと、必ずしもそうでもないです。いろいろやっておるのです。それが確固たる基礎があってやっておるかというといふと、それでもなさそうですね。いまあなたの答弁を聞いておると、科学技術庁長官は他の主務大臣よりあかん。あかんといふことは関西で下だ。同じ国務大臣でも格差があるような聞こえ方がするわけです。そういうことに対する今後の態度。

もう一つは、やはりいまの答弁ではひっかかるんですが、十三条だけわざわざ除いたというのは、特別な理由があるのですか。そのほかは全部何条何条とあげて科学技術庁長官に委任をしておきながら、役員人事だけは総理大臣が握っ

ておる。これは実際は科学技術庁長官でやるんだと思うのです。しかし、法律のたてまえがそうなっておるといふことは、特別の理由がなければ同じにしたらいじやないか。どうも十三条だけはすしたという点については、まだ納得ができないのですが、どうです。

○閣府委員 いまの点、二つあると思います。初めの、一体委任のほうでいくのか、それとも明確に実際にその仕事をする人に、委任という形をとらずに、初めからそれに書くかという問題であります。

これは特殊法人に限りませんで、一般の実体的な国民に直接権限の及ぶようなことを書きます法律上においても主務大臣に与えて、事実にあとで権限を委任するといつて委任をしておる、あるいは地方の局長に委任しておるといふようなのと共通なやり方でありまして、これは実は法律のあれとしては、いままでの方法としては基本的なやり方だと思います。先ほど申し上げました海外経済協力基金の場合は、実は権限といひましても内規的なものでございますので、比較的気やすく、といつては語弊がありますが、やったのだといふふうに思えます。その点はなお研究させていただきます。

それから、なぜ十三条だけはあくまでも残したか、何か特別の事情があるのではないかというお尋ねでございます。私はそれはやはり特別の事情があるのだと思います。それは、ほかのものは実体的ないろいろな監督の動き方その他に応じまして、これは科学技術庁長官が直接おやりになるほうがいいというので法律で初めから委任をしてみましたけれども、この技術庁官吏の任命というものは、格といひますか、何といひますか、それをやはり科学技術庁長官から任命するといふよりも、主務大臣がじかに任命されるということによってその地位を尊重したといひますか、そういうような気持ちがあらわれているんだといふふうを考えております。

それからもう一つ、科学技術庁長官は下ではないかというお話でありましたが、上とか下とかいうことではなくて、科学技術庁というのは総理府の外局でありまして、その長官は国務大臣をもって充てられるけれども、地位は外局の長官でございますから、そこにはそういう組織上の差異がある。主務大臣には主務大臣の格がついております。主務大臣

ではないということは確かでございますので、そういう差があることは事実でございます。

○田中(武)委員 海外経済協力基金法がむしろ例外であって、こういうような行き方が原則だ。しかし、内輪だからそういうのだということなら、科学技術庁と情報センターとはそれでは外側かということになるのです。まあ同じ関係だと思ふのですけれども、私はやはりあなたが参事官としてやったというなら、まだ若いし、そのほうがいいと思う。新しい考え方を持っておると思うのです。こんな曲がりくねった、ばかみたいな規定を置く必要はないですよ。こういう点についてもひとつ検討して、回りにくい大回りの三角関係のような規定はなるべく避けたほうがいいのではないか、こう思うわけです。

14 監事に関する規定の修正経緯

(四六回・昭三九・三・五)
参・建設・一〇号一頁)

○説明員(荒井勇君) . . .

その原案の理由といたしましては、監事というものは、法人の業務執行を監査する職務権限を有する当該法人の機関であるということでありまして、その行なう監査は、会計検査院が会計検査院法の二十二条及び二十三条の規定に基づいて行ないますような検査でありますとか、行政管理庁におきまして、その行政管理庁設置法第一条の規定に基づき行なわれますような監察に關連する調査でございますとか、あるいは主務省に設けられております公団監理官、あるいはその他の主務課における質問検査権に基づきます検査、あるいは、なお広く考えますれば、大蔵大臣の会計法第四十六条の規定に基づきますところの予算執行監査権、こういうようなものと異なりまして、このような機関が行なうのは、外部的な検査ないし監査というものでありますけれども、監事が行ないますのは、本来、当該法人が内部において業務のあやまちを正し、業務の執行を適正に行なわせる、そういうことを目的とするのであります。

このように、監事は法人の機関であるということから申し上げまして、その監査の結果、不適切な業務運営があるということがことを知った場合には、まず、当該法人の業務執行上の責任者に対して、意見を述べて、その改善を求めるというのが筋合いであろうということを、まず第一に本質的に考えるわけでございます。それからまた、法人の、このような政府関係特殊法人の総裁または理事長というものは、当該法人を代表してその業務を執行するという立場にございまして、そういう業務執行の責任を負っているというものでございますから、特段の規定がない限りは、法人が対外的に行動するという場合には、総裁あるいは理事長というものの名において行動するというのが適切であろう。それは特段の規定がございません場合には、その規定の定めるところに従って行なわれるのももちろんでございますけれども、一般原則としては、そういうことではないか。もしそうでないとしたしますと、これらの総裁あるいは理事長というものは、当該法人の機関の行動について十分責任を負い、業務執行を円滑に推進することはできないという結果になるのではないかと。したがって、今回の改正におきまして、監事が主務大臣に意見を提出するにつきましても、法人の総裁あるいは理事長というものを通じてすることが適切ではないかというふうに第一義的に考えたわけでございます。次に、いま申し上げましたように、監事の主務大臣に対する意見の提出が、総裁あるいは理事長というものを通じて行なわれますならば、総裁あるいは理事長において是正できるというものは、すみやかに是正の措置が講ぜられるということになるわけでございます。そういう長所がありますので、その機会をあえて奪うという必要性はないのではないかと。かということでございます。

第三番目と申しますか、政府関係の特殊法人に対する直接国の意思に基づきましての監査的機能というものは、先ほど申し上げましたように、多数の、国のそのための特別の任務を持った機関がある。これに対して、それと別に監事というものが設けられているという趣旨から考えますと、国と直結する監査機構として、これらの国に直屬するところの監査的な機関というものは別個の、当該法人の内部的自主的な監査機能を果たすという、そういう本来の性格を維持することが望ましいのではないかと。その意味で、先ほども申し上げましたような当該法人の代表者たる総裁あるいは理事長というものを通じて行動するのが妥当ではないかということでございます。そして監事が主務大臣に直結す

るような法制をだんだん広げていきますと、利点もあるかと思いますが、特殊法人の内部で、理事機関と監事機関との間で意見の対立と申しますか、摩擦を生ずるということが考えられるわけでございまして、こういう主務大臣に直結するシステムというものを強化すればするほど、そういう面の弊害というものもあらわれてくるのではないかと。

その次に、現在の各政府関係特殊機関の設置について定めておりますところの法律で、財務諸表を主務大臣に提出するという規定があるわけでございまして。この財務諸表を主務大臣に提出いたします場合には、監事の意見あるいは監事の意見書というものを添付するという規定が、それぞれ大体あるわけでございまして。この場合の監事の意見というものも、結局その法人が総裁あるいは理事長の名において主務大臣に提出するということになっておりますので、こういう各事業年度の決算に基づきますところの財務諸表というものにつけられるところの監事の意見というものは、結局現行制度のもとにおいて、総裁あるいは理事長というものを通じて自主的に主務大臣に出されるという制度に現になっておる。今回書きましたところの監事の権限というものは、こういう各事業年度の決算、あるいは、その成果であるところの財務諸表というようなものを主務大臣に提出する機会以外の機会において、主務大臣に意見を述べるといふ制度をここでつくっているの、従来から監事が主務大臣に意見を述べる機会は今も全然なかったわけではないわけでございます。そういう財務諸表を主務大臣に提出するという機会でない機会に出す意見というものも、特段の変更する必要はないのではないかとふうに考えました、というようなことが、政府原案をつくりました理由でございまして、こういうような今回の改正原案と内容を同じくします規定は、すでに昨年、第四十三国会において成立いたしました、日本原子力船開発事業団法、あるいは海外移住事業団法、金属鉱物探鉱融資事業団法、あるいは今国会においてすでに成立して公布されました日本鉄道建設公団法というようなもので、すでにとられておるわけでございます。したがって、そういう立法の整齊統一というような観点から申し上げても、立法の規定があまり区々にわたるといふことは、それほど望ましくはない、こう考えておる次第でございまして。しかしながら、さればと申しまして、衆議院で修正なさいましたところの原案というものが、その立法の政策としての問題としてどういふことであるかという点を考えますならば、それはまさに国会がおきめることとございまして、私どももいたしまして、衆議院で修正されましたような案に基づきまして、今回の一部改正法が成立するといたしましても、政府はそれによっていろいろ法律の執行に支障を生ずることはない、・・・

修正案におきましては、「理事長を通じて」という規定を削っておりますけれども、この修正の意味が、監事の建設大臣に対する意見の提出につきましては、理事長を通じて行なうことを禁止するという趣旨であるか、それとも、必ず理事長を通じて行なわなければならないという、そういうことを制度化することは適当でなくて、監事から直接建設大臣に意見を提出することができる道を開いておくという趣旨ではないだろうか、そしてそのことは、監事が直接建設大臣に提出することも、あるいは理事長を通じて提出することも、どちらも許される、理事長なり総裁というものを通じて意見を提出することをあえて禁止はしていないのではないかと二つの解釈ができると思いますが、この両者のいづれかにつきましては、よく検討させていただきたいと思っておりますけれども、まあ後に述べましたような解釈をとることは許されるのではないかと、こう考えております。そうであるといたしますと、この修正案は、実行面におきまして、政府提出案と大差はないのではないかと、もうすでに原案で成立しておりますような他の法律と対比いたしましたも、格別問題はないのではないかと、こういうふうに見えるわけでございます。

なお、この修正案が実現した場合に、今後、同様な法律案を提出するにあたりましてどういふふうにするのかという点につきましては、二つの類型ができたということにかりになっておりました場合には、その後の実施状況から、国会がおきめになりました御趣旨の存するところというものをよく検討いたしました上で措置することにいたしたい、こう考えております。・・・

○政府委員（山口一夫君） 監事制度の改正に関連いたしましたして、実はこの問題の起こりました発端は、昭和三十七年の七月でございましたか、行政管理庁におきまして、公社、公団、公庫、事業団等、二十二の特殊法人に対しまして業務の監察をいたしました。その監修の結果といたしまして、監事制度につきまして、各主務大臣に対しまして報告をいた

しました中に、監事の職務権限と責任の明確化についての一項がございます。その勧告によりまして、監事の職務権限については、現行法の規定に加えて、さらに、監事は、監査結果に基づいて公社、公団等の業務に関し、改善を必要とする事項があると認めるときには、主務大臣に意見を提出し、または総裁あるいは理事長に意見を述べることができるようになるということ、それぞれの特殊法人の基本法において明らかにするような措置をとりたいという趣旨の勧告をいたしたのでございます。この勧告に基づきまして、それぞれ主務大臣におかれまして、関係法の改正の機会に、そのいささつでございます。これが衆議院におきまして、その法文のうちの、意見を提出いたします場合に、総裁または理事長を通ずるという規定が削除されましたのでございますが、通ずるといふ規定を主務大臣が入れられました御趣旨は、行政管理庁の勧告に従いまして、それぞれ監事が意見を述べられる場合の手続の一つとして、先ほど荒井総務主幹からお話のございましたように、公団、公社等の一体性を保持する必要性、あるいは、そこを通ずることによりまして、総裁または理事長が将来の改善に資する資料を得られるという効果をねらいまして、通ずるといふ手続を経て主務大臣に提出をするといふことの条文で御提案になったのでございます。これが、その方法は、手続として、監事の権限を形の上で若干弱めているので、むしろ、そういう経路を経ないで、直接出すという趣旨の御意見の提出権というものが、依然として明記されております以上、手続をどうするかということにつきましては、二つの考え方があります。国会において、政府側が当初考えました考え方に批判を加えられまして、よりこのほうによいという別の視野からの御見解が下されますならば、その手続の点につきましては、私もはそれに従って、修正案によつて、今後監事の権限が行使されることは一つの方法であるといふふうに考えております。したがって、今後、国会として、通ずるといふ手続を削るといふ御意思が、それぞれの関係の公団あるいは事業団の基本法におきまして、逐次、表明されてまいりますならば、それを国会の新しい御意思と解釈いたしまして、今後の法律の提出なり、あるいは改正な

りの場合には、その御趣旨の線に沿って政府としては法案をととのえてまいりたい、かように考えます。

15 業務報告、財務諸表等の国会報告の要否

(六一回・昭四四・三・九)
衆・決算・四号九頁)

○中川委員長・・・公社、公団、事業団の業務報告、財務諸表等については、現在これらの機関等の事業活動から見て、より国民的であり、資金構成も、税金、財政投融资の資金等の活用もありますので、・・・国会としても重大な関心を持たざるを得ないので、年度ごとに前述の資料を審議の参考として国会に提出すべきだと考えますが、いかがにお考えであるか。

また、このためには、おのおの特殊法人の法律を統一して改正するように検討すべきだと考えますが、御所見を承りたいのであります。・・・

○熊谷政府委員・・・いわゆる各特殊法人の業務報告、財務諸表等を国会に報告することはどうかということでございますが、これにつきましては、特殊法人は公共性の強い業務を行なうものではあるが、一般の行政機関と異なりまして、できる限り自立性を認めて能率的な経営を行なわせるための制度であると考えますので、新しく制約を加えることはできるだけ避けたいほうがいいのではないかと。現在は、国会に對しましては、御承知のように主務大臣を通して責任を負う形をとっておるわけでございます。しかしながらお説のような考え方が世論的な方向にもあるように考えられますので、この面につきましては、・・・この方向について検討をいたしたい、かようにも私個人といたしましては考えておる次第でございます。

16 特殊法人等の最初の事業年度の期間に関する経過規定

(八〇回・昭五二・四・一五)
(参・予算・一一号三頁)

○政府委員(真田秀夫君)・・・新東京国際空港公団法の附則第八条の問題でございましたが、その八条は、新東京国際空港公団の最初の事業年度について定めている規定でございます。この規定は公団の事業年度の期間を定めた同法の本則第二十五条の規定に関する経過措置といたしまして、公団の最初の事業年度の期間が、公団の成立の日に始まり翌年の三月三十一日に終わる一年未満の期間であるということとを定めている技術的な規定でございます。ところで、同法附則第八条は、公団が昭和四十一年三月三十一日より前に設立されていることを想定いたしました。最初の事業年度の終期を同日と定めておるわけでございますけれども、同条は、いま申しましたように、単に最初の事業年度の期間を明確にする趣旨の、いわば念のため確認的な規定でございます。公団の設立を同日よりも前に行うべきことまでを義務づけている規定とは解せられませんので、したがって、同日を経過した後公団が設立されたからといって、その設立が違法であるとか、あるいは無効であるとはいえず、同日を経過した後に公団が設立されたからといって、同法の第二十五条及び問題になりました附則第八条の規定の趣旨をあわせて考えますれば、その設立の日、つまり四十一年の七月の三十日に始まって、翌年の、つまり四十二年の三月三十一日に終わったものと解するのが妥当でございます。

なお、同法附則八条の規定につきましては、公団の成立の遅延が予想された時点で、あらかじめ実情に即した法律の改正を行う方がベターであるというような考えももちろんございますけれども、しかし、ただいま申しましたような解釈が成り立ちます以上は、あえてそのような改正をしなくても、つまりそのような改正が公団の設立のための絶対な前提要件として必要であるというふうには厳しく解釈する必要はないと、かように思っている次第でございます。

—参照(八〇回・昭五二・四・六)
(参・予算・一四号三〇頁)

(八〇回・昭五二・六・二八)
(参・本会議・追録(その一)一頁)

○参事議員質問主意書

新東京国際空港公団法(以下、空港公団法という)附則第八条は、新東京国際空港公団(以下、空港公団という)の最初の事業年度を、その成立の日から昭和四十一年三月三十一日までとする旨、規定している。ところが空港公団が実際に成立したのは昭和四十一年七月三十日であり、その最初の事業年度は昭和四十一年七月三十日から昭和四十二年三月三十一日までであった。

四 政府は空港公団法附則第八条を「技術的規定」と断じているが、その根拠が薄弱なので以下の点につき答弁されたら。

(ト) 前記委員会が例示した特殊法人については、法律がその最初の事業年度を定めるにつき、その終期を特定日に限定するもの、その終期を翌年とするもの、政令に委任するものの三種類を確認することができるが、空港公団法附則第八条の解釈に資するという観点から、これらの規定を統一的に説明していただきたい。

○答弁書

四に ついて

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十) (五十一) (五十二) (五十三) (五十四) (五十五) (五十六) (五十七) (五十八) (五十九) (六十) (六十一) (六十二) (六十三) (六十四) (六十五) (六十六) (六十七) (六十八) (六十九) (七十) (七十一) (七十二) (七十三) (七十四) (七十五) (七十六) (七十七) (七十八) (七十九) (八十) (八十一) (八十二) (八十三) (八十四) (八十五) (八十六) (八十七) (八十八) (八十九) (九十) (九十一) (九十二) (九十三) (九十四) (九十五) (九十六) (九十七) (九十八) (九十九) (百)

1 特殊法人等につき関係法令に置かれる最初の事業年度の期間に関する経過規定については、次のように解してゐる。

(1) これらの規定は、一般に、本来の事業年度の期間を定める規定に関する経過措置として、その法人の設立が事業年度の中途においてなされた場合における最初の事業年度の期間を明確にする趣旨のいわば確認的な技術的規定として置かれている。

このような規定がその法人の設立のための前提要件として必要不可欠のものとされないと及び仮にこのような規定がない場合においてもその法人の最初の事業年度の期間は本来の事業年の期間を定める規定の趣旨から導き出されるものであることは、このような経過措置を定めていない立法例が多数あることからみても明らかである。

(2) 経過規定において最初の事業年度の終期を確定日とすることなく翌年三月三十一日と規定する立法例がいわゆる認可法人についてみられるのであるが、これは、これらの法人の設立が専ら発起人の認可申請に基づく行政庁の認可にかかっており、その申請の時期が関係法律の制定時においては全く予測できないという事情によるものである。

(3) 水資源開発公団法附則第七条の規定において同公団の最初の事業年度の期間を政令で定めることができることとされているのは、同法の制定時においては、同公団の設立が同法の制定後その年又はその翌年のいずれの時期においてなされるかにつき予測することが困難であったという特別の事情により、政令をもって、最初の事業年度の期間を明確にするための技術的な経過規定を置くことができることとするのが適当であると判断されたからである。・・・

四 法令用語関係

1 基準

(一〇一回・昭五九・五・一八)
衆・文教・一四号(一九頁)

○木島委員 ……教育公務員特例法の二十五条の五、「国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする。」という、それは基準でありますから、一〇〇〇イコールでなければならぬということではない。しか

し、簡単に言えば教育公務員の給与の表でなければならぬと理解するのがこの二十五条の五のまともな読み方だと思つが、法制局としてはどうお考えですか。

○関(守)政府委員 ただいまのお尋ねは、教育公務員特例法の二十五条の五におきまして、「公立学校の教育公務員の給与の種類及びその額は、当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする。」というふうに書いてあることについてのお尋ねだと思ひます。

そこで、「基準」という言葉でございませうけれども、これはしばしば法令においても用いられているわけでございませうが、ある事柄を判断したり決定したりするとき尺度にするというような意味合いで用いられているわけでございませう。そこで「基準」と申しますのは、今申しましたようにそういう尺度ということでございますので、・・・一〇〇〇これと同一のものでなければならぬということではないわけでございませう。したがひまして、若干の幅を持って考えていいというものであらうかと思ひます。ただ、そういう尺度とされるということでございますので、単に考慮するという程度のものではないというふうに考えるわけでございませう。そこで、結局はその間に合理的な理由があつて、特別のそれを異ならせるような事情があればそれと異なったものが出てきてもやむを得ないと申しますか、この「基準として」に反することにはならないということにはならうかと思ひますけれども、そこにはやはり合理的な理由がなければならぬだらうというふうに思ひます。

お尋ねの一般職公務員が教育公務員の俸給表であるかという問題につきましては、もともと教育公務員の俸給表というのを設けておりますのは国家公務員についてでございますが、それを基準といたしましてどういう形で地方公務員である教員の方々に適用するかというのは、そこにそれぞれの事情があるいはあるのかもしれないし、ちょっとその点までは私どもとしてはつまびらかにできませんのでございませうけれども、・・・「基準」と申しますのはそれを・・・尺度として判断をするということでございますが、具体的にどういふ俸給表を適用してというようになことを、直ちにこの法律でどこまで意味をしているのかということ、ちょっとそこまで決めておるかとい

うことは、はっきり申し上げられない・・・(けれども)国の学校の教員の人の給与についての種類及び額を基準として定めなさいというふうに書いておるわけでございますから、それを理由もなくかけ離れて別のことをするということとはいかがかということになるかと思ひます。

2 協議・同意

(七五回・昭五〇・三・一二)
(参・予算・八号一九頁)

○政府委員(吉国一郎君) 現在ございます法令で「協議」と「同意」、そういう規定を設けておりますのは、もう数十に上ると思ひます。私的独占禁止法関係のものでございまして、現在の不況カルテル、合理化カルテルの規定、この公正取引委員会が認可をいたします場合に主務大臣と協議をするという規定がございます。また、私的独占禁止法の適用除外を定めておりますたとえば中小企業団体の組織に関する法律、これは中小企業者が相寄り相集まりましてカルテルを結成して、中小企業のための防衛措置を講ずるということで、これも形式上は私的独占禁止法の適用を除外する規定を設けておりますが、その場合にも、これは主務大臣が認可をいたします場合に公正取引委員会にあるいは協議をし、あるいは公正取引委員会の同意を求めるといふ規定になっております。現在の法律といたしましては、そのように、「協議」と「同意」とが同じ法令の中で使われている例もございません。

「協議」というものは従来、戦前からたくさんの規定がございますが、単にAとBがお互いに相談をする、意見を交換し合うというような軽い程度のもではなくて、お互いに自己の主張するところについて相手方の納得を得るまで十分な説明をし、相互の意思を通じ合つて意見を交換をして、その上で一定のことを行うということを規定したものであると思ひます。

通常の行政機関でございますと、たとえば通商産業大臣が大蔵大臣に協議をするという規定がございますと、その協議の結果、大抵の場合には一定の意思の合致点に達するだらうと思われましても、どうしても意思が合致しない場

合においては、大蔵大臣と通商産業大臣の上にはさらに内閣という機関がございますので、そこで調整が行われて、結局意思の合致を見た上で行政が執行されるということがほとんど多くの場合でございますけれども、まあ場合によっては協議が整わないということもあり得ると思ひます。その場合には、規定の上ではAは何々を行う場合においてはBに協議しなければならぬという場合に、協議が整わなくても最終的にはAの意思によって行政が執行されるということとは最終的な場合にはあり得るということでございます。

これに対して「同意」の場合、Aが一定の措置をするためにはBの同意を得なければならないという規定でございます場合には、いろいろ話をした末、どうしても同意が得られないという場合にはその措置をとることができないということ、最終の段階においては「協議」と「同意」とでは違つてまいるということに相なると思ひます。

3 許可・認可・特許・登録等

(六三回・昭四五・四・二八)
(参・内閣・一二号八頁)

○中尾辰義君・・・確かに許可、認可、免許、この用語の意義は違つてあります。そこで・・・放送法の第四十三條の第一項は、「協会は、郵政大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。」このように規定をして、特定の場合に、一般的禁止の解除を認可といつておる、この場合は、これは先ほどの用語の意義から言ひますと、明らかに認可ではなしに許可のほうが適切ではないか、こう思つておる。さらにあなたがいまおっしゃつたように、軌道法の第十五條、これは、「軌道経営者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ特許ニ因リテ生スル權利義務ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得」と規定しておる。これは法律的効力を補充する場合なのに許可という文字を使つておる。この場合は認可のほうが適切ではないか、こういうことになるわけです。・・・これはいままで法令化したものはしようがない、こういうわけですね。そういうことになると思ひますが、それから今後新しく出てくる法令は、この点をはっきり整理をする、こういうことですか、その辺をもう一ぺん答弁してください。・・・

○政府委員(岡内豊君) 現在認可とすべき場合にそれが許可になっておるといふようなのが若干あるわけでございますけれども、そのものにつきまして、その部分だけについての法律改正をするということは、あまりこれは実益がないといふふうなことで、実際にはそのまま行なわれておるといふことではないかと思ひます。それを将来の問題として、そういうチェック機関ができれば、その辺の整理はだんだんできていくんではなからうかといふことを申し上げたわけでございます。いますぐそのことのためにだけ法律を一々いじるといふのはどうであらうといふふうに考えるわけでございます。

○中尾辰義君 . . . これは各行政官庁に勧告をする必要があるんじゃないですか、こういう間違つた用語を使いなさんなといふことを。その点はいかがでしょう。

○政府委員(岡内豊君) 間違つておるから違法であるといふふうにはなっておりませんので、そういうわざわざ改正する必要もなからうといふことでございます。

(六五回・昭四六・五・一八)
参・建設・一四号(一四頁)

○委員長(田中一君) . . . いま提案された法律案のうち宅建業法のほうは免許という形で許可をしているわけです。それから積立式のほうは許可という形で免許しているわけです。免許と許可というもののウェイトといふか、効果といふか、定義といふか、含まれている内容といふものが何を言っているのか、ということなんです。宅建業法のほうは免許という形で許可をしている。積立式のほうは許可という形で免許しているのです。法律語としてはどういふ内容を持つのか、ひとつ説明していただきたい。

○法制局長(今枝常男君) ただいまのお尋ねの免許と許可の用語につきましては、実は従来から存在します法令の中で使われております場合には、十分その間の整理がつかないのが実情でございます。と申しますのは、むしろ免許といふことばについてあるのでございますが、免許といふことばには二つの意味があるといふふうに、少なくとも学問上は言われているようでございます。二つの意味と申しますのは、一つは、ただいま問題になっております免許のことばの中に許可の意味で使っている。それからもうひとつは、これも学問上言っていることのように理解いたしますが、企業特許という意味で使っている免許とこの二つがあるといふふうに使われておるようでございます。そういう意味で二つの意味の違いといふのは、その場合の意味の許可は、これは一般的にある行為に一応禁止の網をかぶせておいて、その網を個々のにはずしていく、禁止をはずしていくというのが許可であり、それから国の専属的な事業として留保されている事業の経営を特定の者に行なわせる権利を与える、そういう処分がいわゆる企業特許であり、そうしてそういう意味でも免許が使われている。こういうふうに使われているわけでございますが、最初に申しましたように、実際上の法律区分におきましては、そういう意味で十分の整理がつかないといふと申しますか、そういう意味の使い分けをいたしておりませんので、両方の意味に使っているように理解いたしております。この場合にそれならば一方には許可となり、一方には免許となっているのはどういふわけかといふことでございますが、そういう意味から申しますと、この宅建業法のほうも免許と申しておりますけれども、これはその業務の性質から考えてみれば、一般的に、経済的な行為であり、そしてまたここで規制いたしておりますことが、その事業に伴ういわば弊害を予防し、除去するといふ見地からの規制でございます。つまりは一応かぶせた禁止を解除していく意味の免許であると理解していいんじゃないかならうか、このように感ずるわけでございまして、そういう見地から申しますと、用語の相違はありますけれども、両方は同じ許可、先ほど申しました意味の許可をさしているものである、このように理解するわけでございます。

(七五回・昭五〇・五・二二)
衆・内閣・一七号(二五頁)

○受田委員 . . . 特許とは何か、許可とは何か、認可とは何か、登録とは何か、確認とは何か、届出とは何か、そういうことを明確に説明できないようなかっこうであれば、実定法上の混乱を来す危険があると思ふのです。 . . .

○角田(礼) 政府委員 御質問の中心は、講学上の概念として、それぞれ許可とか認可とかあるいは免許とか登録といふ

ものがどういふ概念を持つつかというお尋ねが第一点であろうと思います。それから第二点は、講学上の概念と実定法上の概念との間には混乱があるではないか、おかしいじゃないかということが第二点だろうと思います。

後の方からお答えをいたしますが、御指摘のとおり非常な混乱がございます。実定法の上で、法律的には認可の部類に属すべきものが許可というような言葉が使われておりましたり、その逆の場合などがございます。これらは確かに御指摘のように統一をするほうが、法秩序の統一という面から、あるいは法律規定の整備という面から見てもそのとおりだろうと思います。私どもとしても、若干の責任を感じざるを得ないわけでございますけれども、なかなかそういう状態になっていないことは、率直に認めざるを得ないと思います。

それから第一の方の問題は、先ほど許可と認可については、行政管理庁の方から御説明がありましたけれども、大体そのとおりだと思います。特許というのは、これは受田委員御指摘のとおりであります。設権行為と申しますか、特別の地位、権利というものを設定する、排他的な地位を与えるという意味だと思います。それから登録というのは、これはいわゆる公証行為と言われるわけでございまして、ある法律関係なり事実というものが公に存在することを証明する、こういうことでございます。

ただ、先ほどの第二の質問に入る前にちょっと申し上げますが、許可の場合は、許可を受けなかった行為の効力は、行為の効力自体は関係なくて、罰則その他の制裁を受ける。認可につきましては、その認可を受けなかった行為の効力は、一般的には無効であるというふうに考えられます。特許についても同じでございます。登録については、実はそういう公証をすることによって一定の事実の存在というものの確認という効果が発生するわけでございます。大体そういうような法律効果の違いがあると思います。

そこで、第二の御指摘に戻りますが、いま申し上げたように、実定法上非常に混乱しております。たとえば登録につきましても、本来はある一定の事実の存在を確認するだけでございますけれども、登録に付随的に法律の規定で一定の法律効果を与えまして、登録がなければ登録を受けなければいけないのに、登録を受けない場合に罰則の制裁を受け

るといふような規定もございます。ただ、その場合には、一般的になぜ許可と認可と違うかといひますと、許可や認可の場合ある程度裁量的なことが入るわけでございますが、登録の場合にはかなり画一的な、裁量的な余地のないものについて登録を受けさせ、登録を受けない場合には一定の制裁を科する、そういうような実定法上の多少の違いはございますが、実際には最初に御指摘になりましたように、非常に混乱があることは認めざるを得ないと思います。

○受田委員　そうしますと、一つの効果論になるのですが、認可の場合は無効である、そして無効であれば当然取り消しになりますね。その行為は取り消し。それから許可の場合は、行為そのものは有効である、だから許可を受け、許可によってされた行為については、その取り消しはできないということですね。つまり処罰される対象になる。

そこで無効の場合は取り消される、そうしたら、認可で無効になり、取り消しになったそのものの行為に対する責任はどういふことになるわけですか。

○角田(礼) 政府委員　これがまた実定法上非常に混乱しておりますので、非常にお答えしにくいのでございますが、先ほど行政管理庁の政府委員から御説明申し上げましたとおり、許可は、一般的には禁止されている行為がある特定の場合に解除する、その解除ということを受けないで、言いかえれば許可を受けないである行為をするといえ、それに対する制裁はあるわけです。しかし許可を受けないである種の行為をしても、その行為の効力というものは否定できないということになるわけです。認可の場合には、たとえばある契約について認可をするというような場合に、その契約を認可を受けないでやった場合には、一般的には、認可を受けなかったわけですから、その契約の効力は発生しないといふことです。

ただ実定法の上で、言葉の上でも混乱がございますし、また実定法のいろいろな趣旨で判断をしなければならぬと思いますから、一般的にはそういうことを申し上げていいと思いますが、個々具体的な法律になりますと、その辺のところにつきましまして一つ一つ検討を要すると思ひます。

○受田委員　いまの許可及び認可に対する出願及び申請という手続ですが、出願と申請の手続の相違はどこにあるわけ

すか。

○角田（礼） 政府委員 ちよっと御質問の趣旨がわかりませんが出願も申請も、国民あるいは人民の方からある一定の行為を促すという意味で別に法律的には違いはないと思います。手続の上でも別に違いはないと思います。

○受田委員 そうしますと、許可は通常出願をもってされる、それから認可は申請をもってされる、こういう分類が一般的にはなされておりますね。

○角田（礼） 政府委員 私の理解では、そういうような区別はないように思います。許可の場合も、申請という言葉が実際の上で多く使われていると思います。

○受田委員 一般的には、許可は出願方式がとられる。特許ももちろんその方式。それから認可は一般的に申請の手続をとる。実際の運用面の形式はそうなっております。行管、どうですか、実際は。いま法制局は、許可の場合は出願方式、認可の場合には申請方式という分類はないということでございますが。

○角田（礼） 政府委員 ちよっと補足して申し上げますが、最近はお願というような言葉はむしろ法律の上では使わないと思います。特許出願というのは、古い特許法などにございますけれども、出願といいますが何か願い出るといいうことで、どっちかと言えば古い考え方を思わすようなニュアンスがあるのじゃないかと思えます。最近は大体申請じゃないかと思えますが・・・

○受田委員 ……それでは長官、いま法制局もまた局長も、同様にこの実定法上の用語の統一の必要性を力説されておるわけです。長官として、この用語の整理統合を、統一を図る配慮をこの次の法律改正の時点から明確にしておかれたい、要望しておきます。

○松澤國務大臣 確かにごもっともな御意見でございますので、真剣に検討させていただきますようにしたい、かように存じますが、現実の問題といたしますと、ただいまお話がございましたように、実際の立場からいたしました非

に困難性がある問題であろうと思えます。したがって、極力いまおっしゃったような方向に進めるといたしまして、あるいはときによっては抜けるというようなこともなきにしもあらざるの結果になるかと思えますが、とにかくずれにしても勉強だけはさして、皆さん方の御要望が達成できますような方向に全力を尽くすように指示したいと思います。

4 近代化・合理化・高度化

（四六回・昭三九・四・二）
参・商工・一八号三頁）

○政府委員（中野正一君） ……まず高度化の問題は、これはどちらかというところ、中小企業基本法におきまして初めて法律的に使った用語ではないかと、私は記憶いたしております。これに関連して、いわゆる中小企業構造の高度化資金というものが中小企業近代化資金助成法に出てまいりますので、これもこの前の国会で、基本法と同じ国会で通っておりますわけです。ここにもそういうことばが出ておまして、中小企業高度化資金というものを新しく設けたわけでありまして、したがって、高度化という問題は、これは法律に説明がありますとおりにわれわれ解釈するのが一番正しいのじゃないか、これは御承知のような基本法の第三条の第四号に「中小企業の企業規模の適正化」、それから「事業の共同化、工場、店舗等の集団化、事業の転換及び小売商業における経営形態の近代化」、これだけをつかまえて「（以下）中小企業構造の高度化」と総称する。」とっておりますので、中小企業構造の高度化ということばも普通の人からいうとわかりにくいことばかと思いますが、しかし、法律に書きまして、しかも、高度化資金というものをつくって、いま言ったような、あとから資金助成法に出てまいります、工場とか商業の集団化に対しては、国が助成をする、それから小売り商業の店舗共同化計画に対しても、助成をする、それから、先ほどの商店街の近代化計画についても、助成するというようなことで、これはみな中小企業の高高度化資金から助成をするということになりましたので、だんだん皆さま方にも御理解をいただけてきているのじゃないか。したがって、中小企業構造の高度化ということ

は、この内容をさすというふうにお考えいただければおわかり願えるのではないかと考えております。

ただ、まあこれを少し理屈っぽく解釈しますと、なかなかむずかしいことになりませんが、中小企業構造というものは一体何だということでございますが、これは業種内及び業種間におきます中小企業の構成をいうのではないかと。その高度化といえますのは、要するに、その中小企業者が生産性なり取引条件、つまり付加価値生産性というものを最も効果的に向上させることができるように、その構成を是正するという意味合いにとつていいのではないかと。したがって、中小企業構造の高度化というのは、設備の近代化、経営管理の合理化というふうな、中小企業の体質改善を進めてまいります上の前提をなす基盤でありますとともに、また、最も必要なその態様であるというふうに考えることができるのではないかと。したがって、業種内の中小企業の構成を是正するものといつたしましては、企業規模を適正化する、あるいは事業を共同化する、工場とか店舗を集団化する、また小売り商業の経営を近代化するというような近代化であるわけでありまして、業種間の構成を是正するということになるかと、業種的に転換を考えていくというようなことが高度化になるのではないかと考えています。

そういうふうには、一応高度化のほうはそういうふうなことで、あまりむずかしく考えると非常にわれわれもわからなくなりました、法律に従ってさうと解釈するのが一番いいのではないかと、そういうふうには考えております。

ただ、近代化と申しますと、いろいろのところに近代化ということばがでておりました、なかなかちよつと解釈はむずかしいのでありますが、一口に申しますと、産業におきます中小企業層という階層全体の近代化というふうには考えております。合理化ということばと広い意味において内容的にそう差があるわけではありませんが、まあ近代化ということ、何といひますか、前近代的なもの、まあ日本の産業でも、御承知のように、経済には前近代的な要素が相当残っているといふことをいわれますが、そういうものからいわゆる現代的なものに移り変わっていくといふ、何といひますか、歴史的な意味を含めます動態的な現象をとらえた概念ではないかといふふうに見ていいのではないかと、何といひますか、そういうふうな意味合いにおきまして、いわゆる前近代的な要素といふものがいろいろございますので、これは何も中

小企業だけにあるのではなくて、日本産業全体にそういう問題がなお残っているといふふうに見ている人が多いのでありますが、そういうものを払拭いたしまして、近代的な中小企業層を確立するというのが中小企業の近代化の本旨ではないかといふふうには考えます。したがって、個別企業の企業の中におきます経営全般の前近代的なものを払拭する、たとえば経営のやり方、それから労使関係、それから技術ですね、そういうふうな面をいろいろ含めまして、企業内の経営全般の近代化ということもございします。さらに、それだけでなく、企業間あるいは業種間のいろいろな関係の近代化というものも含めた広い意味に解釈していいのではないかと、いふふうには考えております。

ちよつとおわかりにくいかと思いますが、一応、法律でいろいろの扱い方をしておりますが、こんなふうにはわれわれは解釈しております。合理化は大体近代化と同じ意味合いに使用しておることでございます。

5 国・國家・政府

(一〇四回・昭六一・五・二一)
参・内閣・一〇号二三頁)

○関嘉彦君 ……日本の法律で国あるいは國家という言葉がしばしば出てくるんですけれども、日本の法律で国と國家

というのは同じに理解してよろしゅうございしますか。例えば普通は國という言葉が書いてありますけれども、國家行政組織法とか國家機関に関する法律とか、あるいはそういったふうな中では國家という言葉が使われておりますけれども、国と國家というのは日本の法律では同意語と理解してよろしゅうございしますか。

○政府委員(大森政輔君) 国と國家の用語の意味でございますが、結論から申しますと、同じ場合もあり異なる意味で用いられている場合もあるかと思ひます。…具体的な例で何が一番ふさわしいかというのは、直ちに申すことは少し困難でございますが、国という用語が使われているのは二つの場合があるかと思ひます。

一つの場合は、一定の領土に定住する多数の国民で構成される団体に統治権を有するもの、これがいわゆる常識的な意味における国家でございますが、こういうものを権利義務または法律行為の主体としてとらえる場合、この場合には国という言葉で表現しているわけでございます。これに對しまして、国家という場合は、今申し上げましたような権利義務の主体という場合とそれ以外の場合、すなわち社会的実在そのものを指す場合、両方の意味合いで使われているかと思ひます。

○関嘉彦君 前の方、権利義務の主体というのは、これはいわば統治機關のことを言っているわけで、これは国も国家も同じですね。

それから、国家というのは社会的実在として使われている場合と言われましたけれども、これはまさにあなたが言われた、一定の領域内に住んでいてはかと違うアイデンティティーを持った人たちが共通の統治機關のもとにある状態、それがまさに社会的状態ではないんですか、と同じことではないんですか。

○政府委員(大森政輔君) いずれにしても、一定の領土に定住する多数の国民で構成される団体に統治権を有するものということの意味するわけでございますが、その場合に、同じことを申し上げて恐縮でございますが、とらえる局面、次元で用語を変えている場合があるかと思ひます。

先ほど例を挙げよという御指摘でございましたが、例えば古都保存法第一条におきまして、「この法律は、わが國固有の文化的資産として」「國等において講ずべき」と、こういう文脈がございます。この場合の最初の「わが國固有の文化的資産」と申します「國」というのは、権利義務または法律行為の主体の意味ではございませんで、社会的実在としての國家を意味しているものであろうかと思ひます。これに對しまして、後の「國等において講ずべき」というこの文脈における「國」と申しますのは、法律行為の主体として書かれているものであろうかというふうに解する次第でございます。

○関嘉彦君 ……古都保存に関する特別措置法の中で、第一条で同じ条文の中に「國」という言葉が全く違った意味で

使われているわけですね。

それからさらに、例えば食糧管理法でありますとか、そのほか法人に對する政府の財政援助の制限に関する法律でありますとか、これは戦後できた法律ですけども、ここにガバメントに当たる政府という言葉が使われていますね。それはまさに統治機構としての、権利義務の主体としての國と同じ意味じゃないかと思うんですけども、國と政府と違ひがございませうか。

○政府委員(大森政輔君) 結論から申しますと、同じ意味合いで使われる場合と異なる場合があるかと思ひます。

…政府という言葉の通常の用法としましては、いわゆる國の機關のうち行政を指して、その行為等について規定する場合には政府という言葉が通常適切であらうと思ひます。これに對しまして行政、立法府、そしてまた司法府を含めた行為等について規定する場合には、やはり政府という言葉ではややその語彙狭きに失するくらいがあるのでなからうかというふうに考える次第でございます。

6 原価・生産費

「原価」と「生産費」について(大矢正委員要求資料)

一 「原価」は、単に生産段階のみならず、販売、輸送等種々の段階について使用される用語であり、いかなる段階における原価であるかにより、その内容は異なるものとなる。これに對して、「生産費」は、生産段階についてのみ使用される用語であつて、この点で、両者のカバーする範囲には、差異がある。

そこで、法令において、貨物の輸送等サービスの提供について定めている場合及び生産段階を含む各段階について定めている場合には「原価」という用語を使用することが通例である。

二 生産段階について使用される限りにおいては、両者には、大きな差異はないと考えられる。しかしながら、「原価」

は、個別経営における会計処理を目的とする会計学上の用語であることから、法令上個別経営について定める場合に使用され、また、「生産費」は、法令上標準的ないし平均的という趣旨を含めて定める場合に使用されるのが通例である。

(備考)

「原価」の用例

私的独占禁止法第二十四条の四第一項(合理化カルテル)

道路運送法第八条第二項第一号(運賃及び料金の認可)

電気事業法第十九条第二項第一号(供給規程の認可)

ガス事業法第十七条第二項第一号(供給規程の認可)

石油パイプライン事業法第二十条第二項第一号(石油輸送規程の認可)

「生産費」の用例

国民生活安定緊急措置法第四条第三項(標準価格)

農産物価格安定法第五条第一項(買入価格)

蘭糸価格安定法第三条第一項(安定下位価格及び安定上位価格)

石油業法第十五条第一項(販売価格の標準額)

石炭鉱業合理化臨時措置法第五十八条第一項(販売価格の基準額)

中小企業近代化促進法第三条第二項第一号(中小企業近代化基本計画)

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第三条第一項(高度化計画)

(昭四九・四・一)

7 後・以後

(六五回・昭四六・五・二一)
衆・法務・二二号八頁)

○沖本委員・・・(裁判所法)六十七条の中に、「少くとも二年間修習をした後」の「後」とはどういう意味になるのでしょうか。一方においては、「後」あるいは「以後」「前」「以前」「途中」こういうふうな時の経過を示す用語というものは厳格に使い分けられているわけですが、そういう点について法制局のほうでは「後」という扱いについてどうお考えになっているか・・・

○真田政府委員・・・裁判所法六十七条の解釈はとにかくといたしまして、一般論としてお答え申し上げますが、「後」とか「前」とかというのはもちろん時間の前後をあらわす用語でございます。たとえば甲の後乙をするといえ、時間的に甲が先行してその後乙がそれに後続するという関係をあらわすものでございます。

なお、いま「後」ということと「以後」ということとはどういう違いがあるかという御質問でしたが、これは「後」というのはいま普通に日本語で用いられているような関係の時間的前後をあらわすこととであり、「以後」といいますのは時間的なブランク、時点が非常に問題になる法律関係におきまして、当該問題になる時点を含んでそれ以後の場合に用いられることとでございます。たとえば、この法律の施行の日以後とあれば、この法律の施行の日、たとえば六月一日なら六月一日という日を含んでそれ以後という場合に「以後」というのが使われますし、またそういう厳格な意味の「以後」と違うぞ、それとは少し違うぞということをあらわす場合には、この法律の施行後というふうに、この法律の施行の日後というふう用いるのが一般でございます。

8 公示・告示

(六一回・昭四四・五・八)
(参・内閣・一六号一六頁)

○山崎昇君・・・行政管理局長から、地価公示法案の問題に関連をして、土地鑑定委員会の権限の中に公示権を入れたのは国家行政組織法十四条の違反ではないですかという私が質問したら、あれは告示であって公示ではなかった、あるいは公示であって告示ではない、だから十四条の違反ではないんだ、こういう意味の答弁がありました。・・・ところが、これはかつて法制局長官をやられた林さんの解説でありますけれども、これを見ると、「公示」も「告示」も、公の機関が一定の事項を広く一般公衆の知りうるような状態に置くことであって、特に、両者の間に差があるようには認められない。「こうあります。そして公職選挙法等の例を引いて、公示と言ってる面も、告示と言ってる面もこれは同じだ」という見解が示されている。そうすると、私は国家行政組織法の十四条に言う公示を必要とする場合には告示することができるという規定は、これは明らかにあの土地鑑定委員会の持つ公示権限に該当してくる。そうすれば、八条の付属機関であるあの土地鑑定委員会に告示権を与えることになると違法のそしりが免れない、こうどうしても私は考えざるを得ない。そこで、あの問題を討議したときに、建設省から、これは本来第三条の機関にしたかったんだけど、認められないからやむを得ず第八条機関にいたしました。こういう答弁がありました。だから、私は第三条の機関を設定して行政行為をする権限を与えるべきなのに、それをやらずして、第八条の付属機関をつくって告示権を与えるということになれば、これは脱法行為にひとしいのではないか、こう考えるわけです。・・・一体、公示と告示と、いま読みました林さんの見解が間違いないかどうか。もし公示と告示というものが違うならばどういふふうに違うのか。・・・

○政府委員(田中康民君)・・・公示と告示はどう違うかと申しますと、公に告げ知らせるにおきましては実体的に何ら変わりはありません。ただ、国家行政組織法におきまして告示をすることができるというその告示という意味は、形式的な意味における告示という形式にとれる、こういうこととございまして、いま土地鑑定委員会について仰せ

られました。土地鑑定委員会については、そこで特に告示という形式をとるまでの権限を与えたわけではない。ただ自分のところで、土地鑑定の基準によって地価を定めました場合には公に知らせることができる、あるいは義務的に公に知らさなければならぬよと言ってるだけでございます。そういう違いでございます。

○山崎昇君 私の間いているのは、公示と告示のことばの意味が、この林さんのあらわされた本によると、何も違いがないというのだ、差がないというのだ。したがって、法律によって公示ということばを使っているところもあれば、告示ということばを使っているところもあります。これは公の機関が意思表示するしかたであって、ことばは違っておるけれども内容は同じですと、こういう解説になっているから、それが違うならば違つと指摘をしてください。もし違わないとするならば、公示ということばを使おうが、告示ということばを使おうが、第八条機関にこういう権限を与えることは十四条の違反になりやせんかと、こういうことを聞いているんです。これは行政管理局長から、あれは公示でありまして告示ではございませんという答弁だったから、差があるならばあるように示してもらいたい。しかし、権限に差がないとするならば、これは告示と言おうが、公示と言おうが同じではないですか、こう私が指摘をしているわけです。ですから管理局長が答弁されましたから、差があるなら、あるいはまた林さんの解説が違うならば違つというふう

に答弁してもらいたい。・・・

○政府委員(田中康民君) ただいま林前長官が述べられましたところは、公示と告示におきまして実体的には違わないというところは私もそのとおりだと思います。ことばが足りなかったと思いますが、告示というのは形式的な意味において使う場合がございます。たとえば、命令と申しますか、あるいは法律というのは、そういう名前でもって出るもの、われわれはただ法律であるから法律であるからということを示しますが、法律という形式をもって出ているものと、その中には命令という形式をもって出ているものとございしますが、そういうように公示をする場合は、告示という形式においてやる場合には国家行政組織法の十四条によって外局までにしかその権限がないように考えるべきだろうと

思います。このたびの土地鑑定委員会については、ここで特に告示をすることを書いておりませんので、土地鑑定委員会は告示という形式ではその告示を出すことはできない、このように考えるのでございます。

○山崎昇君・・・なるほど土地鑑定委員会には告示ということは使っていないが、告示をする権限を与えるということか、八条機関の性格から言って、こうなってくるわけです。どうしても私はあなたの言うことがわからない。

○政府委員（田中康民君） これは、林前長官の非常に短いことばの中であらわしたところが、私は舌足らずであったらうと思います。私たちが法制局におきましてずっと知識として持っておりますところについて申し上げますならば、私がいままで申し上げましたようなことでございます。ところで、告示をもし告示であるというふうに言ったとしたしましても、おっしゃいましたように法律違反になるわけじゃございません。国家行政組織法も法律であり、土地鑑定委員会の不動産の鑑定評価に関する法律も法律でございますので、特別法の関係で当然法律違反にはなりませんけれども、しかし、私はそこまでの告示を、告示ができるというふうには実は解していないのでございます。

○山崎昇君・・・これはあなた舌足らずとおっしゃるけれども、林さんの言っていることを、それじゃ私は関係条文を読みます。「結局、根拠法律が兩者を使い分けているからということになる。すなわち、総選挙の期日については、公職選挙法第三十一条第四項に、「総選挙の期日は、少くとも二十日前に公示しなければならぬ。」とあり、国民審査の期日については、最高裁判所裁判官国民審査法第五条に、「中央選挙管理会は、審査の期日前二十日まで、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならぬ。」とある。しかし、この告示も公示も同じことですという意味で法律をあげて説明されているのです。だから、土地鑑定委員会が公示ということばを使おうが、実体は告示と同じではないですか。そうなれば、国家行政組織法からいけば、第三条の行政機関だけが告示権を持つのに、第八条の付属機関が告示権を持つことは違反になりませんか、あるいは脱法行為の疑があるのじゃないですか、こういうことを私は指摘しているわけです。ですから、・・・土地鑑定委員会に公示権を与えることは、私は八条機関の性格からいって行き過ぎであり、もっと極端な表現を使えば、第三条の行政機関でなければやれない権限を八条機関に与えることは違法的ではないのか、こういうことを申し上げているのです。もう少し明確にしてみたい。

○政府委員（田中康民君） 告示というものが公示の一つの形式としてなされるという意味におきましては、先ほど先生仰せられましたように、各種の法律で公示といい、あるいは告示という場合に、その公示という表現の形の手続を告示という形式にしておりますことは、これはそのとおりだと思います。しかし、純粹にぎりぎりことばを詰めてまいりますと、公示しなければならないということは、公に知らせることだけでございます。特に告示という形式によらなければならないというふうにまで言えないのではなからうか。ただ、国の機関が一般にあることを告げ知らせる場合には、これはすべての人に周知させなければいけませんので、その場合には、少なくとも官報に載せるなり何なり、ほんとうに国民が周知できるような体制に置かなければいけません。これは明らかでございますので、その場合におきましては、公示とありまして、すべてその公示の最も国民に周知が徹底するように告示という形式を用いることがベターである、ベストであるということは私もこれは認めなければいけないと思えます。

○山崎昇君 公の機関が国民に対して知らせる場合に公示ということばを使おうが、告示ということばを使おうが、それは同じなんだということをおっしゃっているんです。私は形式論だけで言っているのじゃない。しかし、形式的に言っても同じだということをお林さんが言うのだが、あなたこれは誤りだと言うなら、あなたの意見として、誤りとして聞いておきます。

○政府委員（田中康民君） 私は従来の法律なり命令が、そういうように混同して使っておったことがないとは申し上げません。そういうものを総合的に解釈すれば、林前長官の言うようなふうには言わざるを得ないかとも思います。しかしながら、今日の立法手続が非常に整備した時代におきましては、私が申しましたような基準でもってやっております、こういうことでございます。

9 之等ノ者

(二二回・昭三〇・七・二八)
 衆・社会労働・五二号一〇頁)

○大橋(武)委員・・・改正案の九条の三行目に「之等ノ者」と書いてあります。この「之等」という字は、私不敏にしてあまり見受けない字ですが、これはこれでよろしいのですか。

○野木政府委員 御指摘のように、この健康保険法は、終戦前の古い法として、いわゆるかたかな、文語文の法律になっております。そうして、実はかたかな、文語文の法律、すなわち終戦前の法律におきましては「これら」という文字は「此等」というように使っていたのが普通のように承知しております。従って、あるいはこの九条の場合も、大橋先生は「之等」というのは非常に目ざわりだから「此等」というふうにするべきではないかというお含みを持ってのお尋ねかと存じます。実はこの案を審議しました際に、すべて健康保険法の第三条第七項に、やはり「之等ノ規定ニ拘ラズ」という文字が使っております。そして最近のあれから見ると「此等」というよりも、むしろ「之等」という方が読みいじやないかということもかたがた考えまして、今度はこの先例に従いまして、これにつきましては「之等」という文字を使用したわけでございます。趣旨においては、特に「此等」と書いた「これら」と本案の「之等」とかえるという趣旨で、文字をかえた趣旨ではありません・・・

○大橋(武)委員 あなたはこれがわかりやすいと言うから、一つ意味を伺いたいと思うのですが、一体「之等」というのは、どういう意味なのですか、当て字ですか。「之等」などということういう字は、字引にありませんよ。

○野木政府委員 私どもといたしましては「之等ノ者ニ対シ」といえば、前の方におきまして「事業主、被保険者又ハ被保険者タリシ者其ノ他ノ関係者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出ヲ命ジ」という点と照応いたしまして、ここに書いてあるものを総称して総括的に受ける、こういうように読んでおります。

○大橋(武)委員 「之等」というふうにあなたは言いますけれども、この「之」という字は、これは「これ」という字です。それから「等」という字、これは「これ」とうのものにたいし」と書いてある「これ」とうのもの「だ。「之等」は

○「此等」だ。こう言いますけれども、「此等」と書いた「これら」というのは、これは一つの熟字です。しかし「之等」は「これ」とうのもの「なのだから熟字じゃありません。「之」という字と「等」という字は別々の意味の言葉を偶然ここにくっつけただけだ。それはあなたは、これは「これらだ」と言うのです。「これら」という一つの言葉は、確かに日本語にあります。ありますけれども、それはこういう字は書きません。「此等」と書いて「これら」と言う、これは一つの熟語であります。それとこれが同じ意味だと、あなたは言われるのですか。

○野木政府委員 それは同じように解しております。

○大橋(武)委員 それじゃ「これ」とうのもの」と読んでいけません。

○野木政府委員 私どもは「これらのもの」と読んでおりますが、非常に漢学の知識のある人はそうは読まない、「これ」とう」とお読みになるならば、それはそれでお読みになってよいと考えますが、私らは「之等」は「これら」と読んで方がすなおではないかと思ひます・・・

○大橋(武)委員 そうすると「これなどのものにたいししつもんをなさしめ」というふうに読んでも、あるいは「これ」とうのものにたいししつもんをなさしめ」と読んでも、これは法律的に間違いじゃない、こうはっきりお答えがありましたから、そこで、「これとう」と言った場合には「之」と「等」とは別ですよ。「これらのもの」と言う場合は「此等ノ者」ですけれども、「これとうのもの」となると、これは違ふのです。だから「これとうのもの」と言った場合の「之」とは何をさすのですか。

○野木政府委員 私ども普通の凡人の頭を標準にして読みますと「之等ノ者ニ対シ」で、別に「之」と「等」と切り離して「之」は何か「等」は何かというように分析して考えるように頭は働きますんで、「これらのものにたいし」と、こ

うすなおに読んできたわけでありませう。

○大橋(武)委員 これは、あなたが間違いであると言ったなら聞かないのですけれども、間違いでないと言ったのですから、間違いでない読み方をしたときの解釈を聞いておかなければ、われわれは今後健康保険法の運用ができないので

す。ことに、この規定というものは、人権に関する重大な規定なんです。この解釈をはっきりさせて、どういう人たちが質問を受けた場合、これに答えなければならぬ重大な責任があるかということ、を明らかにしなければならぬ。だから「これとうのもの」と読んだ場合も間違いでないのだから、その場合の「之」とは一体上のどれとどれとどれを受けているのですか。

○野木政府委員 「これとう」と読むことによって、非常にこの趣旨が違ってくるということを前提としての御議論ならば……。

○大橋（武）委員 いや、「之」というのは、どれを受けているかということですよ。

○野木政府委員 「之」は、被保険者、被保険者たりし者、その他の関係者、こういうものを受けていると存じます。

○大橋（武）委員 そうすると「事業主、被保険者又ハ被保険者たりし者」それが「之」ですね。それでは「等」とは何ですか。

○野木政府委員 「被保険者又ハ被保険者たりし者其ノ他ノ関係者」とありますので、これらを総括して「之等ノ者」ということに使ったわけでありませう。

○大橋（武）委員 そうすると、これは複数だから「等」をつけたのですか。

○野木政府委員 複数だからということもありますが、すぐそれから複数の者に対して質問しなければだめだということ、を前提にしての御質問ならば、それはまた趣旨が違ってきますが、要するに、複数であるから総括して「之等」ということでもあります。

○大橋（武）委員 そうすると、総括しないといけないのですね。たとえば被保険者一人だけに質問したという場合には、これは「これ」であるけれども、「これとう」ではないから、従って一人には質問できないのだ。総括してその全体の人に質問することはできるけれども、一人の事業主なら一人の事業主、あるいは一人の被保険者あるいは一人の關係者に対しては質問することは越権になる、こういう意味ですか。

○野木政府委員 私どもは普通の法律解釈といたしましては、そういうことは出てこないかと存ずる次第であります。

○大橋（武）委員 それじゃ、一体「等」は何です。

○野木政府委員 「等」は「被保険者又ハ被保険者たりし者其ノ他ノ関係者」とありますので、これらの者に対して書いたのであります。そうかといって、それらの者全部に対して質問しなければだめだという結論は、普通の解釈として出てこないかと存ずる次第であります。

○大橋（武）委員 あなたは、さっき私が「事業主、被保険者又ハ被保険者たりし者其ノ他ノ関係者」というのを「之」というのかと聞いたら、そうだと聞いた。「之」というのは「事業主、被保険者又ハ被保険者たりし者其ノ他ノ関係者」が「之」だと言った。それじゃ「等」は何のためにくっつけたのですか。

○野木政府委員 ただいま申し上げましたように「事業主、被保険者又ハ被保険者たりし者其ノ他ノ関係者」そういう複数でありますので、それを総称して「之等」といたしたのであります。そうかといって、この法文の趣旨から申しまして、直ちにそれらの一人だけに質問する場合に質問できないという解釈は、どこをどう考えても出てこないかと存ずる次第であります。

○大橋（武）委員 それじゃあなたは、当該職員をしてこれに対し質問をなさしめ、こういうのと、これとうの者に対し質問をなさしめというのと、同じことなんですか。

○野木政府委員 事業主、被保険者または被保険者たりし者、そこで切って、に対し提出を命じまたは当該職員をしてこれに対し質問をなさしめと言っても、間違いだと言つことはできないと存じます。

○大橋（武）委員 要するに、これはあなたの失敗じゃないですか。「之等ノ者」という日本語はどこを探してもありません。この法律のはかの条文にあるそうだけれども、それはやはりその当時あなたと同じような誤まりを犯した人によってそれを見過ごされたのじゃないですか。こういう字を法令の上で用いた例は、私はほとんど見ていないので

す。現に私も若いときに、こういう字を書いて法制局に持っていくと、あなた方の先輩にみな直されたのです。あなた方の先輩の佐藤君あるいは井手君なり、あるいは国会の中には金森さんもおられますけれども、われわれ法案を書いて持っていくと、君は、教えてやったのに、こんな字をまた書いてきたと言って直されたのです。これは法制局で直しとなったのじゃないですか。

○野木政府委員 私も戦前事務官をいたしまして、法案を法制局で審議願ったことがございますが、その当時、確かに御指摘のように直されたような記憶もあります。しかし、最近書くときは、むしろ「此等」と書くよりも「之等」の方がわかりいいのではないかと、これは私も参事官の多くの人もそういう議論でありまして、今用語が、まだ過渡期でありまして、不統一になっておると言われればそれまででございますが、昔のように必ずしもそう厳格に言うほどのこともないのではないかと、いうふう存じておる次第でありまして、そこがあるいは大橋先生の鋭い御感覚と私どもの鈍な感覚との違いで、御叱責を受けることになったのではないかと存ずる次第であります。

○大橋(武)委員 それはむしろ逆で、私もが鈍で、法制局にいつて鋭いあなた方に直されたものです。あなた方はこの方がいいのだと言っておられるけれども、これは日本語としての意味をなさないのであって、これは全く当て字じゃないですか。こういうことでは、法文の品位の上からいっても、まことに遺憾に思うのですが、このごろの法制局では、法文の品位とか文字の性格というようなことはあまり考えない、意味さえ通ればいいというふうにお考えでしょうか。それとも、音さえ一致すれば、字が多少違ってよろしいというふう非常に広い気持でやっておられるのですか。

○野木政府委員 御指摘のように、戦前の法制局は、長年の伝統によりまして、文字の使い方のすみずみまでも非常に洗練されておりまして、終戦後の内閣の法制局に関する限りにおきましては、その点はまだ戦前ほどにはあるいは達していないという声をいただくのも無理はないと思います。というのは、文部省の当用漢字の採用とか、かなづかいの問題とか、今非常に変革期にありまして、私どもも、現在やっておることが最善なこととは、ちっとも思っておりま

せん。あるいは国会の御審議を通じ、現に今日大橋先生から指摘されたような問題も、さっそく帰しまして、みなと討議いたし、今後の参考にするというような態度で、技術的の最高のレベルに達したいという念願を持っておる次第であります。正直に申しまして、何分今は多少の不足する点が出ておる点は、自認せざるを得ないわけでございます。しかしこの点は、当委員会の御審議その他いろいろな点をお聞きいたしまして、絶えず反省し、少しでも進歩していきたくて存じておる次第でございます。

○大橋(武)委員 それでは、こうした問題については、長官とよく御相談の上、またあらためて御答弁を求めることにいたします。保留いたしました先に進みます。・・・

10 公共の安全・秩序の保持

(八七回・昭五四・六・五)
参・地方行政・一〇号二頁)

○志苦裕君・・・公共の安全なりあるいは秩序の保持というものの法の規定の仕方というものには、何か一定の規範のようなものがあるんでしょかね。

○政府委員(茂串俊君)・・・ただいま御指摘のように、各種の法律の目的規定の中には、その法律の目的をあらわす規定といたしまして、たとえば火災類取締法第一条であれば、「公共の安全を確保」という用語を用いております。災害対策基本法第一条におきましては、「社会の秩序の維持」という用語を用いております。それから警察法はもう御案内のとおり、第一条で、「公共の安全と秩序を維持」という用語を用いております。これらの用語は、一般的に申しまして非常に抽象的、包括的な概念でございますが、いわばその法律の究極の目的をあらわしているわけでございます。が、総じて申しますと社会公衆の共同生活が一定の危害から予防されまして、あるいはまた法令とか社会慣習等に從って平穩に営まれるように保障するというほどの意味で用いられておるものだと思っておりますが、公共の安全あるいは社会の秩序というのとはどういふところが違つかという点に視点を当ててみますると、公共の安全という場合に

は、あるいは公共の安全の保持という場合には、一定の危害から人の生命身体や財産を守ることと重点が置かれておるわけでございますし、また、社会の秩序、あるいは社会の秩序の保持というような場合には、一定の危害からもたらされる社会の混乱を防止いたしまして平穏な社会公衆の共同生活を維持することに重点が置かれているという違いがあるのではないかと思います。

そこで、各法律をながめてみますると、一々申し上げるわけにはまいりませんが、その法律のねらいなり趣旨なり、目的なりからいたしますると、たとえば火災類の規制の法律でございますとそれはもちろん社会の秩序の維持というところまで影響が及ぶこともありましようけれども、どちらかといえばたとえば火災類が爆発した場合に人の生命身体なりあるいは財産を守るといふ、そこに力点が置かれておりましようし、また、災害対策基本法の場合でございますと、もちろん人命なり財産を守ることがその目的として当然考えられなければならないわけでございますけれども、災害対策なんということになりますと、一朝災害が起これば社会全体の秩序が混乱すると、乱れるというような場合が非常に多いわけでございますので、そこで社会の秩序の保持というところに力点を置いて目的規定が置かれているというような違いがあるのではないかと思います。

ただ、それぞれの目的がニュアンスの違った形で置かれておりますだけではなくて、こういった法律目的を達成するために要求される具体的な手段方法とか、あるいは対処行動といったようなものにつきましては、これはまたそれぞれの法律によってさまざまであるということは、これはもう言うまでもないところでございますのでつけ加えておきます。

11 参事官・審議官

(七二回・昭四九・五・一四)
衆・内閣・二九号四二頁)

○受田委員 …… 審議官と参事官を、審議官を上にして参事官を下にするというふうに最近の仕向けておること

ですが、かつてこの委員会でも指摘したことがある。内閣官房に内閣参事官と内閣審議官がおりまして、内閣参事官のほうを上位に置いて審議官を下へ書いてある。これは、どうしたことですか。

○平井(勉) 政府委員 確かに御指摘のように、審議官、参事官の名称につきまして、内閣にも例の見られるような、いわば上下逆転したような形は、他の省庁にもまだございます。そういう意味におきまして、先生御叱正の点は、まことにごもっともであると私も考えております。

ただ、現実の問題といたしまして、これらの審議官、参事官制度のみを切り離して一斉に改正をするということは、非常に手数のかかるような点もございまして、一応、全体として機構を見直しをするというような段階におきまして、各省に相当大規模な機構改正とあわせて、そういった制度の是正をお願いしておりますのでございまして、その点がおくれていることについては、まことに申しわけないのでございますけれども、方向といたしましては、統一的な方向に持っていきたいということについては、先生と同じ気持ちで仕事をやっております次第でございます。

○受田委員 同じようなかっこうのものが、警察庁では長官官房に審議官がある、刑事局とか警備局とかには参事官がある。審議官と参事官とで同じ名称が全く混同したような形で、長官官房は審議官でなければならぬ、刑事局や警備局は参事官でもいいというような、こんな不統一があり、また防衛庁でも、長官官房には防衛審議官が、内局のそれぞれには参事官があるということになっておる。これはひとつ平井さん、この際総ざらいをされたい。参事官のほうの上において審議官のほうの下におるというような役所もあれば、その反対もあるというように、同じ国家行政組織の中がこんなばらばらということは、体系の上においても非常に問題である。これは行管のお仕事として、今度新設される国土総合開発庁などを参考にされまして、全面的調整を要望申し上げておきます。

12 支出・使用・支弁

昭和四四年五月六日
内閣法制局
蔵法省

予備費に関する「支出」、「使用」及び「支弁」の意義について（田中武夫委員要求資料）

(1) 憲法第八七条第二項は、「すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない」と規定するが、元来、予備費は、その額について国会の議決を経たにとどまり、いわば財源の留保という性格をもっていることにかんがみ、同項の「予備費の支出」とは、「特定の経費の財源に充てるため予備費から財源を出す」ことを意味するものと解され、財政法第二条第一項の「現金の支払」を意味する「支出」とは異なるものと考えられる。

(2) 財政法は、この憲法の規定を受けて、特定の経費の財源に充てるため予備費から財源を出す場合の政府の行為を「予備費の使用」という概念によってとらえ、この予備費使用の手続及び予備費使用について国会の事後承諾を求めるための手続に關し規定を設けている。

(イ) すなわち、まず、同法第三五条は、第二項において、「各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調査を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。」と規定し、さらに第三項及び第四項において、予備費使用書の作製並びに決定の手続及び効力について規定している。ここで「予備費の使用」とは、具体的には、特定の経費の財源に充てるため予備費から財源を出して新しい項の経費の金額をつくり、又は既定の項の経費の金額を追加し、その経費の金額について財政法第三一条第一項に定める予算の配賦があったと同様の効果を生じさせることをいう。

(ロ) 次に、同法第三六条は、予備費使用について国会の事後承諾を求めるための手続に關し規定しているが、同条が「予備費を以て支弁した金額」という表現を用いているのは、同法第三五条が特定の経費の財源に充てるため予備費から財源を出すという観点から「予備費の使用」という表現を用いているのに対し、本条は、その予備費の使用によって賄われることになった経費の金額に着目しているからであって、この場合「支弁」といい「使用」というも、と

もに同一の事柄を指すものと解される。なお、「支弁」とは、「現金の支払」を意味する財政法第二条第一項の「支出」とは異なり、ある財源を引き当ててに於ける経費を賄うことを意味するものである。

(3) 以上要するに、予備費に關し、憲法第八七条は「支出」、財政法第三五条が「使用」、同じく第三六条が「支弁」とそれぞれ異なる用語を用いているが、これらは、いずれも、基本的には「特定の経費の財源に充てるため予備費から財源を出す」ことを意味しているものであって、「現金の支払」を意味する財政法第二条第一項の「支出」の概念とは異なるものである。

13 諮問・意見聴取

(二六回・昭三二・三一・三一九)
参・社会労働・一一号五頁)

○山下義信君・・・諮問とは何ぞや、意見聴取とは何ぞや、この区別を法理論でおっしゃって下さい。

○政府委員（高辻正巳君）・・・この諮問とは何ぞや、意見を聞く、聴取するとは何ぞやということでございますが、まず第一に、諮問の方は、実はこの健康保険法の二十四条の二の問題として出ておりますので、その関係から申し上げなきゃならぬと思いますが、その二十四条の二を見ればわかりますように、こういう事項については厚生大臣があらかじめ社会保険審議会に諮問するものとするということに相なっております。諮問という言葉をそのままに言いかえますれば、ある特定の事項を公的な機関に諮りまして、その答申を求めるということであろうと思いますが、そのまた法律的な意義というものは、この二十四条の二の一定の場合に、厚生大臣がかけなければならぬある種の要件のなものであるとしてここに掲げられているということに相なると思っています。

それから意見を聞くとおっしゃるのは何であるかという仰せでございますが、これはまさにその文字のままで御了承願えるかと思うのですが、重大な点は、諮問とどう違うかということであろうと思えます。諮問も、内容を実態的に見れば、あるいは同じようなふうに見えるかもしれませんが、重大な点は、その意見を聞くというのは、この二十四

条の二の要件とされておる諮問ではないという点が法律的に言つて非常に大きな意味のある、相違がある点だろつと思ひます。……

○山下義信君 ……私がお尋ねしたいと思うのは、この種の場合は、この程度の場合は、こういう意見聴取とか、あるいは報告とかという程度でいいかどうかということも、なるべく明確な基準というか、線を引いておきたい、後日のために、と思つて実はせんさくをしておるのでありますが、法律が諮問ということを、この字句を使って審議会のこれを任務とした趣旨というものはこれは言うまでもないこと。ここにある諮問とは何ぞやということがあると私は思う。単なる意見聴取とは違つたのです。それは文字の上の、その諮問という字はどのような意味か、字引で引いてこれははかるという、尋ねるといふ、問うといふ、聞くといふ、こういう意味を言うならば、それは意見を聞くということと大同小異でしょう。しかしながら、諮問ということには、諮問をされた相手方が意見をまとめて答えるということが諮問ということ。これを審議会の諮問ということは要求しておる。諮問の内容というのはそれなんです。意見聴取というのは、五人の者がばらばらの意見を言つたらそれでいい、それが意見聴取なんです。五人が各個それぞれ別々の異なることを言うてよろしい、諮問といふものは、ある程度は、その諮問を受けた者ができるだけ相談をして答申を出す、答えを出す、アンサーを出すといふように努力するということがここに加わる。私はそう思う。法制局高辻次長、あなたは私の意見をどう御批評下さいませか。

○政府委員(高辻正巳君) ……諮問と申しますのは、ある一定の機関に対してある事項を諮つてその答申を求めるといふことを申し上げましたが、その答申をするといふのは、ある合議体が複数の構成員でありますならば、その合議体としての意思をまとめてそれを答申することありますので、その点に関する限りは全く先生の仰せの通り、ある公的機関の意見をまとめた結果が答申されるということになるだらうと思ひます。

それから意見を聞くといふ場合につきましても、これはまあいろいろな場合が考えられましようが、ある合議体に対して意見を聞くといふことになりますと、やはりその合議体がある意見をまとめて、その合議体としての意見としてそれを聞かせるということに相なるだらうと思ひます。もつとも、その場合に少数意見とかいろいろそういうものがつくことはありましようけれども、そういう場合もあるのじゃないか。従つて、先生の仰せになりましたような場合も、この法律の当該各場合につきましてもあり得るかと思ひますけれども、ただ一がいにはばらばらな意見といふふうにきまつておるといふふうには、私どもはいかないのじゃないか、その点だけが多少違ひますけれども、大体のところは先生の仰せの通りと存じております。

14 趣旨・目的

(二四回・昭三一・五・二三)
参・文教・三三三号一〇頁

○成瀬幡治君 ……今まで例でいふならば、やはり法律の目的といふようなのが普通の原則的な立法技術としては多くとつておつた例なんです。それをわざわざ探してみたらあつたぐらゐの例と申しますか、そういう珍しいことで趣旨といふことをお書きになつたのだから、それは別段他意がない、……こういう意味に了解していいわけですか。

○政府委員(緒方信一君) ……見出しに「趣旨」と使いました理由は、……書き方としまして「趣旨」と使う場合と「目的」と使う場合、主として法律内容の構成を出します場合には、「趣旨」という使い方をしておりますし、それからそうじゃない、法律の使命でございますとか、そういうことを出しておる場合には、「目的」という見出しをつけておる、そういう例になつたんだ、こういうことを申し上げたわけでございます。……

○秋山長造君 ……立法技術上「趣旨」とつた場合と「目的」とつた場合とどう違ふのか、何かその使い分けをする根拠がおりになるのか、……

○政府委員(野木新一君) ……法制局におきまして法案を立案する際に当りまして、「この法律の目的」とか「法律の趣旨」といふことについて、まずどのように考へているのかといふことについて申し上げます。実は法律の目的とか趣旨とかいふことをうたいまして法律案の冒頭に書くようになりましたのは、……終戦後の立法の形式であるわけ

ありますが、初めのところは「法律の趣旨」という言葉は少くて、大がいの「法律の目的」とか単なる「目的」というように使っておったわけであります。ところがその後だんだん反省してみますと、本法のように、たとえば「この法律は、教育委員会の設置、」云々「教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。」というような場合におきましては、全体を通じてみればこの法律の達成しようとする使命をうたったというのではなくて、むしろこの法律の内容を、趣旨をうたうことになるのじゃないかというような議論がありまして、むしろこういう場合には「法律の目的」としないで「趣旨」と使った方がいいのではないかというような議論もだいたいありまして、……最近の内閣法制局から出す案は、どちらかというところ、そういうような趣旨で立案してきておると存じます。しかしながら、……まだ確然とそれのみに限るといふほど、必ずしも統一されてはいないのではないかと存じます。大体の使い分けといたしましては、先ほど緒方局長が申し上げたような感覚でおるわけでありまして、……

○政府委員（野木新一君） 趣旨と目的の使い分けにつきましては、……その法律のよって達成する使命をうたう場合を目的とし、そうでなくてその内容なり趣旨を説明するというような場合には、趣旨という見出しをつけた方が適當ではなからうかという点は、寄り寄り協議いたしました。また絶対それのみに限るところまでに結論はいいませんが、大体そっちの方が強いわけでありまして、……将来の方向としては、ただいま私が申し上げたふうにした方がいいのではないかと存じておる次第であります。

15 準用

（五八回・昭四三・三・一〇二）
衆・大蔵・五頁）

○井手委員 世銀加盟法には拠出金は書いていないわけですよ。出資だけしか書いていないはずですよ。それを準用しようという場合に、拠出金まで加えて世銀加盟法を準用しようということは、これは無理じゃないかと申し上げているのです。

○荒井政府委員 準用するという、これは法律用語でございますけれども、類似の性格のものについて同種の規定を書くという場合に、繰り返しを避けるために、その性格がきわめて類似しているということでもとの規定を借りてきて、ちよとそこにあらためて書いてあると同じような効果を得させるといふことがその準用のねらいでございます。いままで説明がありましたように、この拠出というところは直ちにその相手方の資本の一部に組み入れられて、拠出国がそれに対して持分を持つというような関係はございませんけれども、機能という面では非常に似通っている面があるので、その準用という一般的な法律用語を用いたということでございます。（備考）二八五ページ参照

16 その他

（二六回（閉会中）・昭三二・九・三）
衆・内閣・四五号一五頁）

○石橋（政）委員 ……内閣法第五条だけに限ってお尋ねいたしますが、「その他」とかりに法律に書いてあることも、「その他」の中には例示してあるものよりもっと重要なものすら含まれる、たとえば憲法のようなものですね。飛鳥田さんの論法でいけば、憲法のような国の基本法というようなものについては一番まっ先に持っていくべきだ。憲法改正案、法律案、予算案その他とこう書くのが至当じゃないか、こう言った。ところがそれをあなたは否定されている。その他でけっこうだと言っている。だから「その他」といふふうに法文で述べられておる場合でも、「その他」だから必ず軽微だということはいえないということも断言できますね。

○林説明員 これは主として立法技術の問題になるわけでございます。先ほど申し上げました通り、いろいろな問題があります場合に、「その他の」ということで全部を列記しないで、ある範囲のものも「その他」ということでくりまして前のものを例示することは立法技術上よくやることでございます。その場合に例示にいかなるものをあげるかということは、これまた立法技術上いろいろ考えなければならぬことでございますが、今おっしゃいました通りに、最も重要な問題をあげて、比較的軽微なものを「その他」でくくる場合もございます。しかし平生起る問題をそこ

に掲げて、めったに起らない問題は例示しないで、その他でくくる場合もある。立法技術としては両方ある。内閣法の場合はあとの場合と申したわけでございます。「その他の」という言葉は、文理的にいえば、あくまで例示を意味するわけでありませう。憲法改正の議案が議案でなければそこに入りません。議案である以上はそこに入ってくる。なぜ例示しなかったかとおっしゃれば、これは臨時的なものである。めったに起らないものをここに書くのは適當でない、そういう配慮からであろうというふうにお答えしたと思っております。

17 尊属・卑属

(一回・昭二二・八・二七)
衆・会議録・二九号三四三頁)

○加藤静雄議員質問主意書・・・

すべての法令の中には、憲法の原則と一致せず、直接または間接に、国民の自由及び幸福を侵害し、回復することのできない過誤を伴うおそれのある用語がある。その若干の例として左の項について質問する。

一、「尊属」及び「卑属」という用語は、尊いものと卑しいものとの存在を意識するものであって、必然的に封建的身分観念を温存し、且つ国民平等の原則と一致しないものである。よって例えば「先属」及び「後属」というが如き用語に改める必要があると信ずる。

二、「嫡出子」という用語の存在は、嫡出子にあらざるものとの身分的差別を肯定する前提に立っている。かくの如きは、何ら本人の関知しない出生の経緯によって、その生涯の運命を傷つけ、且つ自由及び幸福を侵害し、償うことのできない結果を招来する危険を持つものである。

右に対する政府の所見並びに改正の計画があるか・・・

○答弁書・・・

一、政府としても「尊属」「卑属」という用語の可否に疑問を持っている。適當な用語があれば此の次の民法の大改正

の機会に改めよう。

二、正当の婚姻によって生れた子と、然らざる子とは、その氏の定め方、親権者の定め方等について別々の規定が要るので、或る程度呼び方に区別を設けるのは立法技術上避け難いことであるが、「嫡出子」の語が適當かどうかは、將來民法の本格的改正をする途に充分に研究したい。

18 相当の期間

(一回・昭六〇・六・一三)
衆・交通特別・七号六頁)

○沢田委員・・・第五条第五項「相当の期間にわたり放置された自転車の撤去」、この「相当の期間」とはどういうふうに解釈していますか。

○波多政府委員・・・法第五条第五項に申しております「相当の期間」というものは一定の期間を指しているものではないかと申して、当該地域の性格あるいは支障の程度等を勘案いたしまして具体的に決定されるべきものであるかと考えております。

○前田政府委員 言葉の意味といたしましてはある程度の期間ということにならうかと思いますが、いわゆる自転車法の第五条第五項の規定に即して申し上げますと、同項は「駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、」という要件をかぶせているわけでございます。それが放置との関係で用いられていることからいたしますれば、先ほどお答えがありましたように、当該地域がどのような性格の地域であるかというようなこと、あるいはそこに置かれている自転車の状態が道路交通の支障にどの程度の影響を与えているかというような事実関係とも関連して決められるべきものだと考えますので、あらかじめ一概にどの程度の期間とすることを申し上げることは困難かと思えます。

19 当分の間

(六八回・昭四七・三・一五)
(衆・大蔵・六号一六頁)

○藤田(高)委員 ……この租税特別措置がこういう形で「当分の間」とうたわれたときの法律概念としては、期間的にはどの程度のものを考えていたのか。……

○吉国(一) 政府委員 ……一般に法律通念としてどのくらいの期間かという御質問でございますが、「当分の間」という形で一定の制度を規定いたします場合には、その「当分の間」という規定が廃止と申しますか、その規定が削られない限りは、その制度としては残るといふことでございます。その結果といたしまして、「当分の間」ということで出発をいたしまして、その結果、長きは十年あるいは二十年近く「当分の間」ということで制度が存続しておる例もございます。したがって、この「当分の間」として規定をするのは一般にはどのくらいかということになれば、これは規定をする当初におきまして一定の期間を限定することができないような場合、その後の情勢の変化によってあるいは短期間で廃止することもあり得る、しかし、いま直ちに三年間とか五年間とかいうことを将来を見通して規定をすることができない場合、その場合に「当分の間」ということで規定をいたすが、通常の立法の形でございます。

(七一回・昭四八・三・二六)
(参・予算・一一号九頁)

○政府委員(吉国一郎君) ……もともと「当分の間」という用語は、法令の上では不確定の期限をあらわす意味で使っております。たとえば戦後の法令で申し上げますと、いまの地方自治法の附則第八条のほかに、罰金等臨時措置法第一条、これは罰金や料金の額等が、戦前の立法では、非常にその後貨幣価値の変動によって合わなくなりましたので、罰金や料金の額等に関する特例を定めております。これは昭和二十三年に制定をされましたが、「当分の間」ということで、「当分の間、この法律の定めるところによる。」というような規定をいたしております。また、検察庁法のこれも附則でございますが、第三十六条で、区検——区検と申しますか、区の検察庁の検察事務官に、検察官が不足するよ

うな特別の場合には、「検察官の事務を取り扱わせることができる。」というような規定、これは例外でございますけれども、そういうような規定がございます。また、戦前の例で申し上げますと、「当分の間」ということばのかわりに、昔は「当分ノ内」というようなことばを使っておりましたけれども、たとえば日本銀行法の第七十五条では、日本銀行が保有しております金の地金だとか、金貨の評価のしかたを特例を設けております。これは日本銀行法が昭和十七年でございますが、昭和十七年以来、いわゆる「当分ノ内」ということで、その特例は生きております。さらに非常に古い例を申し上げますと、明治四十一年に現行の刑法が施行されました。その刑法が施行されたときに、それまでの旧刑法、これは太政官布告で、明治十三年に制定された、法律と同じ効力を持っている法令でございますが、その旧刑法の中の、公選の投票の偽造に関する罪という一連の罪を、刑法施行法で、なおその効力を有するとやっております。明治四十一年に、なおその法律としての効力を有すると、「当分ノ内」効力を有するとしておりますから、今日まで、明治四十一年というのは一九〇八年でございますから、もう非常に長い間存続している。それでは一体、「当分の間」あるいは「当分の内」というのはどういう趣旨であるかということになりますと、要するにこれは臨時の措置を定めたものであって、いずれは将来改正または廃止が行なわれるであろうということを法律は予想していると思えます。あくまで臨時の措置でございますから。しかし、その改正なり廃止なりのための法律が制定されるまではなおその効力を有するというところでございます。法律で、臨時の措置ということであるという文言が入った規定があります以上は、あくまで臨時の措置として、できるだけ早く恒久的な制度に変える必要があることは法律の規定からうかがわれるところでございますけれども、具体的に、それではいかなる改正措置なり廃止措置を講ずべきかということについて、先ほど来関係四大臣からお答え申し上げておりますような事情がございまして、具体策が立たない以上は、やはり改正または廃止の措置がとれない。とれないで、法律が、改正の措置がとられない以上は、そのまま存続をすることが法律の解釈に相なるであろうと思えます。

20 特別の事情がない限り

(七五回・昭五〇・三・二五)
(参・建設・七号一四頁)

○田代富士男君 ……「特別の事情がない限り」という言葉を法文に使用されている例がありましたならば、その例を示していただきたい。そしてそれを簡単に解釈していただくと同時に、構成している要件ですね、これも教えていただきたいと思ひます。……

○政府委員(味村治君) 「特別の事情」という言葉は、ごく通例の場合につきまして規定を置きますが、通例の場合予想できないような事情が生じた場合に、それと異なる処理をすることができるといふ場合に規定を設けているのが普通であろうかと存じます。例といたしましては民法の四百十六條に損害賠償、これは債務不履行による損害賠償でございますが、損害賠償の範囲が規定されておりまして、これには四百十六條の二項によりまして、特別の事情により生じたる損害につきまして——債務不履行による損害は、普通は通常生ずべかりし損害について債務不履行の責任を負ひまして、通常生ずべかりし損害の賠償責任を負わなきゃならぬということが原則でございますけれども、特別の事情によつて生じた損害でございますしても、当事者が予見できるような場合には、これは損害賠償しなければならぬというような規定が民法にあるわけでございます。

建設省関係の法令でございますと、もう御案内のとおりと存じますが、たとえば都市計画法の五十六條の一項というのがございます。これは都道府県知事が事業予定地内の土地の所有者から買い取りの申し出がございました場合に、買い取ることが原則だと、しかし、特別の事情がない限り買い取るものとするということでございまして、たとえば非常に権利関係が錯綜しておつてなかなか買い取ることが困難だというような場合には、特別の事情があれば買い取らなくてよろしいというようなことになっているわけでございます。あるいはもう一つ建設省関係の法令の例を申し上げますと、土地区画整理法の二十七條の三項、これは「ない限り」という表現ではございませんで、特別の事情がある場合についての規定でございますが、土地区画整理組合の理事とか監事の選任につきまして、理事や監事は組合員のうちから

総会で選挙するというのが原則でございますが、まあ組合員から適当な人がないとかいうような特別の事情がある場合におきましては、定款で定めるところによりまして組合員以外の人から選任することができるといふような例でございまして、ただいま申し上げましたように、いずれも通常の場合を予想した規定がどうしても特別の場合に当てはまらない、当てはめてはぐあいの悪いというケースがございますものですから、そのような特別の事情に備へまして規定を設けてあるというのが普通かと存じます。

21 廃止するものとする

(八〇回・昭五二・二・二二)
(衆・予算・五号三七頁)

○石野委員 ……原子力船事業団法という法律、われわれはもうこれはなくなつた、こういうふうに見ている。ところが、ことしの予算の中に「むつ」に対する予算が出てきておりますね。この法律の考え方なんです。われわれは原子力船事業団法が昭和五十一年三月三十一日をもって廃止するものとする。「この」ものとする。「というところでも三月三十一日で切れている、こういうように主張してきました。……われわれはあくまでもこの「ものとする。」というのは時限法の立場をとっている、こう思う。……法制局長官にちょっと聞きますけれども、時限法とそれから恒久法との間の差はどういうところにあるのか。

○真田政府委員 ……限時法、時限法ともいいますけれども、これはその法律が制定当初から、たとえばこの法律は昭和何年何月何日限り効力を失うとか、あるいは施行の日から何年を経過した日に効力を失うというように確定的に失効日を予定しておる、定めておる、そういうものが限時法でございます。恒久法はそういう規定のない普通の形の法律のことでございます。

○石野委員 じゃ、「ものとする。」というのとはどういうところに違いがあるのか。

○真田政府委員 いまの原子力船開発事業団法がまさしくその例でございますけれども、たとえば五年内に廃止するもの

とするというふうな規定を置いてある場合は、これは先ほど申しましたような限時法ではございません。これは五年内に廃止する方針であるという立法の政策、方針を宣明したものでございまして、具体的に廃止するという法律が出るまでは、これは効力には影響はございません。そのようにわれわれは解釈しております。

○真田政府委員 いわゆる純粹の限時法とただいまおっしゃいました「ものとする。」という規定のある法律との効果の違い、この違いは私がいまここで初めて申し上げるわけじゃなくて、いままでも政府の答弁がございまして、それから過去における国会のお取り扱いもそのような考え方で処理されております。と申しますのは、いわゆる純粹の限時法につきましては、廃止法、廃止するための法的措置がとられたことがございませぬ。これに反しまして、いわゆる「ものとする。」という規定を持っている法律につきましては、その都度廃止の措置がとられております。おもしろい例といたしましては、純粹の限時法と、「ものとする。」という規定を持っている第二のタイプの法律と、二つを統合して新しく一つの法律をつくったことがあるのですが、そのときに、その新しくつくられた法律の附則を見ますと、純粹の限時法については何も規定がございませんのに、「ものとする。」という規定を持っている法律につきましては、わざわざ「廃止する。」という規定を置いております。これなどは、先ほど来申しております二つのタイプの法律の効力について国会御自身が違った、使い分けられた取り扱いをされておられるということの明瞭な証左であるというふうに思います。

○石野委員 …… 審議未了になったものかどうかという法律効果を持っているのですか。

○真田政府委員 「ものとする。」という法律の五年を延長するという法案を提出いたしましたところ、それが廃案になった、その廃案になったことの法的効果はどうかという御質問だろうと思っておりますが、これは、もとの法律、つまりいま問題になっております原子力船開発事業団法の効力には影響はございません。そのことは、私、調べてみましたら非常によく似たおもしろい——おもしろいと言っては弊害がありますが、例がございまして、日本原子力船開発事業団法の効力を考える場合に非常に参考になる先例がございまして、

それは、肥料価格安定等臨時措置法の改正の経過でございまして、この法律は当初、附則に同じく「この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。」という附則が定められておりました。この五年の経過直前、第六十一国会でこの期間を延長する法律案が提出されたところ、参議院でやはり審議未了となり、廃案となりました。しかし、その間ももちろんこの五年間はすでに経過いたしましたわけでございまして、その五年の経過によって同法が失効したというふうには取り扱われておりませんで、その後第六十三国会でこの五年間を十年間に改めるという延長法案が再度提出されました、これは無事成立いたしました。この肥料価格安定等臨時措置法は、その後さらにこの期間が延長されました、現在でも有効かつ完全に実施されております。

これも、先ほど来私が申しましたような解釈に立っているとしか考えられないわけでございまして、そういうわけでございまして、原子力船開発事業団法が、廃止する法律がない限りは、去年の三月三十一日をもって失効したとはとうてい考え得られないわけでございまして。

○日野委員 …… わが国の国会のいままでの通常の運営は、やはりこのような附則の期限が到来する以前に延長法案を出す、またはそれが出ない場合はこれを廃止する法律案を出す、これが通常の解釈としてまた慣行としてほぼ定着してきたものと思いが、いかがでしょうか。

○真田政府委員 「ものとする。」という附則を持っている法律、本法ですか、本法の効力をどう処理するかということとは、通例は、もちろんその予定されている期間の経過前に延長なら延長、廃止なら廃止という法律を提案いたします。その原子力船開発事業団法につきましても、七十七国会でその期間の経過前に政府は延長法案を出しているわけでございまして、…… それからも一つ、先ほど申し落としましたが、原子力船開発事業団法の三十七条というのを見ますと、事業団の解散については別に法律をもって定めると書いてあるわけでございまして、その規定から見ても、何ら法的手当てをしないで本法が自動的に失効してしまうなどということはゆめゆめ考えられない、そういう感じがいたします。

○日野委員・・・私たちは、この法律はもうすでに失効したと思うのですが、その根拠は、このような規定がある以上、その期限の到来するまでに何らかの処置がとられなければこれは失効するであろう。・・・これがもしその期限が来てても何らその効力に関係なく継続するというものであるならば、このような規定は置く必要がないわけです。つまりこの規定は全く死んでいる、そういうふうに見なければならぬわけですね。つまりわれわれの見解としては、延長するなり廃止するなり何らかの処置をその期限が来る前にとることができるといふふうには読むべきである。もしその処置をとらなければ、その期限が到来したときにこれは当然廃止されるもの、こう考えるべきであろうと思います。特に本法の原子力船開発事業団法、これの中には罰則があることも長官は十分御存じであろうと思います。もちろん罰則の適用、これは罪刑法定主義のためまえから言えば、罰則を適用することは日本国民の権利義務に重大な影響を持つことでもありますから、その罰則の適用がこの期限後もできるかということになると、これは刑法の根本問題にまでさかのぼった非常に重大な問題になってくるのではなからうか。・・・

○真田政府委員 何年内に廃止するものとするという規定を、それじゃ何のために置いておるのかという御質問でございますけれども、これはその当該法律を新しくつくるときの立法政策の問題でございます。その立法政策として、もう五年なら五年たったときにびたりと、絶対的に自動的に失効させてしまおうという立法政策が立った場合には、第一のグループの限時法になるわけでございますし、それから、立法当初にこの法律は普通の恒久ではないぞ、五年なり十年なり、ある程度の期間がたったときに廃止するという方針を打ち出しておいた方がいいではないかという立法政策が立ったときに「ものとする。」という第二のタイプの附則が考えられるわけでございます。

それから、罪刑法定主義のお話ございましたが、罪刑法定主義というのはもう非常に大事な原則でございますが、いま私が申しました、附則の「ものとする。」という規定の趣旨がこういうものであるということがはっきりすれば、これは罪刑法定主義に反するわけでも何でもないものでありまして、そういう法律なんですから、その法律に従って刑罰請求権が行使されるという関係になるわけでございます。

22 病院・治療院

(五回・昭二四・五・一七)
(参・会議録・二八号四六七頁)

○姫井伊介議員質問主意書・・・

病院という名称は、病者の集まる所ということで、ことさらに、病者に暗い気持ちを与える。心療上にも好くない。

病院は、病気の治る所という明るい希望を持たせる名称とすることが望ましい。

「ホスピタル」の語原語意から言っても、病院という訳語は当らない。

言いなれない名称はいけないという説もあるが、悪るいものは改めることが進歩である。改称すれば直ぐ言いなれるものである。(たとえば産婆を助産婦というように)

そこで「○○荘」とかいう飾称は用いられて居るが、法定語としては、「病院」を「治療院」とでも改めてはどうであらうか。(診療所又は療養所との区別は付く)・・・

○答弁書・・・

病院という名称は、「病者を治療する場所」即ち「治療所」という意味でつけられているものとも言えるのであり、又現在のところ他に適当な呼称も考えられないので今直ちにこれを改めることは考えていない。

御指摘のあった「治療院」というような名称は現在主としてあん摩師、はり師等の施術所の名称として使用されている実情であるので、これを病院に代る名称として使用することは右の施術所と紛らわしくなるので適当でないと考えられる。

23 付・附

(六一回・昭四四・六・六)
(衆・外務・二二号二頁)

○戸叶委員・・・ベルギーとの条約の二条の(b)の(v)、それからアラブとの条約の一条の三項の(b)の(9)、ここに付

加税ということばが使つてあるわけです。それで、ベルギーとの間の条約では「付」という字が書いてあって、それからアラブ連合との条約では「付」という字が書いてあって「附加税」ということになつてゐるわけですね。「附加税」の「付」という字が違つてゐるのですけれども、これは一体内容が違ふのでしょうか、違ふないのでしょいか。……

○高島説明員 ……今国会に出しております六件の租税条約のうちで、このアラブ連合との租税条約を除きまして、このベルギーの租税条約以降、全部最近の用語例に従ひまして「付」という字がより適当ではないのかという判断に基づきまして、現在そういうふうな方針を改めまして、これからの租税条約におきまして附加税ということばが出ますときには、「付」と「へん」をつけないということに改めました。その結果、ここにございます二件の条約におきましては、明らかに一つがあり、一つはないというちぐはぐな状態になつておりますけれども、これからの租税条約におきましては全部つけないという方針を政府内部で固めました次第であります。

○戸叶委員 それじゃアラブのだけはどうしてつけられたのですか。

○高島説明員 これはこの国会だけをお考えいただけますと明らかに違ふということになりますけれども、私どものほうで印刷の都合あるいは正文の確定の順序、そういったものの関係から、時間的にアラブ連合が一番先になりまして、それ以降の段階で法制局等の審議の都合が変わりまして、時間的にアラブ連合までが旧来の例に従ひ、ベルギーから新しい方式に従つたという結果になつた次第であります。

○戸叶委員 私も法制局に行つて聞いてみたのです、わからないものですから。そうしましたら、「付」と「へん」のあるほうは、何々の上にプラスした場合、サープラス、アディショナルの場合は「付」と「へん」があるんだそうです。それから「付」と「へん」のないほうは、何か渡す、交付するとかそういう場合には、「付」と「へん」がないんだそうです。そういうふうな聞いているのですけれども、どうなんでしょうか。

○高島説明員 私どものほうの解釈といたしましては、先生の御指摘のような意見も一部あるうと思ひますけれども、そのうではなくて、附加税ということばを使うときには、これからは「付」と「へん」をつけないようにしようということでございます。

○荒井政府委員 ベルギーとの租税条約の二条の定義の中で用いられておる「附加税」という、この文字の使い方の点でございますけれども、従来の例では、「付」と「へん」を用いた「附加税」というのを確かに書いておりました。これは当用漢字の関係で、「付」と「へん」をつけた「附加税」というものも、その「付」と「へん」のついた「付」という字も当用漢字としてはありますけれども、同じような意味の用語については、なるべく複数の用い方をしないで、単一のことばで、漢字で表現できる場合にはそうしたいのではないかと意味で、これは國語の問題を取り扱つておる文部省、國語審議会というところでございますけれども、意見があり、公用文についての簡素化という観点から、「付」と「へん」のつく「付」もつかない「付」も、くっつくという意味で、ことばの本質的な意味は変わりがないのではないかと、その場合に二通りの文字を使わないで、「付」と「へん」のない文字のほうが簡単でございますから、公用文一般としてはそれを用いたほうがよいという趣旨のことがありまして、それはたしか内閣としても、公用文の用い方ということで一般的に示したものである入つておるわけでありまして、ただ、それを法令の用語上どの程度用いるかということにつきまして、法制局としていろいろ検討をし、従来の慣用といひますか、慣行等も考へて、全面的にはとつておりませんけれども、それはたとへば「または」「もしくは」とか「および」というようなものについても、かなで書いたほうがいいというふうな意味の、國語審議会の方面あるいは文部省の意見などもありましたけれども、これはたとへば動詞が続いて並列されるという場合に、「および」「または」「もしくは」というのがみんなかなだと、かえつて非常に読みにくい場合がある。従来も多くの法令では、漢字で「又は」「若しくは」「及び」というようなものを書いておるというふうなことの関連で、國語審議会で公用文一般についての用い方で意見が出ておる文の中で、取り入れられるべきものは取り入れるということで処理いたしておりますけれども、従来の法文の慣行なり約束からして、どうしても「付」の場合も「付」と「へん」のあるものを用いたほうが適当だと考えられるというふうなものについては、若干残しておるわけ

でございますけれども、こういう付加税というような場合には、しいてござとへんをつけなくてもいいではないか。それは國語審議会なり文部省の意見に基づいて、内閣としてきめた公用文の取り扱い方というものの線に従っていいのではないかと、ござとを取った「付加税」というその字を用いておるといふふうに言っておるわけでありませぬ。

○戸叶委員 ……今後付加税の場合において、ござとへんを使うことはいかなる場合にもないのだといふふうに理解していいわけですね。

○荒井政府委員 その点については、先ほど申しましたように、法令用語としては、できるだけ公用文一般の簡素化の趣旨に従った線で行くけれども、従来の慣行等からいって、急激に変更することが好ましくないというものについては、従来慣行としてとってきた用語の使い方もするということを基本的にきめておりまして、たとえば「付」の字についても、全面的にこのござとを取ったもので統一するという考えでは対処しておらないわけでございます。たとえば法律の附則であるとかあるいは附表というようなのは、慣行的にござとのある「附」を使ってきておって、まあこれはくっつけるという意味が非常にはっきり出ているものでございませぬけれども、そういうようなものについては、ござとのある「附」をずっと使う。これは従来の国会に出しております法律案なり改正法案というもの等におきまして、そういう用い方をしてきております。ただ、いま付加税というような場合には、特にくっつけるという意味を強調しなければならぬかどうかという点から考えますと、しいてござとをつけるまでもないというように、このベルギーとの租税条約の場合の例のように取っておるわけでございます。このような使い方をしております以上は、今後同種のものが出た場合には同じ扱いをしていくというつもりでございます。

○戸叶委員 私はちょっと了解に苦しむのです。全面的には統一はしない、慣行というものは守っていくのだ。そうすると、私たちが習ってきた概念からいきますと、附則とか附表と同じ概念で習ってきているのですよ、付加税というものは、いま急にこれを変えなければならぬのですね、私たちの概念を変えて。これは時代の要請に従って幾らでも変えていきますよ。しかし、附則とか附表とかいうものは、いままでの慣例から変えないのだということになると、どうい

う慣例は変えて、どういう慣例は変えないのだということは、これははっきりきめないと困ると思っておりますよ。これは文字一つの問題ではない。これから正しい文字を書いていかなければならぬ指導的な立場にある国会が、こういうときは慣行ですから変えませぬ。これは変えますというのでは、ちょっと了解できぬのです。困るのですがね。どういふ慣例は守って、どういふ慣例は守らないということをおきめになっていらっしゃるのですか。

○荒井政府委員 附則というようなのは、法律が制定されておきますと、まずそのほとんどすべてと言っていいほど附則があり、それが本則に続いて規定されておるわけでございますけれども、そういう場合に、既存の法律は全部ござとへんの「附」を用いた附則ということを書いてある。そして、その一部改正等も今後いろいろと行なわれる可能性があるというように、その場合に、やはりことばの本質的な意味からいえば、ござとのついた「附」で書くほうが附則としては本来の姿だと考えられるということで、これはいままで今国会でもあるいは前国会でも成立しました法律の附則は、みなその字で統一されているわけでございます。ただ、個別の用語で必ずしもござとのついた用語を用いる必要がないというものについては、漸次これをござとのないほうの字で使っていくということでございます。

○戸叶委員 わかりませぬ、私。どっちを使ってもいいということですか、結論的に言う。ものによってはどっちを使ってもいいのだ、間違いありませんというふうに法制局はお考えになるのですか。

○荒井政府委員 当用漢字としては、どちらもあるわけでございます。内閣の告示という形で示されておるものとしては、どちらも使える。その中で、いまこの字に関してはやや流動的な状態にあるというのが、客観的に見ました場合の姿であると思ひまして、その点で統一的な方針が示されていないじゃないかというふうにおっしゃれば、まさにおっしゃるとおりでございますけれども、國語というものも、時代の進展とともに流動するといえますか、くずれるといえますか、そういうものでございまして、この用語の使い方は、ただいまそういう過程にあるといふふうに客観的にいえるわけでございます。

○戸叶委員 …… 流動的ということばをどういふふうにお使いになるということは、一つの逃げ道であって、もっとまじめにその問題と取り組んでいただけないでしょうか。

○荒井政府委員 問題になりました「付加税」という字に關しましては、こざとを取ったもので今後統一してまいりたい、こう存じております。

○華山委員 …… 従来の内国法の定義は、こざとへんがついておりますね。

○荒井政府委員 それはたとえば所得税法の二百三十七条に、「地方公共団体は、所得税の附加税を課することができない。」これは昭和四十年の法律でございますけれども、この場合の「附加税」は、従来の線でこざとへんがついたものになっております。

○華山委員 その他いろいろなことがございますけれども、これらの国内法につきまして、今後「付加税」ということが新しく出てくるかもしれません。その際には、新しく出てきたものにはこざとへんをつけたい。いままである分はそのままにして、法律は改正しない。同じ法律の中に、こざとへんのついたのとつかないのと二つ出てきますが…。

○荒井政府委員 改正する機会がございましたら、既存のものも含めて改正して、不統一のないようにいたします。

(七二回・昭四九・三・六)
衆・外務・九号一二頁)

○渡部(一)委員 …… 衆議院外務委員会昭和四十四年六月六日の審議によりますと、当時戸叶里子議員はこの付表の「付」の字に対しまして精細な議論をいたしております。こざとへんのある「附」の字とこざとへんのない「付」の字という有名な議論をなさったわけであります。そして、さんざん議論がありまして、慣行的にはこざとへんのつくのを使っているのだという御説明であります。ところがこざとへんのないほうの方がまた使われているという点についていろいろな釈明が行なわれておるわけでありまして、結局いいかげんなことばの使い方について政府が釈明をし、その際高島

説明員より、同じ国会の同じ会期中に出す条約においてことばが違ふというのは非常にふていさいなことであり、今後できる限りそういうことのないようにしたいという旨の発言があつて、終わりになっているわけでありまして。

私はそれほど問題にするべきことではなからうと思つますが、ここにある「附」の字、ソビエトとの条約のほうはこざとへんがついている。オーストラリアのほうはついていない。まるで当委員会の委員の注意力を檢査するかのごとくわざわざ並べて挑戦されておる。これは深い意味があられたのか私は伺いたい。こういう奇妙な細工を一々なさるといふその神経について私は伺いたいのであります。一べん間違つたらそういうのをきちとするというようなことは非常に大事だと思つたのですが、この兩条約は手続その他非常に妙な点がたくさんある。だからまずそこから御返事ください。

○伊達政府委員 たいへん痛いところを御質問いただきまして、別に他意がございましてこういうことを故意にしたわけではございませんので、その点御了承を得たいと思つます。

実はこれは、日ソのほうは昨年十月に署名された条約でございまして、この時点におきましては、いまだ日本におきます法令における当用漢字の音訓表と送りがなのつけ方及びその後につきまして法制局——法制局と申しますと法律、条約の審査、それから法令用語の私どもの中では一番権威のあるところでございますが、その法令に用いる漢字をどうするかという点につきまして検討中であつた段階でございました。したがしまして、従来用例に従ひまして、「附表」の「附」の字もこざとへんをつけたままのもの、これは従来どおりに従ひまして日本語の本書をつくり、ソ連との間に署名を行なつたわけでございます。ところがその後、この蒙州との協定はことしに入りまして署名をされたのでございますが、その際に、法制局において日本語を審議いたしておりますときに、内閣法制局においてその後の検討、文部省と連絡しつつ検討してまいりました漢字の用例につきまして、今後こざとへんのつきました「附」という字は、「附則」「附属」それから「附帯」「附置」「寄附」、その五つ以外にはこざとへんは用いない、つまりこざとへんのついた「附」の字は用いないといふふうにきまりまして、今国会に上程されております条約、法律すべてこの原則に従つて行なわれているように聞いておりまして、日蒙条約はそのような事情によりまして、この「附表」の「附」の字

を取った、ござとへんのない「付」の字で本書が作成され、豪州との間で署名をされた。

そういう事情にございますので、前四十四年におきますござとへんにつきましての論議の際に当時の高島参事官から、同一国会において「附」の字を異ったものを使うのはまことにみっともないから今後避けたいと申し上げた次第でございますけれども、それはその当時問題となりましたベルギーとの条約で「附加税」の問題としてござとへんがついておったというようなことがあって、ただいま御説明申し上げましたような、理由もあまりなく不統一に使っておったという点を高島参事官としておわび申し上げたわけでございまして、今回も、ぶていさいではございますが、ただいま申し上げたような事情がございますので、御了承を得たいというふうに思っております。

○渡部(一)委員 じゃ、そういうことは十分お氣をつけをいただいているとは思いますが、今後の御注意を喚起したいと思えます。・・・

24 負担(金)・交付(金)

(一〇二回・昭六〇・四・二)
衆・社会労働・二二号八頁)

○多賀谷委員 ……「負担」ということと「交付」というのは違いますか。今度分けてますね。今までは設備、運営費等については全部が負担だった。今度は運営費については交付だ、それから施設等については負担だ、こういうふうに分けておる。もう時間がありませんから、私は両方とも負担じゃないかと思うのです。交付と負担を区別する理由は余りない。ただ「負担」という場合と「交付」という場合、今度の場合の交付金ですね、算定が、どちらかというところ交付金の方はまるめといいますが、このごろ健康保険で言うマルメ方式で県が与えられたその中で運営をしていく。一方、今までの方式は全部積み重ね方式をして実際経費の一部を出しておった。こういうことでやはり負担の中に交付が入るのじゃないですか。・・・

○大出政府委員 ただいま負担と交付ということに関連をした御質問でございましたが、国と地方公共団体とのいわゆる

財政関係におきましては、通常、負担という言葉につきましては、・・・本来その経費の性質上、国とそれから地方公共団体の双方がいわば割り勘的にいいますか、あるいは共同責任というような観点から経費を持ち合うというのが国と地方公共団体との関係における負担という言葉の意味であろうと思えます。

これに対しまして、今度交付金というような言葉が使われるようになったわけですが、この交付金といいますが、これは非常に多義的な意味を持っておりまして、いろいろな意味があると思えます。一般的に言いますと、国が特定の目的を持って交付する金銭を広く指しておるということであろうかと思えます。その中には義務負担的な性格を持っているものもありましょうし、あるいは助成をするという意味での補助金的な性格を持っている、そういう交付金もあろうかと思えます。

ただ、ただいま御審議をいただいております職業訓練法の改正案におきますところの交付金を交付するというようなものは義務的な性格のものでございまして、ただ、今までの負担、つまり国と地方公共団体とその経費を共同責任的に持ち合うというような形のものから、地方公共団体の事務として職業訓練事業というものが非常に長い間に同化してきたというようなことを一応の考え方の前提といたしまして、そうしまして地方公共団体に対する財政援助的な意味合いを持つ、そういう性格の経費に切りかえたというのが今回の交付金、交付するということの意味合いだというふうな理解をいたしております。

25 補償・報償

(四三回・昭三八・三・二)
衆・予算・一八号三〇頁)

○林(修)政府委員 補償という言葉は、これは憲法にも出て参りますし、法律用語としては、これはある程度熟した言葉だと思えます。これは普通損失補償とか、あるいは損害補償ということもございしますが、あるいは災害補償なんというものもございします。損失補償の場合は、憲法でいっている二十九条なんかの補償は、これは当然に憲法上、財産権を

収用したというような場合に、これに対してその損害を埋めるために補償すべきことが憲法上の要請になっておるわけでございます。そういう場合には、当然これはいわゆる法律上の義務的なものとして考えられているわけでございます。それから災害補償なんというものは、別に憲法にはございませぬけれども、たとえば一定の農業上の災害が起こった場合に、その災害を国家の制度として埋めるといふような制度で農業災害補償法もございませぬし、あるいは公務員の災害補償法もございませぬが、あつた場合の災害補償、これはやはり憲法上の義務ではございませぬけれども、法律的な、一定の法律で制度をつくりまして、一定のその法律の制度のワケに乗った場合には、これに対して義務的に一定の損失を埋めるといふ場合に、補償という言葉を使っているわけでございます。

報償という言葉は、法律用語としては例は比較的ございませぬ。ございませぬので、必ずしも法律的に熟した言葉とは言えないわけでございますが、大体今までの使い方を見ておきますと、会社更生法なんかにもございませぬし、あるいは旧自作農創設特別措置法なんかにも使っておりますけれども、もう少しゆるい、つまりそれ自体が先ほど申しました損失補償として一定のことが国家義務になるという性質のものでなくて、むしろ一種の謝礼と申しますか、お礼と申しますか、あるいは一つの報酬と申しますか、あるいはもう少し苦労に報いるとか、そういうような性質で、ある程度恩恵的に、任意的に与えるような給付、こういうものをさすのに多く用いられているように考えます。

(四三回・昭三八・六・六)
(参・内閣・二二二号六頁)

○山本伊三郎君・・・報償というのは憲法上あるいはその他の法律上から見ても、どういふものに該当するのかわかりません。その点法律的な心とつ解釈を伺いたい。

○政府委員(高辻正巳君)・・・一般に報償と申します場合には、法律上、その基本は憲法でございませぬが、適法行為によって損失を招いたものに対して、当然の補償といたしまして金銭を支払うというふうな、そういう関係ではなくて、むしろ法律上の問題と申しますよりも、一般的社会的な考慮から、これを法律上の義務としてではなしに、社会的

な必要性といひますか、要請と申しますか、そういうふうな社会的な考慮のもとに一定の金銭を支払うというふうな、一般的に申しますとそういうことだと思つていいと思ひます。もっとも報償制度というものを法律に規定をいたしますと、その報償をするということが法律上の問題になることは当然でございませぬが、その報償をするという基本的な法律関係があつて、その法律関係に基づいて一定の金銭を支払うというふうな関係が基本には別になつていない場合に、主として報償という言葉を使つております。むしろ報償という言葉が法律上の用語として、定義として、かくかくのものであるということも、法律の規定等を引用して御説明するわけには参りませぬが、一般的に申しまして、そういうふうな心得ておるわけでございます。

○山本伊三郎君・・・私の聞きたいのは、私は過去においてもこういうことではないと見ておるんです。もしあれば、ひとつ前の憲法時代でもけっこうですが、そういう報償というふうなことで措置をされたものがあるかどうか。

○政府委員(高辻正巳君) 　ただいま申し上げましたとおりに、報償という言葉は法律上の用語として確定的に存在するものでないことは、今申し上げたとおりでございますが、しかし、今申し上げましたように、報償という言葉につきまして、一般的に法律上の義務というものと別に、社会的あるいは政策的考慮のもとに一定の金銭を支給するというふうなものも広く報償といふことができると思ひますが、そういうものといつたしましてはいろいろございませぬが、たとえば引揚者給付金のたぐいでもやはりそういう意味の報償には入ると思ひます。すぐ例を出せというお話であれば、若干調べまして申し上げればいろいろございませぬが、ただすぐに出て参りますのは、たとえば今申し上げましたようなことも報償といふ部類には入ると申し上げられると思ひます。

26 目的・目標

○稲富委員・・・法律上では目的ということと目標ということとはどういふふうに使ふのであるか、・・・

(三八回・昭三六・四・二一)
(衆・農林水産・三三二号二二頁)

○林(修) 政府委員・・・この法案は前文をつけたわけでありませう。これは教育基本法あるいは教育基本法以外の若干の法律にございます。現在、前文を置いてある法律は、国会図書館法そのほかの法律も若干ございますが、そういう趣旨から、もう一ぺん第一条にこの法律の目的ということを書き加えたいという考え方が一つあるわけでございます。教育基本法の第一条は教育基本法の目的を書いているのではなくて、教育の目的を書いておられますが、ここではむしろ政策の目標、政策でございますから、政策の目的というよりは政策の目標、法律の目的じゃないので、今の御指摘は、目標という言葉を使わなかったかということでありませうが、政策の目標でございます。法律の目的じゃない。法律の目標じゃない。いわゆる農業政策の目標というものを第一条に置いたわけでありませう。これは、法律全体の趣旨は前文で明らかになっております。今まで普通の法案で第一条に目的を書きますのは、法案全体の趣旨から目的を第一条に書くわけでありませう。その点が少し普通の法案と形を異にするわけでございますが、そういう点でわざわざ第一条にもう一ぺん法律の目的を書くのはタブー、かように考えたわけでございます。

27 例による・準じて

(一〇三回・昭六〇・二二・一〇)
衆・内閣・六号二二三頁)

○大森政府委員 お尋ねは、「例に準じて」とか「例による」とかあるいは「準じて」という言葉が、法制上どういう意味で使われておるかということでございます。

一般的に申し上げますと、「例による」という用語につきましては、広くある制度または一連の法令の規定を、原則としてそのまま包括的に同種の事項に当てはめようとする場合に用いるのが例でございます。それに対して、「準じて」という言葉もよく使うわけでございますが、これは本来そのものと全く同じではございませんが、性質とか内容において類似している場合に、その準じられているものと類似の取り扱いをするという場合に用いるのが通常でございます。これを複合した「例に準じて」という用語もあるわけでございますが、この場合には、通常広くある制度ないし

一連の法令の規定に包括的、総体的ののっとりつつも、さらに個別の事項につきましてはその類似性に着目して類似の取り扱いをするという場合に用いるのを通常としております。

そこで、以上の使い方方を前提として、具体的な給与の場合にどの範囲ならば「準じて」あるいは「例による」ということになるのかというお尋ねでございますが、以上御説明申し上げましたように、この用語といえますのは非常に抽象的で、ある程度の幅を持った概念でございますので、金額的にどこまでならばこの用語の範囲内であるかどうかということを一概にお答えすることは非常に困難な問題であると考えております。・・・

28 参 考

① 慣習法及び事実たる慣習の実例

(国会答弁抄 法令一般一二二二)

(八七回・昭五四・六・五)
参・内閣・一四号一二頁)

② 法令用語としての「協議」の意義—電波法三八条の二第八項関連—

(国会答弁抄 法令一般一一三三)

(九四回・昭五六・四・二三)
衆・通信・一〇号一二頁)

③ 消防法と警察法における公共の秩序及び安寧の維持の異同

(国会答弁抄 自治・選挙二六四)

(八七回・昭五四・五・二二)
参・地方行政・八号一五頁)

④ 「社会通念」の意義

(国会答弁抄 法令一般一七三二)

(一〇二回閉会中・昭六〇・八・二〇)
衆・決算・一八号三〇頁)

⑤ 実定法と自然法の意義

(国会答弁抄 法令一般一三六)

(九四回・昭五六・三・九)
参・予算・四号二三頁)

⑥ 手数料・登録免許税の差異

(国会答弁抄 税務一三九)

(八四回・昭五三・四・一一)
衆・大蔵・二三号一頁)

- ⑦ 電話加入賃権に関する臨時特例法一条の「当分の間の」の意味について
〔国会答弁抄 法令一般一四六〕
(九八回・昭五八・三・二
衆・通信・三三〇・二六頁)
- ⑧ 著作権法附則四条の二の「当分の間」の意味
〔国会答弁抄 文教二八六〕
(一〇一回・昭五九・八・三
衆・文教・二三三・一九頁)
- ⑨ 私立学校法附則一三項の「認可」の法的性格
〔国会答弁抄 文教二六八〕
(九八回・昭五八・三・二三
衆・文教・四三三・三八頁)
- ⑩ 日本原子力船開発事業団法附則二条の「・・・廃止するものとする」とい
う文言と同法の効力
〔国会答弁抄 法令一般一〇二〕
(衆・予算一分科・二五二・四・七
衆・九四回・昭五一・四・七)
- ⑪ 地方交付税法六条の三第二項にいう「引き続き」及び「著しく」の解釈
〔国会答弁抄 自治・選挙二九六〕
(衆・地方行政・一一二・四・一五
衆・九四回・昭五六・四・一五)
- ⑫ 国家公務員災害補償法二二条の福祉施設の意味
〔国会答弁抄 法令一般一〇四〕
(七七回・昭五一・五・一八
衆・内閣・五五号・一五頁)
- ⑬ 保安警察と行政警察の区分
〔国会答弁抄 自治・選挙二六二〕
(八七回・昭五四・五・二二
衆・地方行政・八号・一四頁)
- ⑭ 公職選挙法別表の「例とする」の意義
〔国会答弁抄 法令一般一〇二〕
(七七回・昭五一・五・二二
衆・選挙特別・三三〇・一八頁)
- ⑮ 公職選挙法別表の「例とする」の意義
〔国会答弁抄 法令一般一七七〕
(一〇三回・昭六〇・一一・二七
衆・選挙特別・二二二・二頁)

五 その他

1 法令整備の在り方

(三八回・昭三六・四・四)
参・補正・一六号・一七頁)

○矢嶋三義君・・・この法律案を出す機会に、このような日本育英会法を、これを新憲法下にふさわしい表現、体裁に直すべきものと思います。かように思います。お答え願います。

○政府委員(高辻正巳君)・・・仰せの通りに、実は新憲法ができて、ああいう体裁になりました、法令の形式もすべて変えることにいたしました。口語体、ひらがなという方針をとったわけですが、御指摘のように、新しく法令を制定し、あるいは従前にある法律を廃止いたしました新法律を制定するというようなときには、これも御存じの通りに、常に新しい方式でやっておるわけでございます。しかし、ただいま御指摘の点は、その一部を改正しました場合も、その改正のつど、すべて改めた方がよくはないかというお説でございます。その限りではごもっともだと思えますが、何分にも法令の数がものすごくたくさんございまして、中には商法とか、民法とかいうような一部を改正したことも現にございますけれども、その際に、全部を新形式によってやるといふのは、あまりに形式だけにおいでございまして、いろいろの点、それから、たとえば今例に出しました民法、これは第一編から第三編までございまして、あるいは商法は全体において全部でございまして、そういうものについては、さらに例を加えますれば、民事訴訟法、刑法、そういうような諸規定がございまして、こういうものについては、さらに内容全体についてやはり改正するという機運が、たとえば商法の改正とか、あるいは刑法の改正とか、そういう問題も実は他にもございまして、正をするという機運が、たとえば商法の改正とか、あるいは刑法の改正とか、そういう問題も実は他にもございまして、正をさせていただきます。そういう際には、内容も、形態も、ともに改めていこうということになるわけでございます。そうしますと、簡単なものはやってもいいではないかということになるかもしれませんが、われわれ法令をずさずとこう眺めております場合に、やはり一部改正というような場合については、程度によってそれを差等を付するのはなかなかむずかしいのでございまして、私どもがとっておりますのは、一つの法令の中で、あるいは章、あるいは節というふ

うにまとまったものがあります際には、他の部分はかたかな書きであっても、その部分はひらがな書き、口語体に改めていこうというふうにいたして、なるべくそういうまとまった形における場合には新方式をとっていこう。ちょうどただいま仰せになりますのと、それから全然手をつけないのとの中間的な措置を講じておるわけでございます。まあその辺で、御満足がいただけないかもしれませんけれども、そういうような一つの方式をきめまして努力をいたしておるわけでございますので、その辺御了解を得たいと思います。

(五五回・昭四二・六・二七)
衆・内閣・二四号五頁)

○吉田政府委員・・・私どもも、法令整備につきましては年来心がけておるところでございます。数年前にも一ペーン法令整備というものを各省別にやったことがございます。もうすでに効力を失っておるような法律は廃止するし、非常にわかりにくい法令は書き直すというのを旨といたしまして、各省別に処理をいたしたわけでございますが、いまだにかたかな、文語体の法律が相当程度残っておるような状況でございます。一番基本法でありますところの民法の前三編、商法、刑法、民事訴訟法等がかたかな、文語体であることばかりでなく、相当多数の一般法令がかたかな、文語体になっております。各省とも、これの整備につきましてはそのときに努力をいたしておりまして、先ほど御指摘のございました銀行法系統につきましては、昭和二十八年でございましたが、金融業法というものに全部統括いたしました。わかりやすい法令に書き改めるといふ試みをいたしたことがございますが、諸般の利害関係が錯綜いたしました。ついに実現を見るに至りませんでした。しかしながら、私どもも終始努力をいたしておりまして、できるだけその理想の形に近づくように、今後とも努力をしまいたいと思っております。

○受田委員　その暫定的な措置として、古い法律の文章はアラサルベシというのがアラサルベシとなっている。濁点が出てない、サルヘカラス、これをひらがなに直して、濁点は濁点として打つ、そして適当に句読点を送るということにしておけば、非常に法律が読みやすくなる。それを一括して、法律でかたかなは全部ひらがなに変え、そしてそれは濁点、半濁点をつけること、そして適当な句読点を送るということにすれば、一つの法律でできるわけです。全部書き改められるじゃないですか。

○吉田政府委員　かたかな、文語体の法令を整備するにつきまして、非常に斬新な立案の方式を御教示いただいたわけでございまして、私ども研究してみたいと思っておりますが、ただ濁点、半濁点の点につきましては、従来明治時代に制定せられました。たとえば商法の一部の規定は、確かに御指摘のように、スベシというところはスベシと書いてございます。あるいは「及ビ」というのは「及ヒ」と書いてございます。そういうような点はございますが、これは現在の取り扱いといたしましては、すべて濁点が付せられたものとして取り扱うということで、たとえばその法律を改正する場合に、「何々スベシ」を「何々スベシ」に改めるといふことで、すでに濁点が打つてあるものとして取り扱うようなしきたりになっております。この点は両院の法制局もさように扱っておられるはずでございます。したがって、法令の編さんの技術といたしまして、このような形にするように法令の出版方面にも働きかけておるわけでございますが、そのほかの句読点を打つというような点につきましては、句読点は、はたしていかなる部分に打つかということにつきまして、またいろいろ議論を生ずるような点もあるかと思っておりますが、なおよく研究してまいりたいと思っております。

2 ポツダム政令の取扱い

(五五回・昭四二・六・二七)
衆・内閣・二四号四頁)

○受田委員・・・このあたりでポ政令を法律とみなす事項を改めて、いま指摘した出入国管理令、物価統制令あるいは地代家賃統制令といういまわしいものは、二十幾つかあったと思う。あの命令を全面的に法律に切りかえて、占領の印象を抹殺することを法制局考えるかどうか、御答弁願いたい。

○吉田政府委員・・・いまお話しのように、いわゆるポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件、昭和二十年勅令第五百四十二号に基づきます命令が、現在まだ生きておりますものが四十数件ございます。これは昭和二十七年の第

十三回国会にポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律を提案いたしますと同時に、事項別に、あるいは各省別に、たしか十数件の法律を提出をいたしまして、その四十数件のポツダム命令については、これが法律としての効力を有するような措置をとる旨の法律案を提案いたしましたわけでございます。幸いにして第十三回国会にこれが成立をいたしました、その四十数件のポツダム命令が、今日まで法律としての効力を持ち続けておられるわけでございます。ただし、たとえば出入国管理令でございますとか、物価統制令でありますとか、あるいは連合国財産の返還等に関する政令とかいうような名称でございますまして、すべて当時の勅令あるいは政令でございます。中には省令が法律としての効力を持つておられるものも二、三ございます。このようなものが法律としての効力を有するということは、法令整備の上からは確かに望ましくない点がございますけれども、ただいままでの私どもの考え方といたしましては、この内容に不備な点を生じて時勢の進運に合致しないような点が生じたものにつきましては、当然内容の改正をいたしますわけでございますので、その際に法律として全部書き改めるということをすべきでございますが、その内容がそのまま現在の段階に適應できるというものでございますならば、これをあえて法律に改正するほどの必要はないというのが、いままでの考え方でございます。もちろん担当の各省におきまして、これをあえて法律として書き直したいというような考え方で立案をして案を持ってまいりますならば、内閣法制局といたしましては、これを審査するにやぶさかでないと思いますが、内閣として統一的にこれを法律として書き改めるといふまでの必要はないのではないかというのが、現在までの考え方でございます。

(五八回・昭四三・三・一一二)
衆・予算一分科・一号二八頁)

○受田分科員・・・ポツダム政令という、占領のいまわしい印象を与えるような政令が、法律と同じ効力を持つて出ておる。地代家賃統制令のようなものも、そのとおりです。こういうものをりっぱな法律として、近代的な法律として、早く切りかえなければならぬ。これも法務省で、出入国管理法という形で準備を進めようとしておられるけれども、

も、なおまだこれは答えが出ておらぬ。そのほかの関係ポ政令をすみやかに民主的な日本の法律として切りかえる用意は、どういふふうにされておるのか・・・

○田中(廉)政府委員 ポツダム政令につきましては、御指摘のように、まだ数十件と申しますか、件数にいたしますと相当の数が残っております。目下、御指摘のように、出入国管理令につきましては、これが新しい態勢に即応するように、また形式におきましても新しいものとするように、準備をいたしておりますが、それ以外のものにつきましては、こういう旧占領下の法令でもございますし、努力して新しいものにしたしたいと思います。ただ、そのポツ政につきましては、御指摘のように、内容が口語体でありまして、難解であるという点につきましては、いわゆる旧憲法のもとにおける旧法とは違います。そこで、運用上その他の問題から申しますと、国民にもある程度わかりやすくなっておりませんが、そういう点をおきまして、この改正につきましては、前向きで検討いたすようにいたします。

3 目的規定のある法律とこれを欠く法律との関係

(六五回・昭四六・二・八)
衆・予算・九号二八頁)

○高辻政府委員・・・御指摘のような問題は、実は法令というものは時の経過に依じてでき上がるものですから、必ずしもていさいを一切にしないということがございます。一般の方々からごらんになりますと、これはちょっとおかしいではないかと思ひになるのもふしぎではないと思ひますが、まあざっとばらんところ、古いものから新しいものへとくるに従って立法整備の技術も進んでまいります。おっしゃいますように、その際直したらいいではないかとおっしゃれば実はそれまででございますが、今後機会があるときにはそういうふうにつとめるのが普通でございますけれども、御指摘の点は十分に今後の立法に際して気をつけてまいりたいと思ひます。

4 法令用語平易化の必要性

(五八回・昭四三・三・二〇)
(衆・予算一分科・一七二七頁)

○受田分科員・・・私が知っておるだけでも、旧憲法下の法律の中にまことに難解なことはを用いた法律がたくさんある。また、刑法、民法、商法等を中心としたこの法律の整理をして近代的なやさしい文章にかえるというための審議会等の設置を多年要望して、やっとそれに踏み切っておられるようでございますけれども、たとえば刑法で賭博の罪ということばなどはまことにおかしなむずかしいことばが使っている。「偶然ノ輸贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ千円以下ノ罰金」、これはちょっと一般市民はわけがわからぬ。こういうものを近代的なことばにかえ、また常用漢字をはっきり使って国民に理解させるような法律にしておかなければ、これに拘束される国民の側から見ても、これは非常に不愉快な法律だと思っております。こういう点について、政府としてはすみやかにこれに対し改正の手続をすべきであるのを、逃げ回ってきておるわけです。このあたりで、国民に接触する安易なことばで、常用文字を使って、そして国民に理解せしめる法律として切りかえる用意はどういうところにあるか・・・

○田中(康)政府委員・・・法令の民主化にとりましては、法令用語を最も簡素化いたしましたして、よくわかりやすいものにするということが必要でありますことは、もう申すまでもございません。私たちもその線に沿いまして日夜相つとめておりますが、その中でも、旧憲法と申しますか、昭和二十二年以前に制定されました法律につきましては、なおかたかな書きであり、かつ、中には非常にむずかしいことばが使っておりますことは、御指摘のとおりでございます。そこで私たちも、この古い難解な法律を新しい事態に即応するよう改正いたすよう努力いたしておりますが、ただ、たゞいま先生御指摘の商法でありますとか、刑法、民法につきましては、これは長年の法解釈というものもございまして、実は一朝一夕にまいるものではございません。そこでいまやっておりますのは、たとえば刑法でございますが、刑法につきましては、法務省でも特別の委員会を設けてまして、この改正の手続を目下進めておるわけでございます。私たちも、そういうものの成案を得まして、一日も早くこの難解な古い法律を新しいものに切りかえたい、かように思っておりますので、もうしばらく時間をおかしいただきたいと思っております。

(一〇四回・昭六一・四・一六)
(衆・農水・一二二二頁)

○日野委員・・・農水省は前に砂糖と蚕糸事業団を一緒にするときと両方並べて書いた、これはある程度、格好いいとは言えない名称、ネーミングであつたらうと思つていただけますけれども、内容は伝わつたと思つてはいいです。何かこれを見ていて少し格好をつけたなというような感じが一方です。そして、こういうものは専門家の領域でわかればいいんだというような頭がなかつたかどうか、そこらには、ひとつ法制局も含めてちょっとセンスを伺つておきたいと思つております。

○土屋政府委員 私から先にお答えいたしますけれども、先ほど申し上げたような趣旨で大変欲張つた構想の機構になっておりますので、それをなるべく正確に表現をしたいという趣旨でこのような名称になつたわけでございますが、この定義等をよくお読みになっていただければ、私どもとしては、特に農林水産業関係は機械化研究というものの以外でも、いわゆるバイオテクだけを対象にしている制度ではございません、そのほかのいろいろな研究分野をもこの生物系特定産業技術の研究推進機構で対象にしようという考え方でございますので、それらのことをも広く入り得るようなこととして、このような名称あるいはこのような定義をしているわけでございます。確かに若干わかりにくい点は我々としても認識しておりますけれども、そういう意味で趣旨を何とかここでは体してはいるのではないかと、御理解いただければいいかと、そういうふうにご覧いただいております。

○閣政府委員・・・私どももいたしましたし、法令ができるだけわかりやすい方がよろしい、何も専門家だけがわかっているわけではないことには御指摘のとおりでございます。かねてから、そういう点についても十分わかりやすくできないかということをご法審査の段階におきまして心がけてきていますつもりでございます。

ただ、先ほど農林水産省の方からお答えがございましたように、この法人の対象といたします分野が非常に複雑で

でございますし、またその中で微妙な仕分け等の必要がある、それからまた対象となる技術が今発展しつつある、あるいはこれから大きく発展をしていくという技術でございますので、そういう点からもそれを今の段階でなるべく包括的に示すというようなこともございまして、御指摘のような若干複雑な表現になっていることは確かかと思えますけれども、ただ、私どもとしては、これを一つの法人の名前としてふさわしいものという観点で考えました場合、こういう表現にすべきものというふうに考えた次第でございます。

○日野委員 法律の名称でございますが、法制局にこんなことを言うまでもないわけですが、これよりもっともっと長いのは幾らでもございます。それぞれに苦労しながら、その法律の内容ができるだけわかりやすいようにするという努力をしているのではなからうかと僕は思うのです。ですから、余り短いコンパクトな名称にしくとも、長さというものはある程度内容を明らかにする以上必要な場合が多々ございますので、ぜひこれから、こういうようなわかりにくいようなときは、「生物系」ということと同時に「農業機械化の研究」ということも並べて書くという、先例だとして今までいっばいあるのですから、そういうものを十分盛り込むようにしてもらいたいものだというふうに思います。

特に、大臣、この農業機械化研究所の人たちというのは、今まで農業機械化研究所ということで誇り高い仕事をしてきた人たちだと思っております。まさにすばらしい技術を自分たちのところに集約をして、それを発展させようということとでいろいろな努力をしておられて、それに誇りを持ってやってこられたと思っております。そういう人たちが、今度は生物系特定産業技術推進機構職員、こうなるわけですわな。これで名刺に書いて出した場合、一体あなたは何をやっているのと聞かれるでしょうな。これは大変なことだと思うので、これは農水省の非常に大事にしなければならぬ日本におけるすばらしい人的資源ですから、そういうところの人たちがちゃんと誇りを持って仕事をやっていけるように、ひとつこれからも配慮をいただきたい。

これから農水省はいろいろ法案を出されるのでしようけれども、この法案の内容、私見てちょっと気負いがあると思っております。用語の使い方や何かでも気負いがあるなという感じがいたします。そういうことを感じますので、名称のつけ方なんかについてもひとつ十分に留意をいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、今答弁者が法案の「目的」とか「定義」を見ればというようなことをお話しになりましたが、「目的」というのはページをあけてから見るのですな。じゃ、どの本に、どのところに書いてあるかということが、まず名前を探すわけですから、ひとつそこいらは留意をお願いしたいというふうに思います。

それから、「定義」の部分ですが、これもまた非常に難解でございます。読み上げるとはよします。皆さんの手元にあるわけでございますから読み上げることはよしますが、まず、私はこれを何度も何度も繰り返し読んで見て、なおかつ難しい、わからない。率直に言って、十分にこの定義を自分の頭の中でしゃくして自分のものにしたかと言われると、試験でもしたら合格点が取れるかどうかというようなところまでしか理解していません。私自身で思っています。これはやはり定義の書き方そのもの、これ自身が非常に難解な用語でつづられていて、非常にわかりにくいものになっていると思うのです。おまえは頭が悪いんだと言われてしまえばそれっきりであります。私は日本人の平均ぐらいのところまではいっているんじゃないかと思っております。それから、法律は人よりは少しは余計に読んでいるんじゃないかとも思っていますし、それからバイオ関係についても、人よりは、平均よりは少しぐらいは上の知識を持っているんじゃないかと思うのですが、それでなおかつわからないのですね。

こういう難解な定義なんかをつくる。定義というのは、ここからすべてのものが発展していくわけですから、非常に重要なものがございますが、これは難解だと思いませんか。大体、大臣、読んでみてどう思います、この定義、ばつとわかりますか。

○羽田国務大臣 今先生から、少し気負いがあるのじゃないかという御指摘がございました。私が法案を提出しながら、この名称は大変難しい名前である、あるいは定義がなかなか難解であると言っことはあれでございますけれども、確かに、多くのものを目的としているために、それを表現するために長くなってみたり非常に苦しい定義になってしま

っているという面があると思います。

しかし、先ほどからお話がありましたように、法律も名称によって少なくともある程度のものがすぐ頭の中に浮かんでくるようなものでなければなりません。実は冗談で、ひとつバイオテクノロジーでわかりやすい名称を生み出してくれないかということをお話したのですけれども、確かに一見したところ難しいというふうにも私も実は感じております。こういったことについても、確かにいろいろな目的は含んでいるにしても、もっとわかりやすく、一目見てみんながいろいろな目的がわかるような表現の仕方というものを、もっともって我々も勉強しなければいかぬと思います。

○日野委員 私も法律で飯を食ってきた人間なものですから、いろいろな法律は読んでおりますが、難解度ではこれはトッブクラスではあるまいかと思えますのでこういうお話をしました。特に、私、久しくおつき合いをいただいている農林水産省からこういう難しい内容のものが出てくるということになりますと、ある意味で非常に残念に思います。そういうことで、ひとつ注意を喚起しておきたいので、これからこういう形ではなく、もっと平易なもので表現されるように心がけていただきたい。

この点については、大臣、それから法制局にもそういうお心がけをいただきたいということをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○羽田国務大臣 私どもも、これは国務大臣という立場からいろいろと今までも議論がありました。どうも法律が長過ぎるぞとか、難し過ぎるぞという話もあって、そういうものをもっと平易にするようにということについて今日まで心がけているわけでありすけれども、確かに新しいいろいろな分野を含んでおるといふことで表現が難しかったのだと思います。これから全般的に法律の名前とかそういうものについてわかりやすいものにするように、我々としても心がけていきたいというふうに思っております。

○閣政府委員 お答え申し上げます。

先ほどもお答えを申し上げましたけれども、私どもとしても、法令を平易にする、わかりやすくするということにつ

いては、これは法案審査の上でも前々からも心がけております。

御指摘のように、確かにこの法案は、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、特にいろいろな分野について、それを込めた形で業務とか法人の性格というのが定まってくる、そのもとになる定義であるということから、複雑あるいは難解になっている点は、御指摘のとおり多少そういうことはあるとは存じますけれども、私どもとしては、今回、実は業種の種類について各号設けております。これも今まで定義では余りそういうことをやった例はないのでございますけれども、わかりやすくするための一つの手法としてそういうことも御提案をしたりしてやってきておりますし、今後とも、御指摘のような難解さを解消するようにいろいろな法令につきまして努力をしまいたい、かように考えております。

5 外来語を法令用語として使用する基準

(四六回・昭三九・三・四)
衆・科学特別・七号一頁)

○田中(武)委員・・・大体法律は日本語が原則だと思っております。ところが、そういった日本語化せられてきたもの最近法律用語に取り入れられておる。一体、法律用語として取り入れるのは、どの程度まで一般化してきたことばであるか・・・こういういった外来語を法律用語に持つてくる、固有名詞以外のものを使うのにはどの程度熟したものをいれられておるのか。そういうようなことの限界といえますか、ひとつ基準をお伺いします。

○閣政府委員 ただいまお尋ねになりました点は、外来語を法律の用語として使う場合にどの程度に慣熟すれば使えるかという基準は何かというお尋ねであったと思えますが、これは客観的に明確なる基準はちょっと申し上げにくいことであると思えます。ただ、非常にばく然と申し上げますれば、世上で一般に使って、通常の義務教育を終わった程度の人聞いてもその意味の大体のわかるといふ程度のものであると立法者が判断なさった場合にお使いになっているのだらうと思えます。たとえばスポーツ振興法なんというときに、「スポーツ」というのはずで使っておるといふような観

点で、これは文部省は初め「体育」とか何とか言っておったのですけれども、体育とか競技とかいうのはいまやスポーツというようなことに踏み切られております。

それと似て、たとえばいまの「センター」でございますが、これもいろいろ見てみますと、会社などで日本デザイン・センターであるとか、日本リサーチ・センターであるとか、あるいは非常に俗なものではヘルスセンターといったようなところでセンターというのを使っておる。何かものごとの中心的なものである。何か中枢をなすそういう機関なり場所なりがあるということで、一般の義務教育を終わった程度の人ならば理解していただけるであろうというふうになったというふうな観点でセンターというのは使い始められたものである、こういうふうにご考慮しております。

○田中(武)委員 そうすると、先ほども申しましたが、プラント類輸出促進臨時措置法の、このプラントなんというところは、義務教育を終わった者にすぐわかるかどうかと思うのですよ。むしろエネルギーのほうがよく通っていると思うのですよ。これからエネルギーということは、そのまま使えるかどうか知りませんが、法制局はかつては「エネルギー」というのを使ってはいかぬということで、「燃料及び動力」と、無理にそういうことに名前を変えさせた例がありますね。そのときにはエネルギーがそこまで熟していなかったのですか。

○閣政府委員 おっしゃるごとく、必ずしも全部法律用語が整理できて、この程度になったら外来語を一せいに使うという計画でやっておりますことは、おっしゃるとおりでございます。しかし、考え方といたしましては、わりに保守的でございますまして、なるべくならば日本語を使うという気持ちではございます。

○田中(武)委員・・・法律語に外来語、外国語を入れる場合には、やはり一つのはっきりした定義といえますか、そういうものを持つべきだと思っておりますが、どうでしょう。

○閣政府委員 仰せのごとくでございますが、ただ、センターというときに、おっしゃるとおり必ずしも皆同じ意味であるというわけには参らないかと思えます。ただ、機関の名称でございますので、何となく機関の性格をあらわすような範囲であれば多少の幅があっても、これはやむを得ないのではないか、こういうふうにご考慮しております。

○田中(武)委員 これは特殊法人の名称なんだからいいと思えますが、これは条文の中にセンターということばを使うならば、やはり定義でこれを使おう、こうやらなければいかぬと思うのですよ・・・

あるいはまた、そうした場合に一般的な解釈、むしろセンターというならセンターが日本語で、センターとはこれれというより「センター」というほうが大体よくわかると思うのです。エネルギーだって、「燃料及び動力」というよりか「エネルギー」のほうがよくわかると思うのですがね、そういうときに、固有名詞以外に使うときにはやっぱり定義を下す必要があると思うのですが、どうでしょう。

○閣政府委員 仰せのごとくでございますが、これは名称でございますから、それでよろしゅうございますが、たとえばかりにセンターに例を引いて申しますと、何々センターとして機能するものとするというような用語を使うとすれば、もっともその場合のセンターというのはどういうことか、必ずしも明確でないという場合にはもちろん定義するなり何なりしまして、意味が明らかになるような手当てをいたすべきであらうと思えます。

6 成立又は公布の日前の日を施行日とする法律の規定の解釈―国税通則法(案)に関連して―

(四〇回・昭三七・四二二)
参・大蔵・二三号一二三頁)

○永末英一君・・・四月二日・・・以後この法律がもし成立をいたしましたときに、「四月一日から施行する」と書いてあるこの法律のその成立の日までの間における有効性については、どうお考えになるか。

○政府委員(高辻正巴君)・・・今までの例でございますが、・・・公布の前、七日前、あるいは十日前、あるいはそれ以上のような期日に施行期日が定められておったような例もございしますが、そういう場合にも私ども一応それは公布の日から施行し、その一定の期日から適用するというふうに、・・・法律の解釈としてはそうだろう。ただし、・・・憲法等によりますと、・・・遡及処罰の禁止というような規定もございしますので、そういうような観点から見まし

て、まあ罰則の遡及なんというものはむろん考えられない。しかしながら、・・・国民の・・・利益になる面・・・に
 関しましては、もちろん問題なしに四月一日から適用するということが言えると思います。・・・

7 法律成立後引用法律の法律番号のブランクを埋めることの適否

(二回・昭三・六・一一)
 衆・通信・一五号二頁)

○佐藤(達) 政府委員・・・法律第何号というブランクの書き方をして法案を出しておるのはどういうわけかという点
 ・・・・このブランクの番号を御審議願って、あとで郵便為替法の公布の際に付け加えました番号をこれに書き加えまし
 て公布させていただく。何らこれは実体に触れてのことではございませんから、形式の問題としてそういうことはお許
 し願えるものという前提に立っておる・・・もとの郵便為替法案は公布の日から二十日ということになっており・・・
 それを改正する法律案は六月十五日施行と相なっておるが、・・・五千円以下とあるのが一万円以下と直る、それは六
 月十五日から直る、但しその実施の効果が発生し、一般にその規定が適用されるのは、台本の方であるところの郵便為
 替法そのものの施行期日がこなければ施行実施されない。・・・

8 参 考

① 不要になった法律の整理

(国会答弁抄 法令一般一四二)

(九六回・昭五七・五・一一)
 参・内閣・一〇号四頁)

② 各省大臣の法令解釈の制約力

(国会答弁抄 法令一般一〇〇)

(七七回・昭五一・二・一一〇)
 衆・予算・一〇号一五頁)

③ 法律の解釈

(国会答弁抄 法令一般一五一)

(一〇一回・昭五九・三・二二)
 参・予算・九号三頁)

④ 領域外の区域における地方税の課税

(国会答弁抄 自治・選挙三二五)

(八〇回・昭五二・三・三一)
 参・地方行政・六号八頁)

⑤ 宅地開発に関する行政指導(宅地開発指導要綱)

(国会答弁抄 法令一般二二二)

(八七回・昭五四・六・一)
 衆・地方行政・一六号二四頁)

⑥ 各省大臣の行政指導権限及び内閣総理大臣の指揮監督権限(答弁書)

(国会答弁抄 法令一般一五六)

(一〇二回・昭六〇・六・四)
 衆・本会議・三三三三頁)

⑦ 各省大臣の行政指導(答弁書)

(国会答弁抄 法令一般一七二)

(一〇二回・昭六〇・九・二七)
 衆・本会議・追録三三三頁)

⑧ 行政指導と法律的根拠(答弁書)

(国会答弁抄 法令一般一七四)

(一〇三回・昭六〇・一二・二〇)
 衆・本会議・一四号八頁)

⑨ 今次大戦の正式呼称

(国会答弁抄 法令一般一六四)

(一〇二回・昭六〇・三・八)
 衆・予算一分科・二号三一頁)

⑩ 今次戦争の統一的呼称(答弁書)

(国会答弁抄 法令一般一八五)

(一〇八回・昭六二・五・一九)
 衆・本会議・一八号一一頁)

⑪ 公海におけるトンネルの管轄権

(国会答弁抄 法令一般一六七)

(一〇二回・昭六〇・五・二八)
 参・地方行政・一七号三頁)

⑫ 法律の公布日決定の権限

(国会答弁抄 法令一般一八四)

(一〇七回・昭六一・一一・二六)
 参・選挙特別・二号五頁)

第五 事務処理要領編

一 事務処理の円滑化並びに職員の安全に資する手帳及び事務帳の取扱要領について

（昭和二十一年）

事務帳
手帳
取扱い
要領

事務帳及び手帳は、事務処理の円滑化並びに職員の安全に資する手帳及び事務帳の取扱要領として、各職員に配布し、その取扱いに注意を要する。事務帳及び手帳の取扱いに注意する。事務帳及び手帳の取扱いに注意する。

第五 事務処理要領編

事務帳及び手帳の取扱いに注意する。

事務帳及び手帳は、事務処理の円滑化並びに職員の安全に資する手帳及び事務帳の取扱要領として、各職員に配布し、その取扱いに注意を要する。事務帳及び手帳の取扱いに注意する。

事務帳
手帳
取扱い
要領

事務帳及び手帳は、事務処理の円滑化並びに職員の安全に資する手帳及び事務帳の取扱要領として、各職員に配布し、その取扱いに注意を要する。事務帳及び手帳の取扱いに注意する。

事務帳及び手帳は、事務処理の円滑化並びに職員の安全に資する手帳及び事務帳の取扱要領として、各職員に配布し、その取扱いに注意を要する。事務帳及び手帳の取扱いに注意する。

第五 事務処理要領編

一 予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について

(原文横書き)

内閣閣甲第四三号属
昭和三六年七月一四日
内閣官房長官

標記が昭和三六年七月一日の閣議で別紙(1)のとおり申し合わせになりましたが、これに関する諸般の手続きは、別紙(2)の「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」によることとしたので、これが実行方につき、貴省(庁)各部署に周知徹底するようお願いいたします。

なお、「法律案の法制局審査及び国会提出について(昭和三二年九月五日事務次官等会議申合せ)」は、上記閣議申合せにより自然消滅したものととして取扱うことといたします。

(別紙1)

予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について

昭和三六年七月一日
閣議申合せ
内閣官房

行政の円滑な執行を期し、一方国会の正常な運営に資するため、翌年度予算の概算は、必ず前年度の一二月中に閣議決定するようその編成作業を進めるとともに、予算及び政府提出法律案を早期に国会に提出でき

るよう諸般の手續きを進めること。

(別紙2)

国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて

「予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について(昭和三六年七月一日閣議申合せ)」の趣旨に基づき、国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて、各省庁は、下記により諸般の手續きを進めることとする。

記

- 1 毎会計年度の予算は、おそくも前年度一月中旬にその概算につき閣議の決定を経ることとし、そのときまでに、各省庁は、大蔵省主計局及び他の関係省庁との間において、その内容の細目を、予算関係法律案(予算を伴う法律案をいう。)について法制局の下審査を受ける案をすみやかに確定することができるように、できるかぎり具体的に確定しておくこと。
- 2 前号の実行の確保に資するため、各省庁は、翌年度の歳入歳出等に関する見積書類(以下「概算要求書」という。)の大蔵省への送付について、予算決算及び会計令第八条の期限(八月三十一日)を厳守し、期限後の概算要求の追加は、原則として行なわないこととする。
- 3 各省庁は、常会に提出しようとする法律案の件名及び要旨を九月二〇日までに内閣官房に提出すること。
- 4 予算関係法律案の閣議決定の期限は、予算の国会提出後次のとおりとすること。

イ 法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるものについては三週間以内。

ロ その他のものについては四週間以内。

ただし、上記各号の期限によりがたい特別の必要がある場合には、同号の期限前に、その事情を具し(法律案中確定しがたい部分があることが遅延の理由である場合には、その部分を示して)、かつ、閣議決定の予定日を明示して、遅延につき、閣議の了承を得ること。

5 法律案の作成が円滑に行なわれるようにするため、各省庁は、次の手續きを確実に履行すること。

イ 各省庁は、大蔵省に概算要求書を送付する際には、同時に、概算要求書に組み入れられた事項に関係のある法律案の要綱(内容が簡単なものは法律案とする。以下この号において同じ。)を提出すること。この法律案の要綱は、できるだけ詳細なものとし、かつ、他の関係省庁と協議を経たものでなければならぬこと。

ロ 各省庁は、イの法律案の要綱を大蔵省に提出したときは、同時に内閣官房及び内閣法制局にもこれを提出すること。

ハ 各省庁は、4のイの法律案に該当することになると考えられる法律案については、歳入歳出予算等の概算についての閣議決定があつたときは、すみやかに内閣法制局に提出してその下審査を受けることができるよう、大蔵省との予算折衝と並行して、その作成をとり進めておくこと。

6 予算関係法律案以外の政府提出法律案は、一〇月中旬に内閣法制局の下審査を開始することができるようにすること。

- 7 以上各号のほか、政府提出法律案については、次の方針によること。
 - イ 補助金の交付その他法律の規定によることを要しない事項については、特に相当と認められる場合を除き、立法措置を講じないこと。
 - ロ その趣旨、内容において密接な関連性がある二以上の改正法律案であつて、付託される常任委員会が同一であることその他の事情によりこれを統合することが適當であるものは、これを統合すること。

二 「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」の手続等について (原文横書き)

内閣閣乙第六九号
昭和三十六年七月一四日
内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

標記については、昭和三十六年七月一四日閣甲第四三号の属をもつて別添写のとおり通知されましたが、この通知の別紙(2) (以下「取扱いについて」という。)に定める部数は、下記によるようお願い計らい願います。

記

- 1 取扱いについての3の件名及び要旨は、別紙(1)の書式によることとし、その提出部数は四〇部とする。
- 2 取扱いについての4のただし書の手続は、別紙(2)の書式の印刷物九〇部を添えて各事務次官から内閣官房長官あて申し出るようにすること。
- 3 取扱いについての5のロの提出部数は、内閣官房一〇部、内閣法制局一〇部とすること。
- 4 取扱いに基づき、内閣法制局の下審査を受ける法律案は、少なくとも事務的にその内容に関し

主務省庁の議がまとまつたものであり、かつ、当該法律案の内容が他省庁にも関連するものであるときは、関係省庁との意見の調整がつくされたものであること。
なお、件名追加、件名又は要旨変更及び提出取止め等があつた場合には、上記1、3の手続をとられるようお願いいたします。

別紙(1) (3の書式)

第〇〇国会(常会)提出予定法案
〇〇省 総計 〇〇件

4のイの法案(※) 〇〇件
4のロの法案(△) 〇〇件
その他 〇〇件

予算関係	件名	要旨	備考
※	〇〇法案(仮称)	(要旨は具体的かつ詳細に記入のこと。)	
※	〇〇法の一部改正法案	(")	
△	〇〇法等一部改正法案		
	〇〇法案		

- 備考
- 1 用紙はB5とし、横書きとすること。
 - 2 ※、△、その他をおのおの別紙にすること。
 - 3 検討中のものは別紙とすること。

別紙(2) (4のただし書の書式)

〇〇法律案提出遅延について

[昭36.〇.〇省]

1 遅延の理由

1 (〇〇省)

2 (党、〇〇特別委員会)

2 閣議付議予定日

昭和 年 月 日

- 備考
- 1 用紙はB5とし、横書きとする。
 - 2 遅延の理由の項には、問題ごとに、具体的かつ詳細に理由を記述し、その末尾に関係省庁名又は党関係部会名等を()内に記入すること。

三 概算要求に關係のある法律案等要綱作成要領（大蔵省主計局）

（原文横書き）

- 1 概算要求に關係のある法律案及び政令案の要綱（以下「予算關係法律案等要綱」という。）の作成については、記載例（横書とする。）を参照のこと。
- 2 予算關係法律案等要綱の内容は、できるだけ具体的、かつ、詳細に記載すること。
- 3 予算關係法律案等要綱の内容と概算要求との關係は、記載例のとおり、事項別に経費及び金額を明らかにすること。
- 4 關係各省との調整については、關係各省（各局）名を具体的に記載し、当該各省との間において問題点となると予定されるものを具体的に示すほか、調整の進捗状況を記載すること。
- 5 予算關係法律案等要綱には、それぞれについて主任担当事務官名及び電話番号を記載すること。
- 6 主計局へは二三部（法規課六部、各予算係四部、補助金係三部）を送付すること。

（記載例）

〇〇合理化臨時措置法（の一部を改正する法律）案要綱
 〇〇省（〇〇局〇〇課）

事項	説	明																				
1 制定（改正）の 必要性および趣旨																					
2 法律案の内容	一 法律の目的 この法律は.....ことを目的とする。 二 イ ロ ハ A B 三 イ ロ ハ																					
3 法律案の内容と 概算要求との關係	(注) 適当な参考資料を添付されたい。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>前年度 予算額 千円</th> <th>本年度 予算額 千円</th> <th>対前年度 増 減 額 千円</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2の二イ 關係調査費</td> <td>30,000</td> <td>25,000</td> <td>△ 5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2の三ロ 關係補償費</td> <td>5,000</td> <td>6,000</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2の三ハ 關係政府出 資金</td> <td>0</td> <td>300,000</td> <td>300,000</td> <td>(内法律改正 に伴う分 300,000千円)</td> </tr> </tbody> </table> (注) 概算要求書のうち、右の要求に係る部分等、その積算の資料を添付されたい。		区 分	前年度 予算額 千円	本年度 予算額 千円	対前年度 増 減 額 千円	備 考	2の二イ 關係調査費	30,000	25,000	△ 5,000		2の三ロ 關係補償費	5,000	6,000	1,000		2の三ハ 關係政府出 資金	0	300,000	300,000	(内法律改正 に伴う分 300,000千円)
区 分	前年度 予算額 千円	本年度 予算額 千円	対前年度 増 減 額 千円	備 考																		
2の二イ 關係調査費	30,000	25,000	△ 5,000																			
2の三ロ 關係補償費	5,000	6,000	1,000																			
2の三ハ 關係政府出 資金	0	300,000	300,000	(内法律改正 に伴う分 300,000千円)																		
4 審議調整状況	一 關係各省との調整 イ 〇〇省（〇〇局）との調整を要する事項及びその内容 ロ 〇〇省（〇〇局）との調整を要する事項及びその内容 二 内閣法制局において特に法律上問題と認められる事項 三 〇〇省〇〇局議決定 年 月 日 四 〇〇省省議決定 年 月 日 (参考) 担当主任事務官〇〇局〇〇課〇〇事務官 直通 () 内線 ()																					

四 予算関係法律案の区別等について

(原文横書き)

内閣閣甲第八三号
昭和三十六年二月一六日
内閣官房長官

昭和三十六年七月一四日内閣閣甲第四三号属で通知した「予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について」の別紙(2)の「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」の予算関係法律案の区別等については、別紙のとおり取扱いとし、貴省庁の今国会提出法律案をこれに基づいて整理するようお願いいたします。

なお、法律案の件数の削減等については、その取扱いを決定次第通知いたします。おつて、本件は、法制局等とは協議ずみのものである。

(別紙)

予算関係法律案の区別等について

- 1 「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて(昭和三十六年七月一四日内閣閣甲第四三号属)(以下「取扱要領」という。)」4のイ「法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるもの」(※印)には、それが制定されなければ予算又は予算参照書に明示された政府施策に係る事項の実施が不可能である法律案のほか、次のような法律案を含むものとする。ただし、金額が少ない等の理由により予算審議との関連性がうすいと考えられるものは除く。
 - (1) 予算及び予算参照書に積算の基礎となる数が掲記されている場合においてその数を法定することをその内容とするもの
 - (例) 国家公務員の定員を増加するもの
 - (2) 財政支出を直接にその内容とするもの
 - (例) (イ) 国の負担金について規定するもの
 - (ロ) 既存の法律で定めている補助率を改めるもの
 - (3) その施行に伴う大幅な歳入歳出の変動が予算において見込まれているもの
 - (例) (イ) 国家公務員の給与ベースを改定するもの
 - (ロ) 税率を改定するもの
 - (4) 予算又は予算参照書に明示されている行政機構の変動を実現するためのもの
- 2 取扱要領4のロの法律案(△印)は、1のただし書の法律案その他のものとし、たとえば、次のようなものとする。
 - (例) (イ) 定員の範囲内で新たに局長等の職を設置するもの
 - (ロ) 審議会の委員の定員を増加するもの
- (ハ) 予算参照書に明示されていない審議会等を設置するもの
- 3 性質的には※印又は△印に属する法律案であっても、その施行が当該予算に係る年度の経過後となるものについては、※印又は△印でないものとして取り扱う。
- 4 事務費の増加の理由が特定の新法律の施行に伴うものであつても、予算又は予算参照書においてその旨が明示されていないときは、その新法律案は、事務費の増加ということのみによつて、※印にも△印にも

該当しないものとする。

五 内閣提出法律案の整理について

(原文横書き)

(三八・九・一三)
閣議決定

- 1 法律の規定によることを要する事項をその内容に含まない法律案は、提出しないこと。
- 2 現に法律の規定により法律事項とされているものうち、国民の権利義務に直接的な関係がなく、その意味で本来の法律事項でないものについては、法律の規定によらないで規定しうるように措置すること。とくに、国家行政組織法については、諮問的または調査的な審議会や部の設置は政令で定めることとし、また、行政機関に置くべき国家公務員の総数は法律で規定し、その各省庁への配付は政令で規定することとする等の改正を早急に検討すること。
- 3 単純に補助金の交付を目的とする規定を法律で設けないこととし、現存のこの種の規定については、廃止の措置を漸次進めるものとする。これに伴い、長期的な計画または視野に基づく補助については、政府の重要施策としてとくにこれを公にする必要がある等特別の事由のあるものは当該補助要綱を閣議で決定することとし、その他のものは、主務省庁と大蔵省(主計局)との間で協議の上、長期的な計画または視野に基づく補助であることを当該補助要綱に記載できるものとする。
- 4 その趣旨、内容において密接な関連がある二以上の改正法律案であつて、付託される常任委員会が同一であることその他の事情により統合することが適当なものは、統合して提出すること。
- 5 4に関連し、行政組織に関する法律案は、少なくとも各府省別に一括するものとする。(審議会の

設置につき法律を要する間においては、単独の設置法案によらず、各府省設置法の改正によるものとする(こと。)

- 6 1、3または5によることができない特別の事情があるときは、各省庁は、その法律案の提出につき、理由を具してあらかじめ内閣官房長官に説明し、閣議の事前了承を経るものとする。
- 7 許認可事務の整理その他行政の簡素化に対する国民一般の要請にこたえるため、当内閣提出法律案の件数整理を図るとともに、長期的に現行法令の整理を検討し、推進すること。

六 「内閣提出法律案の整理について」(昭和三八年九月一三日閣議決定) 3の適用について

標記の閣議決定³に述べられている「単純に補助金の交付を目的とする規定を法律で設けないこと」の適用については、当面、次によるものとする。

- 1 「単純に補助金の交付を目的とする規定」とは、「単に助成的、奨励的な趣旨で補助金を交付することを含む規定」をいい、当該補助金の交付の対照となる事務又は事業について、これを遂行し、達成する責任の一半を実質的に分担する(すなわち分任する)趣旨で、補助金を交付することを内容とする規定は、これに該当しない。
- 2 右のような閣議決定³に該当しない補助金について新たに立法しようとする場合においては、国の分任の趣旨を明らかにするとともに、法律規範として意義のあるものとするため、「補助する」又は「補助するものとする」と規定することを原則とし、このような国の分任の思想を規定上明らかにすることができず、その時々の財政状況によりできるだけ財政資金を支出する趣旨にとどまる補助金については、予算補

助にまかせて法律に規定しないものとする。

3 閣議決定³に該当しない補助金について規定の新設又は改正をする場合において、同一の法律の他の規定又は改正しようとする従前の規定に「補助することができる」とあり、かつ、これらの既存の規定について国の分任の趣旨を明らかにするのでないと、今回の新設の規定の趣旨との間に権衡を失し、又は改正に係る補助金の本旨を的確に表現し得ず、右閣議決定により立法しないこととされている助成的補助金とまぎらわしいこととなるときは、2によるほか、当該既存の規定の文言を「補助する」又は「補助するものとする」と改めるものとする。ただし、これにより難い特別の事情があると認められるときは、別途協議して措置するものとする。

(昭三九・一・二三)

七 内閣提出議案中、参議院先議案の増加について

内閣参第一三三号
昭和四十六年一月四日
内閣官房長官

標記について、別紙のとおり参議院議長から要望があつたので、参考までに送付します。

参議院発第三六六号

昭和四十六年十月二十九日

参議院議長 河野謙三

内閣総理大臣 佐藤栄作殿

内閣提出議案中、参議院先議案の増加について

参議院の各会派は、本院運営の改革の一環として、本院における会期当初の審議の空白と会期末の審議の幅転を少なからしめるためには、内閣提出議案中、本院先議案を従来に比し格段に増加することが必要であると意見が一致しました。

内閣においては、議案の国会提出に際して右の趣旨を十分に配慮されるよう要望します。

八 法律案又は政令案の閣議請議に際しての要綱等の記載要領について

法律案及び政令案の要綱等の記載要領について

(原文横書き)

内閣閣第一九九号
昭和四十七年九月八日
内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

標記について審査事務の合理化を図るため、別紙要領で進められるようお取り計らい願います。

なお、このことについては内閣法制局とも連絡済みであります。

別紙

法律案又は政令案の閣議請議に際しての要綱等の記載要領について

1 法律案(又は政令案)要綱について

法律案又は政令案の閣議請議において添付される法律案(又は政令案)要綱については、従来、その要綱を見る限り、法律案(又は政令案)本文のいずれの条項に該当するものであるか判別しがたい場合もあつたので、今後は要綱の各号ごとに、末尾にかつて書きで法律案(又は政令案)の第何条関係のものであ

るかを明示するものとする。 (別紙参考を参照のこと)

2 参照条文について

法律の施行期日がある公布の日から一定の期間の範囲内で定めるとされている場合における当該法律の施行期日を定める政令案の閣議請議に際しては、その起算日を明確にするため、添付資料である参照条文において法律の題名に下記のとおり公布の月日まで記入するものとする。

記

- (旧) ……に関する法律(昭和 年法律第 号)抄
 - (新) ……に関する法律(昭和 年 月 日法律第 号)抄
- (参考)

法律又は政令の閣議請議に添付する要綱に付記すべき具体例

- 一 要綱は二以上の事項を掲げる場合、それぞれの事項の末尾にかつて書き、法律案(又は政令案)の第何条関係であることを明示すること。
- 二 簡単な内容の法律(又は政令)で要綱が一事項に限られているもの(例えば、法律の施行期日を定める政令等)については、上記表示は必要としないこと。
- 三 要綱の項目に「その他所要の改正を行なうこと。」又は「その他関係規定の整備を行なうこと。」などと記されている場合があるが、このようなときには同じく条文表示は必要としないこと。
- 四 要綱の一事項に関係して()内の本文関係条文が多数に及ぶ場合には、「(第〇条)第〇条」等の簡略な記入をすること。
- 五 要綱が一項だけにまとめる場合でも、実際には、「……………すること。……………すること。」などのように

- 改正点を二以上含んでいることがある。このような場合には、「……………すること。……………すること。」ごとにそれぞれ書き、法律案(又は政令案)の第何条関係であることを明示すること。
- 六 同時に二以上の法律(又は政令)の一部改正を行なう場合で、例えば「……………に関する法律(又は政令)等の一部を改正する法律(又は政令)」等の形式で請議する際には、それぞれ個別の法律(又は政令)名を表示して要綱を列記すること。
- 七 以上のように法律案(又は政令案)と要綱とを関連づけて、要綱を判かり易くするのが今回の趣旨であるので、かつて書きを入れることによつて、かえつて要綱が判かりにくくなるようなことは避けること。

具体例

日本鉄道建設公団法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 第一 日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が地方鉄道の鉄道施設等の建設又は大改良を行なうことができる大都市圏に係る大都市は、東京都、大阪市及び名古屋市とすること。(第〇〇条関係)
- 第二 公団が行なう大改良とは、本線路が複線である地方鉄道又は軌道を本線路が四線である地方鉄道又は軌道とするための改良とすること。(第〇〇条関係)
- 第三 地方鉄道の鉄道施設等の譲渡又は引渡しは、工事実施計画において建設又は大改良を行なうことが定められた区間ごとに行なうものとする。ただし、当該区間の一部については運輸大臣が営業を開始することが適当であると認めて指定したときは、公団は、当該区間の一部に係る鉄道施設等を譲渡し、又は引き渡すものとする。(第〇〇条関係)

第四 地方鉄道の鉄道施設等の譲渡価額又は引渡価額は、建設費又は大改良費のうち公団が負担した額と

すること。(第〇〇条関係)

第五 地方鉄道の鉄道施設等を譲渡し、又は引き渡す場合における対価は、運輸大臣が指定する期間を支払期間とする割賦支払の方法により支払うべきものとし、その支払額は、次に掲げる額の合計額とすること。(第〇〇条関係)

- 一 当該鉄道施設等の譲渡価額又は引渡価額を元本とする元利均等半年賦支払の方法による元利支払額
- 二 当該運輸大臣が指定する期間内の当該鉄道施設等に係る鉄道建設債券に係る債券発行費及び債券発行差金並びに管理費の合計額

第六 その他所要の改正を行なうこと。

建設業法施行令の一部を改正する政令案要綱

管工事の施工技術の向上を図るため、管工事施工管理に関する技術検定を行なうもの(第〇〇条関係)とし、これに必要な規定を整備するものとする。

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う特殊法人登記令等の一部を改正する政令案要綱

一 特殊法人登記令の一部改正

軽自動車検査協会の登記については、特殊法人登記令の規定によることとする。(第〇〇条関係)

二 運輸省組織令の一部改正

軽自動車検査協会に関する事務は、自動車局整備部車両課において行なうこととする。(第〇〇条関係)

三 国家公務員等退職手当法施行令の一部改正

退職して軽自動車検査協会の職員となり、再び復帰して国家公務員となつた者が退職する場合の退職手当の算定の特例を定めることとする。(第〇〇条関係)

四 国家公務員共済組合法施行令の一部改正

再び復帰して国家公務員となる予定で、退職して軽自動車検査協会の職員となる国家公務員に対する当該退職に係る長期給付について特例を定めることとする。(第〇〇条関係)

郵政省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

郵政省設置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第九十二号)の施行期日を昭和四十七年七月一日とすること。

郵政省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○郵政省設置法の一部を改正する法律(昭和四十七年六月二十三日法律第九十二号)

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。

地方郵政監察局は東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市にそれぞれ一局を置き、地方郵政局は東京都に二局を、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市にそれぞれ一局を置く。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

九 事務次官等会議に提出する法律案及び政令案に添付する新旧対照の記載方法について

(原文横書き)

内閣閣第二五九号
昭和四七年一月七日
内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

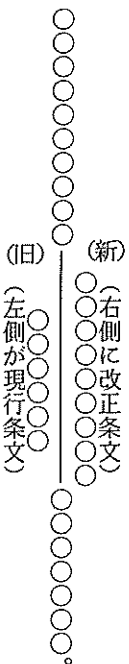
標記については、従来各省庁ごとに、上欄、下欄が逆の場合など記載方法がまちまちであるため、これを別紙例のとおり統一いたしたいので、協力方お取り計らい願います。

(別紙)

例(1) ○○○○法(政令)案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(上欄は改正条文)	(下欄は現行条文)

例(2) 簡単な改正の場合などで、新旧対照を上欄・下欄に分けずに改正点のみを表示するものもあるが、これについては従来どおり左記方法とする。



一〇 法律の施行期日を定める政令案に対する参考資料の添付について

(原文横書き)

内閣閣第一八三号
昭和四八年九月二七日
内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

今後、法律の施行期日を定める政令案を事務次官等会議及び閣議に付議する場合には、当該法律の要綱を添付するようお取り計らい願います。

なお、政令案が法律の一部の施行期日を定めるものである場合には、添付する要綱のうち、当該施行に係る部分に傍線を引き、「今回施行期日を定める分」と注記されたい。

一一 法律案、政令案及び条約案閣議決定書類の処理方法の変更について

当局から内閣官房に回付する標記書類の処理について、昭和四十九年一月一日以後最初の閣議に提案するものから、左記のとおり変更することとする。

記

- 一 作成を廃止することとするもの
 - 1 法律案閣議決定関係書類のうち国会提出文に係るいわゆる青紙
 - 2 政令案閣議決定関係書類のうち公布文に係る部分
 - 3 条約承認案件閣議決定書類のうち国会提出文に係るいわゆる青紙
- 二 処理方法を変更することとするもの

1 政令案閣議決定書類において公布文を記載しないことに伴い(右一2)、同書類のいわゆる青紙の書式の一部を次のように改める。

を審査したが、右は請議のように閣議決定されて
よいと認める。

政 令 案

提案

2 政令案及び条約公布案件に係る署名大臣の指定については、附せんにより処理することを改め、法律案の場合と同様、いわゆる署名用紙(赤わくのもの)を用いることとする。

これに伴い、いわゆる署名用紙は、法律案、政令案及び条約公布案件のいずれにも共用することとし、同用紙の書式を次のように改める。

この 署名大臣は、次のとおりとすること。

(注)用紙は、半切とする。

(昭四八・一二・二七)

〔備考〕

法律案、政令案及び条約案閣議決定書類の書式及び起案例

- (1) 法律案閣議請議関係
- (2) 法律案起案提出関係
- (3) 法律案修正閣議請議関係
- (4) 公布奏上案関係
- (5) 政令案閣議請議関係
- (6) 政令案起案提出関係
- (7) 政令案修正閣議請議関係
- (8) 条約署名案件関係
- (9) 条約承認案件関係
- (10) 条約公布案件関係
- (11) 参議院の緊急集会に提出する法律案関係
 - (イ) 閣議請議関係
 - (ロ) 起案提出関係
- (12) 衆議院の同意を求めるの件関係
 - (イ) 閣議請議関係
 - (ロ) 起案提出関係

(1) 法律案閣議請議関係

受理年月日	平成 年 月 日	内閣府付	第 号	布告	平成 年 月 日
法律案	第 号	次官會議	平成 年 月 日	法律案	第 号
通過年月日	平成 年 月 日	閣議	平成 年 月 日	署名大臣	
長官	次長	第 部長	参事官	事務官	
別紙通商産業大臣請議 特許法等の一部を改正する法律案					
を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、閣会に提出されよと認める。					
法律案	内閣法制局				
提案附せんのとおり					

(赤紙)

第 号	平成 年 月 日	内閣府長官	内閣官房副長官	内閣参事官	閣議決定	平成 年 月 日
内閣総理大臣						
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙通商産業大臣請議 特許法等の一部を改正する法律案						
を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、閣会に提出されよと認める。						
法律案	内閣法制局					
提案附せんのとおり						

(青紙)

この法律の署名大臣は、次のとおりとすること。	通商産業大臣
	内閣総理大臣

- (注)
- (1) 「提案附せんのとおり」の部分は、修正がない場合には、「提案のとおり」とする。
 - (2) 共同請議の場合の請議大臣記載例は、次のとおりとする。
大蔵厚生両大臣請議
運輸建設自治三大臣請議
内閣総理大臣及び法務大臣請議
内閣総理大臣及び厚生労働西大臣請議
内閣総理大臣及び大蔵運輸建設自治四大臣請議
内閣総理大臣及び各省大臣請議
 - (3) (1)及び(2)については、提案提出、公布奏上及び条約関係の書式を除いて同じである。

(2) 法律案起案提出関係

受理年月日	平成 年 月 日	内閣府付	第 号	布告	平成 年 月 日
法律案	第 号	次官會議	平成 年 月 日	法律案	第 号
通過年月日	平成 年 月 日	閣議	平成 年 月 日	署名大臣	
長官	次長	第 部長	参事官	事務官	
別紙奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案					
を起案提出する。					
法律案	内閣法制局				
提案のとおり					

(赤紙)

第 号	平成 年 月 日	内閣府長官	内閣官房副長官	内閣参事官	閣議決定	平成 年 月 日
内閣総理大臣						
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案						
を起案提出する。						
法律案	内閣法制局					
提案のとおり						

(青紙)

この法律の署名大臣は、次のとおりとすること。	内閣総理大臣
	各省大臣

(5) 政令案閣議請議関係

(赤紙)

提出年月日	内閣官房	第 号	公布年月日
送達年月日	次官会	第 号	政令第 号
閣議年月日	閣議年月日	署名大臣	
長官	第 部長	参事官	事務官
総務主幹			
別紙自治大臣請議 公職選挙法施行令の一部を改正する政令案			
を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。			
政令案			
内閣法制局			
提案附せんのとおり			

(青紙)

閣議決定年月日	閣議年月日	公布年月日	政令第 号
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
内閣官房長官			
内閣参事官			
内閣総理大臣			
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙自治大臣請議 公職選挙法施行令の一部を改正する政令案			
を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。			
政令案			
提案附せんのとおり			

この政令の署名大臣は、次のとおりとすること。

- 農林水産大臣
- 自治大臣
- 内閣総理大臣

(6) 政令案起草提出関係

(赤紙)

提出年月日	内閣官房	第 号	公布年月日
送達年月日	次官会	第 号	政令第 号
閣議年月日	閣議年月日	署名大臣	
長官	第 部長	参事官	事務官
総務主幹			
別紙奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行期日を定める政令案			
を起草提出する。			
政令案			
内閣法制局			
提案のとおり			

(青紙)

閣議決定年月日	閣議年月日	公布年月日	政令第 号
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
内閣官房長官			
内閣参事官			
内閣総理大臣			
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行期日を定める政令案			
を起草提出する。			
政令案			
内閣法制局			
提案のとおり			

この政令の署名大臣は、次のとおりとすること。

- 内閣総理大臣
- 各省大臣

(7) 政令案修正閣議請議関係

(赤紙)

平成 年 月 日	内閣受付	第 号	平成 年 月 日
受付	第 号	政令第 号	
平成 年 月 日	次官会議	平成 年 月 日	
平成 年 月 日	閣議	平成 年 月 日	
平成 年 月 日	閣議	署名大臣	
長官	次長	第 部長	参事官
総務主幹	参事官	事務官	
別紙文部大臣請議	教育課程審議会令等の一部を改正する等の政令案中修正の件		
を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。			
修正案			
内閣法制局			
提案附せんのとおり			

(青紙)

平成 年 月 日	内閣官房長官	内閣参事官	平成 年 月 日
内閣総理大臣	内閣法制局長官		
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
別紙文部大臣請議	教育課程審議会令等の一部を改正する等の政令案中修正の件		
を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。			
修正案			
提案附せんのとおり			

(注) いわゆる署名用紙は、当初の提案の際の署名大臣を変更する必要がある場合に限り添付する。

この政令の署名大臣は、次のとおりとする。

(8) 条約署名案件関係

(赤紙)

平成 年 月 日	内閣受付	第 号	平成 年 月 日
受付	第 号		
平成 年 月 日	次官会議	平成 年 月 日	
平成 年 月 日	閣議	平成 年 月 日	
平成 年 月 日	閣議		
長官	次長	第 部長	参事官
総務主幹	参事官	事務官	
別紙外務大臣請議	日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定の署名に関する閣議請議について		
を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。			
内閣法制局			

(青紙)

平成 年 月 日	内閣官房長官	内閣参事官	平成 年 月 日
内閣総理大臣	内閣法制局長官		
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
国務大臣	国務大臣	国務大臣	
別紙外務大臣請議	日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定の署名に関する閣議請議について		
を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。			
内閣法制局			

(9) 条約承認案件関係

(青紙)			
平成年月日	内閣受付	第 号	
平成年月日	第 号		
平成年月日	次官会議決定年月日		
平成年月日	議定年月日		
長官 次長 第 部長 参事官 事務官 総務主幹			
別紙外務大臣請議 日本國と中華人民共和國との間の貿易に関する協定の締結について閣会の承認を定めるの件に関する閣議請議について			
内閣法制局			
を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、閣会の承認を求められてよいと認める。			

(青紙)			
第 号		閣議決定 平成 年月日	
平成 年月日		内閣官房長官 内閣参事官	
内閣総理大臣 内閣法制局長官			
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
別紙外務大臣請議 日本國と中華人民共和國との間の貿易に関する協定の締結について閣会の承認を定めるの件に関する閣議請議について			
内閣法制局			
を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、閣会の承認を求められてよいと認める。			

(10) 条約公布案件関係

(赤紙)			
平成 年月日	内閣受付	第 号	平成 年月日
平成 年月日	第 号		
平成 年月日	次官会議決定年月日		
平成 年月日	議定年月日		
長官 次長 第 部長 参事官 事務官 総務主幹			
別紙外務大臣請議 日本國と中華人民共和國との間の貿易に関する協定の公布の件は、差し支えないものと認める。			
内閣法制局			

(青紙)			
別紙外務大臣請議 日本國と中華人民共和國との間の貿易に関する協定の公布の件は、差し支えないものと認める。			
内閣法制局長官			

この条約の署名大臣は、次のとおりとすること。			
外務大臣 内閣総理大臣			

(11) 参議院の緊急集会に提出する法律案関係

(イ) 閣議請議関係

(赤紙)

受理年月日	内閣府	第 号	平成 年 月 日
送達年月日	次官	第 号	平成 年 月 日
議決年月日	閣議	第 号	平成 年 月 日
署名大臣			
長官	第 部長	参事官	事務官
次長	総務主幹		
法律案	別紙文部大臣請議 国立学校設置法の一部を改正する法律案		
法律案	を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、参議院の緊急集会に提出されよと認める。		
法律案	提案附せんのとおり		
内閣法制局			

(青紙)

第 号	平成 年 月 日	閣議決定 平成 年 月 日
内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣参事官
内閣総理大臣	内閣法制局長官	
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
法律案	別紙文部大臣請議 国立学校設置法の一部を改正する法律案	
法律案	を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、参議院の緊急集会に提出されよと認める。	
法律案	提案附せんのとおり	
内閣法制局		

この法律の署名大臣は、次のとおりとすること。

文部大臣
内閣総理大臣

(ロ) 起案提出関係

(赤紙)

受理年月日	内閣府	第 号	平成 年 月 日
送達年月日	次官	第 号	平成 年 月 日
議決年月日	閣議	第 号	平成 年 月 日
署名大臣			
長官	第 部長	参事官	事務官
次長	総務主幹		
法律案	別紙期限等の定のある法律につき当該期限等を變更するための法律案		
法律案	を起案提出する。		
法律案	提案のとおり		
内閣法制局			

(青紙)

第 号	平成 年 月 日	閣議決定 平成 年 月 日
内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣参事官
内閣総理大臣	内閣法制局長官	
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣
法律案	別紙期限等の定のある法律につき当該期限等を變更するための法律案	
法律案	を起案提出する。	
法律案	提案のとおり	
内閣法制局		

この法律の署名大臣は、次のとおりとすること。

内閣総理大臣
各省大臣

(12) 衆議院の同意を求めるの件関係

(イ) 閣議請議関係

(青紙)

受理年月日	内閣受付	第 号
送達年月日	次官会議	平成 年 月 日
議決年月日	閣議	平成 年 月 日
衆議院 議決年月日		平成 年 月 日

長官 次長 第 部長 参事官 事務官
総務主幹

別紙文部大臣請議 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十五号）について日本国憲法第五十四條第三項の規定に基づく衆議院の同意を求めるの件

衆議院に提出されてよいと認める。

提出案

提案附せんのとおり

内閣法制局

(青紙)

議決年月日	内閣官房長官	第 号
衆議院 議決年月日	内閣官房副長官	平成 年 月 日
衆議院 議決年月日	内閣参事官	平成 年 月 日

内閣総理大臣 内閣法制局長官
國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣
國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣
國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣
國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣

別紙文部大臣請議 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十五号）について日本国憲法第五十四條第三項の規定に基づく衆議院の同意を求めるの件

衆議院に提出されてよいと認める。

提出案

提案附せんのとおり

(ロ) 起案提出関係

(赤紙)

受理年月日	内閣受付	第 号
送達年月日	次官会議	平成 年 月 日
議決年月日	閣議	平成 年 月 日
衆議院 議決年月日		平成 年 月 日

長官 次長 第 部長 参事官 事務官
総務主幹

別紙期限等の定のある法律につき当該期限等を變更するための法律（昭和二十八年法律第二十四号）について日本国憲法第五十四條第三項の規定に基づく衆議院の同意を求めるの件

起案提出する。

提出案

内閣法制局

(青紙)

議決年月日	内閣官房長官	第 号
衆議院 議決年月日	内閣官房副長官	平成 年 月 日
衆議院 議決年月日	内閣参事官	平成 年 月 日

内閣総理大臣 内閣法制局長官
國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣
國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣
國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣
國務大臣 國務大臣 國務大臣 國務大臣

別紙期限等の定のある法律につき当該期限等を變更するための法律（昭和二十八年法律第二十四号）について日本国憲法第五十四條第二項の規定に基づく衆議院の同意を求めるの件

起案提出する。

提出案

提案附せんのとおり

一 公文書の左横書きについて

標記のことについては、行政管理庁行政管理局長から各省庁文書課長等に対し、その拡大実施につき要請がされた経緯にもかんがみ、昭和四十八年一月以降、次により実施することとする。

一 起案用紙の記載を含め左横書きとするもの

外部に発送する公文書（たとえば人事関係文書等）

二 起案用紙の記載のみについて左横書きとするもの

1 法制意見関係

2 国会関係の想定問答及び質問主意書・答弁書

3 参与会関係の議題及び議事概要

三 従来どおり縦書きとするもの

閣議請議関係

四 右によりがたいものは、当該公文書の作成者において総務主幹と協議するものとする。

（昭四七・一二・二二）

一三 内閣関係事務処理要領（法律案・政令案について）（抄）

（昭三九・一一 内閣参事官室）

第2 法律案について

1 閣議請議について

(1) 法律案の請議書は、原本一部、副本四部を内閣参事官室に提出すること。条文は、別紙10の1(略)

の用紙を使用することとし、その形式は一行三三字、一ページ二行詰とすること。これらの原本、副本は同一タイプのものとし、明瞭で永久保存にたえるものとする。

(2) 原本及び副本に誤字等があつた場合は、鉛筆で加筆すること。（赤鉛筆、インク、墨等で加筆しないこと。）

(3) 法律案が閣議決定されれば、国会に提出する法律案印刷物を大蔵省印刷局で作成するので、各省庁は、事務用として法律案印刷物が必要なときは、請議書持参の際、別紙11(略)の注文書を提出すること。注文書の提出がないときは、事後の印刷には応ぜられないので、注意すること。

(4) 国会提出を特に急ぐものについては、事前に内閣参事官室と緊密な連絡をとること。

〔備考〕

法律（政令）案の閣議請議に際し当局に提出される資料及び部数

○閣議請議書（副本）

三部

（請議文（かがみ）、法律（政令）案、理由、要綱、新旧対照表及び参照条文（施行期日政令の場合）は、法律案要綱を添付する。✓の順にコヨリで右とし。

（注）1 法律（政令）案及び理由は、青梓紙（所定の用紙・横式）にタイプ打ちとする。

2 法律案については、青梓紙に代えて大蔵省印刷局で印刷した法律案でもよい。

○資料 五部（八部）

（要綱、法律（政令）案、理由、新旧対照表及び参照条文（施行期日政令の場合）、法律案要綱を添付する。✓の順にホチキスで右とし。

（注）閣議請議書（副本）及び資料は、法律（政令）案請議府省から事務次官等会議の前日（前日が休日の場合は、前々日）の正午までに提出を求めること。

なお、長官、次長等への資料配布は、午後五時（土曜日の場合は、正午）までに行うものとし、遅れる場合にはあらかじめ了解を得ること。

2 法律案の印刷について

- (1) 国会に提出する法律案の印刷物の発注の手続きは、内閣参事官室で行なっているが、国会提出を急ぐ場合あるいは条文の長いものについては、各省庁に対し、仮印刷のときに読み合せを願う場合もあること。
- (2) 閣議決定当日、直ちに、国会に提出する等のため、あらかじめ印刷したがその後法律案の国会提出を見合わせる等の都合により不要となつたときは、当該法律案の印刷代金は、全額その省庁で負担すること。

- (3) 法律案印刷物の増刷分は、国会提出と同時に国会内印刷局分工場（参議院地階）から領収書と引換えに受領すること。（印刷代金は、各省庁負担。印刷費は、単価一枚当り二円）

3 法律案の提出について

- (1) 法律案を国会に提出するときは、内閣参事室からその法律案の主務省庁の政府委員室に、提出の時期及び提出議院名を確認した後、与党国会対策委員会の了承をえて提出する。よつて、各省庁政府委員室の主任者は、提出時期、提出議院名をあらかじめ良く承知し、内閣参事官室からの照会に対し、遅滞なく回答できるようにしておくこと。
- (2) 法律案印刷物に誤りがあつたとき、あるいは原本に誤りがあつたときは、直ちに内閣参事官室に連絡すること。
- (3) 原本の誤りである場合は、事前に内閣参事官室及び内閣法制局の了解をえてから訂正の手続きをとること。なお、訂正の手続きについては、内閣法制局の指示によること。

- (4) 法律案印刷物の正誤訂正の必要が生じた場合は、各省庁は、内閣参事官室の了解なくして国会と交渉しないこと。

- (5) 正誤訂正は、国会の要望により一回限りとしているので、各省庁は入念に読み合せを行ない、再度正誤訂正のないよう十分注意すること。

- (6) 正誤の印刷物は、国会において、内閣参事官室の正誤通知に基づき印刷するので、正誤の印刷物が必要なときは、各院の印刷課と連絡すること。

4 公布について

- (1) 成立した法律は、成立の日から三〇日以内に公布しなければならぬが、当該法律は、内閣で閣議決定の上、公布についての上奏裁可後に公布することになるので、主務省庁は、公布日について、相当期間前にその希望を内閣参事官室に申し出ること。突然公布を申し出ても、閣議手続き及び官報掲載の都合で不可能となることが多いので、注意すること。

- (2) 法律が官報に掲載されたときは、すみやかに照合し、誤りがあつたときは、直ちに内閣参事官室に連絡すること。

5 常会に提出する法律案の手続きについて

- (1) 常会に提出する法律案は、別紙12へこの編一参照、別紙13へ同二参照、別紙14へ同四参照及び別紙15へ同五参照に基づき、処理すること。

- (2) 各省庁が定期的に内閣参事官室等に提出するものは、次のとおりである。

提出時期	提出するもの	部数	備考
① 九月上旬	「予算関係法律案要綱を大蔵省に提出したとき」	一〇部	別紙12の5のロ△四三二ページ及び別紙13の3△四三二ページに規定するもの
② 九月二〇日	「大蔵省主計局からの通知により定められている様式のもの」	五〇部	(注) 別に内閣法制局に一〇部 別紙12の3△四三二ページ及び別紙13の1△四三二ページに規定するもの

- (3) 次年度予算概算（政府原案）が決定される見込みになると、内閣参事官室から再度法律案の件名及び要旨調（別紙16）及び法律案提出時期調（別紙17）△四七二ページ参照▽を期限を付して提出願うよう通知するので、各省庁は、この調書を期日までに五〇部提出すること。
- (4) 提出法律案の件名要旨調及び提出時期調に基づき、内閣参事官室と内閣法制局とが、各省庁の文書課長等から説明をうけ、個々の法律案の提出期日を確定する。
- (5) この会議の結果に基づき、内閣官房長官は、与党とも相談の上、提出予定法律案件名表を新聞発表することとなるので、件名を秘とするもの等については、この旨内閣参事官室に申し出ておくこと。
- (6) 提出予定法律案件名表の決定と前後して、個々の法律案の先議院別を各省庁に内閣参事官室から照会するから先議希望議院を決めておくこと。
- (7) 予算関係法律案で別紙12の4のイ△四三二ページに属するもの（※印のもの）の閣議決定の期限は、予算の国会提出後三週間以内、別紙12の4のロ△四三二ページに属するもの（△印のもの）は、

四週間以内となつているので、この期日を厳守すること。

- (8) この期日に閣議決定できないものは、遅延理由書（別紙12の4ただし書△四三二ページ▽及び別紙13の2△四三二ページ▽）を閣議に提出して当該大臣から閣議の了解をとること。
- 6 法律案の与党審査について

- (1) 法律案については、与党の機関に付しその了承をえた後閣議決定するよう政府に申入れがあるもので、この手続きをとること。（別紙18△四七三ページ▽参照）
- (2) この手続きは、部会↓政調審議会↓総務会↓国会対策委員会の順となつている。これら与党の機関に各省庁から提出する部数は、次のとおりである。

部 会 五〇部
 政調 審議会 三〇部
 総 務 会 五〇部
 国会対策委員会 五〇部

ただし、これらの部数については、多少増減がある。

- (3) 党の手続きが完了していないが、確実に党機関の了承をえられる見込みであり、かつ、緊急に当該法律案を国会に提出しなければならないものについては、内閣参事官室に申し出ること。
- (4) 当該法律案の関係省庁の事務次官、局長または官房長は、原則として、当該法律案が閣議に付議される日の与党国会対策委員会に出席し、案件の内容、提出時期及び先議別について説明することになつている。（別紙19△四七四ページ▽参照）なお、同委員会は、毎日午前九時三〇分から院内で開催

されている。

7 法律案の政府修正について

(1) 政府提出法律案の政府修正を行なう必要が生じたときは、直ちに、内閣参事官室及び内閣法制局にこの旨を連絡すること。

(2) 法律案の政府修正は、

ア 先議院において、委員会に未付託か又は付託されたが提案理由説明の終っていないものについては、政府からの修正通知をもつてたりる。

イ 先議院において提案理由説明を終った法律案については、国会法第五九条により修正承諾を必要とする。

により行なわれ、法律案が後議院に送付された後には、政府修正はできない。

(3) 修正の閣議請議の形式は別紙20(略)のとおりである。△四五二ページ参照▽

(4) これらの手続きは、法律案の国会提出の手続きと同一の手順であり、与党の審査も同じである。

(5) 国会に対する修正手続きは、閣議決定後、内閣から行なう。

(6) (2)のAの場合には、ときにより、修正案について、国会の本会議で大臣の発言を求められることがある。

8 国会法第五七条の三の規定に基づく内閣の意見について(略)

9 法律案関係資料の国会への提出について(略)

10 本会議における法律案の趣旨説明について(略)

第3 政令案について

1 政令案の閣議請議は、第2の1の法律案の閣議請議についての(1)及び(2)に準ずること。(政令参考例別紙10の2(略))

2 閣議請議書を内閣参事官室に提出するときは、当該政令の公布希望日を連絡すること。ただし、公布の日は閣議決定の翌々日以降となるので注意すること。

3 国会において審議中の法律案に基づく政令で三月三十一日または四月一日に法律と同時に公布を要するもの等については、「準備のため」として、あらかじめ閣議決定しておくことができる。

4 閣議請議書を、内閣参事官室から内閣法制局に送付した後に内閣法制局審査の最終段階で内容の一部を修正するためタイプしたときは、各省庁はその写四部を直ちに内閣参事官室に提出すること。

5 政令案の閣議決定後原本に誤りを発見したときは、第2の3の法律案の提出についての(3)に準ずること。

6 政令が官報に掲載されたときは、すみやかに照合し誤りがあつたときは、直ちに内閣参事官室に連絡すること。

別紙16

第○○回国会提出予定法案（確定）			
○省	総計	件	件数
予算関係	件	名	備考
	○○○○法案		（※は具体的かつ詳細に記入のこと。）
			※ △ その他
			備考
			件数

（備考） 1 様式は、昭和36年7月14日内閣閣乙第69号の「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」の手続き等についてによること。
 2 予算関係法律案の区別については、昭和36年12月16日内閣閣甲第83号の「予算関係法律案の区別等について」によること。

別紙17

法案提出時期等調						
〇〇省						
予算関係印	件名	提出関係	法案の大小	他省庁関係	与党関係	閣議決定予定日
*	○○法案（仮称）	A	中	大、通、客、大、客、大、客、大、客	与党要望客	1・19
△	○○法案	A	大	客、大、客、大、客、大、客	客	1・23
						1・10

（備考） 1 提出関係欄には、Aは提出確定、Bは提出予定、Cは提出するかどうか検討中のものを、それぞれの区分により記入のこと。
 2 予算関係欄は、記入しないで。
 3 法案の大小関係には、大は条文50条以上、中は50条以下20条以上、小は20条未満で記入のこと。
 4 他省庁関係欄には、関係省を記入し、調整が容易なものは客、困難なものは困と記入のこと。
 5 与党関係欄には与党との調整が容易なものは客、困難なものは困と記入すること。また、与党の要望、常任委員会の決議等の有無を記入のこと。
 6 閣議決定予定日及び法制局審査予定日欄にはそれぞれの予定を記入のこと。
 7 件名は、第○○回国会提出予定法案（確定）（別紙16様式）の表の順序によること。

別紙18

総務会の法案審議について

（昭三七・二・二三）

官房長 官殿
法案審議について

自由民主党総務会長 赤城宗徳

一月三日の総務会に於て法案審議に関し左記の通り再確認致したので御了承を願ひ度い。
 記
 1 各法案提出の場合には閣議決定に先だつて総務会に御連絡を願ひ度い。
 尚政府提出の各法案については総務会に於て修正することもあり得るにつき御了承を願ひ度い。
 備考
 各常任委員長、特別委員長、政調各部長には別紙の通り書類を発送したので御承知願ひ度い。

（別紙）

— 〇 —

二月二三日

政調各部長、各常任委員長、各特別委員長 殿
法案審議について

自由民主党総務会長 赤城宗徳

一月三日の総務会に於て法案審議に関し左記の通り再確認致したので御了承願ひ度い。

第五 事務処理要領編

記

各法案の審議は、総務会において最終的に決定することになっているので、各常任委員会各特別委員会の段階において法案修正の場合は、改めて、その修正点について総務会の承認を受けられ度い。

別紙 19

(昭和三四年一〇月一七日)

内閣 官房 長官

各事務次官等会議構成員 殿

国会対策委員会に対する法案等の説明について

本日、自由民主党国会対策委員会から、政府から国会に提出する法律案、条約については、その円滑な成立を期するため、事前に国会対策委員会等で当該案件の内容、提出時期及び先議別予定等につき承知いたしましたので、関係各省庁の事務次官、局長又は官房長等が同委員会に出席し、説明されたいとの申し越しがありましたので、原則とし、当該案件が閣議に附議される日の国会対策委員会において説明されるよう御配慮願います。

なお、同委員会は、毎日午前九時三〇分から院内において開催されておりますので、申し添えます。

— 〇 —

国会対策要領

(昭三三・一〇・二)
事務次官等会議配布

自由民主党国会対策委員会

国会の正常なる運営のもとに、予算案及び諸法律案の審議の促進をはかることが真に望ましいところであ

る……

よつて、本会議、各委員会の審議を通じて、出来る限り話し合いにより、相互の了解に努め、混乱を防止し、速やかに審議を終了するよう之が対策について遺憾なきを期すべきである。

○国会対策委員会の機構

- 1 国会対策委員長は、国会運営の対策に関する事項を総括する。
副委員長は、委員長を補佐し、各自の分担事項を処理する。
- 2 国会対策委員会は、国会開会中は、毎日これを開き、委員会からの審議状況の報告をうけ、情報を交換して、その対策を樹立する。
必要に応じて、常任委員長会議を開き、又は当該委員会の理事及び委員の打合せを開く。
尚、常任委員長又は代理理事は、つとめて国会対策委員会へ出席すること。
以下、委員会、委員長、理事及び委員とあるは、常任委員会、特別委員会、常任委員長、特別委員長、常任委員会議事、特別委員会議事、常任委員及び特別委員を指称する。
- 3 委員会の審査を促進するため、事故ある委員の補充として、予め、数人の担当委員を選定しておくこと。

○議案の取扱いについて

- 1 政府は、国会に法律案を提出するときは、事前に、国会対策委員会に対して、法律案を添付して通知する。

(参考)

- 政府が法律案を提出する場合には、事前に政務調査会の審議を経て、総務会の承認を得ることになっている。
- 2 議員が法律案及び決議案等を提出する場合には、党二役と国会対策委員長の承認を得ること。
 - 3 委員会において法律案の審査中に、修正案、附帯決議及び希望条項案を提出する場合には、議員提出法律案と同様の取扱いとすること。
 - 4 委員長（又は理事）は、議案の附託を受けたときは、その取扱いについて、まず、国会対策委員会に連絡すること。

○法律案審議について

- 1 先議の法律案は速やかに議了し、参議院へ送付すること。
- 2 予算に関係ある法律案又は省、庁設置法案等は、先例により、衆議院を先議とすること。
- 3 政府は、法律案を衆参の何れを先議とするかについては、事前に、国会対策委員会と打合せすること。
- 4 議案が委員会において採決される場合には、委員長（又は理事）は、その採決前に代議士会に報告して、その承認を受けること。

- 5 法律案に対する態度は、党の方針を堅持すること。

○委員会の運営について

- 1 従来の委員会における審査の实情に鑑み、傍聴人が多く、ために法律案の審議が阻害されているので、審議能率化のため、委員長においては、傍聴人の数を、努めて制限するよう措置すること。
- 2 委員長は、委員会の開会前に、報道活動（テレビ、ニュース、写真）を許可し、会議中は、原則として、これを禁止すること。

- 3 委員会の審査の進捗をはかるため、理事会に於て協議し、附議案件の審議日程を作成して、その結果を国会対策委員会に連絡すること。
- 4 与党委員の出席を督促すること。
委員会を欠席する場合は、委員自身が、国会対策委員会に連絡し、予め、代理者を依頼して出席させることを原則とすること。
- 5 委員会の審査の情況に鑑み、委員の異動及び一時代理を必要とする場合は、幹事長が、国会対策委員長と協議して決定すること。
- 6 委員長は、委員会の開会定刻までに、要求大臣及び政府委員を必ず出席せしむるよう督促すること。
- 7 委員会における総理大臣の出席要求は、真にやむを得ない場合に限ること。
やむを得ざる事由により、委員会に総理大臣の出席を要求する場合は、その決定前、予め、国会対策委員会と協議して、出席の可否を決定すること。
- 8 尚、内閣総理大臣の本会議又は委員会出席要求の取扱に関しては、別に定めるところによる。
- 8 委員会において、所管大臣以外の大任の出席要求をする場合は、その質問事項を、事前に、国会対策委員会と打合せすること。

9 (略)

10 (略)

11 委員会の休憩、散会については、議事の遅延に陥らざるよう注意を払うこと。

12 委員会における法律案、国政調査事件その他の案件の審査又は調査に際しては、その所管の範囲を厳

守し、苟くも他の委員会の所管にわたらぬよう、十分留意すること。

13 委員会に於ける国政調査事件及び証人の出頭要求に関しては、さきの第二回国会行政監察特別委員会において議決した「刑事訴追を受けている事件について、可及的調査案件として採決しないこと。」との趣旨に鑑み、司法権の独立を尊重する建前から、現に検察庁において、捜査中の事件又は裁判所に繫属中の事件については、その調査を留保すること。

14 委員長及び理事は、委員会の運営及び進行について常に、国会対策委員会と緊密な連絡をとること。

15 国会閉会中における委員会の開会については、事前に、国会対策委員会と打合せの上、開会の可否を決定すること。

○本会議の議事関係について

1 本会議の開会当日は、議運議事協議会の開会前に、その日の議事に関し、予め国会対策委員会において協議すること。

2 議運理事は、重要法律案、緊急質問及び不信任決議案等の本会議における取扱いについては、国会対策委員会と特に緊密な連絡をとること。

3 本会議における趣旨弁明、討論及び質疑等をなす者の人選については、幹事長と国会対策委員長が協議して、これを決定すること。

(参考)

尚、趣旨弁明、討論及び質疑等をなす者は、発言の要旨について予め政務調査会長の承認を得ることになつてゐる。

○副委員長分担

1 総務会

1 執行部

1 議事、代議士会

1 議案、政務調査会

(法案の提出と、審議状況を常に注視し、この推進をはかる)

1 委員(委員会における議案審査の促進をはかる)

1 内閣、社会党

1 両院議員総会、参議院

1 報道

右分担の外に常任、特別委員会における法律案審査の促進を督励するため、夫々の委員会を分担して、これを兼ねること。

内閣総理大臣の本会議又は委員会出席要求の取扱について

1 両院の本会議又は委員会への内閣総理大臣出席要求については、予め、本会議については議院運営委員長長において、委員会については当該委員長(委員長が自民党以外に属するときは与党理事、以下同じ)において、必ず国会対策委員長と協議すること。

なお、内閣総理大臣の委員会出席は、緊急重大なものに限るよう当該委員長において配慮すること。

2 国会対策委員長が1の協議を受けた場合は内閣官房長官と協議し出席の要否、出席する場合の日時、出

- 3 当該委員長は2の連絡を受けた後、所定の事務手続をすること。
- 4 特別の事情により前各号の連絡不十分なため、内閣総理大臣の出席要求が直接内閣になされる等の為、両院の要求が時間的に重複する等の場合は内閣官房長官は国会対策委員長にその調整を求めること。
尚この取扱の実行を期する為、国会対策委員長は予め社会党及緑風会並に参議院自由民主党の国会対策委員長に対し「内閣総理大臣の本会議又は委員会出席要求は事前に当該国会対策委員長を通じ、自由民主党国会対策委員長と協議され度い」旨申入れ、その協力を求めること。

一四 自由民主党国会対策委員会からの要望事項

各省庁官房長への要望事項

(昭四八・一一・七)
自由民主党国会対策委員会

- 一、各省庁は、提出予定法律案については国会対策委員会、常任委員長の意向を事前に十分了解をうけると、又法律案の提出及び取扱い等については国会対策委員会及び当該常任委員長に事前に連絡をとり了解を得ること。
- 二、国会開会中の大臣及び政務次官の出張、旅行等の日程については、予め国対委員長の了承を受けること。
- 三、委員会の大出出席について、調整がつかない場合は国対で調整するので事前に十分連絡すること。
- 四、国対の法案説明の場合、局長又は官房長が説明すること。
- 五、法律案の説明は、従来の概要説明だけでなく、特にその法案の問題点、対立点(各種情報)等を説明すること。

ること。

- 六、各省庁は関係委員会の委員に対し委員会出席を要請すること。(特に政務次官に依頼のこと)
- 七、委員会で修正附帯決議等の動きのある場合、国対に事前に十分なる連絡をすること。
- 八、重要法案をかかえている省庁は、特に国対との連絡を密にすること。
- 九、法案審議の促進をはかるため、参議院先議の法律案を多くすると共に国対と事前連絡のこと。
- 十、本会議の趣旨説明要求が多いため、要求した党に対して、法律案の趣旨を理解させ、すみやかに委員会に付託するよう積極的に働きかけること。

一五 参議院予算委員会からの申入れについて

(原文横書き)

事務連絡
昭和五〇年三月一九日
内閣参事官室

予算委員会一般質疑期間中の各大臣の委員会出席方につき、下記につき申入れがありましたので、御協力願います。

記

各政府委員室は、大臣が出席要求された場合にやむを得ない事情により出席できない時は、質疑者及びその当該会派の理事並びに与党理事の了解を得て、前日に別紙事故届を委員部へ提出すること。

大臣事故届

大臣名	日時 (所要時間)	場所	事由	質疑者了 承の有無	備考
昭和 年 月 日					
政府委員室 責任者 氏名印					

参議院予算委員長及び与党理事からの申し入れについて

五〇年三月二〇日
内閣参事官室

参院予算委員長及び与党理事から左記のとおり申し入れがありましたので、御連絡します。

記

予算委員会から大臣の出席要求がなされている省庁については、当該質疑の時間中、当該省庁の国会事務担当課長は、必ず控室に待機していること。

なお、国会との連絡体制については、今後とも一層の緊密化に努めること。

(付)

なお、上記のほか、三月二〇日の参院予算委員会理事会において、左記の点が指摘されましたのであわせてお知らせします。

記

政府委員が答弁に立つ場合には、所属及び氏名を委員長にわかるように述べてから答弁すること。

一六 内閣総理大臣の国会答弁資料作成要領

(原文横書き)

内閣閣第三〇号
平成元年二月一〇日
内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

内閣総理大臣用答弁作成要領について

内閣総理大臣用答弁の作成については、従来から、種々御協力いただいているところでありましたが、今後当分の間、別紙によっていただくことといたしましたので、格別の御配慮をお願いいたします。

(別紙)

内閣総理大臣答弁作成要領

一 文体及び内容

- (1) 答弁はB5判の野紙に縦書きとすること(各省庁で使用しているものでよいが、一頁九行の野紙のものが望ましい)。
- (2) 質問の番号は、内閣参事官室の付した一連番号によること。
- (3) 質問の野紙には、頁数を入れず、答の最初の頁から頁数を入れること。
- (4) 問と答は、別葉とすること。また、答には、見出しとして質問の要約を最初の1〜2行に記載すること(類似した問が続くときは、問の相違点が分かるように要約の書き方を工夫すること)。
- (5) 答弁の最後が、次頁の一行で納まる場合は、前頁の左欄外に書くこととすること。
- (6) 答弁における改行に際しては、単語・熟語等が切れないようにすること。
- (7) 答弁の文章は、質問の趣旨を繰り返したりせず、体言どめにするなど極力簡潔にすること。
- (8) 答は、明確さ、わかり易さを旨とすること(計数をもって答えるなど端的な表現に努めること)。従来からの経緯のある事項については、これをよく踏まえて答を作成すること(必要に応じて(参考)として従来の答弁例を添付すること)。
- (9) 字は大きく明確に読みやすく、いねいに書くこと(マジックペンを使用すること)。
- (10) 総理が答弁して困ること等、答弁上の留意事項があれば(参考)にはっきり記すこと。
- (11) 参考として添付する資料は、縦書、横書を問わない。

(12) 質問の展開が予想される場合には、元の質問に対する答の後に「(・・・と問われた場合)」と記入し、答を記すこと。

(13) 答弁中、問の右端に、月 日、衆・参及び会議の別、質問者名(党派)並びに答弁作成担当省庁名及び協議先省庁名(答弁作成担当省庁及び協議先省庁名は略称で可)を記入すること。

(14) 答弁作成責任者名(実際に当該答弁作成に当たった直接の責任者。通常は所管課長と考えると考えられる。)及びその連絡先は、答弁の後に別葉として、添付すること。

なお、別添の「様式例」を参照のこと。

二 提出部数、提出方法等

- (1) 提出部数は、一〇部とすること。
- (2) 提出先は、国会内内閣参事官室(二階西側中央)とすること。
- (3) 内閣参事官室より質問事項を連絡した時から、遅くとも三時間以内(ただし、①特に指定した場合はその時刻まで、②特定の局課に質問が集中すること等により三時間を越える場合であっても午前零時まで)に内閣参事官室に提出すること。
- (4) 関係省庁との協議を必要とする場合、答弁作成担当省庁は、内閣参事官室より質問事項を連絡した時から、遅くとも、一時間三〇分以内に協議先省庁に協議案を提出すること。
- (5) 協議先省庁は、協議原案を提出された時、遅くとも一時間以内に回答を行うこと。
- (6) 関係省庁間の協議が整わない場合は、内閣参事官室と協議のうえ、両論併記で答弁を作成し、提出すること。

- (7) 答弁は、当該省庁分の全部を一括せず、完成した都度、内閣参事官室まで提出すること。
 - (8) 緊急を要するものは、ファクシミリによって内閣参事官室に答弁を送付してもよいこと。
- 三 その他の注意事項

- (1) 答弁は、所管部局長、課長又はこれに準ずる者が案文を作成すること。
- (2) 答弁内容について打合せ等を行う必要がある場合もあるので、所管部局長、課長又はこれに準ずる者と、電話等により直ちに連絡がとれるように必ず手配しておくこと。
- (3) 答弁作成担当省庁の答弁連絡窓口は、原則として最後の答弁が内閣参事官室に受理されるまで、文書課等に待機すること。
- (4) やむを得ず、待機できない事情が生じた場合には、作成担当課の担当者の氏名及び直通電話を内閣参事官室に登録すること。この場合には、当該担当者は答弁が内閣参事官室に受理されるまで待機すること。
- (5) 同一趣旨の質問が数人の質問者から出されている場合でも、各質問者ごとに答弁を作成すること。
- (6) 各省大臣に対する質問事項で、各省庁において総理大臣が答弁する方がより適当であると考える場合及び所管大臣が事故等のため総理大臣の答弁を要求されるおそれのある場合は、速やかに内閣参事官室に連絡すること。
- (7) 各省庁において、内閣参事官室から質問要旨を連絡する以前に総理大臣に対する質問があることが判明した場合及び連絡した質問要旨以外の質問があることが判明した場合には、速やかに内閣参事官室に連絡すること。

〔様式例〕

問 1

月	日	()	衆	・	本	会	議	○	○	○	君	()
○	○	○	○	省	作	成	↓	協	議	先	△	△
◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
(問	一)
.....
.....
.....

問一 質問の要約を記入のこと。

(答) 一、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(一行十三字程度)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

問 1 - 1

(注) 質問とは別葉にすること

問 1 - 2

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

ニ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(一行十三字程度)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

	(答 弁 作 成 責 任 者)
	○ ○ ○ 省 ○ ○ 局 ○ ○ ○ 課 長 ○ ○ ○ ○
	連 絡 先 役 所 △ △ △ △ △ △ △
	自 宅 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

問 1 - 3

(注) 質問及び答とは別葉にすること。

総理及び官房長官の国会答弁の作成について(原文横書き)

平成元年二月一〇日
内閣参事官室連絡事項

標記については、平成元年二月一〇日付内閣閣第三〇号で通知したところでありますが、さらに下記のように御留意のうえよろしく取り計らい願います。

記

一 当室の割り振りは、できるだけ実情に即するよう行いますが、答弁作成の迅速化のため、ある程度の簡略化等を行う場合がありますので、各省庁においては、この趣旨を理解され、当室の割り振りを尊重して下さい。

なお、当室の割り振りは、案件の所管を決定するものではなく答弁作成のための便宜の措置であることに留意して下さい。

二 作成担当省庁(又は取りまとめ担当省庁)とされた省庁と協議先省庁(又は協力省庁)との振替は、内閣参事官室の了承を得た場合を除き行わないこととします。

三 取りまとめ担当省庁、協力省庁は、それぞれ役割に応じ、答弁作成の手配、原案の担当部分の作成など十分に協力して、答弁作成に当たって下さい。

四 本会議における質問であって、総理及び担当大臣に対し同一の質問が行われる場合には、答弁内容の重複を避けるために、総理答弁は基本的なものとするとともに、両者の答弁内容に違いをもたせるなど工夫して下さい。

一七 国会答弁用想定問答集の送付依頼について

内閣法制局総発第一九一号

昭和四十三年十二月十日

内閣法制局総務主幹

各省 官 房 長 殿

国会答弁用想定問答集の送付について(依頼)

国会において質問があることを予想して各省庁があらかじめ用意される想定問答集で法律問題を含むものについては、国会答弁の円滑を期するため、従来必要のつど当局への送付を依頼してきましたが、今後は、特に個別の御依頼をしない場合においても、作成後すみやかに、

1 法律案又は条約承認案件に関連するものについては、その審査を担当した当局第二部、第三部又は第四部、

2 その他のものについては、当局第一部

にあてて、各三部(特に必要があるときは、追加をお願いすることがあります。)を御送付いただきたく、御配慮をお願いいたします。

なお、さしあたり、第六十回(臨時)国会関係で右に該当するものが未送付の場合には、至急御送付下さい。

一八 官報の編集について

(原文横書き)

総総 第一二四号
昭和四八年三月一二日
内閣総理大臣官房総務課

昭和四八年三月一二日事務次官等会議において別紙のとおり申合せになりました標記の申合せにより官報に掲載する法律、政令及び条約のあらましを同一紙に掲載することになりましたので、その原稿の作成について次のように特段のご協力をお願いいたします。

一、「法令のあらまし」の原稿は、当分の間閣議に付議した法律案、政令案等の要綱を活用したので、法律案等の要綱作成にあつては、正確に、わかりやすく簡潔に表現するよう協力されたい。

二、法律案が国会審議の過程で修正されたとき又は議員提出の法律については、主管省庁(部局)は、その法律の公布までに原稿を作成し、提出されたい。

官報の編集について

昭和四八年三月一二日
事務次官等会議申合せ
(昭和六二年三月三〇日一部改正)

官報に掲載する事項、内容及び形式を次のように定め、昭和四八年四月一日から施行する。

なお、官報の改革について(昭和三〇年一月二日次官会議了解)は、廃止する。

一、掲載する事項及びその内容

官報に掲載する事項及びその内容は、別紙のとおりとする。

二、掲載の形式

形式は次のとおりとする。

- (1) 紙面の大きさは、日本工業規格 A 4 判とすること。
- (2) 題字（「官報」）は、第一頁右上部に掲載し、地紋を入れること。
- (3) 奥付は、題字の下に掲載すること。
- (4) 掲載事項の目次及び法令のあらましは、原則として第一頁に掲載し、本文は、次頁から掲載すること。
- (5) 本文の組み形式は、原則として四段組みまでとし、各段ごとに横けいを入れること。
- (6) 本文の文字は、八ポイント活字を使用すること。
- (7) 広告は、原則として公告を掲載した後に掲載すること。
- (8) 正誤は、原則として最終頁に掲載すること。

（別紙）

官報の掲載事項及びその内容

掲載事項	掲載内容
一 憲法改正	一 国会召集
二 詔書	二 衆議院解散
	三 衆議院議員総選挙施行
	四 参議院議員通常選挙施行

三 法律	外国文の併載 最高裁判所規則
四 政令	総理府令
五 条約	総理府と各省との共同命令
六 最高裁規則	一 各省の省令
七 府令・省令	二 各省の共同省令
八 規則	一 会計検査院規則
	二 人事院規則
	三 各委員会等の規則
	海上保安庁令
九 庁令	一 内閣訓令
一〇 訓令	二 総理府訓令
	三 各省の訓令
	四 各庁の訓令
	五 各委員会の訓令
	一 内閣告示
	二 総理府告示
	三 各省の告示
	四 各庁の告示
	五 各委員会の告示
	六 裁判所の告示
	七 その他の告示
一一 告示	一 規則
	二 議事日程
一二 国会事項	

掲載事項	掲載内容
<ul style="list-style-type: none"> 一三 人事異動 一四 叙位・叙勲 一五 褒賞 一六 皇室事項 一七 官庁報告 	<ul style="list-style-type: none"> 三 議案関係事項 四 各委員会関係事項 五 議長、副議長及び議員関係事項 六 国会事務局職員の内任及び辞令 七 弾劾裁判所関係事項 八 国立国会図書館関係事項 九 その他 <p>褒賞条例によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 親任式及び認証官任命式 二 信任状捧呈式 三 行幸啓関係 四 御祝電、御答電等 五 新年祝賀の儀その他の宮中諸儀 六 その他 <ul style="list-style-type: none"> 一 官庁事項 (1) 声明類 (2) 報告事項 (3) その他 二 法務 三 財政 四 文教 五 産業

<ul style="list-style-type: none"> 一八 資料 一九 地方自治事項 二〇 公告 	<ul style="list-style-type: none"> 六 通運 七 労働 八 国家試験 九 公聴会 一〇 その他 一 閣議決定及び閣議了解事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法律案、政令の件名 (2) 一般案件のうち掲載を相当とするものの件名及び特別な場合にはその内容 二 各省庁の各種報告及び資料（白書類を除く。） (注) 資料の要約及び解説等は、原則として官報資料版で取り扱う。 一 各省庁の公告 二 裁判所の公告 三 特殊法人等の公告 四 地方公共団体の公告 五 会社その他の公告
---	---

備考 法律・政令・条約については、「法令のあらまし」を掲載する。

一九 府・省令の全文官報掲載について

一 最近公布のため官報に掲載された省令の中にその一部分を省略して掲載されたものが幾つか見受けられた。(注1)

このような措置が採られたについては、最近における用紙の供給削減に伴い採られた官報用紙節約のための臨時措置（昭四八・一一・二九事務次官等会議）に対する配慮があるのかもしれないが、

(一) 府・省令の官報掲載に当たりその一部分を省略して掲載することは、法令の官報掲載について定める「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令」（昭二四総理・大蔵令一）及び「官報の編集について」の事務次官等会議申合せ（昭四八・三・一二）の予想するところとはおおよそ解されないこと。

(二) 省令の公布は官報による旨を定めていた旧公式令（明四〇勅六）の下においても、その官報掲載に当たりその一部分を省略したことはなかつたこと。（注二）

(三) 法令の公布に関しては、「特に国家がこれに代わる他の適当な方法をもつて法令の公布を行うものであることが明らかでない限り、法令の公布は従前通り、官報をもつてせられるものと解するのが相当であつて、たとえ事実上法令の内容が一般国民の知りうる状態に置かれたとしても、いまだ法令の公布があつたとすることはできない」とする最高裁判決（昭三二・一二・二八）が示されているところ、その一部分を省略した省令の官報掲載が、その公布方法として、果たして適式といえるか、また少なくとも適当といえるか疑義なきを得ないこと。

にかんがみ、少なくとも府・省令の官報掲載に当たつては、その一部分を省略するような掲載をすることなく、正式に制定されたその全文を掲載する取扱いをすべきものと考える。

二 右一においてその全文掲載を「少なくとも府・省令」と限つたのは、告示についてもその一部分を省略する官報掲載方法があるところ（注三）、告示にあつては、このような方式がかなり以前から採られており、また旧公式令も告示について特に触れるところがなかつた（注二）ことを考慮し、告示に

ついてまでは、今回改めてその全文を掲載すべきものとし、趣旨を述べたものである。

三 なお、官報掲載を急ぐ余り、府・省令の一部分の掲載を省略するようなことは絶対に避けるべきであり、官報原稿については、その早期提出に努むべきことはいうまでもないところである。

(注一)

○省令の官報掲載に当たりその一部分（様式、表又は別表）の掲載を省略したものの例

船舶安全法施行規則の一部を改正する省令（昭四八・一二・一四付け官報号外、運輸省令四八）

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭四八・一二・一四付け官報号外、運輸省令四九）

右は、末尾に次のように付記している。

（別表第一から別表第四まで並びに第一号様式から第五号様式まで及び第七号様式から第十一号様式までは、省略し、海運局及び沖繩総合事務局において縦覧に供する。）

船舶法施行規則の一部を改正する省令（昭四八・一二・二二付け官報本紙、運輸省令五七）

右は、末尾に次のように付記している。

（第三号表から第五号表の二までの改正規定中「次のように」に対応する改正後の第三号表から第五号表の二までは、省略し、その関係書類を昭和四十九年五月三十一日まで海運局（支局、出張所及び支局の出張所を含む）、沖繩総合事務局（宮古海運事務所及び八重山海運事務所を含む。）及び船員法の規定による事務で市町村長に行わせるものを定める政令（昭和二十八年政令第二百六十号）第一項の規定により運輸大臣が指定した市町村長の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（昭四九・四・一一付け官報号外、文部省令一四）

右改正省令の本則及び附則並びに付記は、次のとおりである。

別表第一から別表第七七までを次のように改める。

(別表については省略し、文部省大学学術局において縦覧に供する。)

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 北海道大学法学部の次に掲げる講座は、改正後の別表第一の規定にかかわらず、当分の間、存続するものとする。

(附則第二項の本文を除く部分については省略し、文部省大学学術局において縦覧に供する。)

(注2)

○旧公式令

第十一条 皇室令、勅令、閣令及省令ハ別段ノ施行時期アル場合ノ外公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ経テ之ヲ施行ス

第十二条 前数条ノ公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス

(注3)

○告示の官報掲載に当たりその一部分の掲載を省略したものの例

昭四八・一一・一六建設省告示第二千二百八十二号(河川区域の廃止に関するもの。図面の掲載省略。根拠

規定―河川法六条二項、河川法施行規則二条)

昭四九・五・九農林省告示第三百七十号(肥料の登録の有効期間の更新に関するもの。保証成分量その他の規格の掲載省略。根拠規定―肥料取締法一六条一項)

(昭四九・五・二一 長官総務室)

二〇 法令案審議録関係

1 法令案審議録整理保存要領

閣議に附される法令案及び条約案の審議資料は、当局における審査の経緯を記録する資料として極めて貴重なるものであるのみならず、法令審査事務、法制意見事務等当局の所掌事務の遂行にあたって重要な参考資料となることにかんがみ、これらを体系的に整理編集し、保存管理するものとする。

第一 個別の法令案等関係資料の整理

- 1 内閣提出法律案及び政令案の審議資料は、次の順序に従つて整理するものとする。
 - 一 請議案決裁書(赤紙)及び法令案の写し
 - 二 内閣修正請議案の決裁書(赤紙)及び修正案の写し
 - 三 正誤文書
 - 四 公布奏上決裁書(赤紙)
 - 五 審査報告書その他の国会印刷物
 - 六 審査法令案
 - 七 国会関係資料(提案理由説明、想定問答等)その他の参考資料のうち重要と認められるもの

(注) (1) 一及び二の法令案及び修正案の写しには、必要と認められる要綱、新旧対照表及び参照条文を添附する。

(2) 六の審査法令案は、第一次案から最終案までのもののうち必要と認められるものを第一次案が上に最終案が下になるような順序に整理し、各案には審査の経過が明らかとなるような記入を行ない、かつ、必要な説明資料を各案ごとにその次に添附すると同時に、審査中特に問題となつた重要事項については、できる限り

その問題点の所在、討議の経過等をメモとして残すこととする。

(3) 閣議附議に至らず廃案となつた法令案の審議資料についても、同様の整理を行なう。

2 条約案の審議資料は、次の順序に従つて整理するものとする。

一 二国間条約については署名請議案の決裁書(赤紙)及び写し、多数国間条約については署名請議案の写し

二 国会承認請議案の決裁書(赤紙)及び写し

三 批准(受諾、承認等を含む。)請議案の写し

四 公布請議案の決裁書(赤紙)及び写し

五 審査条約案

六 一の七に掲げる資料

(注) (1) 一から四までに掲げる資料のうち条約案の部分については、国会承認請議案の写しに係るもののみを残すようにして整理する。

(2) 条約案の審議資料についても、一の(注)に準じて整理を行なう。

3 議員提出法律案については、次の順序に従つて整理するものとする。

一 公布奏上決裁書(赤紙)

二 提出法律案(穴あき)、審査報告書その他の国会印刷物

三 関係資料

第二 保存簿冊の編集

1 編集製本の方法

第一により整理した資料は、暦年別を原則とし、公文件名簿の文書記号ごとに、法律案、政令案又は条約案の別に、受付番号順に従つて整理し、これらを適当な厚さに編集製本するものとし、その製本された簿冊の背表紙には、次の例に従い、編集記号番号を記し、巻頭には目次を附すものとする。

(例) 略(二の(様式)二八五〇八ページ)参照

(注) (1) 法令案に係る文書記号は、内閣、総理府本府、公正取引委員会、国家公安委員会、公書等調整委員会、宮内庁、総務庁、北海道開発庁、防衛庁、経済企画庁、科学技術庁、環境庁、沖縄開発庁及び国土庁並びに各省別に、条約案に係る文書記号は別に附することとし、一案件に係るものは、一受付番号を用いて整理する。

(2) 閣議附議に至らず廃案となつた法律案及び政令案並びに条約案の審議資料については、それぞれ暦年別、各省庁別(条約案にあつては、暦年別)にとりまとめ別簿冊とし、前記の例に準じて別に編集記号番号を記して整理するとともに、公文件名簿の末尾にその件名等を附記する。

2 編集製本の時期

各年分を遅くともその翌年一月末までに編集し、翌年三月末までに製本を完了することを原則とする。

第三 目録

目録は、特に作成はしないが、製本された審議録の編集記号番号を公文件名簿及び法令公布調べに必ず記入することとし、これらの簿冊に目録の役割を附加するものとする。

第四 審議録の保存管理

第五 事務処理要領編

- 1 審議録は、永久保存とする。
- 2 各年の審議録は、その年から起算して三年間は、その所掌に応じ各部において保存管理するものとする。

- 3 2の期間を経過した審議録は、各部から総務室第一課が引き継ぎ、保存管理するものとする。
- 4 審議録の貸出しについては、散逸を防止するため、貸出簿によるものとする。

(昭四七・一 長官総務室)

2 法令案審議録の編集製本の方法について

法令案審議録整理保存要領(昭和四七年一月)第二一 編集製本の方法については、次のとおりとする。

- 1 簿冊の適当な厚さは、五センチメートルぐらいとする。
- 2 目次は、様式一用の用紙を用いる。(一案件で一冊又は分冊である場合は、省略する。)
- 3 背表紙の記載は、様式二による。
 - (イ) 法律案及び条約案に係るものには、提案した国会回次を年号の左に「第〇〇回国会」と併記する。
 - (ロ) 背文字の大きさは、「〇〇〇審議録」の部分は二号活字、その他の部分は四号活字とする。
 - (ハ) 件名等で「千・百・十」の漢数字は、「一〇〇〇〇・一〇〇〇・一〇」とする。
 - (ニ) ()の中には、件名等を記入し、次に示すものは、原則として、略称する。
 - 「〇〇法の一部を改正する法律案」→「〇〇法の一部改正」

「〇〇法を廃止する法律案」 → 「〇〇法の廃止」

「〇〇法の廃止に関する法律案」

「〇〇〇の整理に関する法律案」 → 「〇〇〇〇の整理法」

「〇〇〇〇の特例に関する法律案」 → 「〇〇〇〇〇の特例法」

「〇〇〇〇の臨時特例に関する法律案」→「〇〇〇〇〇の臨時特例法」

(ハ) 件名で字数が多いものは、適宜略称し、()の中に一行二〇字で三行ぐらいでまとめる。

(ニ) 二案件以上の件名を併記することが難しい場合には、()の中で編集される案件の最初の件名の下に一字空けて「外〇件」と表記する。

(ト) 一案件が二以上に分冊されている場合には、()の中でそれぞれ件名の下に一字空けて「その一」、「その二」等と表記する。

- 4 編集記号は、内閣関係、総理本府関係、公取委関係、警察庁関係、公書委関係、宮内庁関係、総務庁関係、北海道関係、防衛庁関係、経企庁関係、科技庁関係、環境庁関係、沖縄庁関係、国土庁関係、法務省関係、外務省関係、大蔵省関係、文部省関係、厚生省関係、農水省関係、通産省関係、運輸省関係、郵政省関係、労働省関係、建設省関係、自治省関係とし、閣議付議に至らず廃案となつたものには、「(廃案)」と併記する。

なお、番号は、算用数字で通し番号とし、暦年又は二年以上で一冊の場合には、「全」と表記する。

5 背表紙の最下部には、「内閣法制局」と横書きで付記する。

6 製本は、クロス張り本製本とし、法律案、政令案又は条約案についてクロスで色分けする。(法律案

は紺色、政令案は茶色、条約案は緑色)

(様式二)

整理番号	件名	公
		布
		月日
		番号

(注) 整理番号は算用数字で通し番号、公布月日・番号は漢数字を用いる。

(様式二)

法律案審議録)	昭和 年	関係
第 回国会		内閣法制局

(参考例)

法律案審議録 (昭和四二年度以後における公共企業体職員等共済組合法の年金改定法及び公共企業体職員等共済組合法の一部改正)	昭和四八年 第六九回国会	運輸省関係 3	内閣法制局
法律案審議録 (関税法の一部改正 その一)	昭和四八年 第七一回国会	大蔵省関係 8	内閣法制局
法律案審議録 (関税法の一部改正 その二)	昭和四八年 第七一回国会	大蔵省関係 9	内閣法制局
政令案審議録 (公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正 環境庁組織令の一部改正)	昭和四七年 昭和四八年	環境庁関係 全	内閣法制局
政令案審議録 (輸出貿易管理令の一部改正 外一三件)	昭和四八年	通産省関係 3	内閣法制局
政令案審議録 (科学技術庁組織令の一部改正)	昭和四八年	科技厅関係 全 (廃案)	内閣法制局

○内閣提出法律案の提出及び成立件数の推移

回次	提出			成立			内閣提出成立割合(%)
	内閣	衆議院	参議院	内閣提出	衆議院提出	参議院提出	
第一回(特)	一六一	二〇	〇	一五〇	〇	〇	九三・一
第二回(常)	二二五	二二	〇	一九〇	四	〇	八四・四
第三回(臨)	四〇	五五	三	三三	二二	三	八〇・〇
第四回(常)	二二三	二二	二	一九	一〇	〇	九五・六
第五回(臨)	六〇	一一	一	五八	二	〇	九五・四
第六回(臨)	一九六	三三	二	一七七	二	〇	八八・五
第七回(常)	二〇	一四	一	一三七	九	一	九五・五
第八回(臨)	四三	〇	一	三七	一	〇	八六・〇
第九回(臨)	一八一	七	二	一七三	五	一	九五・五
第一〇回(常)	一五四	〇	一	一五九	一	〇	九四・四
第一一回(臨)	一八七	八	一	一五九	六	一	九四・七
第一二回(常)	二四九	〇	一	一四〇	一	〇	二六・七
第一三回(臨)	五八	一	一	五〇	一	〇	九四・〇
第一四回(特)	一六四	一	〇	一四	一	〇	九四・〇
第一五回(臨)	一八九	八	一	一五九	五	一	九〇・〇
第一六回(特)	一六九	一	〇	一五九	四	〇	九〇・〇
第一七回(臨)	一〇五	三	一	一〇	二	一	九〇・〇
第一八回(常)	一八三	三	一	一七六	三	一	九〇・〇
第一九回(常)	一〇	三	一	九	二	一	九〇・〇
第二〇回(臨)	一	二	一	一	一	〇	九〇・〇

回次	提出			成立			内閣提出成立割合(%)
	内閣	衆議院	参議院	内閣提出	衆議院提出	参議院提出	
第一回(特)	一五〇	七八	二八	一三五	三五	〇	九〇・〇
第二回(臨)	一七二	〇	一	一四	一	〇	八〇・〇
第三回(常)	一五八	五〇	二	一四五	二	〇	九一・七
第四回(臨)	一〇	七	一	一〇	一	〇	九〇・〇
第五回(常)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第六回(臨)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第七回(常)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第八回(臨)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第九回(特)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第十回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第十一回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第十二回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第十三回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第十四回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第十五回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第十六回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第十七回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第十八回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第十九回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第二十回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第二十一回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第二十二回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第二十三回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第二十四回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第二十五回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第二十六回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第二十七回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第二十八回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第二十九回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第三〇回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第三一回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第三二回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第三三回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第三四回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第三五回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第三六回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第三七回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第三八回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第三九回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第四〇回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第四一回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第四二回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第四三回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第四四回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第四五回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇
第四六回(常)	一五九	七	一	一四	一	〇	九〇・〇
第四七回(臨)	一五八	三	一	一四	一	〇	九〇・〇

回国 次会	提出			成立			内閣提出 成立割合 (%)
	内閣	衆議院	参議院	内閣提出	衆議院提出	参議院提出	
第四八回(常)	一三四	四五	一九	二二四	一〇	四	九二・五
第四九回(臨)	一五五	一一	三	一三三	一一	一一	六〇・〇
第五〇回(臨)	一五六	一九	一	一三六	一一	一一	八七・一
第五一回(常)	一五二	一	二	一四七	一一	一一	八〇・〇
第五二回(臨)	一五二	四三	二	一三三	一一	一一	八〇・〇
第五三回(特)	一五二	四二	一	一三一	一一	一一	八七・五
第五四回(臨)	一〇八	四五	一	一四七	一一	一一	八三・三
第五五回(常)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第五六回(臨)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第五七回(常)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第五八回(臨)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第五九回(特)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第六〇回(臨)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第六一回(常)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第六二回(臨)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第六三回(特)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第六四回(臨)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第六五回(常)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第六六回(臨)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第六七回(常)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第六八回(臨)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第六九回(常)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第七〇回(臨)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第七一回(特)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第七二回(常)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第七三回(臨)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第七四回(常)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七
第七五回(臨)	一一三	四二	一	一四七	一一	一一	七五・七

第七六回(臨)	六三九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	九六・八
第七七回(常)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第七八回(臨)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第七九回(常)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第八〇回(臨)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第八一回(常)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第八二回(臨)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第八三回(常)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第八四回(臨)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第八五回(常)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第八六回(臨)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第八七回(常)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第八八回(臨)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第八九回(特)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第九〇回(臨)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第九一回(常)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第九二回(特)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第九三回(臨)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第九四回(常)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第九五回(臨)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第九六回(常)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第九七回(臨)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第九八回(常)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第九九回(臨)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九
第一〇〇回(特)	七六九	二四七	二〇三	一五二	五三〇	一〇	八四・九

国会 回数	提出			計	成立			内閣提出 成立割合 (%)
	内閣 提出	衆議院 提出	参議院 提出		内閣 提出	衆議院 提出	参議院 提出	
第一〇二回(常)	八四	三九	七	一三〇	七	一四	九一・七	
第一〇三回(臨)	一二	三三	一	一五〇	〇	三	八三・三	
第一〇四回(常)	八七	三三	一	一二一	三	九	八三・九	
第一〇五回(臨)	一一	一一	一	二一	一	一		
第一〇六回(特)	一一	一一	一	二一	一	一		
第一〇七回(臨)	二八	九	一	三九	一	一	八五・七	
第一〇八回(常)	一〇	二二	一	三三	一	一	八二・〇	
第一〇九回(臨)	一一	一一	一	二三	一	一	八八・九	
第一一〇回(臨)	五	一	一	七	一	一	七二・〇	
第一一一回(臨)	八	一	一	一〇	一	一	九〇・〇	
第一一二回(常)	七	一	一	九	一	一	九〇・四	
第一一三回(臨)	一七	一	一	一九	一	一	七六・九	
第一一四回(常)	一八	一	一	二〇	一	一	七六・九	
第一一五回(臨)	一八	一	一	二〇	一	一	七六・九	
第一一六回(臨)	一八	一	一	二〇	一	一	七六・九	
第一一七回(常)	一八	一	一	二〇	一	一	七六・九	
第一一八回(特)	七	一	一	九	一	一	七六・九	
第一一九回(臨)	七	一	一	九	一	一	七六・九	
第二〇〇回(常)	九	一	一	一一	一	一	八〇・〇	
第二〇一回(臨)	六	一	一	八	一	一	八九・二	
第二〇二回(臨)	六	一	一	八	一	一	八九・二	

(備考) 1 「国会回次」欄の(常)、(臨)及び(特)は、それぞれ常会、臨時会及び特別会であることを示す。
 2 件数は、提出及び成立とも新規提案に係るものだけを掲げた。
 3 提出件数には、提出後撤回されたものを含む。

○法令公布件数の推移

年	法			計	政令
	内閣提出	衆議院提出	参議院提出		
昭和二年	一五〇	二八	一	一五八	三三七
昭和三年	一四三	二九	一	一七三	四〇二
昭和四年	一五三	二四	一	一七八	四一四
昭和五年	二四六	四七	一	二九四	三七六
昭和六年	二二四	六九	一	二九四	三九五
昭和七年	二〇九	六七	一	二七七	四三三
昭和八年	二六六	八〇	一	三五八	五〇九
昭和九年	一八八	三七	一	二二六	四三三
昭和十年	二〇九	六七	一	二七七	四三三
昭和十一年	一四六	四四	一	一九一	三三八
昭和十二年	一四七	二五	一	一七三	三六七
昭和十三年	一六一	二五	一	一八七	三五三
昭和十四年	一七二	三三	一	二〇六	三六三
昭和十五年	一九〇	四一	一	二三二	三九二
昭和十六年	一五三	二九	一	一八三	三六三
昭和十七年	一一九	一六	一	一三六	三九二
昭和十八年	一一七	一六	一	一三四	三九二
昭和十九年	一七〇	二一	一	一九二	三九二
昭和二十年	一七〇	二一	一	一九二	三九二
昭和二十一年	一四三	一〇	一	一五四	四〇〇
昭和二十二年	一三九	一〇	一	一五〇	三九六
昭和二十三年	一四〇	一〇	一	一五〇	三九六

年	法律	政令	勅令	府省令
昭和三〇年	一、一二二	八四六	二八一	一、六九八
昭和三一年	一、二〇八	九六五	二八三	一、八四八
昭和三二年	一、二三五	九八九	二五八	一、八二〇
昭和三三年	一、二四四	〇四九	二五七	一、七八一
昭和三四年	一、二八九	一三八	二五九	一、八二二
昭和三五年	一、三三七	二一三	二四四	一、八五〇
昭和三六年	一、三七二	二七四	二四五	一、九二一
昭和三七年	一、四五一	三六二	二四六	一、〇二五
昭和三八年	一、四四四	四〇八	二二二	一、〇七一
昭和三九年	一、四六九	三五一	二一七	一、一一五
昭和四〇年	一、五〇九	四一〇	二〇八	一、二八一
昭和四一年	一、五二五	四四四	二〇八	一、二九三
昭和四二年	一、五三四	四六八	二〇三	一、三二四
昭和四三年	一、五六〇	四八四	二〇〇	一、三九七
昭和四四年	一、五六一	五三一	一九七	一、四四二
昭和四五年	一、五四五	五二七	一九二	一、四一九
昭和四六年	一、五五四	五六九	一八八	一、五二二
昭和四七年	一、五八〇	六四八	一八八	一、五七六
昭和四八年	一、五六六	六四八	一八八	一、五七六
昭和四九年	一、四九〇	五七七	一七〇	一、五一五
昭和五〇年	一、四五九	五二三	一四〇	一、三〇九
昭和五一年	一、四七一	五二五	一三八	一、二五一
昭和五二年	一、四六一	五四一	一三七	一、二五一

○現行法令数の推移

(備考) 昭和三二年が、日本国憲法施行後のものであるほか、いずれも暦年である。

年	法律			計	政令
	内閣提出	衆議院提出	参議院提出		
昭和四三年	一〇二	七	二	一一一	三四九
昭和四四年	九三	四	一	九七	三二〇
昭和四五年	一二五	八	一	一三四	三五四
昭和四六年	一一四	八	一	一二三	三八五
昭和四七年	一一四	八	一	一二三	四四二
昭和四八年	一〇八	八	一	一二七	三七八
昭和四九年	一〇三	五	一	一一九	四〇五
昭和五〇年	七五	二〇	一	九六	三八一
昭和五一年	八五	一一	一	九七	三三六
昭和五二年	八五	一一	一	九七	三三三
昭和五三年	九〇	四	一	九五	三三三
昭和五四年	六七	九	一	七六	四〇七
昭和五五年	八三	六	一	九〇	三二一
昭和五六年	七六	八	一	八五	三二〇
昭和五七年	七一	二	一	七四	三二四
昭和五八年	七〇	二	一	七三	二七六
昭和五九年	九二	八	一	一〇一	三三〇
昭和六〇年	九七	六	一	一〇四	三三〇
昭和六一年	〇七	二	一	一〇	三九六
昭和六二年	〇〇	四	一	五	四一三
昭和六三年	九八	四	一	一〇三	三六七
昭和六四年	八六	九	一	九六	三五五
平成元年	七四	〇	一	八五	三七二
平成二年					

年	法律	政令	勅令	府省令
昭和五三年	一、四八三	一、五六二	一三六	二、二八七
昭和五四年	一、四九四	一、六〇九	一三六	二、三二五
昭和五五年	一、四九六	一、六二二	一三六	二、三三三
昭和五六年	一、五一二	一、六七五	一三四	二、三三八
昭和五七年	一、五一五	一、六八九	一三〇	二、三五八
昭和五八年	一、五二一	一、七〇一	一三〇	二、三六一
昭和五九年	一、五一五	一、七二六	一三〇	二、三五六
昭和六〇年	一、五三三	一、七三〇	一三〇	二、三六九
昭和六一年	一、五三七	一、七〇六	一三五	二、三七五
昭和六二年	一、五五〇	一、七三一	一三五	二、四二一
昭和六三年	一、五六三	一、七四〇	一三五	二、四六〇
平成元年	一、五七九	一、七五五	一三一	二、四七七
平成二年	一、五九七	一、七八三	一〇〇	二、五〇〇
平成三年	一、六〇五	一、八一四	一〇〇	二、五三六

(備考) 1 法務大臣官房司法法制調査部調べによる。
 2 調査日は、各年七月一日(ただし、昭和三〇年及び昭和三一年は六月一日、昭和五〇年は七月三十一日)現在である。

○予算関係法律案等の閣議決定期限調へ

年度	国会 回次	概算閣議決定日	期間	文書課長等 会議日	予算国会提出日	期間	※法案締切日	その他法案 締切日	期間
昭和四〇年	第四八回	三九、一一、二八	八四〇、一、一	六四〇、一、一	二、二二	四〇、一、一	四〇、一、一	四〇、一、一	四八
昭和四一年	第五一回	四一、一一、二八	三四一、一、一	一八四、一、一	二、二七	四一、一、一	四一、一、一	四一、一、一	四八
昭和四二年	第五二回	四二、一一、二八	二四二、一、一	三四二、一、一	二、二七	四二、一、一	四二、一、一	四二、一、一	四八
昭和四三年	第五三回	四三、一一、二八	二四三、一、一	三四三、一、一	二、二七	四三、一、一	四三、一、一	四三、一、一	四八
昭和四四年	第五四回	四四、一一、二八	二四四、一、一	三四四、一、一	二、二七	四四、一、一	四四、一、一	四四、一、一	四八
昭和四五年	第五五回	四五、一一、二八	二四五、一、一	三四五、一、一	二、二七	四五、一、一	四五、一、一	四五、一、一	四八
昭和四六年	第五六回	四六、一一、二八	二四六、一、一	三四六、一、一	二、二七	四六、一、一	四六、一、一	四六、一、一	四八
昭和四七年	第五七回	四七、一一、二八	二四七、一、一	三四七、一、一	二、二七	四七、一、一	四七、一、一	四七、一、一	四八
昭和四八年	第五八回	四八、一一、二八	二四八、一、一	三四八、一、一	二、二七	四八、一、一	四八、一、一	四八、一、一	四八
昭和四九年	第五九回	四九、一一、二八	二四九、一、一	三四九、一、一	二、二七	四九、一、一	四九、一、一	四九、一、一	四八
昭和五〇年	第六〇回	五〇、一一、二八	二五〇、一、一	三四〇、一、一	二、二七	五〇、一、一	五〇、一、一	五〇、一、一	四八
昭和五一年	第六一回	五一、一一、二八	二五一、一、一	三四一、一、一	二、二七	五一、一、一	五一、一、一	五一、一、一	四八
昭和五二年	第六二回	五二、一一、二八	二五二、一、一	三四二、一、一	二、二七	五二、一、一	五二、一、一	五二、一、一	四八
昭和五三年	第六三回	五三、一一、二八	二五三、一、一	三四三、一、一	二、二七	五三、一、一	五三、一、一	五三、一、一	四八
昭和五四年	第六四回	五四、一一、二八	二五四、一、一	三四四、一、一	二、二七	五四、一、一	五四、一、一	五四、一、一	四八
昭和五五年	第六五回	五五、一一、二八	二五五、一、一	三四五、一、一	二、二七	五五、一、一	五五、一、一	五五、一、一	四八
昭和五六年	第六六回	五六、一一、二八	二五六、一、一	三四六、一、一	二、二七	五六、一、一	五六、一、一	五六、一、一	四八
昭和五七年	第六七回	五七、一一、二八	二五七、一、一	三四七、一、一	二、二七	五七、一、一	五七、一、一	五七、一、一	四八
昭和五八年	第六八回	五八、一一、二八	二五八、一、一	三四八、一、一	二、二七	五八、一、一	五八、一、一	五八、一、一	四八
昭和五九年	第六九回	五九、一一、二八	二五九、一、一	三四九、一、一	二、二七	五九、一、一	五九、一、一	五九、一、一	四八
昭和六〇年	第七〇回	六〇、一一、二八	二六〇、一、一	三四〇、一、一	二、二七	六〇、一、一	六〇、一、一	六〇、一、一	四八
昭和六一年	第七一回	六一、一一、二八	二六一、一、一	三四一、一、一	二、二七	六一、一、一	六一、一、一	六一、一、一	四八

年度	国会 回次	概算閣議決定日	期間	文書課長等 会議日	予算国会提出日	期間	※法案締切日	その他法案 締切日	期間
昭和六二年	第〇八回	六一、一二、三〇	九六二、一、九六二、一、二六	九六二、一、二六	九六二、一、二六	九六二、一、二六	九六二、一、二六	九六二、一、二六	九六二、一、二六
昭和六三年	第二二回	六一、一二、二八	一〇六三、一、八六三、一、二五	一〇六三、一、二五	一〇六三、一、二五	一〇六三、一、二五	一〇六三、一、二五	一〇六三、一、二五	一〇六三、一、二五
平成元年	第二四回	元、一、二四	二、元、一、二七	元、一、二七	元、一、二七	元、一、二七	元、一、二七	元、一、二七	元、一、二七
平成二年	第二八回	二、二、二八	二、一、一〇	二、二、二八	二、二、二八	二、二、二八	二、二、二八	二、四、一七	二、四、一七

(備考) 表中、(期間)は、便宜、いわゆるなかの日の日数を掲げた。
なお、その他法案締切日の下欄の(期間)は、予算国会提出日からのそれを示す。

○文書課長等会議前後における内閣提出予定法律案、条約案の件数調べ

国会回次	法律案		条約案		文書課長等会議	概算閣議決定日
	会議前	会議後	会議前	会議後		
第六三回(特)	一一八	一一〇	二一	一八	昭四五、二、三	昭四五、一、三一
第六五回(常)	一一二	一一三	一九	一九	四六、一、七	四五、一、三〇
第六八回(常)	一三二	一一六	一六	一四	四七、一、一七	四七、一、一七
第七一回(特)	一三八	一三〇	一九	一八	四八、一、一九	四八、一、一九
第七二回(常)	九五	九三	一四	一六	四九、一、一九	四八、一、一九
第七五回(常)	六五	六一	一三	一四	五〇、一、一七	五〇、一、一七
第七七回(常)	八三	六九	一五	一四	五一、一、一七	五〇、一、一七
第八〇回(常)	八〇	七九	一一	一〇	五一、一、二四	五一、一、二〇
第八四回(常)	八九	八二	一五	一五	五三、一、一〇	五一、一、二〇

第八七回(常)	七六	六八	一九	一八	五四、一、一七	五四、一、一七
第九一回(常)	七八	七七	三二	二九	五五、一、一七	五四、一、一七
第九四回(常)	八〇	七四	三〇	二四	五六、一、一七	五五、一、一七
第九六回(常)	七八	七七	二一	一八	五七、一、一七	五六、一、一七
第九八回(常)	五八	五二	一六	一四	五八、一、一七	五七、一、一七
第一〇一回(特)	八七	八二	九	一八	五九、一、一七	五八、一、一七
第一〇二回(常)	七七	七七	四	二	六〇、一、一七	五九、一、一七
第一〇四回(常)	九七	九二	一	一	六一、一、一七	六〇、一、一七
第一〇八回(常)	八七	八七	〇	八	六一、一、一七	六〇、一、一七
第一二二回(常)	八二	八一	〇	七	六二、一、一七	六一、一、一七
第一四四回(常)	八七	七七	〇	七	六三、一、一七	六一、一、一七
第一八四回(特)	六二	六二	六	七	元、一、二七	元、一、二七

(備考) ※印は予算関係法律案である。